亀山市議会
議会改革白書 2024

平成 25 年 10 月 21 日

令和 6 年 10 月 21 日改訂

亀山市議会改革推進会議

目次

１　各会議・委員会の活動報告（2024 年）

（１）議会改革推進会議

（２）議会改革推進会議　検討部会

（３）議会運営委員会

（４）正副委員長会議

（５）予算決算委員会

（６）広聴広報委員会

（７）全員協議会

（８）全員協議会　政策検討部会

（９）総務委員会

（10）教育民生委員会

（11）産業建設委員会

２　各会議・委員会での決定事項（2024 年）

（１）議会改革推進会議

（２）議会改革推進会議検討部会

（３）議会運営委員会

３　議会改革の取組

（１）政策提言

①所管事務調査

総務委員会

教育民生委員会

産業建設委員会

②政策条例

子どもの権利条例について

子どもの権利に関する条例の検討経過について

（２）２０２４年議会改革の取組について

①完了した検討課題

②着手中の検討課題

子ども議会の実施について

本条例の目的達成の検証について

４　広聴広報の取組

（１）かめやま市議会だよりの掲載内容について

（２）議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

（３）議会映像等インターネット配信アクセス件数について

５　参考資料

（１）議会改革の取り組みについて

（２）議会改革推進会議の取り組みについて

（３）広聴広報の取り組みについて

（４）タブレット端末導入の経過について

１　各会議・委員会の活動報告（2024 年）

（１）議会改革推進会議

・第３７回　令和６年２月２０日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第３８回　令和６年４月２３日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第３９回　令和６年７月１９日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第４０回　令和６年８月２０日

１　子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第４１回　令和６年１０月２１日

１　議会改革の取組の報告について

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

２　議会改革白書２０２４の作成について

（１）検討課題一覧・スケジュールについて

（２）各種委員会・会議の決定事項について

（２）議会改革推進会議　検討部会

・第８５回　令和６年１月１８日

１　第８４回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２４への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

（２）本条例の目的達成の検証について（検討課題３１）

・第８６回　令和６年２月１５日

１　第８５回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２４への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第８７回　令和６年４月１９日

１　第８６回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２４への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第８８回　令和６年７月９日

１　第８７回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２４への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第８９回　令和６年８月８日

１　第８８回検討部会の確認事項について

２　議会改革白書２０２４への掲載内容の確認について

３　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第９０回　令和６年８月２６日

１　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

・第９１回　令和６年８月２７日

１　議題

（１）子ども議会の実施について（検討課題４７）

（３）議会運営委員会

・令和５年１１月６日

１　令和５年第２回亀山市議会臨時会の日程等について

２　質疑順序について

３　質疑時間について

４　予算決算委員会について

５　臨時会の進行について

６　行政視察報告書（案）について

・令和５年１１月１４日①

１　副議長の辞職許可について

２　副議長の選挙について

・令和５年１１月１４日②

１　正副委員長の互選について

２　各委員会の委員及び正副委員長の報告について

３　閉会中の継続調査の申し出について

・令和５年１１月１４日③

１　追加提出議案について

・令和５年１１月１７日

１　令和５年１２月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

・令和５年１１月２４日

１　請願書の取扱いについて

２　人事案件の取扱いについて

・令和５年１２月５日

１　陳情の取扱いについて

２　要望の取扱いについて

・令和５年１２月１８日

１　追加議案について

２　意見書に関する委員会提出議案について

３　閉会中の継続調査について

４　令和６年３月定例会の日程（案）について

・令和６年２月１５日

１　令和６年３月亀山市議会定例会の日程等について

２　代表質問について

３　質疑・質問順序について

４　予算決算委員会について

５　陳情の取扱いについて

６　亀山市議会委員会条例の一部改正について

・令和６年３月６日

１　意見書の提出について

２　議案の委員会付託について

３　３月１１日の議場における弔意表明について

・令和６年３月２６日

１　追加議案について

２　委員会提出議案について

３　令和６年６月定例会の日程（案）について

・令和６年５月２４日

１　令和６年６月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

４　請願の取扱いについて

・令和６年６月１３日

１　陳情の取扱いについて

・令和６年６月２５日

１　追加議案について

２　意見書に関する委員会提出議案について

３　令和６年９月定例会の日程（案）について

・令和６年８月２３日

１　令和６年９月亀山市議会定例会の日程等について

２　質疑・質問順序について

３　予算決算委員会について

４　陳情の取扱いについて

５　所管事務調査の報告について

・令和６年８月３０日

１　台風１０号接近に伴う本会議の対応について

・令和６年９月１０日

１　請願の取扱いについて

２　要望の取扱いについて

・令和６年９月２７日

１　追加議案について

２　意見書に関する委員会提出議案について

３　議員提出議案について

４　令和６年第１回臨時会・１２月定例会の日程（案）について

５　質疑・質問の通告内容の重複について

（４）正副委員長会議

・令和５年１１月２２日

１　所管事務調査について

２　常任委員会の年間スケジュールについて

３　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

（５）予算決算委員会

・令和５年１１月１３日①

１　補正予算の分科会審査について

２　補正予算の全体審査について

・令和５年１１月１３日②

１　議案の審査（令和５年度各会計補正予算）

・令和５年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和５年１２月５日

１　補正予算の分科会審査について

２　補正予算の全体審査について

・令和５年１２月１８日

１　議案の審査（令和５年度各会計補正予算）

・令和５年１２月１９日

１　議案の審査（令和５年度一般会計補正予算）

・令和６年２月１４日（協議会）

１　令和６年度当初予算について

・令和６年３月８日

１　補正予算の分科会審査について

２　補正予算の全体審査について

・令和６年３月２１日

１　提出資料の説明

２　議案の審査（令和６年度各会計予算）

・令和６年３月２２日

１　議案の審査（令和６年度各会計予算）

２　議案の審査（令和５年度各会計補正予算）

・令和６年５月３１日

１　繰越計算書及び放棄した私債権の報告について

２　各施設の更新等に係る財政負担について

・令和６年６月 13 日

１　補正予算の分科会審査について

２　補正予算の全体審査について

・令和５年６月２５日

１　議案の審査（令和６年度各会計補正予算）

・令和６年６月２６日

１　議案の審査（令和６年度各会計補正予算）

・令和６年８月３０日

１　決算審査結果の報告について

２　健全化判断比率及び各会計資金不足比率の報告について

・令和６年８月３０日（協議会）

１　次期総合計画の策定について

・令和６年９月１１日

１　補正予算の分科会審査について

２　補正予算の全体審査について

・令和６年９月２４・２５日

１　令和５年度各会計決算の審査について

２　令和６年度各会計補正予算の審査について

（６）広聴広報委員会

・令和５年１１月１４日

１　副委員長の互選について

２　議会だより第９４号について

３　今後のスケジュールについて

・令和５年１１月２４日

１　議会だより第９４号について

・令和５年１２月２２日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９５号について

３　今後のスケジュールについて

・令和５年１２月２６日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９５号について

３　行政視察について

・令和６年１月１５日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９５号について

３　行政視察について

・令和６年２月１６日

１　行政視察報告書（案）について

２　議会報告番組の今後の方向性について

・令和６年４月３日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９６号について

３　市公式ＬＩＮＥの活用について

４　今後のスケジュールについて

・令和６年４月８日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９６号について

・令和６年４月１５日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９６号について

・令和６年７月２日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９７号について

３　今後のスケジュールについて

・令和６年７月５日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９７号について

・令和６年７月１６日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９７号について

３　行政視察について

・令和６年１０月３日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９８号について

３　今後のスケジュールについて

・令和６年１０月７日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９８号について

３　議会だより第９９号について

・令和６年１０月１５日

１　議会報告番組について

２　議会だより第９８号について

３　次回スケジュールについて

（７）全員協議会

・令和５年１１月８日

１　副議長の被推薦者からの所信表明について

２　臨時会の進行について

・令和５年１１月１３日

１　協議事項（中学校全員喫食制給食実施事業について）

・令和５年１１月１４日

１　議会選出監査委員について

・令和５年１１月２０日

１　市長報告

（１）総合保健福祉センターの機能見直し方針の策定について

（２）令和６年「亀山市二十歳の集い」の開催について

（３）令和５年第２回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

２　議長報告

（１）第８２回北勢５市議会懇話会（１０／３０：鈴鹿市）

（２）第３０２回東海市議会議長会理事会（１１／７：岐阜県大垣市）

（３）全国市議会議長会第２３３回理事会・第１１５回評議員会合同会議（１１／９：東京都）

３　議員報告

（１）議会運営委員会行政視察（１０／４、１０／１１）

（２）鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会（１０／１８）

・令和５年１１月２４日

１　協議事項

（１）中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画について

・令和６年１月１９日

１　市長報告

（１）令和６年能登半島地震に伴う本市の支援状況について

（２）旧図書館の活用方針について

２　議長報告

（１）第１６７回三重県市議会議長会定期総会（１／１０津市）

３　議員報告

（１）鈴鹿亀山地区広域連合議会懇談会（１２／２５鈴鹿市）

・令和６年２月２０日

１　市長報告

（１）亀山市公式ＬＩＮＥの導入について

（２）令和６年第１回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

（３）令和６年能登半島地震における被災自治体への派遣職員の活動状況について

２　議長報告

（１）第３０３回東海市議会議長会理事会（２／５：愛知県稲沢市）

（２）全国市議会議長会第２３４回理事会・第１１６回評議員会
合同会議（２／８：東京都）

３　議員報告

（１）広聴広報委員会行政視察
（１／２４～１／２５、岡山県美咲町議会、京都府議会）

４　協議事項

（１）委員会条例の一部改正について

・令和６年３月２７日

１　市長報告

（１）新庁舎建設予定地の選定について

・令和６年４月１９日

１　市長報告

（１）クールビズの実施について

（２）令和６年度亀山市水防訓練について

２　議長報告

（１）第１０７回東海市議会議長会定期総会（４／１８：岐阜市）

３　議員報告

（１）鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会（３／２８：鈴鹿市）

・令和６年５月２０日

１　市長報告

（１）財政構造改革骨太方針２０２４の策定について

（２）令和６年能登半島地震に伴う本市の支援状況について

２　議長報告

（１）北勢５市の市長・正副議長懇談会（４／２６：四日市市）

・令和６年７月１９日

１　市長報告

（１）現在の感染症の状況について

２　議長報告

（１）第１００回全国市議会議長会定期総会（５／２２：東京都）

（２）亀山市議会議員退職者と正・副議長との意見交換会（５／２９）

（３）第１６８回三重県市議会議長会定期総会（７／１０：いなべ市）

３　議員報告

（１）産業建設委員会行政視察（５／１４～１６）

（２）鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会（７／１０）

・令和６年８月２０日

１　市長報告

（１）財政構造改革骨太方針２０２４具体的取組の策定について

（２）防災情報伝達システム整備工事に係る入札の中止について

２　教育委員会報告

（１）亀山市中学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定結果について

３　議員報告

（１）総務委員会行政視察（７／１７、１８）

（２）教育民生委員会行政視察（７／２９、７／３１）

・９月１０日

１　救急車の交通事故について

・１０月２１日

１　市長報告

（１）職員名札の表記内容について

（２）令和６年奥能登豪雨災害に係る被災市町に対する職員派遣について

（８）全員協議会　政策検討部会

・令和５年１１月２日（政策条例意見交換会）

１　市内中学校生徒会との意見交換

テーマ「子どもの権利条例について」

（１）普段の生活や身の周りで感じていること

（２）子どもとして大切にされていると感じていること

・令和６年２月６日①

１　アンケート調査について

２　条例の骨子案について

・令和６年２月６日②（政策条例意見交換会）

１　学校法人三重徳風学園　徳風高校

テーマ「子どもの権利条例について」

（１）普段の生活や学校生活の中での困っている事

（２）子どもの権利に対する思い

・令和６年２月６日③（政策条例意見交換会）

１　三重県立亀山高校

テーマ「子どもの権利条例について」

（１）普段の生活や学校生活の中での困っている事

（２）子どもの権利に対する思い

・令和６年２月１９日（政策条例意見交換会）

１　幼稚園・保育園の保護者

テーマ「子どもの権利条例について」

（１）子どもを育てる中での困っている事や普段感じている事

（２）子どもの権利に対する思い

２　アンケート調査について

・令和６年３月１２日

１　アンケート調査について

２　議員提出議案の提出時期について

・令和６年４月１６日

１　意見交換会での意見及び条例の権利部分の検討について

２　今後の検討の進め方について

・令和６年５月１０日

１　条例案の検討について

・令和６年５月２９日

１　条例案の検討について

・令和６年７月１２日

１　アンケート調査結果について

２　条例案の検討について

・令和６年７月２５日

１　条例案の検討について

・令和６年８月２０日

１　条例案の検討について

（１）オンラインによる意見交換会

（９）総務委員会

・令和５年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和５年１２月１３日

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

４　所管事務調査について

５　委員会の年間スケジュールについて

６　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和６年１月２６日

１　所管事務調査について

（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年２月２０日

１　所管事務調査について

（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年２月２２日

１　議案の審査

・令和６年３月１８日

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和６年４月２６日

１　所管事務調査について

（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年５月１５日①

１　所管事務調査について

（具体的な調査項目について、先進地視察について、意見交換について、市コミュニティバスの乗降調査について）

・令和６年５月１５日②（協議会）

１　所管事務事業概要説明について

２　防災情報伝達システム整備方針改訂版について

・令和６年６月２１日

１　議案の審査

２　請願の審査

３　陳情について

４　提出資料の説明

５　一般質問

６　所管事務調査について

（行政視察について、市内コミュニティバスの乗降調査について、意見交換について）

・令和６年８月１５日

１　所管事務調査について

（行政視察報告書について、市内コミュニティバスの乗降調査の結果について、交通事業者に依頼した調査事項に対する回答について、課題の抽出について）

・令和６年８月３０日

１　所管事務調査について

（提出資料について、課題の整理について、調査報告書（案）について、提言について）

・令和６年９月１１日

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について）

・令和６年９月２０日

１　議案の審査

２　請願の審査

３　提出資料の説明

４　一般質問

・令和６年９月３０日

１　議案の審査

（10）教育民生委員会

・令和５年１１月１３日

１　議案の審査

・令和５年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和５年１１月２０日（協議会）

１　亀山市高齢者福祉計画の骨子案について

・令和５年１２月１２日（協議会）

１　亀山市高齢者福祉計画の骨子案に対する意見について

・令和５年１２月１２日

１　議案の審査

２　請願の審査

３　陳情について

４　提出資料の説明

５　一般質問

６　所管事務調査について

７　委員会の年間スケジュールについて

８　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和６年１月１９日

１　所管事務調査について

（現状把握、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年２月１３日①

１　所管事務調査について

（現状把握、今後の調査研究の進め方について）

・令和６年２月１３日②（協議会）

１　亀山市高齢者福祉計画の最終案について

２　就学前教育・保育施設の再編方針について

・令和６年３月１５日

１　議案の審査

２　陳情について

３　提出資料の説明

４　一般質問

・令和６年３月１５日（協議会）

１　亀山市高齢者福祉計画最終案に対する意見について

・令和６年４月１９日（協議会）

１　所管事務調査

「スポーツによる健康づくり」意見交換会

ＮＰＯ法人亀山市スポーツ協会、ＮＰＯ法人 LET’Ｓスポーツわくわくらぶ、亀山市スポーツ少年団

・令和６年５月１６日（協議会）

１　所管事務事業概要説明について

２　管内視察

３　亀山市第４期特定健康診査等実施計画及び亀山市第３期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について

４　亀山市立医療センター経営強化プランについて

・令和６年５月２１日

１　所管事務調査について（現状把握、行政視察について）

・令和６年６月２０日

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

４　所管事務調査について（現状把握、行政視察について）

・令和６年７月１７日（協議会）

１　過去の所管事務調査による提言に対する取組状況について

（児童発達支援センターの整備について）

・令和６年８月６日（協議会）

公益社団法人亀山市シルバー人材センターとの意見交換会

・令和６年８月６日（協議会）

社会福祉法人亀山市社会福祉協議会との意見交換会

・令和６年８月９日（協議会）

公益財団法人亀山市地域社会振興会との意見交換会

・令和６年８月６日

１　所管事務調査について（行政視察報告書（案）について）

・令和６年８月２８日

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について）

・令和６年９月１９日①

１　議案の審査

２　請願の審査

３　陳情について

４　要望について

５　提出資料の説明

６　一般質問

・令和６年９月１９日②

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について）

（11）産業建設委員会

・令和５年１１月１４日

１　正副委員長の互選について

・令和５年１２月１１日

１　議案の審査

２　要望について

３　一般質問

４　所管事務調査について

５　委員会の年間スケジュールについて

６　過去の所管事務調査における「提言」に対する検証について

・令和６年１月２３日

１　所管事務調査について

（現状把握について、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年２月２１日①

１　所管事務調査について

（現状把握について、今後の調査・研究の進め方について）

・令和６年２月２１日②（協議会）

１　亀山市景観計画の骨子案について

・令和６年３月１４日①

１　議案の審査

２　意見書の提出について

３　提出資料の説明

４　一般質問

５　所管事務調査について（行政視察について）

・令和６年３月１４日②（協議会）

１　亀山市景観計画骨子案に対する意見について

・令和６年５月１７日（協議会）

１　所管事務事業概要説明について

２　管内視察

・令和６年６月１９日

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

４　所管事務調査について

（行政視察報告書（案）について、意見交換について）

・令和６年７月２２日（協議会）

１　亀山市環境未来創造会議

（快適部会、循環部会）との意見交換会について

・令和６年８月９日

１　所管事務調査について（所管事務調査のまとめについて）

・令和６年８月２１日（協議会）

１　亀山市土地開発公社との意見交換会

・令和６年８月２１日

１　所管事務調査について（所管事務調査のまとめについて）

・令和６年９月１８日①

１　議案の審査

２　提出資料の説明

３　一般質問

・令和６年９月１８日②

１　所管事務調査について（所管事務調査報告書（案）について）

２　各会議・委員会での決定事項（2024 年）

（１）議会改革推進会議

年　月　日	事　項
令和６年２月２０日	【子ども議会の実施について】 　令和６年度の子ども議会については、「中学生議会」を開催することとする。

（２）議会改革推進会議検討部会

年　月　日	事　項
令和６年２月１５日	【子ども議会の実施について】 　令和６年度の子ども議会については、「中学生議会」を開催することとする。

（３）議会運営委員会

年　月　日	事　項
令和５年１１月１７日	【委員会への特別職の出席について】 　特別職の委員会への出席については、市長、副市長と同様に、地域医療統括官は、定例会の常任委員会は基本的には出席しないことする。 　なお、委員会で質疑・質問がある場合は、市長等と同様に、その旨をあらかじめ伝えて委員会に出席するものとする。 　ただし、３月と９月の予算決算委員会の総括質疑には、市長・副市長とともに出席するものとする。

３　議会改革の取組

（１）政策提言

①所管事務調査

令和６年常任委員会の所管事務調査報告による提言について、常任委員会の調査事項についての結果をまとめましたので、令和７年度予算編成及び政策決定に反映されるよう提言した。

１．総務委員会・・・・・「公共交通政策」について

２．教育民生委員会・・・「スポーツによる健康づくり」について

３．産業建設委員会・・・「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について

総務委員会

【調査・研究期間】令和５年１２月２０日から令和６年９月３０日

【調査研究テーマ】「公共交通政策」について

【委員】委 員 長　　中島　雅代

副委員長　　深水　隆司

委　　員　　小坂　直親

服部　孝規

髙島　　真

草川　卓也

【活動日】令和６年１月２６日

令和６年２月２０日

令和６年４月２６日

令和６年５月１５日

令和６年６月２１日

令和６年７月１７日　先進地視察（岐阜市）

令和６年７月１８日　先進地視察（名張市）

令和６年８月１５日

令和６年８月３０日

令和６年９月１１日

【コミュニティバス乗降調査】

令和６年５月３０日、７月１・５・８・９・１１日

【コミュニティバス及び乗合タクシー運行事業者へのアンケート調査】

令和６年７月１１日　文書により依頼

総務委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

我が国では、超高齢社会の中で、２０５０年には全国の居住地域の約半数で５０％以上減少するとの予測がされるほど人口減少が進んでいる。また、世帯での自動車の保有率は７５％を超えており、特に地方では自動車の依存度が高い。高齢者においては、自動車事故への関心が高まり、運転免許の自主返納の動きが進展してきてはいるが、その後の移動手段に対する不安があるため、返納をためらう声も上がっている。

そうしたことから、公共交通の利用者は減少し、さらにコロナ禍での急激な落ち込みもあり、公共交通事業者の経営環境は悪化しており、今後の安定的な公共交通サービスの提供が大きな課題となっている。

一方で、利用する側は核家族化が進み、共働きや一人暮らしの高齢者等が増加しており運転免許を保有しない高齢者の買い物や通院、児童・生徒の通学や習い事など、日常生活における「移動」の問題が深刻化している。

このような中、今後、公共交通の果たす役割はますます重要になり、市民の生活を支えることのできる生活交通の確保のため、適切で計画的な施策が求められる。

本市では、交通空白地帯を解消して、市民の身近な交通手段を確保するため、コミュニティバス路線の再編や乗合タクシーを運行するなどの取組を進めているが、コミュニティバスの乗降客の減少、市民からのコミュニティバスと鉄道の接続や乗合タクシーに対する要望など、様々な課題が浮き彫りになっている。

以上のことから、総務委員会では、市民が利用しやすい移動手段を確保することは住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で極めて重要であるため、「公共交通政策」をテーマに設定し、現行のコミュニティバス及び乗合タクシーの利便性の向上と、将来的な地域コミュニティバス運行の可能性について調査・研究を行った。

その結果を以下の通り報告する。

【現状把握】

当委員会では、本市のコミュニティバスや乗合タクシーの現状を把握するため、政策部政策推進課に資料を求め、聞き取りを行った。

１．市内バス路線に関する現状

市内には、営業路線バス２路線、廃止代替路線バス２路線、コミュニティバス７路線の計１１路線が運行している。

公共交通機関	路線等の機能	運行主体	路　線　名	便　数
営業路線バス 廃止代替路線バス	基幹バス	民間	亀山国府線	平日 18 便
		市	亀山みずほ台線	平日 15 便
			亀山椋本線	平日 19 便
	特定目的バス	民間	亀山関工業団地線	平日 20 便
コミュニティバス	まちなか循環バス	市	さわやか号	平日 12 便
	地域生活バス		野登ルート	平日 13 便
			白川ルート	平日 5 便
			東部ルート	平日 8 便
			南部ルート	平日 12 便
			西部ルート	平日 10 便
			加太地区福祉バス	平日 9 便

（総務委員会資料より抜粋）

コミュニティバスの令和４年度の利用者数は、令和３年度に比べ回復傾向にあるが、依然としてコロナ禍前の平成３０年度の利用者数までには回復していない。要因は路線によって異なるが、主に昼間帯の便の利用者数が減少していることに加え、朝・夕の便の通学利用が減少していることが考えられる。

各コミュニティバスの利用者数の推移

（単位：人）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
さわやか号	33,467	33,075	25,219	22,879	23,897
野登・白川ルート	20,399	17,782	14,600	13,030	13,722
東部ルート	9,514	9,315	8,499	6,723	9,691
南部ルート	9,427	9,152	8,224	7,579	8,005
西部ルート	7,293	7,952	5,823	5,248	5,206
加太地区福祉バス	10,196	10,167	8,140	8,472	8,826
計	90,296	87,443	70,505	63,931	69,347

（総務委員会資料より抜粋）

コミュニティバスの運賃は、下記の表のとおりであり、交通系ＩＣシステムが利用できるよう、全路線（ジャンボタクシーを除く）にＩＣ車載器を搭載している。

また、全路線共通の回数券（100 円×22 枚綴、販売額 2,000 円）を発行している。

コミュニティバスの運賃

区　　分	全ルート共通運賃
１５歳以上（※中学生を除く）	２００円／回
小学生・中学生・６５歳以上または 乗合タクシー登録者	１００円／回
小学生未満・障がい者及びその介助者	無料

各コミュニティバス路線の評価は、地域公共交通会議においてＰＤＣＡサイクルにより、路線存続の妥当性を判断する「維持基準」と、路線の見直しや利用促進に向けた判断基準となる「見直し基準」に基づき実施しており、各バス路線の維持改善に努めている。

コミュニティバスの維持基準及び見直し（改善）基準

維持基準	路線維持の妥当性を判断 評価指標：１便当たりの平均乗車人員 評価基準：３．０人／便・日 ※数値化基準による定量評価をはじめ、地域で生活交通を考える組織等による利用促進活動など、バス路線の維持・向上に向けた取組実態等（定性評価）も含め、総合的に判断
見直し(改善)基準	路線の見直しや利用促進に向けた判断基準 評価指標：平日１日当たりの停留所別乗降者数 評価基準：５．０人／日以上

（総務委員会資料より抜粋）

２．亀山市乗合タクシー「のりかめさん」に関する現状

<table>
<tr><td>役割・位置付け</td><td>公共交通不便地域や運転免許返納者への対応として、タクシー事業者の空き車両を活用し、鉄道やバスを補完するデマンド型公共交通</td></tr>
<tr><td>運行事業者</td><td>亀山交通株式会社、小菅タクシー有限会社</td></tr>
<tr><td>乗合タクシー運行台数</td><td>亀山交通株式会社　　４台（空き車両２台、予備車両２台）　車両保有台数：１１台
小菅タクシー有限会社　２台（空き車両１台、予備車両１台）　車両保有台数：　５台</td></tr>
<tr><td>停留所数</td><td>４３９カ所（特定目的地２１８カ所　地域停留所２２１カ所）（令和４年度）</td></tr>
<tr><td>運行方式</td><td>・運行ルートは定めず、予約に応じ予め定められた地域停留所と特定目的地停留所の間を結ぶデマンド型
・「予約した時間」と「予約した目的地の方向」が同じ予約がある場合、乗り合いによる運行</td></tr>
<tr><td>委託料</td><td>８，８１１，５４０円（令和４年度実績）</td></tr>
<tr><td>運賃収入</td><td>２，４７８，１００円（令和４年度実績）</td></tr>
<tr><td>利用できる方</td><td>① 満６５歳以上満７５歳未満で四輪運転免許がない人
② 満７５歳以上の人
③ 運転免許を自主返納した人
④ 心身的な理由により四輪運転免許を取得できない人
⑤ 心身的な理由により車を運転できない人</td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>
<table>
<tr><th>区　分</th><th>Ａゾーン
（基本）</th><th>Ｂゾーン
（遠隔地）</th><th>Ｃゾーン
（超遠隔地）</th></tr>
<tr><td>単独乗車</td><td>５００円</td><td>１，０００円</td><td>１，５００円</td></tr>
<tr><td>複数乗車</td><td>４００円</td><td>８００円</td><td>１，２００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（総務委員会資料より抜粋）

運行日は、月曜日から土曜日までの午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分としており、日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は運休としている。

運行経路は、地域停留所 ⇔ 特定目的地停留所、特定目的地停留所 ⇔ 特定目的地停留所の２経路としており、地域停留所 ⇔ 地域停留所は利用できない。

利用予約は、利用希望日の 2 週間前から当日の乗車時刻の 1 時間前までにタクシー会社へ直接電話する。受付時間は、当日利用以外の予約は月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで、当日利用の予約は月曜日から土曜日までの午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとなっている。

利用状況については、通院、買い物を目的とした亀山市街地への流入が中心となっており、令和４年度は、総利用者 4,514 人で、一日当たりの利用者は 15.4 人となっている。リピート利用者は増加傾向にあるが、利用状況に地域差が生じている。また、往復利用のほか片道のみの利用も多く、利用目的や利用時間によって、他の交通機関と組み合わせた移動がなされている。

乗合タクシーの地区別利用者数について

地　区	登録者数（人）			延べ利用者数（人）		
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
亀　山	1,142	1,151	1,127	1,492	1,336	1,837
昼　生	133	134	128	326	392	456
井田川	507	505	491	881	680	589
川　崎	222	232	223	495	695	1,023
野　登	132	133	131	258	308	362
白　川	53	52	50	55	42	45
神　辺	164	166	163	388	440	502
関	398	396	378	506	456	420
坂　下	34	33	29	182	65	80
加　太	76	73	70	105	100	104
合　計	2,861	2,875	2,790	4,688	4,514	5,418

（総務委員会資料より抜粋）

【コミュニティバス、乗合タクシー、廃止代替バスを合わせた業務委託料と実質負担額の推移】

（単位：万円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
委託料合計	10,502	10,944	11,201	12,361	13,525
乗車徴収金	821	799	689	692	821
実質負担額	9,682	10,146	10,512	11,669	12,704

（総務委員会資料より作成）

３．亀山市の公共交通の主な課題

（１）世帯当たりの自家用乗用車の保有台数が多く、自動車依存度が高い

本市は、広い行政面積の中に山間部や坂道が多いなど地形的制約があり、集落も全域に点在していることから、世帯当たりの自家用乗用車保有台数は１．５６台（令和３年度末）と県内自治体の中でも多く、自動車から公共交通へのシフトが進みづらい。

（２）様々な公共交通機能を生かした利用者ニーズへの効率的な対応が図れていない

朝夕帯・昼間帯での移動者や移動目的の変化、地域事情など、利用者ニーズに合わせた輸送サービスの提供が求められるが、それらへの効率的な対応が図れていない。

（３）市民との問題意識の共有と地域住民・交通事業者・行政が連携した取組が脆弱である

今後も生活交通の確保を図るためには、地方自治体における交通政策を取り巻く様々な課題を市民と共有した上で、一層、地域住民・交通事業者・行政が連携した取組を強化することが求められるが、その拡大が十分に図れていない。

（４）公共交通事業者が少なく、物価高騰や人手不足の影響が深刻化しつつある

本市の公共交通事業者は、鉄道事業者が２社、バス運行事業者が１社、タクシー事業者が２社と少ないことに加え、交通事業者の労働環境改善や運転手の高齢化による人手不足が懸念される。

（５）運行業務委託料が嵩み、財政負担額が増加傾向にある

物価高騰や人件費上昇の影響により、バス等の運行業務委託料がかさみ、収支率が伸び悩む中で、利用料金収入等を差し引いた市の実質負担額が増加傾向にある。

４．国土交通省における地域公共交通の考え方

① まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持･発展を通じた地域の活性化
② 国際的な人流・物流・観光の拡大を通じた我が国の国際競争力の強化
③ 交通に関する防災・減災対策や多重性・代替性の向上による巨大災害への備え
④ 少子高齢化の進展を踏まえたバリアフリー化をはじめとする交通の利便性向上
⑤ 以上の取り組みを効果的に推進するための情報通信技術（ＩＣＴ）の活用

５．近隣市への相互乗入れに関する意見交換について

≪津市との意見交換≫

・先ずは既存バスルート（亀山椋本線）の活用と利用促進が必要である。
・どの程度の需要があるのか等の調査が必要である。
・津市側からの乗入れ検討を行う予定は無い。
・乗合タクシー停留所設置の可能性の協議には応じるが、既存交通事業者との協議は不可欠である。

≪鈴鹿市との意見交換≫

・市境を超えるバスの運行は、多くが廃止となってきた経緯があるため、慎重な検討が必要と考える。
・バスの相互乗入れについては、関係自治体だけでは解決できる問題ではないため、広域的な観点から県主導により検討すべき課題であると考える。
・乗合タクシー停留所設置の協議には応じるが、既存路線バスが運行している中で、慎重な検討が必要と考える。
・四日市市と隣接する団地等において、住民からの相互乗入れ需要はあるが、既存公共交通とのバランス確保等の観点から、検討は進んでいない。

【各コミュニティバスの乗降調査】

当委員会では、５月３０日から７月１１日にかけて、市内コミュニティバス７路線の乗降調査をグループに分かれて実施した。

（１）さわやか号　　調査日　令和６年７月８日（月）

≪利用者からの意見≫

・増便してほしい（理由：帰りの待ち時間が長い、帰りの便がない　等）
・もう少し細かく停まってほしい
・行先が増えるといい
・バスの乗り降りが高い
・バス内のイス及び段差が乗りにくく、降りにくい
・バス停に雨よけ、日よけがほしい
・正月も運行してほしい
・JRとの接続をよくしてほしい

（２）東部ルート　　調査日　令和６年７月８・１１日（月・木）

ア）井田川駅方面　⇔　川崎地区方面

≪利用者からの意見≫

・帰りを増便してほしい

・井田川駅でＪＲとの接続がギリギリすぎる（渋滞でＪＲに乗り遅れる）

・バス停が車道に近すぎて危ない

イ）亀山駅・あいあい方面　⇔　川崎地区方面

≪利用者からの意見≫

・毎日 400 円はつらい

・帰りの便がないので増便してほしい

・バス停が危険

・料金が高い、無料に

・駅に余裕をもって到着するようにしてほしい（乗り継ぎがギリギリ）

・日曜、祝日も走ってほしい

（３）南部ルート　　調査日　令和６年５月３０日（木）

≪利用者からの意見≫

・帰りのバスがない（帰り乗れたら定期券を買う）

・図書館で時間調整ができるようになった

・時間を変えてほしい

・バス停を増やしてほしい

・バス停に雨よけ、日よけがほしい

・朝夕のバスを増便してほしい

・ＪＲとの接続をよくしてほしい

≪乗務員からの意見≫

・南部ルートは他の車に煽られる

・菅内信号右折と下庄信号右折が渋滞する

・弘法寺の発着で待機場所がない（鈴鹿市の路肩で待機）

・１便三寺発（７：３０）から５便亀山駅着（１０：４１）まで休憩がない

・一人で７：３０から１８：４１まで運行している

（４）西部ルート　　調査日　令和６年７月９日（火）

≪利用者からの意見≫

・増便してほしい（帰りの便、昼の便、２時間おきに等）

・ステップが高い

・関駅での接続が悪い

・亀山駅直通がほしい

・山下、木下は乗客がいない

≪乗務員からの意見≫

・エコー止にしてほしい（エコーへ行くのに乗り換えが必要）

（５）野登ルート　　調査日　令和６年７月５日（金）

≪利用者からの意見≫

・増便してほしい（帰りのバスがない、もともとあった時間が無くなった、回送時も乗せてほしい等）

・時間を変えてほしい（ギリギリ）

・バス停にベンチがほしい

・学割がほしい

≪乗務員からの意見≫

・市役所方面から駅前ロータリーに進入するところを一旦停止にしないと危ない

（６）白川ルート　　調査日　令和６年７月１日（月）

≪利用者からの意見≫

・増便してほしい（帰りのバス、昼間のバス、定期券が買えない等）

・良い時間がない

（７）加太地区福祉バス　　調査日　令和６年７月９日（火）

≪利用者からの意見≫

・増便してほしい

・帰りの亀山駅での乗り継ぎ（ＪＲ）が悪い

・雪の日の送迎が困る

・エコーや医療センターに行くのに、乗り換えで料金が増える。乗り換えは無料にしてほしい

≪乗務員からの意見≫

・西部ルートはエコーまで運行すべき（エコーに行くには、２回乗り換えが必要）

【交通事業者からの書面による聞き取り】

バス事業者及びタクシー事業者に対し、意見交換会に替えて、書面による質問事項を作成し回答を求めた。

（１）バス事業者

≪利用者の利便性向上のために考えられる取り組み≫

・ＩＣ定期券の導入

・観光客向け一日乗車券の販売（亀山城や東海道の散策の回遊性向上）

≪今後の課題≫

・利用者の減少や運転士不足を踏まえたダイヤ編成

・車両の更新（特に老朽化している加太福祉バス）

（２）タクシー事業者

≪利用者の声≫

・土日も運行してほしい

・運行時間を繰り上げてほしい

・予約方法が分かりにくい

≪事業者の意見等≫

・市民に制度の周知を徹底してほしい（予約、停留所等）

・亀山駅前ロータリーの乗合タクシー停車場について、他の送迎車両が駐車して利用できないことがある

・関町地内の利用について、車両も限られており要望に応えられないケースが多い

≪今後の課題≫

・現在の乗務員数、車両台数では、利用者の利便性を向上させることは困難であり、社員募集を強化し、乗務員数、車両台数を増やすことが先決

・乗合タクシーでありながら、乗合で利用する機会が少なく、乗合率を上げる努力が必要。

【行政視察】

調査・研究テーマに沿った先進地である岐阜県岐阜市と三重県名張市の取組内容について、令和６年７月１７日及び１８日に視察を行った。

≪岐阜県岐阜市≫

岐阜市では、１９地区でのコミュニティバス及び１地区でのデマンド型乗合タクシーの運行について市の担当者から説明を受けたのち、コミュニティバスの一つである「みどりっこバス」に乗車し、地域の運営協議会の会長から話を聴いた。

岐阜市は、以前は路面電車及び市バスを運行していたが、ともに大きな赤字を抱えていたため、議論の結果、路面電車は廃線、市バスは民間に譲渡し、公共交通を路線バスとコミュニティバスの両輪で支えていく方針を立て現在に至っている。

コミュニティバスの特徴は、運行主体は市であるが、それぞれ地域住民が主体となった運営協議会が設置され、地域住民、市、交通事業者の三者が一緒になってルートやダイヤ等を決定している。また、利用促進を図るため全地区共通１日乗車券を販売したり、乗り継ぎプランやおすすめプランをホームページやチラシで案内している。

また、コミュニティバスを廃止したエリアや、道が狭くてバスが入れないエリアの公共交通を確保するため、コミュニティバスサポート便として予約制の乗合タクシーを導入し、コミュニティバスのバス停までのサポートをしている仕組みがある。

実際に乗車した「みどりっこバス」では、バスにボランティアのヘルパーが乗り込み、乗り降りの補助や手荷物の持ち運びの手伝いなどをしながら乗客の声を聴き取っている。

さらに、地区の面積が広く、集落が点在している一地区では、運行の効率化と利便性の向上を図るため、予約型のデマンド型乗り合いタクシーが導入されていた。

≪三重県名張市≫

名張市では、市街地循環型コミュニティバス（ナッキー号）及び地域コミュニティバスの運行について市の担当者から説明を受けたのち、コミュニティバスの一つである「ほっとバス錦」に乗車し、地域の運営協議会の会長から話を聴いた。

名張市の地域コミュニティ交通は、近鉄大阪線や三重交通の路線バス、市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」の既存の公共交通を活かしながら、交通空白地や交通不便地域から最寄りのバス停や鉄道駅への接続を基本としている。

コミュニティバスの特徴として、地域による運営を行うことで、実情に応じた運行経路とダイヤ設定が可能となっている。地域公共交通に対する行政支援には、市からの補

助金３００万円により地域住民等で組織する地域の運行協議会が事業主体となる場合、市が車両を購入し、市からの委託により地域の運行協議会が運行を行っている場合、地域支え合い事業の外出支援サービスの場合の３パターンがある。

両市に共通して言えるのは、岐阜市や名張市のような地域公共交通がそのまま亀山市に当てはまるものではないが、両市とも市のコミュニティバスに対する財政負担が少ないのが特徴的であった。いずれも地域住民、行政、事業者の役割分担が明確で、地域住民主体の地域公共交通の仕組みが出来上がっており、地域の運営協議会に一定の裁量が任されているため、地域住民のニーズあった運行が可能となっている。

また、特に印象に残ったのが、「クロスセクター効果」の考え方で、公共交通問題では、よく費用対効果が議論されるが、単に移動手段としての効果だけではなく、それがもたらす波及効果まで含めて地域公共交通を考えることの必要性を感じた。

この２日間の視察を通じて、現在の日本社会が抱える人口減少や少子高齢化の進行、自治体の財政難などが大きな要因となり、公共交通の維持がどこの自治体でも難しくなっているが、そのような中でも地域が主体となって考え、市や事業者と協議を重ね、いかに住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていくかを考えていくことが重要であるということを強く感じた。

※クロスセクター効果

地域公共交通のクロスセクター効果とは、地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果である。

例えば、地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用は、医療部門では病院送迎のバスの運行や通院のためのタクシー券の配布、健康が損なわれたことによる医療費の増など、また、商業部門では買物バスの運行やタクシー券の配布などが見込まれ、それらに対し、現在市が負担しているコミュニティバスの運行委託料や補助金等とのコスト同士を比較するものである。

【検討結果のまとめ】

総務委員会として、調査・研究テーマに掲げた「公共交通政策」について協議し、特に「コミュニティバス及び乗合タクシーの利便性の向上」について検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

１　利用者の「移動目的」や「地域事情」に合わせたコミュニティバス運行が求められている中、増便やダイヤ・ルートの変更、ＪＲとの接続見直し等、様々な要望に対応ができていない。

２　学生や高齢者にとっては、往復での運賃負担は大きい。また、帰りのコミュニティバスがないため、家族の送迎になることが多く、定期券が購入できない人もいる。
　さらに、各地域から中心市街地への移動には乗り継ぎが必要となるが、その都度運賃が加算されるなど、利用実態に合った料金設定になっていない。

３　コミュニティバス車両は一部老朽化しているものがあるほか、バスの乗降時のステップや車内での段差などバリアフリー対応が十分とは言えず、利用しやすい車両になっていない。
　また、バス停については、交通量の多い道路に面しているところが多いため、危険であるほか、悪天候の際に身を寄せるところがないなど、利用しやすい環境とは言えない。

４　現行の乗合タクシー制度は、登録者及び利用者は増加傾向にあるが、乗合率が著しく低く、「乗合」とはいえない。
　また、運行台数が少なく、年齢制限や停留所の問題など利用者の様々な要望に対応できていない。

５　公共交通の課題を議論する際、費用対効果だけで増便・廃止の対象とされている。

よって、総務委員会として市民が利用しやすい移動手段を確保し、住みやすい地域社会を実現するため、コミュニティバス及び乗合タクシーの利便性の向上について、下記のとおり市長に対し提言を求める。

記

１　コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、地域住民と交通事業者、行政の三者が連携して運行協議会等を設置するなど、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること。

２　日常生活における移動の負担軽減を図るため、公共交通がもたらす波及効果（クロスセクター効果）も踏まえ、全てのコミュニティバス路線について市内在住者の運賃を無料とすること。

３　車内に段差がある車両や老朽化した車両をバリアフリー対応に更新するとともに、バス停については、安全で利用しやすい環境となるように十分配慮すること。

４　乗合タクシーについては、利便性の向上を図るため、「公共交通」、「乗合」の観点から、改めて制度の再構築に向けて検討すること。

教育民生委員会

【調査・研究期間】令和５年１２月２０日から令和６年９月３０日

【調査研究テーマ】「スポーツによる健康づくり」について

【委員】委 員 長　　今岡　翔平

副委員長　　櫻木　善仁

委　　員　　櫻井　清蔵

福沢　美由紀

新　　秀隆

森　　英之

【活動日】令和６年１月１９日

令和６年２月１３日

令和６年４月１９日　意見交換会（スポーツ団体）

令和６年５月２１日

令和６年６月２０日

令和６年７月２９日　先進地視察（松阪市、愛知県美浜町）

令和６年７月３１日　先進地視察（熊野市）

令和６年８月　６日

令和５年８月２５日

令和６年８月２８日

令和６年９月１９日

【意見交換会出席者名簿】

ＮＰＯ法人亀山市スポーツ協会　６名

（うち３名はスポーツ少年団うち１名はLet’ｓスポーツわくわくらぶ）

ＮＰＯ法人Let’ｓスポーツわくわくらぶ　２名

亀山市スポーツ少年団　３名

教育民生委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

日本人の平均寿命は、年々延び続けており、人々の生活様式が多様化する中で、健康に対する意識が変化し、他者との交流や健康維持のためにスポーツに取り組む事例が増えてきている。

そして、スポーツによる健康づくりの必要性は、厚生労働省の調査結果からも明らかである。調査結果には、日本国内における死亡のうち運動不足を原因とするケースが毎年約５万人であることが示されており、適度な運動・スポーツを習慣化させることで、運動不足を原因とする死亡を減少させることが可能であると考えられる。

また、日本の平均寿命は男女ともに８０歳を超えているが、平均寿命と健康寿命の差は１０歳前後を維持したままで推移している。健康寿命延伸のためには、要介護状態の予防が必要不可欠であり、適度な運動・スポーツの実施により、ロコモ・フレイル※状態の予防だけでなく、生活習慣病予防にも寄与すると考えられる。

このような背景から、国では、平成２７年１０月にスポーツ庁を設置し、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進を図ることにより健康長寿社会の実現を目指している。

本市では、令和４年３月に第３次亀山市スポーツ推進計画を策定し、目指す姿を「市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます」とし、様々なスポーツ施策を実施している。

さらに、本市は世界保健機関（ＷＨＯ）の健康都市連合に加盟する健康都市として、まち全体で健康寿命を延ばす取組を展開しながら、健康と密接な関係にあるスポーツの推進を図っている。

しかし、実際に市民又は団体が健康づくりに対してどのような取組を行っているのか、また、市のスポーツ施策が市民の健康づくりにつながっているのかについては、検証していく必要がある。

以上のことから、市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について調査・研究し、検討した結果をここに報告する。

※ロコモ・フレイルとは、骨、関節、筋肉など運動器の障害が起こり、立つ・歩くといった機能が低下している状態や高齢期に心身の活力が低下することで、要介護状態等に陥りやすい状態を指す。

【現状把握】

当委員会では、スポーツによる健康づくりの現状を把握するため、健康福祉部健康政策課及び教育委員会事務局学校教育課から、各運動施設の状況、選手等への激励金・旅費の支給状況、中学校部活動の地域移行などの資料を求め、聞き取りを行った。

１　第３次亀山市スポーツ推進計画について

（１）計画の概要

この計画は、令和４年３月に策定したものであり、計画期間としては、令和４年度から令和８年度までの５年間となっている。全体で５章構成であり、第１章が第３次スポーツ推進計画の策定にあたってというもので、計画の位置づけや計画期間を示している。次に、前計画の成果指標の検証結果やその評価について、第２章で整理している。それらを踏まえて、第３章で基本理念、それに基づく基本施策を体系立てて整理している。具体的な施策の内容が第４章となっており、７つの大きな柱立ての下で各施策を取りまとめている。最後の第５章で推進体制を示し、参考資料として策定経過等についてまとめるというような構成となっている。

基本理念における目指す姿としては、「市民がスポーツを通じて、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送り、また、その技術や記録の向上を目指してスポーツを楽しんでいます。」としている。目指す姿を実現するために、この５年間で取り組む４つの基本施策を位置づけており、スポーツ活動の充実、スポーツを支える力の促進、スポーツ文化の浸透、スポーツのまちづくりと拠点整備ということで、スポーツをする、支える、観るというような考え方に沿って柱立てをしている。

施策の内容は、次の７つの柱立ての下に内容を整理している。

１　誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実
２　子どものスポーツ環境の充実
３　スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上
４　スポーツ情報提供の充実
５　競技スポーツを身近に感じられる機会の創出
６　スポーツを活用した地域活性化
７　スポーツ施設の整備と利用促進

計画の推進体制としては、各施策に関係する学校教育や生涯学習、健康づくりなどの市の関係部署間にわたる全庁的な体制に加え、各種スポーツ団体や運動施設の指定管理者、関係機関などをはじめとした地域、学校、企業などとの連携や協力により推進するという考え方を示している。この計画の評価と進捗管理については、亀山市スポーツ推進審議会で行っていくものである。

（２） １学校１運動に係る各園各学校の取組内容

ア　取組の趣旨

「みえ子どもの元気アップシート」は、三重県教育委員会が推進している。子どもたちの体力向上に向けた運動機会を拡充するために各学校が作成するシートであり、その中で各学校は、体力向上の目標を設定するとともに、「１学校１運動」を設定し、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの運動機会を拡充する取組を進めている。

具体的には、学校全体でなわとびやマラソンなどに取り組むもので、亀山市教育委員会では、その取組を「１学校（園）・１運動プロジェクト」と名づけ、子どもたちが幼児期から身体を動かし、自ら進んで運動に親しむ習慣を身に付けられるよう、このプロジェクトを推進している。

イ　各学校・園の具体的な取組内容

学校（園）名	取組
亀山西小学校	なわとび週間
亀山東小学校	縄跳び運動（児童会主催のなわとび大会を計画）
昼生小学校	全校遊びや、たてわり班活動、スポーツ集会で、様々な運動に挑戦
川崎小学校	竹馬・縄跳び運動
野登小学校	なわとびだけでなく、鉄棒やのぼり棒のチャレンジカードも活用し、休み時間にも挑戦
白川小学校	業間マラソン、たてわり班なわとび、週１回の短時間学習として「投力」「柔軟性」等を高める運動
神辺小学校	なわとび集会、全校遊び
井田川小学校	委員会や児童会企画の運動大会の実施
亀山南小学校	児童会や委員会が体力の向上を図るような行事を計画 雨の日の体育館開放
関小学校	体育委員会を中心とした全校運動の取り組み 握力計を児童玄関に設置し、いつでも計測できるようにする
加太小学校	なわとびカードを使った業前の短縄跳び運動 雨の日の体育館遊び
亀山中学校	連絡帳を利用した生活習慣・運動習慣の振り返り （早寝・早起き・朝ごはん・運動実施等）
中部中学校	部活動で共通したトレーニングメニューを導入
関中学校	部活動で共通したトレーニングメニューを導入
亀山幼稚園	毎朝の体操
亀山東幼稚園	クラスごとの縄跳び・鬼ごっこ・ボール遊び
井田川幼稚園	毎朝の体操
みずほ台幼稚園	縄跳び・サーキット遊び（ハードル、平均台、マット、跳び箱等）

（３）スポーツ推進計画の成果指標に対する現状

基本施策１：スポーツ活動の充実

成果指標	現状値(R3)	目標値(R8)	令和４年度
成人の週１回以上のスポーツ実施率	55.8%	60%以上	―

この指標は、令和３年度に計画策定に合わせて実施したアンケート結果の数値を現状値としており、５５．８％であったことから、令和８年度の目標値として６０％以上としている。次回調査は令和８年度に実施するため、令和４年度は「－」となっている。

基本施策２：スポーツを支える力の促進

成果指標	現状値(R2)		目標値(R8)	令和４年度
スポーツ関連団体の構成者数	4,423 人		4,900 人	4,345 人

この指標は、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ及び学校体育施設開放事業登録団体等の構成者数を合計して算出している。

コロナ禍により減少した、市スポーツ協会の構成者数がコロナ禍前の水準に戻り切っておらず、前年とほぼ横ばいとなっている。

基本施策３：スポーツ文化の浸透

成果指標	現状値(R2)	目標値(R8)	令和４年度
市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	11,930 人	24,000 人	21,242 人

この指標は、市が主催する「壮年ソフトボール大会」や、市スポーツ協会、市スポーツ少年団、市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ等スポーツ関連団体が主催する「市民スポーツ大会」や「亀山市駅伝競走大会」などの、スポーツ教室・大会の参加者数を合計している。

令和３年度はコロナ禍により全て中止した市主催事業が令和４年度には実施することができたことなどにより、参加者数は増加している。

基本施策４：スポーツを支える力の促進

成果指標	現状値(R2)	目標値(R8)	令和４年度
市内の主な運動施設の利用率	70.3%	78.0%	74.3%

この指標は、対象施設の利用日数の合計を、施設の開放日数（施設が工事等で利用できない日は除く）の合計で除した数値を、利用率として算出している。

新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことによって、各施設の利用が増えたことから、利用率は増加傾向にある。

２　各運動施設について

（１）利用率（運動施設全体）

利用率は、西野公園、東野公園、関Ｂ＆Ｇ海洋センター等の各施設の開放をしている延べ日数のうち、その施設それぞれを利用していた日数を比率で表示している。令和２年度、令和３年度は、コロナ禍で少し落ち込みが見られるが、徐々に回復してきている。

	平成３１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
利用率　①=③/②	75.6%	70.3%	74.0%	74.3%
開放日数　②	5,524日	5,058日	5,091日	5,704日
利用日数　③	4,174日	3,558日	3,766日	4,236日

（２）利用率の詳細（運動施設単位）

各年度を通じて利用率の高い８０％以上のものは、西野公園では、トレーニングルームを含めた体育館、庭球場、プール、東野公園では、トレーニングルームを含めた体育館、そして観音山のテニスコート、Ｂ＆Ｇでは、トレーニングルームを含めた体育館とプールである。関スポーツ公園の多目的グラウンドも７０％以上の利用率で、比較的高い利用率になっている。一方で、東野公園のゲートボール場は、非常に利用率が低い状況である。

【利用率】

対象施設		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
西野公園	体育館	100.0%	94.9%	99.8%	100.0%
	野球場	39.3%	31.6%	34.0%	36.8%
	運動広場	51.9%	45.9%	52.5%	51.0%
	庭球場	88.3%	90.3%	87.0%	90.9%
	プール	100.0%	90.3%	94.6%	100.0%
亀山公園	庭球場	62.8%	66.3%	67.6%	69.6%
東野公園	体育館	100.0%	94.9%	100.0%	100.0%
	ソフトボール場	48.1%	43.2%	47.2%	48.2%
	運動広場	62.2%	62.6%	76.9%	61.3%
	ゲートボール場	2.5%	0.6%	1.2%	0.6%
観音山	テニスコート	80.2%	85.1%	86.1%	85.5%
Ｂ＆Ｇ	体育館	91.8%	84.0%	84.0%	86.6%
	プール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
関スポーツ公園	多目的グラウンド	68.9%	67.5%	71.6%	72.2%
合計		75.6%	70.3%	74.0%	74.3%

※体育館は、トレーニングルームを含んでいます。

体育館やプールなど屋内施設は、午前・午後・夜間の３つの時間区分での利用にばらつきはあまり見られないが、野球場などの屋外施設は夜間の利用は少なくなるという傾向が見られる。

【利用率】

対象施設		令和4年度		
時間区分		午前	午後	夜間
西野公園	体育館	94.8%	90.3%	95.0%
	野球場	27.9%	27.3%	8.1%
	運動広場	32.0%	40.7%	―
	庭球場	84.6%	78.2%	52.3%
	プール	98.4%	93.5%	―
亀山公園	庭球場	38.4%	47.4%	―
東野公園	体育館	99.7%	99.9%	100.0%
	ソフトボール場	26.7%	35.1%	18.7%
	運動広場	26.5%	43.5%	22.8%
	ゲートボール場	0.3%	0.3%	―
観音山	テニスコート	78.3%	57.4%	7.0%
Ｂ＆Ｇ	体育館	30.6%	29.5%	46.2%
	プール	98.8%	98.8%	97.2%
関スポーツ公園	多目的グラウンド	59.6%	37.6%	18.0%
合計		57.6%	56.5%	43.3%

※体育館は、トレーニングルームを含んでいます。

（３）施設活用の課題

各運動施設の利用傾向としては、土・日の利用が多く、どの施設もほぼ使用されているケースが多いが、平日の利用増加にどうつなげていくかは、今後の課題と考えている。

健康都市の推進を掲げて様々な事業を展開していく中で、スポーツと健康のための運動や、健康づくりにつながる体力をつけるような活動と、競技スポーツとの両面があって、特に高齢者になると、競技スポーツを今でも続けている方もいるが、健康づくりを目的とした運動の面が強くなってくると考えている。

健康づくりを目的とした運動で運動施設を当然使うことはできるが、その目的での活用が現状では多くないと認識している。様々な健康づくりの活動を進めていく上で、もう少し運動という視点を強く持っていく必要があると考えている。

市全体の運動施設の整備に関しては、現状のニーズや今後の方向性を明確にするところまでは現時点では至っていない。

（４）年間利用者数、利用料金及び指定管理料（運動施設全体）

指定管理料については、平成３１年度から令和５年度の５か年協定に基づいており、令和４年度には燃料費高騰への対応から変更を行っている。

年間利用者数は、令和２・３年度はコロナ禍の影響から利用者の減少がみられるが、令和４年度はおおむねコロナ禍前の水準に近づいている。

	平成３１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
年間利用者数	192,638人	141,584人	141,795人	178,786人
利用料金	19,790,919円	14,710,130円	17,224,700円	19,979,442円
指定管理料	82,382,000円	82,288,000円	82,572,000円	86,357,000円

（５）利用者数の詳細（運動施設単位）

（単位：人）

施設名			平成３１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
西野公園	体育館	個人	6,082	5,398	5,183	5,384
		専用	36,855	20,254	17,099	27,594
	トレーニング室	個人	4,655	2,352	2,462	4,263
	庭球場	個人	6,107	5,112	4,937	5,088
		専用	4,037	5,095	2,681	2,891
	プール	個人	4,892	3,401	3,223	5,715
		専用	298	39	331	0
	会議室	専用	3,026	1,786	2,188	2,253
	野球場	専用	3,218	8,381	4,838	6,604
	運動広場	専用	8,469	7,816	6,971	7,184
亀山公園	庭球場	個人	4,994	5,320	5,216	5,982
		専用	0	0	0	55
東野公園	体育館	個人	6,813	4,687	3,780	3,925
		専用	13,429	9,727	10,943	14,131
	トレーニング室	個人	14,686	7,824	8,509	14,882
	会議室	専用	6,809	5,872	8,032	9,829
	ソフトボール場	専用	4,434	3,232	3,626	4,385
	運動広場	専用	5,349	5,261	6,605	5,918
	ゲートボール場	専用	250	30	245	150
関Ｂ＆Ｇ	体育館	個人	3,076	1,865	1,861	1,674
		専用	12,419	8,062	8,012	11,206
	プール	個人	21,157	13,835	17,978	19,530
	トレーニング室	個人	1,257	662	698	810
		専用	4,396	1,911	2,479	2,849
	会議室	専用	774	399	431	551
関	グラウンド	専用	11,742	8,166	8,775	10,534
観音山	テニスコート	個人	1,396	2,762	2,050	3,098
		専用	2,018	2,335	2,642	2,301
合計			192,638	141,584	141,795	178,786

（６）利用料金収入（運動施設単位）

利用料金収入は、利用者数と同様に令和２・３年度はコロナ禍の影響から減少がみられるが、令和４年度はおおむねコロナ禍前の水準に近づいている。

	西野公園									
	個人利用				専用利用					
	体育館	トレーニング室	テニスコート	プール	体育館	会議室	野球場	運動広場	テニスコート	プール
H31	513,250	462,400	1,429,240	520,080	4,200,321	576,178	184,540	213,360	355,665	32,400
R2	470,050	235,000	1,112,490	360,110	2,258,061	253,645	368,375	184,160	378,510	33,000
R3	449,950	245,450	1,005,630	296,110	3,365,541	549,155	503,400	260,025	416,265	33,000
R4	505,450	425,600	1,116,330	649,780	4,126,111	522,248	548,500	278,800	332,225	0
R5	412,600	526,650	1,164,330	908,110	4,733,405	580,600	530,175	267,000	396,460	11,000

	亀山公園テニスコート		東野公園						
	個人利用	専用利用	個人利用		専用利用				
			体育館	トレーニング室	体育館	会議室	ソフトボール場	運動広場	ゲートボール場
H31	289,930	9,860	589,800	1,445,850	2,108,307	661,413	457,050	828,780	6,760
R2	253,860	14,260	428,300	776,700	1,648,986	553,948	313,865	992,735	1,680
R3	256,240	14,260	328,650	844,200	1,800,446	847,146	474,885	1,007,050	1,990
R4	289,210	14,260	350,350	1,448,600	2,096,046	1,058,322	555,070	655,090	840
R5	235,100	14,260	407,450	1,785,550	2,288,582	1,209,935	684,800	662,070	995

	B&G海洋センター							観音山テニスコート	
	個人利用			専用利用				個人利用	専用利用
	体育館	プール	トレーニング室	体育館	グラウンド	トレーニング室	会議室		
H31	279,650	2,460,200	117,750	683,765	623,890	182,150	53,040	294,300	210,990
R2	180,750	1,876,900	72,850	610,430	443,675	135,000	32,640	442,830	277,320
R3	182,350	2,079,800	87,850	601,105	523,382	187,500	49,470	353,470	460,380
R4	162,100	2,314,400	103,550	686,115	588,255	178,125	44,115	537,490	392,460
R5	172,800	1,981,800	95,950	672,135	735,025	188,125	64,260	376,890	352,480

（７）指定管理者の人員配置

西野公園、東野公園、関Ｂ＆Ｇ海洋センターにはそれぞれ責任者、館長１名を配置し、運営、受付、監視などのスタッフを配置している。

なお、西野公園プールは、専門的な人員配置が必要なため、外部委託としている。

施設名	役職	人数	業務内容
西野公園体育館	総括責任者兼館長	１名	コンプライアンス・個人情報管理、現金取扱、広報、予算管理、窓口対応、施設管理、利用者補助、市との連絡調整
	運営スタッフ	８名	受付業務、施設巡回、利用者補助、清掃、グラウンド整備、教室指導等
西野公園プール（外部委託）	プール管理責任者	１名	コンプライアンス・個人情報管理、現金取扱、窓口対応、施設管理、利用者補助
	受付スタッフ	１～２名	受付業務、施設巡回、利用者補助、清掃
	監視スタッフ	３～６名	利用者補助、プール監視業務
東野公園体育館	館長	１名	コンプライアンス・個人情報管理、現金取扱、広報、予算管理、窓口対応、施設管理、利用者補助、市との連絡調整
	運営スタッフ	９名	受付業務、施設巡回、利用者補助、清掃、グラウンド整備、教室指導等
関B&G海洋センター	館長	１名	コンプライアンス・個人情報管理、現金取扱、広報、予算管理、窓口対応、施設管理、教室指導、利用者補助、市との連絡調整
	運営スタッフ	５名	受付業務、施設巡回、利用者補助、清掃、グラウンド整備、教室指導等
	監視スタッフ	４名	利用者補助、プール監視業務
	運営・監視兼務	５名	受付業務、施設巡回、利用者補助、清掃、プール監視業務等
屋外施設	整備スタッフ	３名	グラウンド整備、施設点検、ゴミ回収等

（令和6年4月1日現在）

※屋外施設・・・西野公園野球場、西野公園運動広場、西野公園庭球場、
東野公園ソフトボール場、東野公園運動広場、東野公園ゲートボール場、
関総合スポーツ公園多目的グラウンド、観音山テニスコート

３　亀山市スポーツ協会の構成団体について

設　立　昭和３０年２月

※平成３０年５月に特定非営利活動法人として設立

代表者　会長　豊田　利一

加盟団体　２２団体（令和５年３月３１日現在）

○構成団体別会員数

団体名	人数
亀山市水泳協会	28人
亀山陸上競技協会	6人
亀山市サッカー協会	450人
亀山テニス協会	19人
亀山バレーボール協会	218人
亀山市ウエイトリフティング協会	23人
亀山市ソフトテニス協会	27人
亀山市卓球協会	85人
三重県軟式野球連盟亀山支部	226人
亀山市柔道協会	6人
亀山ソフトボール協会	19人
亀山市弓道協会	32人
亀山剣道協会	41人
日本拳法亀山会	23人
亀山市スキークラブ	20人
亀山市ボウリング協会	13人
亀山市ゲートボール協会	27人
亀山市中学校体育連盟	5人
亀山市グラウンド・ゴルフ協会	84人
亀山市ゴルフ協会	5人
亀山市ハンドボール協会	105人
亀山市ダンススポーツ連盟	50人
合計（２２団体）	1,512人

（令和５年３月３１日現在）

市内で活動するスポーツ団体に関しては、市は主にスポーツ協会を通じて情報を把握している。しかし、スポーツ協会には市内の主要な団体のみが加入しており、すべての団体を網羅しているわけではない。そのため、市として全体を把握することは難しい。

４　総合型スポーツクラブの現状について

（１）特定非営利活動法人Let'sスポーツわくわくらぶ

設　立　平成２２年２月

※平成２６年３月に特定非営利活動法人として設立

所在地　亀山市関町中町４６３番地３関まちなみ文化センター内

代表者　会長　中川　三郎

会員数　２７７人（令和５年３月３１日現在）

会員数の推移

平成３１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
３５６人	１６人	２７６人	２７７人

令和４年度活動実績

◆定期教室

教室名	開催回数	延参加人数	備考
ジュニア教室	２０回	４０１人	小学 1～3 年生
初級スイミング教室	２４回	６３８人	小学生
中級スイミング教室	２４回	８０６人	小学生
上級スイミング教室	２４回	７４２人	小学生
ソフトテニス教室	２２回	３２５人	小学 3～6 年生
アクアビクス教室	２４回	２８４人	一般女性
ヨガ教室	２２回	２４３人	一般
自己整体ヨガ教室	２４回	５１３人	一般
バドミントン教室 A・B	４４回	７４６人	小学 4 年生～一般
健康運動教室	２４回	２３８人	一般
カヤック教室	５回	２１人	一般

◆イベント

○水泳記録会

＜上級＞2 回開催　参加者 64 人

＜中級＞2 回開催　参加者 71 人

＜初級＞2 回開催　参加者 55 人

○カヌー体験会

1 回開催　参加者 46 人

○ライフキッズスポーツクラブ

＜第 1 期＞3 回開催　参加者子ども 64 人、親 52 人

＜第 2 期＞3 回開催　参加者子ども 53 人、親 50 人

○ジュニア会員クリスマス運動会

1回開催　参加者17人

（2）ＥＮＪＯＹスポーツかめ亀クラブ

設　立　平成２６年２月

所在地　亀山市川崎町３００７番地

代表者　会長　箭吹　利博

会員数　４３人（令和５年３月３１日現在）

会員数の推移

平成３１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１０５人	６６人	４３人	４３人

◆定期教室

教室名		開催回数	延参加人数	備考
ニュースポーツ		１１回	８３人	
ノルディックウオーキング	川崎コミュニティ	１０回	７８人	
	田村東野	１８回	１２２人	
	サンシャインパーク	２２回	１６５人	
	亀山公園	２０回	１３６人	
健康体操		４８回	３０６人	

５　激励金・旅費の支給について

（１）支給の概要

本市においては、アマチュアスポーツの振興及び競技力の向上を図ること、児童及び生徒の保護者の負担軽減を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的に、激励金と大会出場旅費を支給している。

激励金については、オリンピック・パラリンピック、世界選手権１０万円、それ以外の国際大会５万円、全国大会１万円、東海大会５，０００円となっている。団体で出場する場合については、その１つの団体、２０人までを上限として支給している。

大会出場旅費については、児童や生徒の保護者が対象であり、市内在住が要件となっている。全国大会の開催地までの往復の旅費は、実費の２分の１とし、ただし１万円を上限額としている。

全国大会の場合、開催場所によって旅費の負担額に違いが出るため、遠いところへ行けば、当然旅費が増加し、保護者等の負担が大きくなる。

激励金については、本人と併せて保護者にも支給できればより充実すると考えているが、財政的な面で課題もあり、今後の検討事項となっている。

<table>
<tr><th></th><th>激励金支給</th><th>大会出場旅費</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>スポーツ競技の全国大会等への出場者（団体を含む）に対し、激励金を支給することにより、アマチュアスポーツの振興及び競技力の向上を図ること</td><td>児童及び生徒がスポーツ競技の全国大会に出場する場合に、出場に要する旅費の一部を補助することにより、当該児童及び生徒の保護者の負担軽減を図り、もってスポーツの振興に寄与すること</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>アマチュア選手及び監督等　市内在住</td><td>児童や生徒の保護者　市内在住</td></tr>
<tr><td>額</td><td><table><tr><td>オリンピック、パラリンピック、世界選手権</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td>上記以外の国際大会</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>全国大会</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>東海大会</td><td>5,000 円</td></tr></table>※団体の場合は人数分　20 人分を限度とする</td><td>全国大会の開催地までの往復旅費の 2 分の 1
※10,000 円を限度とする</td></tr>
</table>

※いずれも中体連主催の競技大会への出場は除く

６　部活動の現状について

部活動の現状は、子どもの頃からスポーツに親しむことで、生涯に渡りスポーツを継続することや、基礎的な体力づくりに役立つなど、スポーツによる健康づくりを考える上で重要な意義がある。

（１）令和５年度　部活動実態調査（R6.2.29）現在

亀山中学校においては、運動部が１３、文化部が３の計１６の部活動、関中学校においては、運動部が６、文化部が２の計８の部活動、中部中学校においては、運動部が１１、文化部が４の計１５の部活動となっている。なお、調査した時期は、３年生が部活動から既に引退しているため、１・２年生による部活動の加入率、加入人数となっている。

部活動によって、人数の偏りがあるのが現状であり、競技によっては単独では試合に出ることができない部活動もある。また、令和６年度になり、現在、１年生が新たに加入している状況であり、現状は変わっている。

部活動の全体加入率は、例年８５％から９０％となっている。また、運動部に限ると、毎年６５％程度の加入率となっている。

部活動は、亀山市部活動ガイドラインに沿って運営をしているが、基本的には、平日は２時間以内、土・日は３時間以内という時間で活動している。また、休養日を設けており、基本的には土・日どちらか１日と、平日１日を休養日としている。

学校名	部活動名	人数（1､2年生）	顧問数
亀山中	1サッカー	28人	3人
	2軟式野球	14 人	3人
	3ソフトボール	12人	3人
	4陸上競技	43 人	3 人
	5剣道	8人	2人
	6女子ソフトテニス	18人	2人
	7男子ソフトテニス	16 人	2 人
	8女子バスケットボール	4 人	2 人
	9男子バスケットボール	15 人	2 人
	10女子バレーボール	11人	3人
	11男子バレーボール	12人	2人
	12卓球	53人	2人
	13ハンドボール	29人	3人
	14吹奏楽	18 人	2 人
	15美術部	27人	2人
	16パソコン	47 人	2 人

学校名	部活名	人数（1、2年生）	顧問数
中部中	1サッカー	33 人	2 人
	2軟式野球	12人	2人
	3ソフトボール	11 人	2 人
	4陸上競技	70人	3人
	5剣道	17 人	2 人
	6女子ソフトテニス	21人	2人
	7男子ソフトテニス	27人	2 人
	8女子バスケットボール	18人	2人
	9男子バスケットボール	20人	2人
	10 女子バレーボール	17 人	3人
	11 卓球	44人	2人
	12 吹奏楽	35人	3人
	13 美術	19 人	2 人
	14 情報科学	20 人	2人
	15 家庭	21 人	2 人

学校名	部活名	人数（1、2年生）	顧問数
関中	1 サッカー	15 人	2 人
	2軟式野球	8人	2人
	3男子ソフトテニス	16人	1人
	4女子ソフトテニス	8人	2人
	5女子バレーボール	10人	2人
	6女子バスケットボール	9人	2人
	7吹奏楽	15 人	1 人
	8美術	10 人	1 人

（２）部活動に関する課題の状況

中学校の部活動の担当者からは、部活動によっては部員が減少傾向にあり、試合ができる人数を整えることが難しいことや、専門的な指導ができる教員も少なく、効率的な指導ができない場合があるなどの意見があった。また、保護者からは、より専門性を持った指導への期待もあるのが現状である。

部活動の地域移行については、学校が抱える課題解決につながる可能性はあるが、最終的な目指す姿が明確ではないため、現状を評価するのは難しい状況にある。本市では、一部で外部講師を導入している事例がある。さらに今後、学校教育の一環とし

ての部活動から、段階的に新たな地域クラブ活動への移行が進んでいくと想定される。

【意見交換会】

令和６年５月１９日に市スポーツ協会、ＮＰＯ法人Let’ｓスポーツわくわくらぶ及び亀山市スポーツ少年団と「亀山市のスポーツと健康づくりの展望と課題について、子どもたちへのスポーツの普及と課題及び健康づくりについて」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

〇運動施設の状況

・サッカーやラグビーなどの陸上競技で多目的に使用できる公園・競技場がほしい。まずは公認でなくとも４００ｍトラックが必要である。
・関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールには親が観覧するところがない。外側から簡易的に親が観覧できるスペースを設置してほしい。
・他市の利用者とのくじ引きになる場合があるが、市民優先で体育館などの運動施設を利用できるようにしてほしい。子どもの施設使用料は無料でお願いしたい。旧関町の時には無料であったのに、新市となってからは有料となり、施設使用料の負担が大きいと感じている。
・利用日の３か月前から３日前までの期間でキャンセルした場合は、半額を納付しなければならない。もう少し期間に幅を持たせて、段階的に納付額を上昇させるような設定が必要と思う。

〇組織に対する財政支援

・ソフトボールであれば大会へ出るのに１万円程度が必要である。１年間で、１５から１６試合あるため、大会参加費だけで１６万円程度が必要となっている。スポーツ少年団としてもお金がないため、それらの負担は保護者にお願いしている。また、指導者に係る経費として、謝金があればもっと指導者育成につながると思う。スポーツ少年団の中での指導者の県登録費用についてはスポーツ協会として助成できていないので、指導者の負担軽減のため、市の補助に含めてほしい。
・市の助成金は、全国どこへ行こうが１万円が限度となっている。この金額では必ず不足が出る。不足については保護者からの会費で賄っている。
・わくわくらぶについては、会員に安価に教室に参加していただける料金設定をしたいと考えているが、運営経費や講師謝金の関係で難しい。安価に市民が参加できる教室を開くために、助成金をお願いしたい。

〇その他

・小学生の基礎体力や筋力が低下しているという実態がある。また、スポーツをする子どもが年々減ってきている。子どものスポーツ嫌いも進行してきていると感

じる。保護者の考え方の変化により、子どもたちの遊びたい気持ちよりも塾やスポーツ以外の習い事を優先しているところもある。

・学校開放では多様な団体が活動しているが、スポーツ協会に所属していない団体の把握が課題である。そのような団体の情報は、なかなか入ってこない。

・江戸の道シティマラソンでは約２，０００人の選手が出てくる。西野公園がいっぱいになるような状態であり、県外からの来客もあり経済効果も十分あると思う。新しいコースを考え、もっと大きな形でしたいとの構想もあるので復活させたい。

・運動施設の指定管理者を受けるには、スポーツ協会単独では人員が不足している。スポーツ協会の事務局員を増員して、専門的知識を持って挑戦したいと考えていたが、協会の自力だけでは難しかった。

【行政視察】

７月２９日にはスポーツ庁が実施している「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰」を受けた三重県松阪市及び愛知県美浜町を視察し、７月３１日にはスポーツ交流都市として、交流人口の増加に取り組む三重県熊野市を視察した。

１　三重県松阪市　「伝えたい！スポーツのチカラ」プロジェクト

令和５年４月から松阪市職員となったリオデジャネイロ五輪金メダリスト（レスリング女子６９kg級）の土性沙羅さんが入庁されたことを契機に、“スポーツのチカラ“を様々な形で市民に伝え、スポーツと連携したまちづくりを推進すると同時に、アスリートのセカンドキャリアの新たなロールモデルとして広く発信している。このプロジェクトは、地方自治体における多様で優秀な人材の確保を目標としている。

このプロジェクトにおいて、公式 SNS や YouTube を通じた情報発信、そして「みえ松阪マラソン」などのイベントは、市民の関心を高める効果的な手段である。特に、フルマラソンは大規模なイベントであり、経済効果も大きく、地域経済の活性化にも繋がると感じた。また、ウォーキングコースを新設して参加者が盛り上げてマラソンランナーを応援する仕組みなど、プロデュースが大変上手であり、本市でも江戸の道シティマラソンを復活させて見習いたいと強く感じた。

２　愛知県美浜町　スポーツを核としたまちづくり事業

（１）地域経済の活性化　交流人口・関係人口の増加と消費拡大による地域経済の活性化を図るため、美浜町総合計画に基づく名鉄知多奥田駅周辺のまちづくりの一環として、陸上競技場（日本陸上競技連盟第３種公認）を中心とした美浜町運動公園を整備する。

（２）「スポーツを核としたまちづくり」　運動公園の整備を契機として、運動公園を軸にスポーツと健康・福祉・教育・経済を連動させた「スポーツを核としたまちづくり」に取り組むことで、まちが抱えるさまざまな課題を解決し、まち全体の活性化を目指す。

この事業は、多面的なアプローチで地域の活性化を図る素晴らしい取組である。地域経済の活性化、健康増進、教育向上など、多岐にわたる効果が期待されるが、今後は、さらなる連携強化と持続可能な体制の確立が重要であると感じた。また、本市でも４００ｍトラックを望む声は大きく、美浜町のような素晴らしく立派な競技場までは不要と考えるが、本市の規模に応じた競技場があれば良いと感じた。

３　三重県熊野市　スポーツ交流都市、スポーツ合宿を通じての相互交流

熊野市はスポーツによる集客交流の歴史は古く、昭和４０年の第１回中日本高校女子ソフトボール大会及び第９回中日本社会人総合ソフトボール大会の開催が始まりである。その後、昭和４７年の日本体育大学ソフトボール部男子・女子合同合宿が熊野市で行われたことに始まり、昭和６０年には、１６回の全国制覇を達成した夙川学院

の合同合宿が行われたことにより全国の強豪チームが集まるようになった。平成元年からは「熊野バッテリーキャンプ」を開催し、平成１８年から「熊野ソフトボールキャンプ」（今年で３６回目）として元日本代表選手など一流の講師から指導を受けられることから、全国各地から選手・指導者が交流する場（聖地）として定着している。ソフトボール日本代表選手は１００％熊野でトレーニングをされている。

国や県をはじめ使える補助メニューを研究され、上手に使っている。財政力だけでははかれないものがあり、本市としても研究されたい。商工・観光スポーツ課、教育委員会社会教育課及び建設課が横の連携を必然的に取れるような組織設計になっている。このような組織体制は参考になると感じた。また、ソフトボールや野球以外にも、今ある地域資源を生かしてアウトドアスポーツに親しむ環境を整え、宿泊者を増やす取組は、本市でも見習うべきところである。

【検討結果のまとめ】

教育民生委員会として、調査・研究テーマに掲げた「スポーツによる健康づくり」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

１　スポーツや運動を行う団体の情報を把握する仕組みがなく、市が積極的にそれらの団体を把握する姿勢が見られない。

２　スポーツ文化の浸透のためには、亀山市ならではのスポーツを広げていかないといけないが、市の特徴となるスポーツである「江戸の道シティマラソン」は、再開できていない。サッカーやラグビーなどの陸上競技で多目的に使用できる総合スポーツ公園・競技場（４００ｍトラックを含む）がないため、市外での競技大会の開催となってしまう。また、各種競技大会の開催に伴う経済効果の把握もできていない。

３　各運動施設の使用料において、旧関町では一部施設は無料であったこともあり、市民である利用者の負担が大きい。また、大会出場旅費は、全国どこに行っても児童・生徒の保護者１人に対して１万円が限度額であり、また激励金は選手及び監督に対して支給しており、保護者に対する支給はないため、大会へ出場する保護者等の負担が大きい。

４　土日の運動施設の予約は取りにくい状況にあり、高齢者が健康づくりを目的とした運動をしたくてもできない状況にある。高齢者、障がい者、園児など競技を目的としていない施設利用者に対しての支援が十分でない。

５　関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールには保護者が観覧するところがない。また、運動施設全般で老朽化が進行しており、長寿命化や大規模修繕を検討する時期にあると考えられるが、市全体の運動施設の整備等に関しては、現状のニーズや今後の方向性を明確にできていない。

よって、教育民生委員会として、「スポーツによる健康づくり」について、下記のとおり市長に対し提言する。

記

１　スポーツ活動団体の情報把握について

地域でスポーツ活動を行う団体を効果的に支援するために、庁内連携を図るとともに、スポーツ活動を行う団体と情報交換を行うなど、その活動内容や課題、ニーズを的確に把握できる仕組みを構築すること。

２　スポーツ文化の浸透について

健康づくりから競技スポーツまで、多様化する市民ニーズに応えるため、誰もが「スポーツに触れるきっかけ」を身近に感じられる環境を構築すること。

また、スポーツ活動を通じて、地域の魅力を発信し、観光誘致や市の知名度向上に貢献するだけでなく、参加者や観光客の来訪によって地域経済を活性化させる重要な機会であり、市民の健康増進やスポーツへの関心を高めるとともに、地域コミュニティの絆を深め、自治体や企業との連携強化を促進するなど、多面的な効果を持つ亀山市の特色あるスポーツ活動として「江戸の道シティマラソン」を再開すること。

３　運動施設利用者等の負担軽減について

各運動施設の使用料を利用者の属性に応じて柔軟に見直し、運動施設の無料開放を増やすなど、市民の負担を軽減する方向で改善を図ること。

また、選手の大会出場に伴う保護者の負担を軽減するため、保護者への支援も検討し、全国大会への出場支援策を強化すること。

４　運動施設の予約と利用者支援の改善について

土日の運動施設の予約が困難な現状を改善するため、予約システムの見直しや予約枠の適切な配分を行い、高齢者、障がい者、園児など競技目的以外の利用者に対する支援体制を強化し、全ての市民が平等に施設を利用できる環境を整備すること。

５　運動施設の改善及び利便性の向上について

老朽化が進む全ての運動施設について、長寿命化及び大規模修繕の計画を早急に策定し、市全体の運動施設に関する現状のニーズと将来的な方向性を明確にし、適切な整備を進めること。特に、関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールには、利便性向上のため保護者の観覧スペースを設けること。

また、多目的に使用できる総合スポーツ公園や４００ｍトラックを含む競技場を整備すること。なお、市外の競技大会への依存を減らすことで、地域への経済効果を高める仕組みを検討すること。

産業建設委員会

【調査・研究期間】令和５年１２月２０日から令和６年９月３０日

【調査研究テーマ】「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について

【委員】委 員 長　　豊田　恵理

副委員長　　古田　吉昭

委　　員　　伊藤　彦太郎

岡本　公秀

鈴木　達夫

【活動日】令和６年１月２３日

令和６年２月２１日

令和６年３月１４日

令和６年５月１４日～１６日　行政視察

（城南衛生管理組合、三豊市、鳴門市、葛城市）

令和６年７月２２日　意見交換会

（亀山市環境未来創造会議　快適部会及び循環部会）

令和６年６月１９日

令和６年８月　９日

令和６年８月２１日

令和６年９月　４日

令和６年９月１８日

【意見交換会出席者名簿】

亀山市環境未来創造会議　快適部会　６名

循環部会　４名

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

亀山市総合環境センター溶融施設（以下「溶融施設」という。）では、シャフト式ガス化溶融炉（※）が採用されている。平成１２年４月から供用が開始され、本市で発生する一般廃棄物をはじめとする多種多様なごみの処理を行っている。

施設の耐用年数は２０年といわれる中で、「亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）」により、設備改良や整備工事等の修繕を行いながら、安定的な廃棄物処理に努めているが、溶融施設の稼働から約２５年が経過しようとしており、施設の老朽化や物価高騰によるランニングコストの増大が顕著であることなどから、施設の更新が差し迫っている状況にある。

そのような中、本市では、次期廃棄物処理施設の整備の在り方について、令和６年度から令和７年度にかけて基本構想を策定することとしている。

また、「ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）」や「カーボンニュートラル」などの考え方にも表れているように、施設の更新に当たっては、ごみ処理の過程で発生するＣＯ２排出量の削減のほか、経費の抑制など、現在のごみ処理の状況を理解し、ごみ処理の在り方そのものを考えるべき時代を迎えている。

以上のことから、産業建設委員会では、「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」についてをテーマに設定し、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について、調査研究を行った。その結果を以下のとおり報告する。

※製鉄用の溶融炉状の炉（シャフト炉）上部からごみを投入し、コークスや石灰石等を用いて、高温でガス化・溶融する。

【現状把握】

当委員会では、溶融施設等の現況について把握をするため、産業環境部に対し、溶融施設等の現状、廃棄物処理における新たな技術・先進事例、三重県内他市町における廃棄物処理施設の現況、本市における新たな廃棄物処理施設の計画・構想、広域連携に関する考え方などの資料を求め、聞き取りを行った。

１　亀山市総合環境センター溶融施設等の現状について

（１）溶融施設の設置の経緯

〇本市がシャフト式溶融炉を採用した経緯

・ストーカ式焼却施炉（※）、固形燃料化施設、溶融施設を比較検討したところ、効率的にごみの体積を減らすことに優れている。

・最終処分場の容量が小さく抑えられ、トータル的にイニシャルコストが抑えられる。

・多種多様なごみ質の処理が可能で、より安定的に処理できる。

※ごみを火格子（ストーカ）の上で乾燥・加熱し、撹拌・移動させながら焼却する。

〇溶融施設のごみ処理の流れ

・ごみを溶融炉上部から投入し、乾燥・予熱帯でごみ中の水分を蒸発、乾燥させ、熱分解帯で可燃物は熱分解により可燃ガスとなり燃焼室で燃焼処理が行われたのち廃熱利用される。熱分解帯から下がった金属、ガラスなどの不燃物や灰は燃焼・溶融帯で完全に溶融され炉底部から溶融物が排出される。

（２）現在までの溶融施設の稼働状況等について

平成１２年４月の稼働後、本市で発生する一般廃棄物や、多種多様なごみ質の処理を行っている。（災害廃棄物等の緊急避難措置として廃棄物を受け入れた実績もある）。

ごみ処理過程から発生するスラグ、メタルは資源として利用できるため、有価物として売却している。

廃棄物処理施設の耐用年数は一般的に２０年と言われる中、本市は平成２３年３月に令和１１年度（施設稼働から３０年）まで安定的かつ効率的な廃棄物処理を行うため、長寿命化計画を策定し、平成２４年からは施設の長寿命化のため基幹的改良工事を実施し、その後も改修を繰り返しながら現在に至っている。

（３）廃棄物処理施設の課題について

本市の廃棄物処理施設の課題については、次のとおりと考える。

①施設が老朽化していること

長寿命化計画により整備を進めているものの、長寿命化計画を策定してから１２年が経過している。

溶融施設のほか、破砕粗大ごみ処理施設は稼働から３３年、適正処理困難物二軸破砕機は稼働から２５年が経過しており、各施設の老朽化が進んでいる。

②ランニングコストが増加していること

本市の廃棄物処理施設については、老朽化に伴い施設修繕を繰り返している。特に溶融施設においては、令和５年１１月から、コークスの単価を抑えるため、コークスの種類の見直しと木質チップを併用することにより、費用の抑制を図っている（※）ものの、コークス、電気、灯油などの施設の操業に欠かせない物品や燃料の高騰により、施設の管理等にかかる費用は年々上昇している。

※コークスの使用量は増えるため、二酸化炭素の排出量は増加する。

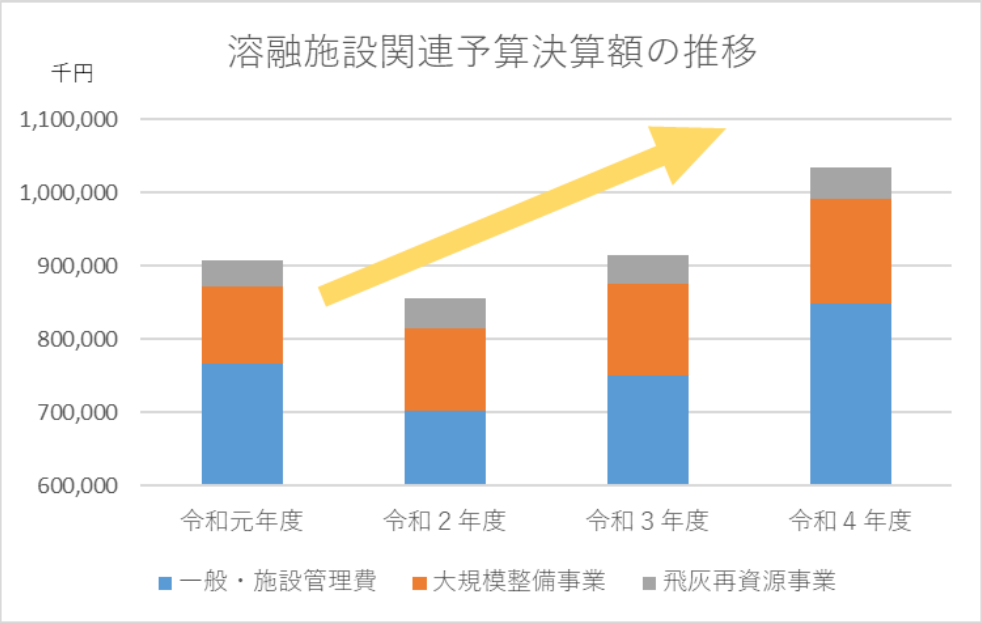

産業環境部環境課提出資料を基に作成

③溶融施設の規模、専門性の水準が高すぎること

溶融施設の規模に対する考え方について、設置当時、国が定めていた構造的な基準に基づき、８０トンとせざるを得なかったとのことだが、現在の本市の処理状況に見合った規模かどうか疑問が残る。

また、溶融施設は他の処理方式と比べ専門性が問われる施設であり、受託者が限られ、専門的な技術者が必要である。そのため、人材育成が難しく、運営においては他の受託者に替わることが難しいと考えられる。

④分別に対する意識啓発が十分ではないこと

溶融処理においては、他の方式と比べ分別が簡便であるため、分別に対する意識が他市町と比べ薄らぐという危惧がある。

２　廃棄物処理における新たな技術、先進地の事例について

（１）新たな技術

①トンネルコンポスト方式（好気性発酵乾燥方式）

好気性微生物の発酵・分解作用を用いてごみ処理を行う方式で、香川県三豊市が採用し、民設民営方式により運営している。有機物は微生物の力により分解・消滅し、分解・消滅されなかった残渣については固形燃料化され、製紙事業者などで化石燃料の代替燃料として利用されている。

②亜臨界水処理

水は、１気圧のもとにおいて、常温では液体であり、１００℃で沸騰し気体になる。水の臨界点は２２０気圧、３４７℃で液体でも気体でもない状態となり、手前の領域にある水を亜臨界といい、その領域にある液体（水）を亜臨界水という。このような高温・高圧領域を作り出し、亜臨界水の力で加水分解（廃棄物に水が反応し分解生成物が得られる反応）処理し、飼料、肥料を生成する。

現在、自治体において導入されている事例は無いとのことだが、農林水産省や滋賀県等で調査研究、実証実験が進められている。

（２）先進地事例（全国の廃棄物処理事例）

先進地の事例について、産業環境部から提供を受けた内容は、以下のとおりである。

令和６年１月２３日　産業環境部提供資料より（一部加工）

施設名称	竣工	特徴	所在
富士市新環境クリーンセンター	令和２年９月	ごみ処理を行うとともに、学習、体験、活動する場を創出する環境拠点	静岡県富士市
	施設概要		事業方式
	ｽﾄｰｶ式焼却炉 125ﾄﾝ/日×2炉(250ﾄﾝ/24時間) 蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電		公設民営 ＋長期包括委託（ＤＢ＋Ｏ）
施設名称	竣工	特徴	所在
ながの環境エネルギーセンター	平成３１年３月	地域の小中学校、高齢者施設にエネルギーを供給	長野県長野市 （長野広域連合）
	施設概要		事業方式
	ｽﾄｰｶ式焼却炉 135ﾄﾝ/日×3炉(405ﾄﾝ/日) 電気式灰溶融炉 22ﾄﾝ/日×2炉(44ﾄﾝ/日) 蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電		公設民営（ＤＢＯ）
施設名称	竣工	特徴	所在
今治市クリーンセンター	平成３０年３月	災害時の防災拠点としての役割も果たす施設	愛媛県今治市
	施設概要		事業方式
	ｽﾄｰｶ式焼却炉 87ﾄﾝ/日×2炉(174ﾄﾝ/日) 蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電		公設民営（ＤＢＯ）
施設名称	竣工	特徴	所在
クリーンセンター伊豆	令和４年１２月	現有施設と同規模程度のごみ処理量で最近稼働した施設	静岡県伊豆市（伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合）
	施設概要		事業方式
	ｽﾄｰｶ式焼却炉 41ﾄﾝ/日×2炉(82ﾄﾝ/日) 蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電		公設民営（ＤＢＯ）
施設名称	竣工	特徴	所在
桑名広域清掃事業組合可燃ごみ焼却施設	令和２年１月	県内で最近稼働した施設	三重県桑名市（桑名広域清掃事業組合）
	施設概要		事業方式
	ｽﾄｰｶ式焼却炉 87ﾄﾝ/日×2炉(174ﾄﾝ/日) 蒸気ﾀｰﾋﾞﾝ発電		公設民営（ＤＢＯ）
施設名称	竣工	特徴	所在
バイオマス資源化センターみとよ	平成２９年４月	日本初のトンネルコンポスト方式による施設	香川県三豊市
	施設概要		事業方式
	ﾊﾞｲｵﾄﾝﾈﾙ 6m×35m×5m×6本 43.3ﾄﾝ/日		民設民営

産業環境部環境課提出資料を基に作成

３　三重県内他市町における廃棄物処理施設の現況について（一般廃棄物実態調査　令和３年度分より）

・全国的な傾向

ごみ焼却施設数は令和２年度末から令和３年度末にかけて、１，０５６施設から１，０２８施設に減少しているが、令和３年度中に３５施設が新設された。

施設の種類別では、焼却が９０６施設、溶融が１０７施設と全体の９９％を占めている。

・県内の処理方式及び運営方式

三重県内の処理方式及び運営方式については、次ページのとおりである。

県内の廃棄物処理施設の状況について

市町名	施設	施設の種類	方式	処理能力	使用開始年度	事業方式
津市	①津市西部クリーンセンター(1号炉)	焼却	ストーカ式	120	1979	③DB（公設公営、運転委託）
津市	①津市西部クリーンセンター(2号炉)	焼却	ストーカ式	120	2001	③DB（公設公営、運転委託）
津市	②津市クリーンセンターおおたか	焼却	ストーカ式	195	1999	③DB（公設公営、運転委託）
四日市市	③四日市市クリーンセンター	ガス化溶融	シャフト式	336	2016	⑦DB+O（公設民営、長期包括運営委託）
松阪市	④松阪市クリーンセンター	焼却	ストーカ式	200	2015	⑨その他公設民営
鈴鹿市	⑤鈴鹿市清掃センター	焼却	ストーカ式	270	2002	⑦DB+O（公設民営、長期包括運営委託）
尾鷲市	⑥尾鷲市清掃工場	焼却	ストーカ式	45	1991	①DB（公設公営、直営）
亀山市	⑦亀山市総合環境センター	ガス化溶融	シャフト式	80	2000	③DB（公設公営、運転委託）
鳥羽市	⑧鳥羽市答志島清掃センター	焼却	ストーカ式	8	1994	①DB（公設公営、直営）
熊野市	⑨熊野市クリーンセンター(ごみ処理施設)	焼却	ストーカ式	30	1995	①DB（公設公営、直営）
いなべ市	⑩あじさいクリーンセンター	焼却	ストーカ式	50	1994	①DB（公設公営、直営）
志摩市	⑪志摩市阿児清掃センター	焼却	ストーカ式	45	1983	①DB（公設公営、直営）
志摩市	⑫志摩市阿児清掃センター	焼却	ストーカ式	45	1994	①DB（公設公営、直営）
志摩市	⑬志摩市志摩清掃センター	焼却	ストーカ式	30	1998	①DB（公設公営、直営）
菰野町	⑭菰野町清掃センター	焼却	ストーカ式	43.8	1991	③DB（公設公営、運転委託）
南伊勢町	⑮南勢クリーンセンター	焼却	ストーカ式	20	1989	①DB（公設公営、直営）
南伊勢町	⑯クリーンセンターなんとう	焼却	ストーカ式	16.48	1998	①DB（公設公営、直営）
伊賀南部環境衛生組合	⑰伊賀南部クリーンセンター	ガス化溶融	流動床式	95	2008	③DB（公設公営、運転委託）
桑名広域清掃事業組合	⑱桑名広域清掃事業組合可燃ごみ焼却施設	焼却	ストーカ式	174	2019	⑧DBO（公設民営）
鳥羽志勢広域連合	⑲やまだエコセンター　高効率ごみ発電施設	ガス化溶融	シャフト式	95	2014	⑦DB+O（公設民営、長期包括運営委託）
伊勢広域環境組合	⑳可燃ごみ焼却処理施設	焼却	ストーカ式	240	1995	③DB（公設公営、運転委託）

塗り潰しは令和3年度の年間ごみ処理量０の施設【参考：鳥羽志摩広域連合の構成市町】

【参考：事業方式】

公設公営	
公共が財源確保から設計、建設、運営（直営又は委託）などすべてを行う方式	
公設民営	
DB+O（設計・建設＋運営）	公共が財源確保から設計、建設を行い、運営については民間事業者に複数年にわたり委託する方式
DBO（設計・建設・運営）	公共が財源確保し、施設の設計、建設、運転等を民間事業者が包括的に請け負う方式
DBM（設計・建設・維持管理）	公共が財源確保し、施設の設計、建設、維持管理を民間事業者が包括的に請負う。 運転管理は公共が、維持管理（補修等）は民間事業者が行う。
民設民営	
BTO（建設・譲渡・運営）	民間事業者が資金調達を行い、施設の設計、建設、運営を行う。 所有権は施設の完成後に公共に移転する。
BOT（建設・運営・譲渡）	民間事業者が資金調達を行い、施設の設計、建設、運営を行う。 所有権は運営期間満了後に公共に移転する。
BOO（建設・所有・運営）	民間事業者が資金調達を行い、施設の設計、建設、運営を行う。 運営期間満了後は民間事業者が施設を保有し事業継続または施設を撤去し現状復帰を行う。

Ｄ＝Ｄｅｓｉｇｎ＝設計　　Ｂ＝Ｂｕｉｌｄ＝建設　　Ｏ＝Ｏｐｅｒａｔｅ＝運営
Ｍ＝Ｍａｉｎｔｅｎａｎｃｅ＝維持管理　　Ｔ＝Ｔｒａｎｓｆｅｒ＝譲渡

産業環境部環境課提出資料より抜粋

４　本市における新たな廃棄物処理施設の計画・構想等について

令和４年度には溶融施設の設備・機器の劣化状況等の把握、整備時期や内容を見直すための業務委託を発注し、その成果をもとに、次期施設でのごみ処理を引き継ぐために更なる延命化の検討に向けて、必要な設備・機器の性能、機能を維持し、性能低下速度抑制を図るための「長寿命化計画」の改訂を進めている。

また、次期施設整備の在り方について、令和６年度から令和７年度の基本構想策定に向け取り組まれている。

・新施設稼働予定について

これまでに述べているように、現在は長寿命化計画により安定的かつ効率的な廃棄物処理に努めるとしており、具体的な稼働予定については示されなかった。

国が示す新施設稼働までの標準的な工程に基づいて示されたスケジュールでは、基本構想から約１３年はかかるとしている。

一般廃棄物処理施設整備手順マニュアルに基づくスケジュール

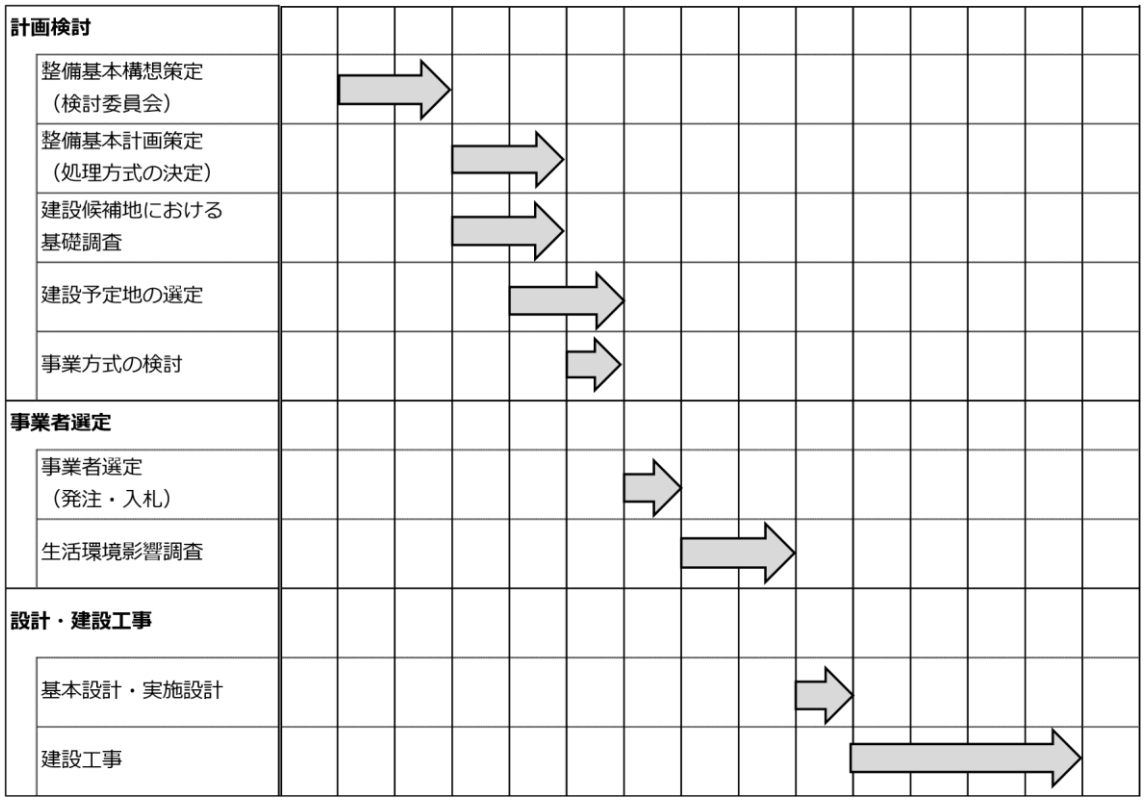

産業環境部環境課提出資料より抜粋

・広域連携に関する考え方について

ごみ処理を取り巻く環境においては、ごみの排出量は減少していくが、人口減少の進行により今後さらにごみが減少していくことが見込まれている。また、ごみ処理に係る担い手不足、施設老朽化に伴う維持管理、施設整備のコストの増大等が懸念されている。

このようなことから、国は、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、社会情

勢などを踏まえ中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要であるとし、広域化・集約化を推進している。

また、平成３１年３月には国の廃棄物処理施設整備交付金要領が改正されており、新施設を建設する場合には広域化を検討することが交付要件に追加されている。

一方、産業環境部によると、広域連携については近隣市と意見交換を行うなど取り組んできたが、パートナーが見当たらず広域化は難しい状況である。

【行政視察】

５月１４日から１６日までの３日間、近年に建設された施設を中心に以下のとおり選定し、本市での廃棄物処理の未来を見据え、本市にとってどのような方式を検討すべきかという視点で行政視察を行った。

・城南衛生管理組合（クリーンパーク折居）
・株式会社エコマスター、香川県三豊市（バイオマス資源化センターみとよ）
・徳島県鳴門市（鳴門市クリーンセンター）
・奈良県葛城市（葛城市クリーンセンター）

１　城南衛生管理組合（クリーンパーク折居）

＜施設の概要＞

処理方式：ストーカ炉（全連続燃焼式）
竣　　工：平成 30 年 3 月
処理能力：115ｔ/24ｈ（57.5ｔ×24ｈ×2 炉）
建築面積：約 3,550 ㎡

城南衛生管理組合は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町の３市３町で構成されている。昭和３７年に当該組合の前身となる組織が発足し、昭和５６年に今の組織構成となっている。

３市３町と広範囲なため、主要な施設は各市町に分散して設置されている。職員９６人のうち宇治市より出向の１人を除いて、全員プロパー職員である。

公設民営で運営しており、すぐ近くに運動公園があり、壁面緑化など景観にも配慮した施設で、ごみ焼却時に発生したエネルギーを温水に変え、運動公園に供給している。

＜施設の特徴＞

・膜構造煙突

焼却施設としては世界初の膜構造煙突を採用している。膜構造煙突は、一般的にコン

クリートを用いて造られる煙突とは異なり、東京ドームの天井にも使われている特殊な膜を使用して造られている。これによりコンクリート造の煙突と比べ、耐震性や強度にも優れた構造となり、また、構造上汚れが出にくく外観を綺麗に保つことができる。

・教育啓発

職員自らがピットのクレーンに見立てて作ったクレーンゲームを設置したり、壁面を利用してごみに関するクイズやパネルを設置するなど、市民の見学や教育啓発のための工夫が随所に施されている。

・リサイクル工房

当該組合の事業として、リサイクル工房事業に取り組んでいる。具体的には、不要になったガラスくずを再利用する「ガラス工房」、不要になった衣服を住民に譲渡する「衣服工房」、不要になった自転車の修理や組み立て再生を体験できる「自転車工房」などを開催し、再資源化に積極的に取り組んでいる。

2　株式会社エコマスター、香川県三豊市（バイオマス資源化センターみとよ）

＜施設概要＞

処理方式：トンネルコンポスト方式（好気性発酵乾燥方式）

竣　　工：平成 29 年 4 月 1 日

処理能力：43.3 t / 1 日

建屋面積：約 4,000 ㎡

三豊市では、平成２２年に、地球温暖化の要因である二酸化炭素の排出量を削減し、次世代を担う子どもたちに良好な環境を引き継ぐことを目的として、「ごみはすべて資源である」「燃やさず資源にする」という理念のもと、焼却しないごみ処理方式にするという方針が立てられた。

この方針のもと、ヨーロッパで確立されている処理方式「トンネルコンポスト方式」が日本で初めて採択され、施設の設置運営に当たっては、民設民営により行っている。

＜施設の特徴＞

・トンネルコンポスト方式

ごみを燃料で焼却する代わりに微生物の力を利用しごみを発酵・分解・乾燥させる。

パッカー車により集められたごみはバイオトンネルと呼ばれる密閉発酵槽に入れる。１７日間発酵・乾燥させた生ごみは分解され、紙、プラスティック類は十分に乾燥させる。その後、選別・圧縮・梱包されたごみは固形燃料製造工場に移され、石炭に代わる固形燃料として再資源化され、工場の燃料や発電エネルギーに代わる。

家庭ごみ年１万トンを受け入れて、固形燃料は５千トンとなる（残りの５千トンは水分となり、水蒸気として排出され、バイオフィルターで脱臭される)。

・環境面

（１）バイオフィルターによる脱臭

バイオフィルターと呼ばれる木質チップと散水で微生物を発生させる仕組みを採用しており、水蒸気として排出された臭気はバイオフィルターを通して脱臭され、煙突の設置が不要（フィルターの目の前まで近づいても、気になる異臭は無かった)。

（２）工場の排水

工場で生じた水はバイオトンネル内での発酵用の水として消費され、排水が生じない。

（３）二酸化炭素、煙及びダイオキシン類の排出の抑制

燃やす工程が無いため、燃料や廃棄物の燃焼から生じる二酸化炭素の発生を大きく削減することができる。同様に、煙やダイオキシン類が発生する恐れがない。

３　徳島県鳴門市（鳴門市クリーンセンター)

＜施設概要＞

処理方式：ガス化溶融炉（流動床式)

竣　　工：平成 20 年 3 月

処理能力：70ｔ/24ｈ（35ｔ×24ｈ×2 炉)

建屋面積：約 2,800 ㎡

鳴門市は人口約５万３千人と、本市の人口規模に近い。今回視察した鳴門市クリーンセンターは、シャフト式と流動床式の違いはあるものの、本市と同じガス化溶解炉を採用している自治体の１つである。

鳴門市クリーンセンターには、平成２４年の産業建設委員会で、行政視察を行なっている。その後１０年以上が経過する中で、ガス化溶融炉を利用している鳴門市と本市が抱える課題、また新たな取組や工夫などについて共有するため、視察を行った。

＜施設の特徴＞

・ガス化溶融炉（流動床式)

ガス化溶融炉の主な分類として、シャフト式や流動床式などがあげられるが、本市はシャフト式であるのに対し、鳴門市は流動床式となっている。

流動床式ガス化溶融炉は、コークス等を利用してごみを溶融するのではなく、流動床

式ガス化炉という流動された高温の砂の中に破砕したごみを投入し、蒸し焼き状態にし、不燃物と可燃物を分類し、溶融炉で一気に燃焼させる。

・ガス化溶融炉の課題

高度な処理技術をもった施設である一方で、運転開始後１６年が経過しており、経年劣化や物価高騰の為、修繕費が著しく増加している傾向にある。

また、構造が複雑でデリケートなため、取扱いに苦慮する部分も多く、施設の長寿命化を進めざるをえない状況であるとのことであった。

さらに、鳴門市の溶融処理方式に対する評価として、「複雑な機構であるため、補修も多く、また運転する人の高度なテクニック、オペレーションが求められ、人材育成も難しい。」という説明があったが、本市の溶融施設についても、その点において同じであると考える。

４　奈良県葛城市（葛城市クリーンセンター）

＜施設概要＞

処理方式：ストーカ炉（間欠運転式）

竣　　工：平成 29 年 3 月 31 日

処理能力：50ｔ/24ｈ（25ｔ×24ｈ×2 炉）

建屋面積：約 1,600 ㎡

２５トンのストーカ炉２基による焼却を間欠運転により行っている。また、リサイクル施設を併設しており、非常にコンパクトな施設となっている。年間約１万２千トンのごみを処理し、合併前の２町がストーカ式であったことと、他の方式よりコストが抑えられることからストーカ式を採用し、焼却部門の業者選定はプロポーザルにより決定している。

＜施設の特徴＞

・立地

合併前の旧當麻町のクリーンセンターを建て替えることとしていたため、国定公園内に建設せざるを得ず、①周辺景観との調和、②施設の威圧感・圧迫感の低減、③敷地の緑地化に配慮しなければならず、また、周辺住民との協議に大変苦労された。

地下にプラットフォームを配置し、少ない面積の中でも非常にまとまりをもった施設となっている。建設コストは、地上３階、地下３階（地上からの高さ１２．８ｍ）の構造としたことや周辺景観の調和のため、約５５億円となっている。

・管理運営

管理運営の方法において特徴的だったのは、長期包括契約という手法である。施設の運転管理は１０年間の長期包括契約により行っている。年間約２億７千万円（物価変動分の見直しあり）となっており、財政の平準化を図っている。

ここでは１日１６時間の間欠運転により稼働時間の抑制を図り、ごみ処理においても必要最低限の運転とし、住民に配慮した運転を行っている。

また、間欠運転により、人件費の削減も行っているということだった。

５　視察全体を通じて

今回の行政視察を通じ、私たちにとって廃棄物処理施設は不可欠なものである一方で、設置場所や運転による環境配慮など、施設の近隣に住む市民の生活等に大きく影響するものであり、また、市民へのきめ細やかな周知や理解が不可欠であるということを痛感した。

今後、本市がどのような廃棄物処理施設を選択することになるかは分からないが、現在の施設以上にごみ処理に貴重なエネルギー源を費やさず、高価で複雑な装置も不要となるトンネルコンポスト方式をはじめ、他の方式や運営方法についても、十分に検討すべきであると考える。

【亀山市環境未来創造会議　快適部会、循環部会との意見交換】

令和６年７月２２日に亀山市環境未来創造会議の快適部会及び循環部会の部会員と「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」をテーマに意見交換を行った。

≪主な意見等≫

〇現在の施設に対して

・便利な溶融炉ではあるが、作られた当時に、時代に逆行していると感じた。ごみは資源であるため、溶融炉の導入により、簡易な方法でごみを捨てることができるようになったが、本当にいいのかと思う。
・溶融施設設置当時は国の基準などにより、８０トン（４０×２炉）とせざるを得なかったそうだが、現在の人口規模では５０トン程度が妥当なのではないか。
・本市ではコストに見合った形で山元還元を続けていくことができるのか。

〇今後の施設に対して

・費用については不明な点も多いが、トンネルコンポスト方式の方が自然に配慮されている。
・ストーカ式となった場合、施設から生じる灰の処分については場所がないため、場外処

分とするほか無いと考える。
・ごみは減らさないといけない、出たものは分別してできるだけ燃やさないという考え方からすれば、ストーカ式は次世代の発想とは言い難い。トンネルコンポストのような形になっていくのではないか。

〇市に対して
・自然を守る優しいごみの処理につなげるには、市民の理解が本当に必要である。ごみ袋の有料化もしていない、基金の積立もない中、あと数年で施設の更新ができるのか。時間もパワーもかかるかもしれないが、５年の間で啓発活動など、力を入れてほしい。
・例えば農業などと結び付けて考えるなど、ごみ処理のことだけで考えても難しい。
・外国人や、風習に馴染めない方などが増えているため、そういった方への配慮も必要である。
・周知については、広報に記事を載せるだけでは周知されているとはいえない。教育、習慣化が大切である。
・他の方式にした場合の市民の負担増はどうなるのか。

〇教育について
・教育に力を入れて理解を進めることが必要。子どもへのアプローチから大人の意識を変えていくことなど、市と協働して考えたい。
・小学生の学習で分別について勉強するが、実際の家庭での分別状況との矛盾が生じて、困る子どもがいる。

〇その他
・学校現場、ごみ処理、市の持続性を持った将来展望などを総合的に考えていく必要があるのではないか。
・お金のことばかり議論するのではなく、市民が分別をどう考えているかが課題である。
・そもそも分別はすべきものであり、燃やさなければならないものは燃やすというのが本来ではないか。
・消費者だけではなく、生産者にも生産する段階でのごみに対する意識を持っていただきたい。

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1　廃棄物処理施設については、老朽化により繰り返し行っている各施設の修繕や、コークス、燃料の物価高騰などに伴い、ランニングコストが増大し続けている。

2　ごみ処理の在り方として、エネルギーや二酸化炭素排出の抑制など、環境への配慮を考えた場合に、現在の溶融施設は時代に合った施設とは言い難い。

3　現在の本市の規模を考えると、溶融施設は高度かつ大規模である。また専門的な技術者を要し、限られた受託者となるため、高コストである。溶融施設の操業を続けることは、身の丈に合っていない。

4　現在のごみの分別の簡便さが原因となり、市民の分別に対する意識は薄まっているという危惧がある。一方で、処理方式の変更によって分別方法が変わってしまうと、市民が新しい分別方法に対応することが困難となることが予想される。

5　亀山市環境基本計画においては「ごみ処理に関する情報の公開」として、ごみ処理経費や温室効果ガスの排出量などの情報を市民に分かりやすく発信することとなっているが、不明な点も多く、ごみ処理の透明性が確保されているとは言えない。

よって、産業建設委員会として、「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について、下記のとおり市長に提言する。

記

１　現在の溶融施設のように、コークスを大量に使用し、エネルギーを浪費する処理方式については見直し、コストやエネルギーに配慮した処理方式について検討に加えること。

２　将来的な人口の推移や社会状況を見据えた、本市の規模に合った施設を検討すること。また、運営方式については、公設公営のみではなく、公設民営、民設民営などの様々な方式について研究すること。

３　循環型社会の形成、カーボンニュートラルの実現のため、持続可能な社会を目指した施設を検討すること。また、ごみ処理の過程で出るエネルギーやごみそのものを再利用、再循環させる仕組みや、リサイクルを一層推進する取組について研究すること。

４　ごみ処理の在り方や分別について、より積極的にきめ細かな周知・啓発を行い、環境教育を推進すること。また、施設利用者が親しみや興味関心を持つことができる展示設備等を充実させること。

５　本市のごみ処理の現状について、より一層の透明性を確保するため、近隣自治体や類似自治体との比較など、市民にとって分かりやすい情報の公開を実施すること。

政策条例

子どもの権利条例について

亀山市議会では、子どもが、それぞれの個性が認められ、自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう望み、子どもの持つ権利を保護し、支援するまちにするため、「亀山版の子どもの権利条例」をつくることとした。

この条例は、「市民」と「議会」が一緒になってつくることで実行力を持ち、将来にわたって誰もが住みやすいまちに近づくことができると考えており、新しい時代に市民の声をカタチにし、真に亀山の子どもたちの今と未来を守る条例制定を目指している。

子どもは一人一人がかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育ち、安心して生きることができるよう、子どもの権利を保障し、子どもの成長を支えるまちづくりを目指して議員提案により条例を制定するため、政策検討部会を中心に、全議員で取り組んでいます。

子どもの権利に関する条例の検討経過について

〇条例立案の提案（令和元年１２月１９日全員協議会）

・議員の２名から条例立案の提案があった。

〇検討開始（令和２年１月８日政策検討部会、１月２０日全員協議会）

・政策条例の立案に向けて議会として取り組むことを決定した。

〇本市の取組状況の把握（令和２年３月１３日政策検討部会）

・市の子どもの権利に係る条例、規則、取組について説明を受けた。

〇三重県子ども条例（令和３年２月４日政策検討部会）

・みえ出前トークを活用して、県子ども福祉部少子対策課から子ども条例の制定に向けた検討内容、手順、課題等について説明を受けた。

〇国連・子どもの権利条約の現状と課題（令和３年４月２６日議員研修会）

・全議員が山梨学院大学教授荒牧氏から子どもの権利条約の現状と課題、子どもの権利条例の策定に係る課題に関する講演を受けた。

〇子どもの権利と地方自治体の政策についてオンライン研修

（令和３年５月１０日、１１日政策検討部会）

・講義１　コロナ禍における学校現場と子どもの権利

・講義２　コロナ禍でみえた保育園をめぐる自治体の動き

・講義３　コロナ禍で見えた学童保育（放課後児童クラブ）の現状と課題

・講義４　子どもの権利の歩みと地方自治体の政策の発展

〇有志による今後の進め方の検討（令和３年７月９日）

・オンライン行政視察について検討する。

・子どもの意見集約及び聞き取り調査（医療児、不登校、外国人、ヤングケアラー、いじめ、虐待、ＬＧＢＴＱなど多様な意見）、教育委員会との連携について協議する。

〇今後の方向性の確認（令和４年２月３日、５月３０日政策検討部会）

・より良い条例制定のため、改選時期にとらわれず、十分な調査議論を進めることとした。

・オンライン行政視察を実施することとした。

〇オンライン行政視察（令和４年７月２７日、８月８日政策検討部会）

・川崎市、奥州市、丸亀市の条例の制定過程等について説明を受けた。

〇行政視察報告（令和４年１０月４日政策検討部会）

・行政視察を行った３市の視察報告書を確認した。

〇今後の進め方の確認（令和５年２月１３日）

・これまでの検討経過の確認とともに、こども家庭庁の設置及びこども基本法の施行に伴う子ども施策全般への影響に関して執行部から説明を受けることと、子どもに関係する方と意見交換の場を持つという２本柱で検討を進めていくことを確認した。

〇意見交換の相手方の検討（令和５年４月２０日）

・意見交換の相手方として「子どもに関する団体」の洗い出し、リスト化を行う。

・子ども条例の制定に向けた取組リーフレットを広報に折込み、回覧する。

・部会員が独自に勉強を進める。

〇意見交換の相手方の検討及び周知用リーフレットの作成（令和５年６月１日）

・「子どもに関する団体」を抽出し、７団体程度に絞り込みを行う。

・子どもの権利条例の制定に向けた取組周知用リーフレットの修正。

〇意見交換の相手方との日程調整及び周知用リーフレットの確認（令和５年７月５日）

〇周知用リーフレットの完成（令和５年７月１４日）

〇こどもの権利条例説明用ページ公開（令和５年７月２０日）

〇政策条例意見交換会「不登校のこどもと親と地域の会でんでん」

（令和５年７月３１日）

〇議会だより令和５年８月１日号と同時に周知用リーフレット配布

（令和５年８月１日）

〇政策条例意見交換会「亀山市学童保育連絡協議会」（令和５年８月７日）

〇政策条例意見交換会「ＮＰＯ法人　ぽっかぽかの会」（令和５年８月８日）

〇政策条例意見交換会「亀山市ＰＴＡ連合会」（令和５年１０月１６日）

２０２４年の取組

〇アンケート調査及び意見交換の進め方について

（令和５年１０月２３日政策検討部会）

〇政策条例意見交換会「各小学校児童会」（令和５年１０月２４日）

〇政策条例意見交換会「各中学校児童会」（令和５年１１月２日）

〇政策条例意見交換会「徳風高校、亀山高校」（令和６年２月６日）

○アンケート調査票、アンケートスケジュール等について確認

最新の他市の条例を参考に条例の構成を検討（令和６年２月６日）

○政策条例意見交換会「未就学児の保護者（幼稚園・保育園）」

（令和６年２月１９日）

○アンケート調査票を確認（令和６年２月１９日）

○意見交換会での意見を総括し、条例の権利に係る部分について検討

（令和６年４月１６日）

○条例案の章立てや前文、目的、こどもの権利等の項目について検討

（令和６年５月１０日）

○「第２章こどもの権利」の項目について検討（令和６年５月２９日）

○アンケート調査結果を確認し、「第２章こどもの権利」の項目について検討するとともに、外部有識者との関わりについて確認

（令和６年７月１２日）

○「前文、第１章総則」の項目について検討（令和６年７月２５日）

○条例案について、外部有識者との意見交換を実施（令和６年８月２０日）

（２）２０２４年議会改革の取組について

①完了した検討課題

なし

②着手中の検討課題

・議会基本条例の検証及び見直し手続きの手順書の作成等について

亀山市議会では、平成２２年６月に亀山市議会基本条例を制定してから、１０年が経過したことから、各条項から抽出した検討課題の検討経過や具体的な取組について振り返り、議員一人ひとりが検証を行った。

また、議会基本条例全体として、新型コロナウィルス感染症の感染拡大やＳＤＧｓの取組、自治体ＤＸの推進など社会情勢の変化により、現条例の表記や内容が実状に合わない部分について併せて検証し、「災害や感染症等の危機管理の対応」や「障がい者への合理的配慮」については、現条例には規定されていないことから、本年については、他市の議会基本条例の規定を参考とし、調査・研究を進めている。

・子ども議会の実施について

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して参画意識を高め、子どもたちの自由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和６年度亀山市中学生議会を実施した。

実施に当たっては、事前に学校説明会を開催し、議員が各学校へ出向き、亀山市の概要、亀山市及び市議会の仕事、地方自治のしくみ、二元代表制、議員の仕事など中学生議会の開催について説明した。

令和６年度亀山市中学生議会　学校説明会

【開催日時】

①令和６年５月　９日（木）亀山中学校　６クラス

②令和６年５月２４日（金）関中学校　　２クラス

③令和６年５月３０日（木）中部中学校　６クラス

【説明内容】

・亀山市の概要（グループワーク）

・亀山市の仕事

・亀山市議会の仕事

・国と地方自治体

・地方自治のしくみ

・二元代表制

・選挙で選ばれる市議会議員

・議員の仕事

・議長の役割

・令和６年度亀山市中学生議会について

令和６年度亀山市中学生議会

【開催日時】令和６年８月２７日（火）午後１時３０分から午後３時まで

【場　　所】亀山市議会議場

【参 加 者】市内各中学校３年生　１９人

【テ ー マ】もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

一般質問通告一覧

学校名	質問内容
亀山中学校	１　亀山市における少子高齢化対策について （１）高齢化について （２）少子化について ①子育て支援 ②亀山市の魅力発信 ③移住支援 ④中学生の居場所 ⑤学習のサポート
中部中学校	１　空き家や空き家跡地の活用について ２　中学生・高校生が利用するスクールバスについて ３　インクルーシブな視点で設計された公園について ４　防犯カメラ設置について ５　感染症予防における手指消毒液設置について ６　亀山市のアニメ・ゲームとのコラボについて
関　中学校	１　リニア中央新幹線について ２　亀山市における SDG s の推進について ３　「快適に過ごせるまちへ」亀山市の魅力の発信について ４　街灯の設置について ５　特別教室や体育館の空調設備の設置について ６　学校施設の防犯対策について ７　加太の地域おこしについて ８　ＪＲ停止時のバス代行について ９　関小学校と加太小学校の合併について

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	1	総合計画後期基本計画の審査の方法について（予算決算常任委員会の設置について）
区　　分		A
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１１条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。 (1)　地方自治法の一部を改正する法律(平成２３年法律第３５号)による改正前の法第２条第４項に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)の変更(軽微なものを除く。)又は廃止 (2)　基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 (平２３条例２３・一部改正)
検討内容		議会の議決事件として追加した、基本計画の審査の方法についての検討。 H23-11-22第３回検討部会提起、H24-1-20第４回検討部会決定　H24-1-30議運委で協議、設置決定

現状分析	議論する内容	対応内容
①平成１２年の地方自治法改正で、これまで人口段階別の常任委員会数の制限規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。 ②平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となった。 ③平成１９年の予算特別委員会から、議長と監査委員を除く全議員での審査とした。 ④基本条例制定前は、地方自治法の規定により、総合計画の基本構想についてのみ議会の議決事件であった。 　本会議の議案質疑と総務委員会に付託しての議論。 ⑤基本条例制定で、基本構想に加え、基本計画も議決事件に加えた。 　基本計画の審査を行う委員会を決定していなかった。	①議会の議決事件として追加した、基本計画の審査を行う委員会についての検討。 ②複数常任委員会への取り組みを行う。	①平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数の常任委員会への所属が可能となったことを受け、予算決算常任委員会の設置を検討。 　特別委員会では、定例会の会期中しか設置できない（設置の目的を果たしたことになるため。）が、常任委員会化で、通年での設置が可能になった。 ②特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件を審査するもので、予算や決算のように毎年出される議案については、本来常任委員会で審査をするものとの見解あり。 ③委員についても、議長を除く全議員とする。

予算決算常任委員会の設置について

●議長を除く全議員で、予算決算常任委員会を設置する。

●委員について、議長を除く全議員としたが、このことは議会基本条例第４条２項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視および評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。

　このことから、議会の重要な役割である監視評価を議員全員で行うことで、議会の責任を果たしていくとの考え方である。

●予算と決算の特別委員会を一本化することで、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。
●補正予算の審査は、詳細な審査は各分科会で行い全体審査として予算決算委員会において、各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑後、討論・採決を行うことで、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。
●補正予算について、従来常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の審査しかできなかったが、分科会審査後、全体審査を行うことで、他の委員会の所管事項でも全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

■検討経過日程
H23-11-22　第３回検討部会提起
H24-1-20　第４回検討部会決定
H24-1-30　議運委で協議、設置決定、予算決算委員会内規決定
■別紙１、予算決算委員会内規

亀山市議会予算決算委員会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、予算決算委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審査する議案）

第２条　委員会は、予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査を行うものとする。

（委員会の構成）

第３条　委員会は、議長を除く議員２１人で構成するものとする。

（分科会の設置）

第４条　亀山市議会会議規則（平成１７年亀山市議会規則第１号）第９６条の規定により、委員会に分科会を置く。

２　分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

分科会名称	所　　管
総務分科会	総務委員会の所管に関するもの
教育民生分科会	教育民生委員会の所管に関するもの
産業建設分科会	産業建設委員会の所管に関するもの

（分科会の所属）

第５条　委員の分科会の所属は、委員が所属する常任委員会と同一とする。

（会長及び副会長）

第６条　分科会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

（審査）

第７条　各会計の当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、委員会における審査（以下「全体審査」という。）により行うものとする。

２　全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採るものとする。

３　各会計の補正予算に係る議案の審査は、委員会において各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行うものとする。

４　分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行うものとする。

５　各分科会の会長は、議案の審査が終了したときは、審査経過の報告書を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において報告するものとする。

６　委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採るものとする。ただし、質疑については、各分科会の会長から報告があった部分（審査の経過）のみ質疑することとし、議案の内容には及ばないものとする。

（理事会の設置）

第８条　委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

（１）議案の審査又は調査の日程等に関する事項

（２）総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序、質疑時間等に関する事項

（３）付託議案の取扱いに関する事項

（４）前３号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

２　理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。

３　理事は、委員会の委員長又は副委員長の属する会派以外の各会派から１人を選出する。

４　理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。

５　理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

６　理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審査結果の報告）

第９条　委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

（その他）

第１０条　この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この内規は、平成２４年 ３ 月 ７ 日から施行する。

附　則

この内規は、平成２５年１２月１８日から施行する。

予算決算常任委員会の設置に至る経緯

【背　景】

◎平成１２年の地方自治法の改正により、これまで人口段階別の常任委員会数の制限の規定が廃止され、その数を条例で定めることとなった。

◎平成１８年の地方自治法の改正により、議員の複数常任委員会への所属が可能となった。

◎平成１９年の予算特別委員会から、これまで予算特別委員会と決算特別委員会で委員を半数ずつ分けていたのを、議長と監査委員を除く全議員で審査することとした。

◎議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする議案不可分の原則がある（行政実例は、議案一体の原則から分割付託は認めていない。）が、これまで、各会計補正予算については、各常任委員会に分割付託している。（分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない）

◎特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年出される議案については、本来、常任委員会で審査するものである。

【メリット】

◎議会運営の原則を議会基本条例第４条第２項では、議会は執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価するよう議会運営に努めなければならないと規定している。
執行機関の事務事業の成果、課題などをチェック・評価していくことは議会の重要な役割であり、議員全員で行うことによって、議会としての責任を果たしていくことができる。

◎予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、表裏一体の関係にある予算・決算について、より継続的・一体的な審査が期待できる。

◎補正予算の審査について、詳細な審査は各分科会で行うが、全体審査として予算決算委員会において各分科会の会長報告を行い、その報告に対する質疑の後、討論及び採決を行うことから、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となる。

◎補正予算について、従来の常任委員会への分割付託では、各議員が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったが、分科会による審査の後、全体審査を行うことにより、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加し、問題点を共有することができる。

※ 議案不可分の原則

議案は、一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする原則。
特に、予算案は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用を内容とするもので、その全体で一つの議案であり、これを分割した場合には予算案の一部であって、予算案とは言えない。

予算決算委員会の審査フロー

３月及び９月の予算（補正を含む）・決算議案、総合計画基本構想・基本計画

本会議にて予算決算委員会へ付託

予算決算委員会の開催（補正予算を各分科会へ分担）

第２・３委員会室

三分科会の開催

第１委員会室

補正予算の議案説明

質疑

委員間の自由討議

三常任委員会の開催（補正予算以外の議案）

第１委員会室

分科会終了後、委員会に切り替える

補正予算以外の議案の説明

質疑

委員間の自由討議

討論

採決

請願審査等

提出資料の説明

一般質問

インターネット録画配信

予算決算委員会の開催

第２・３委員会室

議案の説明

総括質疑

個別質疑

委員間の自由討議

討論

採決

分科会会長報告

分科会会長報告に対する質疑

委員間の自由討議

討論

採決

本会議にて委員長報告

６月及び１２月の補正予算議案の審査

本会議にて予算決算委員会へ付託

第２・３委員会室

予算決算委員会の開催（補正予算を各分科会へ分担）

第１委員会室

三分科会の開催

補正予算の議案説明

質疑

委員間の自由討議

第１委員会室

三常任委員会の開催（補正予算以外の議案）

分科会終了後、委員会に切り替える

補正予算以外の議案の説明

質疑

委員間の自由討議

討論

採決

請願審査等

提出資料の説明

一般質問

第２・３委員会室

予算決算委員会の開催

分科会会長報告

分科会会長報告に対する質疑

委員間の自由討議

討論

採決

本会議にて委員長報告

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	市長が提案する重要な政策の定義について
区　　分	A
関連条例内容	（市長の提案説明） 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容	市長が提案する重要な政策について、具体的な定義についての検討。 H24-4-20第５回検討部会提起、H24-8-30第７回検討部会決定

現状分析	議論する内容	対応内容
①条例制定までに市長が提案する重要な政策についての定義が議論できていなかった。 ②理事者側からも条例制定段階で具体的な定義について説明を求められていた。	①市長が提案する重要な政策についての定義を検討し決定する。	①H24-5-25第６回検討部会において、企画部長、総務部長を招き、市の政策の考え方について意見交換を行う。 ②（株）ぎょうせいと委託契約を行い、重要な政策についての考え方について検討を依頼。 ③市の考え方、ぎょうせいからの報告に基づき、重要な政策の定義内容を検討。

【重要な政策の定義】については次の通りとする

●１０条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）

●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。

「事業」についての議会の議論は、第１０条第２項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。

■検討経過日程

H24-4-20　第５回検討部会提起、H24-8-30第７回検討部会決定

■別紙資料１、「 亀山市議会基本条例第１０条に掲げる「重要な政策」の定義について」

議会改革推進会議第７回検討部会確認事項

＜亀山市議会基本条例第１０条に掲げる「重要な政策」の定義について＞

●１０条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）
●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。
「事業」についての議会の議論は、第１０条第２項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。

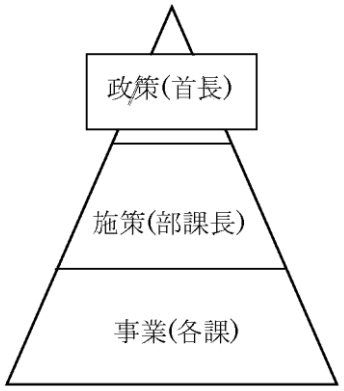

「亀山の森」

・・政策　（森）
首長が掲げる方向性。マニフェスト。
施策の大綱
・・施策　（林）
政策を実現するための幾つかの枠組み。
基本施策
・・事業　（木）
施策を具体的に展開するための事業。
施策の方向性

【参考】
◆議会基本条例における「政策」とは
議会基本条例制定の動きが活発となった背景の一つに、執行部側の「自治基本条例」又は「まちづくり条例」がある。自治基本条例では、まちづくりのプロセスにおいて、その素案段階から住民が参画することによる自主的なまちづくりという意義と、策定されたプロセスの進捗管理を住民も参画して自ら検証する仕組みづくりという意義がある。
この場合において、議会の役割は何か？⇒まちづくりのプロセスにおける基本的方針（方向性）が誤っていないか（独断的になっていないか、偏向的になっていないか）を監視評価することにあり、プロセスの中身までを持ってきて議論することではないという流れが主流（不祥事等、住民に説明が必要なケースは別）。
⇒　議会基本条例を定めている状況下で位置付けられる「政策」とは、首長含め、執行部側から提示される基本方針と捉えるべきである。
但し、議論の過程で発生する資料や、プロセスを明記した資料を拒むものではない。
執行部が示す方向性に対して議論を深めるべきであり、その手続きは首長の責任のもとに進められるべきである。
◆「政策」の定義（村松憲行：NOMA）
「政策とは、国や地方自治体が政府として、そこに抱える問題の解決を図り、国民や住民のより良い生活環境を維持、創造するために示された方向と対応策を示すものである」
方向や対応策の前提は、国や地域に発生する、または発生するだろうという問題です。対応策には、「私たちの自治体はどういう状態を創り出そうとしているのか」という進むべき方向、つまりビジョンがあり、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要になります。地方分権が進展する中では、この「政策」を地方自治体が自らの力で創り上げなければならなくなっているのです

議会改革推進会議第７回検討部会確認事項

＜亀山市議会基本条例第１０条に掲げる「重要な政策」の定義について＞

●１０条に掲げる「重要な政策」については、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」とする。（下図「亀山の森」参照）
●「事業」については、施策に基づく行政のアウトプットになり、事業の策定義務は行政サイドに置くことが望ましい。策定責任は行政サイドにある。
「事業」についての議会の議論は、第１０条第２項、議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする、に基づき予算や決算時での議論とする事が妥当と判断する。

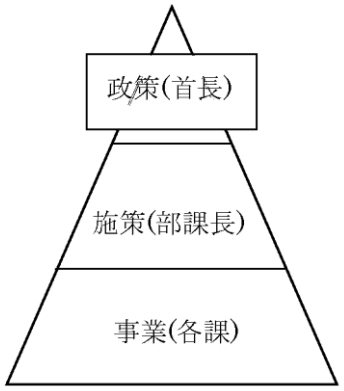

「亀山の森」

・・政策　（森）
首長が掲げる方向性。マニフェスト。
施策の大綱
・・施策　（林）
政策を実現するための幾つかの枠組み。
基本施策
・・事業　（木）
施策を具体的に展開するための事業。
施策の方向性

【参考】
◆議会基本条例における「政策」とは
議会基本条例制定の動きが活発となった背景の一つに、執行部側の「自治基本条例」又は「まちづくり条例」がある。自治基本条例では、まちづくりのプロセスにおいて、その素案段階から住民が参画することによる自主的なまちづくりという意義と、策定されたプロセスの進捗管理を住民も参画して自ら検証する仕組みづくりという意義がある。
この場合において、議会の役割は何か？⇒まちづくりのプロセスにおける基本的方針（方向性）が誤っていないか（独断的になっていないか、偏向的になっていないか）を監視評価することにあり、プロセスの中身までを持ってきて議論することではないという流れが主流（不祥事等、住民に説明が必要なケースは別）。
⇒　議会基本条例を定めている状況下で位置付けられる「政策」とは、首長含め、執行部側から提示される基本方針と捉えるべきである。
但し、議論の過程で発生する資料や、プロセスを明記した資料を拒むものではない。
執行部が示す方向性に対して議論を深めるべきであり、その手続きは首長の責任のもとに進められるべきである。
◆「政策」の定義（村松憲行：NOMA）
「政策とは、国や地方自治体が政府として、そこに抱える問題の解決を図り、国民や住民のより良い生活環境を維持、創造するために示された方向と対応策を示すものである」
方向や対応策の前提は、国や地域に発生する、または発生するだろうという問題です。対応策には、「私たちの自治体はどういう状態を創り出そうとしているのか」という進むべき方向、つまりビジョンがあり、それに基づく具体的な政策的課題を戦略として示すことが必要になります。地方分権が進展する中では、この「政策」を地方自治体が自らの力で創り上げなければならなくなっているのです

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H25- 5-10

検討課題	各種審議会等への議員派遣について
区　　分	A
関連条例内容	（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容	各種審議会等への議員の派遣の是非についての検討。 H23-11-22第３回検討部会提起、H24-11- 2第８回検討部会で考え方を決定　H25-2-18第１０回検討部会で最終確認

現状分析	議論する内容	対応内容
①議員派遣の委員会は、 ア）上位法令で必置のもの 亀山市都市計画審議会（都市計画法） 亀山市民生委員推薦会（民生委員法） イ）亀山市条例で議員と明記のもの 亀山市総合計画審議会（総合計画審議会条例） 亀山市水道水源保護審議会（水道水源保護条例） 亀山市住居表示審議会（住居表示審議会条例） 亀山市廃棄物減量等推進審議会（廃棄物の処理及び清掃に関する条例） ウ）規約・要綱で議員と明記のもの 亀山市森林管理協議会（森林管理協議会要綱） 亀山市農業振興地域整備促進協議会（農業振興地域整備促進協議会要綱） 亀山市農業再生協議会（農業再生協議会規約） エ）条例・規程で識見を有するものと明記 亀山市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法、	①各種審議会に議会からの派遣が必要か、派遣の是非について検討 ②４条での議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保する点、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないの視点からの議論とする。	①（株）ぎょうせいと委託契約を行い、各種審議会等への議員派遣についての考え方について検討を依頼。 ②ぎょうせいからの報告に基づき、基本的な考え方を検討。 ③H24-11-2第８回検討部会で基本的に議員を派遣しないことを確認。但し、上記法令に必置義務のあるものは除外する。 ④H24-11-12議長より市長に議員を派遣しない旨口頭にて申し入れ。 ⑤H24-11-20付けで総務部長名で申し入れに対する検討結果意見書が提出される。 ⑥H25-1-10検討結果意見書に対し、議会の意見を議長名で送付。 ⑦H25-1-29付けで、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」との議会の意見に対し、基本的に尊重する旨の回答が提出される。

現状分析	議論する内容	対応内容
国民健康保険条例） 亀山市社会福祉協議会（社会福祉協議会評議員選任規程）…H24.9.13代表者会議で派遣せず 亀山市行政改革推進委員（行政改革推進委員会条例）…H24.6.13代表者会議で派遣せず オ）その他（監事） 亀山市土地開発公社（土地開発公社定款）		⑧H25-2-18第１０回検討部会で最終確認。３月定例会で条例改正を提案。 規則・要綱についても所要の改正を行う。

各種審議会等への議員の派遣の基本的な考え方について

①各種審議会等への議員派遣をしないことについて

●コンサルタント契約の（株）ぎょうせいの見解により、委員会や審議会への議会からの委員派遣については、二元代表制の視点、議会の役割、行政への監視評価の視点、議決を伴う案件への視点等を勘案する必要があるとのこと。

特に議会基本条例を策定している議会ほど改善検討が進行しているとのこと。この背景としては、基本条例に議会の役割を定義したこと（基本条例第４条議会運営の原則）、理事者側に議論における必要資料の提示を求めていること（基本条例第１０条市長の提案説明）などから、議会の議論の前段となる政策議論に議員が加わるべきでないとの議論が増大しているのが現状。基本条例制定を理由に、執行部側への委員の派遣を中止した団体もでている。

議会基本条例を策定した議会は、「議会の役割」を明確に定義し、有権者に広く周知・アピールしているからこそ、執行部側の組織する審議会や策定委員会等には関わるべきではない。しかし、議会は審議会や策定委員会等において議論された内容を知る必要は有り、また、その内容を確認した上で、執行部側がまとめた案に対して、委員会等での議論が反映されているのか、住民の声が反映された内容になっているのかを検証、さらにはその進捗を議会全体で監視評価していく責務もあるものと考える。

●自治日報社の「議会運営の実際」でも、審議会等への委員には就任しないことが望ましいとしている。

議員が委員として参加した審議会等の答申等を参考にして長が議案を作成し議会に提案したとき、委員となった議員は議案審査で鋭い質疑を行うことが出来なくなり、他の議員も議員が参加し作成した議案の審議には遠慮がちにもなり、これでは議員が委員に就任することで議会の審議権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる。

委員に就任することは議会の監視権、審議権行使に支障があることから、最近は法令に定めるものを除き委員を辞退する議会が多くなりつつある。

●これらの見解により、上記法令に必置義務のあるものを除き、基本的には議員を派遣しないこととする。

２．各委員会への見解について

●今回、派遣について見解を求められている審議会、協議会から最終的に提出される計画について、確認が必要。この計画により、事業にどのように影響があるのかの確認も必要。これ迄各策定時に議会への説明についてどのように考えてきたのかについても確認。

●審議会や協議会への委員での派遣ではなく、議論の最終段階で議会の関与が必要であれば、常任委員会での議論としたい。

●議論の後、議案として提出される協議会については特に、議会からの委員の派遣でなく、議案提出までの事前説明や議案提出後での議会での審査に委ねたい。

●外郭団体についての委員の派遣は、外郭団体自体の議論が行えないことから、委員派遣で事業内容の把握が出来る面はあるが、逆にこれ迄議論が出来ないとしていたことから、決算時等においての事業報告や質疑が出来る体制作りが重要な点ではないか。この点についても今後執行部との協議を重ねたい。

【懸案事項】

●議会が委員派遣ではなく、今後どのように執行部の案に対して議論を行っていくのか、関与について今後執行部と議論を重ねていく必要があるものと考え、検討部会でも関与についての議論を行っている段階で、早急に考えのとりまとめを行うものとする。

■検討経過日程
H23-11-22　第３回検討部会提起
H24-11- 2　第８回検討部会で考え方を決定
H24-12- 4　第３回議会改革推進会議で検討部会での基本的に派遣しない旨の決定内容について報告
H25-1-21　第４回議会改革推進会議で議会の意見内容を確認
H25-2-18　第10回検討部会で最終確認
■別紙１、各種審議会・委員会一覧表

各 種 審 議 会 ・ 委 員 会 一 覧 表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法（法設置） 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 （議長、教民委員長）	地域福祉室	民生委員法（法設置） 亀山市民生委員推薦会委員定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画（平成29年度～）の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 （産建委員長）	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 （森林ｿﾞｰﾆﾝｸﾞ協議・環境創造事業の認定）	16 （産建委員長）	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものと考える。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 （農用地区域からの除外の是非等）	18 （産建正副委員長）	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組む事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	（会員・産建委員長）	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものと考える。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり次第、委嘱 （議長、総務委員長）	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 （議長、産建委員長）	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 （総務委員長、他1）	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	（評議員・教民委員長）	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 （副議長）	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	（監事・副議長）	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

各 種 審 議 会 ・ 委 員 会 一 覧 表

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔法必置のもの〕								
1	亀山市都市計画審議会	4	まちづくり計画室	都市計画法（法設置） 亀山市都市計画審議会条例		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
2	亀山市民生委員推薦会	14 （議長、教民委員長）	地域福祉室	民生委員法（法設置） 亀山市民生委員推薦会委員定数規則		法必置のため、引き続き委員を派遣する。		
〔議会議員と明記されているもの〕								
3	亀山市総合計画審議会	2	企画政策室	亀山市総合計画審議会条例	○	基本構想自体、地方自治法上では策定義務もなくなり、今後策定を行うのかの判断や、その際議決事件に組み込み、条例改正を行うのか等の議論も現段階では不明な点も多くあることから、その時点で議論を行いたいと考える。	第2次総合計画（平成29年度～）の策定準備が必要となる平成26年度に検討する。	
4	亀山市水道水源保護審議会	7 （産建委員長）	上水道室	亀山市水道水源保護条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市水道水源保護条例について、所要の改正を行う。	◎
5	亀山市森林管理協議会 （森林ｿﾞｰﾆﾝｸﾞ協議・環境創造事業の認定）	16 （産建委員長）	森林・林業室	亀山市森林管理協議会要綱	○	協議における専門性の高さや、予算審議でも十分に議会からの意見反映は行えるとの観点から議会からの委員の派遣を中止しても影響はないものと考える。	議会の意見を受け、亀山市森林管理協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
6	亀山市農業振興地域整備促進協議会 （農用地区域からの除外の是非等）	18 （産建正副委員長）	農政室	亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱	○	市における取り組みは多くの項目が予算化されており、3月の予算審議で議論が出来ることや、予算確定後の常任委員会での所管事項説明において、当該年度の市の取り組む事業内容等についての説明をもらうことで、議会からの意見も表明できるのではないかと考える。この議論の内容を次年度への意見反映としてもらうとの観点から、議会からの委員の派遣を中止しても支障ないではないのか。	議会の意見を受け、亀山市農業振興地域整備促進協議会要綱について、担当室にて所要の改正を行う。	
7	亀山市農業再生協議会	（会員・産建委員長）	農政室	亀山市農業再生協議会規約	○	議会からの委員派遣を中止しても支障ないものと考える。 また、議会における農業政策に関する議論の場の設定については、一昨年も産業建設委員会の所管事務調査で農業問題を取り上げており、農業部門を所管する産業建設委員会での議論の場の設定については前向きに取り組んでいきたいと考える。	議会の意見を受け、亀山市農業再生協議会規約の改正について、1月24日開催の協議会総会に議案として提出し、可決された。	
8	亀山市住居表示審議会	案件があり次第、委嘱 （議長、総務委員長）	市民相談協働室	亀山市住居表示審議会条例		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市住居表示審議会条例について、所要の改正を行う。	◎
9	亀山市廃棄物減量等推進審議会	19 （議長、産建委員長）	廃棄物対策室	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第8条)		議会からの委員を派遣しない。	議会の意見を受け、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、所要の改正を行う。	◎

	委員会・審議会名	現数	担当室	根拠条例・法律等	意見提出	議会の意見	意見に対する対応	3月議会条例改正
〔識見を有するもの等〕								
10	亀山市国民健康保険運営協議会	15 （総務委員長、他1）	保険年金室	国民健康保険法 亀山市国民健康保険条例	○	運営協議会で保険料の改正の議論も行われ、その後、議案となって議会へ提出されることとなるので、議案の素案議論に議会の議員が参加することとなり、議案提出後の議案審査への影響がないとは言えない。 議案審査前に議会としての意見が必要なら、所管の常任委員会での内容の説明や意見聴取は可能ではないのかと考える。	条例等の改正は必要ないため、担当室において、議会の議員以外から公益を代表する委員を委嘱する。	
11	亀山市社会福祉協議会	（評議員・教民委員長）	社会福祉協議会	亀山市社会福祉協議会評議員選任規程		H24.9.13代表者会議で派遣しないことで決定		
12	亀山市行政改革推進委員	10 （副議長）	行政改革室	亀山市行政改革推進委員会条例		H24.6.13代表者会議で派遣しないことで決定		
〔その他〕								
13	亀山市土地開発公社	（監事・副議長）	用地管理室	亀山市土地開発公社定款	○	現在は、事業計画のある中での用地の先行買収が主な事業となっており、独自に土地を開発する等の事業は行っていない。 事業の健全性の判断であれば、所管の常任委員会で事業内容の説明を行えば良いのではないのかと考える。	規約等の改正は必要でないため、担当室において、現監事の取扱いを議会と協議し、議会の議員以外から監事を任命する。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7
改　定	R01.08.20、R01.05.10 H28.01.22、H25.12.26、
作　成	H25.08.19、H25.07.26

検討課題	4	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
区　　分		Ⅳ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・通年議会の調査について

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会は市長が招集する。（地方自治法101条１項） ・議長または議員定数の1/4以上の者は、市長に対し臨時会の招集を請求できる。（執行部からの議案が無い場合等）（地方自治法101条2～6項） ・亀山市議会の定例会の招集回数は毎年4回とする。（亀山市議会定例会の招集回数に関する条例） ・亀山市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。（亀山市議会定例会の招集に関する規則） ・平成21年5月18日、招集に関する規則の一部改正を行い、ただし書きの「都合により変更できること」を追加し、以後会期が長くなる3月や9月は前月の終わりから開会している。	・現在の年４回の定例会から、年間を通して開催する通年議会について、そのメリットデメリットを調査検討し、導入の可否について検討する。	・通年議会の考え方と、導入にあたってのメリット及びデメリットの資料作成。（第13回検討部会での意見） ・通年議会についての調査を㈱ぎょうせいへ委託。 ・通年議会の調査結果について、㈱ぎょうせいより調査資料の説明を受け、内容を確認し、協議の結果、通年議会についての検討は、必要である時期がきた時に再度議論することを確認。（平成28年1月22日第36会検討部会） ・通年議会の検討について、改めて議論することが必要であるとの意見から、再度検討することを決定。また、通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリットについて協議。（平成31年2月6日第54回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
・地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の一部改正は、3/31で専決処分されることが多く、承認のみで議論ができない。 ・定例会以外で議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に市長の専決処分が行われている。 ・定例会の回数を年１回とし、会期を通年とする通年議会を導入する議会がでてきた。 （三重県議会【資料①参照】、四日市市議会） ・通年議会は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分や、災害などの突発的な事件、緊急の行政課題に対応可能。 ・議会運営委員会が大津市議会を行政視察 （平成25年8月6日）		・通年議会に関連する例規や通年議会を採用している他市議会等について調査し、改めて通年議会のメリット・デメリットについて協議。（令和元年5月10日第56回検討部会） ・通年議会の方式やそれぞれのメリット・デメリット等について確認し、通年議会の検討については、推進会議で集約した意見も踏まえて、再度検討部会で検討することを決定した。（令和元年5月20日第26回議会改革推進会議） ・通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に再度議論することを決定。（令和元年8月20日第58回検討部会） ・通年議会の検討については、現時点では導入せず、必要な時期が来た場合に、再度議論することを決定。（令和元年10月23日第27回議会改革推進会議） ・通年議会の検討については、第27回議会改革推進会議において必要な時期が来たとき再度議論を行うことを決定していることから、検討課題を完了する。（令和４年10月7日　議会改革推進会議）

地方自治法

第１０１条　普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

２　議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

３　議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

４　前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

５　第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

６　第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

７　招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.11.27
改　定	H27.10.20、H27.10.14 H26.05.29、H26.01.27
作　成	H25.12.26、H25.08.19 H25.07.26

検討課題	5	議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・派遣廃止後の各審議内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置

現状分析	議論する内容	対応内容
・１月10日に執行部からの検討結果意見書に対し議会の意見を送付。 ・１月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。 ・議員を派遣しないこととしたことから、審議会等の運営に関しチェックできないため、議会として関与する場を設置するため、亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険運営協議会、土地開発公社、亀山市行政改革推進委員会、亀山市社会福祉協議会の６つの団体について、正副委員長会議（H25.4.23）において所管する委員会を決定。 総務委員会（亀山市行政改革推進委員会）	・これまでの委員派遣での議論がなくなったことで、議会として関与できるようにしたい。 ・予算書や決算書が提出される団体について懇談の場の設置の検討。 土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センター ・これらの団体以外で、定期的に懇談をする団体の選定。例えば、農業関係の団体は今回の廃止で議会との懇談の場を求められている。 他に、商工会議所、自治会連合会、ＰＴＡ連合会、子育て関係団体、福祉団体等。 ・議会報告会の広聴機能との関連も議論。	・正副委員長会議で議論。 ・各常任委員会において、各団体との議論の場について協議。（日時、メンバー、テーマ等） ・産業建設委員会が農業振興地域整備促進協議会と意見交換（平成25年8月20日） ・教育民生委員会が国民健康保険運営協議会の関係で担当部と意見交換（平成25年8月27日） ・教育民生委員会が社会福祉協議会の事務局と意見交換（平成25年10月10日） ・協議の場のあり方についてのルールの検討。 （第13回検討部会での意見） ・常任委員会の年間計画を作成し、この中に各団体等との懇談の場を明記できないか ・懇談会後、政策提言まで行く場合の対応は議会報告会と同様の対応を行う。（政策検討会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
教育民生委員会（国民健康保険運営協議会、亀山市社会福祉協議会） 産業建設委員会（亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、土地開発公社） ・国民健康保険運営協議会については、条例改正の議案に関連する内容である。 ・他の５つの委員会等は、議案とは関係がなく、チェックできないため、議会として議論の場を設置できないか。 ・３月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業計画書及び収支予算書が提出されている。 ・６月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センターから、事業報告書及び収支決算書が提出されている。 ・外郭団体については、これまで議会では議論できなかった。		・予算書、決算書が議会に提出される「シルバー人材センター」「地域社会振興会」「社会福祉協議会」「土地開発公社」及び相手方から懇談の場の要請がある「農業再生協議会」「農業振興地域整備促進協議会」については、委員会で関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日）正副委員長会議で確認することとする。 ・国保運営協議会、行政改革推進委員会の取り扱いについては保留することとする。（第20回検討部会） ・国保運営協議会は教育民生委員会で、行政改革推進委員会は予算決算委員会で関与することを確認（平成27年8月18日　第33回検討部会） ・国保運営協議会については、教育民生委員会で年１回関与することを決定。（担当部署との意見交換会）（平成27年10月5日教育民生委員会協議会） ・行政改革推進委員会を予算決算委員会で関与することについて、次回の正副委員長会議で確認することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会、平成27年10月20日第14回議会改革推進会議） ・行政改革推進委員会については、予算決算委員会で関与することとする。（平成27年11月27日正副委員長会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	6	市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・予算決算委員会（当初予算と決算）の審査を１階ロビーで放映できないか。

現状分析	議論する内容	対応内容
・ケーブルテレビにより、平成16年6月から一般質問の生中継と録画放送を開始し、平成22年6月から閉会日の生中継と録画放送を開始し、現在、全ての本会議の生中継と録画を放送している。 ・平成22年9月から、決算委員会のインターネットによる録画配信を開始。	・平成25年9月定例会の予算決算委員会からの放映について	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年9月定例会の予算決算委員会から玄関ロビーのテレビでの放映を開始。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成23年3月から、予算委員会のインターネットによる録画配信を開始。 ・１階ロビーでは、ケーブルテレビで放映している本会議の生中継を視聴できるが、委員会はケーブルテレビの放映がないので視聴できない。 ・委員会室のハンディカメラと１階ロビーのテレビの間を直接配線すれば視聴可能となる。 ・委員会室のハンディカメラと議場傍聴席にあるカメラ設備の間を配線すれば、ケーブルテレビを通じて、本会議同様ロビーでも視聴可能となるが、あわせてケーブルテレビの全ての加入世帯が生中継で視聴できるようなってしまう。		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	7	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・委員会視察報告書のホームページへの掲載について

現状分析	議論する内容	対応内容
・各委員会の行政視察の報告は、各委員が提出し、委員会で報告書としてまとめ、議長に提出している。 ・議会だよりに、各委員会の視察内容を掲載している。（文字数の制限があることから、事務局で調整している。） ・各委員会の報告書の内容が、委員間で確認されているのか、所属委員に配布されているのか不明。	・各委員会の報告内容と掲載範囲について。 ・各委員会の報告書の内容（質及び量）をあわせることについて。 ・いつから掲載するか。	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・掲載する方向性が確認されれば、正副委員長会議で内容のすり合わせを行う。 ・常任委員会と議会運営委員会の報告書を掲載。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H25-2-26 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	8	議会申し合わせ等の確認について
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（議員の役割、責務等） 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		・事務局にて見直し作業中

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員に「亀山市議会要覧」を配布している。（平成22年11月） ・事務局において、過去の代表者会議や議会運営委員会等で決定した事項を洗い出し、申し合わせ事項等を確認するなど、リニューアル作業中。	・条例、規則等との関連について。	・平成25年度中に原案の確認。 ・第22回検討部会において、亀山市議会要覧の素案を提出し、さらに精査して最終案とすることを確認。（平成26年7月2日） ・第24回検討部会において、先例集と関連例規をまとめ、議会要覧とし、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。（平成26年8月21日） ・第25回検討部会において、亀山市議会要覧の最終案を確認し完了とする。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27-1-11
改　定	H25-12-26
作　成	H25-7-26

検討課題	9	広報機能（ホームページ）の充実
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・ホームページの内容についても平成２５年度検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成15年、市議会ホームページを開設。 ・平成21年2月にＣＭＳを導入。 ・平成23年12月、議会だより編集委員会を、議会だよりの発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは!市議会です」の監修、広聴機能の充実を図るため、広聴広報委員会に改める。 ・平成25年4月、広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を正式な委員会として会議規則に位置づける。 ・現在の市のホームページは、平成27年1月をもって更新を予定している。 ・広聴広報委員会の研究テーマとして議論をしており、委員会としてデザイン、構成、情報量等をまとめ、予算要求時期までに執行部に提案することとする。	・広聴広報委員会へ委ねる。	・最終報告を議会改革推進会議で行う。 ・広聴広報委員会でホームページのリニューアルの方向性について確認（平成25年11月1日） ・広聴広報委員会で、新ホームページのデザインと構成を確認（平成26年11月21日） ・市議会ホームページをリニューアル（平成27年1月11日）

現状分析	議論する内容	対応内容
・ホームページ更新の基礎資料とするため、議員アンケートを実施。（平成25年7月）		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R2.10.20
改　定	R2.10.12、R1.10.11 H29.02.21、H27.10.14 H27.07.21、H27.02.18
作　成	H26.10.07、H26.5.29 H26.01.27、H25.12.26 H25.07.26

検討課題	10	議会報告会の開催
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成（原案作成済） ・報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用（ベース）できないか。 ・議会報告会は、議会からの報告という目的と、市民からの意見を聞くという目的（広聴広報機能）の２つがある。 ・広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」がある。 ・広聴としては、所管事務調査において市民（団体）との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要 ・新たな広聴として市民アンケートの実施の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・議会報告会の前段として、平成23年9月定例会から広聴広報委員会監修による議会報告番組「こんにちは!市議会です」を放送している。（ケーブ	・今後の方向性について （フリーテーマ型？政策テーマ型？） ・市民参加について 参加の規模、地区割り等 ・市民アンケートの実施で市民意向の把握について（検討課題カルテ３２） ・広聴機能としての市民アンケートの活用について ・議会報告会という名称についての検討。他の名称、市民との懇談会等。 ・議会報告会の持つ２つの意味、議会活動報告の部分の広報機能と市民から様々な	・市民アンケートでの意見を確認。市民はどの様な意向なのか把握。 ・市民アンケートに盛り込む内容の検討。具体的な内容等については（株）ぎょうせいに依頼。 ・開催規模や地区割りを検討。地域課題をテーマにまちづくり協議会との開催を検討。 ・広聴としての市民からの意見に対し、具体的にどの様に対応するのかの検討が必要。 ・すなわち、政策的に提言する場合について、議員個々での対応でなく、議会としての提言とするため、政策検討会議（仮称）の設置を検討。 ・政策検討会議の具体的な内容は別にカルテを作成する。（検討課題カルテ３５）

ルテレビとインターネット）	意見を聞く広聴機能についての確認。	
現状分析	議論する内容	対応内容
・議会運営委員会で、京都府京丹後市議会（議会改革度全国１位）を視察。(平成25年8月7日) ・議会運営委員会で、滋賀県栗東市、兵庫県淡路市及び大阪府柏原市を視察(平成26年4月23日,24日) ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：36%（平成26年7月29日～8月18日） 　市民アンケートの結果、議会報告会の必要性は59.4%が必要と感じながらも、出席については25.6%と半分程度であり、積極的な参加意識までには至っていないことが分かった。（平成26年10月7日第25回検討部会） ・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：32.9%（平成30年8月3日～8月20日）	広聴機能について議論を行う ・対象者について、従来は市民としているが、フリーなテーマで行うのか何らかのテーマを持って行うのかの検討。 ・これに合わせて、例えば地域課題という観点からは、まちづくり協議会との懇談会を模索できないか。 ・議会報告会を行わない場合、市民の声を把握する広聴機能としての市民アンケートの活用についての検討。	・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う（平成27年2月18日第28回検討部会） ・四日市市議会議会報告会を見学（平成27年7月6日） ・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・議会報告会については今後１年間は開催せず、議論を続けることとし、所管事務調査については、さらに充実をさせていくことを確認。（平成27年10月20日　第15回議会改革推進会議） ・議会報告会については今年１年間は開催せず、議論を続けることとし、具体的な手法や議員と事務局の役割等について検討していくことを確認。（平成29年1月25日　第44回検討部会） ・議会報告会については今後１年間は取り組まないが、議論を続けていくことを確認。（平成31年2月6日　第55回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを確認（令和元年10月11日　第59回検討部会） ・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを決定し、検討課題は「完了」とする。（令和元年10月23日　第27回推進会議） ・所管事務調査における意見交換会の充実のため、正副委員長会議において次の２点を確認した。 ①相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。 ②意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることとする。 （令和元年11月21日　正副委員長会議） ・令和元年11月21日の正副委員長会議の決定事項をカルテに追記し、改めて検討課題は「完了」とすることを確認。（令和2年10月12日　第63回検討部会）

◆*市民と議会が話し合う場づくり*

・議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い、市長に政策提言を行う。

　議会としての議論のあり方を調査・研究し、ある程度、力のついたところで市民への議会報告会を行うこととした。

・議会報告会を行うことは、二つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聞き、政策に結びつける広聴の部分がある。

・広報については、現在、様々なメディアを通じて提供しており、平成２３年９月からは、定例会をまとめた「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で作成し、ケーブルＴＶでの放送とインターネットによる配信を行っている。

　また、広聴部分については、「所管事務調査」において行っているが、今後どのように拡大していくのか検討していく。

・議会基本条例第３条の定義では、この条例において「市民」とは市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうことで「市民」の定義を定めた。

・今後、「市民」から、フリーテーマで意見をいただくのか、政策テーマを設けて意見をいただくのか、議会改革推進会議「検討部会」での議論が必要と考える。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	12	議案への賛否の公開について
区　　分		A
関連条例内容		（市民の参画） 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・ホームページへの公開の運用方法の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会だよりにおいて、全ての議案について賛否状況を議員ごと掲載している。（平成21年8月から） ・本会議の採決については、全て原則起立採決とした。（平成24年6月） ・採決時には、議場のカメラにて、全員の賛否状況が確認できるよう撮影し、その映像をケーブルテレビやインターネットで配信している。 ・採決時に、起立しない場合は反対とみなすことを議会運営委員会で確認。（平成25年6月） ・過去に起立採決において、何人立っていたかの情報公開請求があった。議長は、起立多数か起立少数を宣言するが、数は数えない。賛否を明確にするためカメラでゆっくり撮影している。 （例）請願の採決について	・ホームページへの掲載の有無について ・議案の取扱について	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・不具合の内容を確認後、議会運営委員会へ。 ・検討部会で方向性が出れば代表者会議へ。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成25年6月定例会の採決時に議案名がわかりづらく一部誤解があった。		

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.11.08
改　定	H28.07.12、H28.04.11 H28.03.11、H25.12.26
作　成	H25.07.26

検討課題	13	反問権の取り扱いについて
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		(議会及び議員と市長等との関係) 第９条　議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 ２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
検討内容		・反問できる者の範囲、反問できる内容、回数を明確化 ・取扱要領の作成

現状分析	議論する内容	対応内容
・反問権の行使について、反問の時間は別枠として取り扱うこととする。（平成22年8月12日議会運営委員会で決定） ・反問権の行使について、本会議及び委員会の次第のマニュアルは作成済。 ・これまでの反問権の行使 ① 平成22年9月定例会（一般質問：市長） ② 平成22年9月定例会（決算委特別員会：教育長） ③ 平成24年9月定例会（予算決算委員会：市長） ④ 平成26年3月定例会（予算決算委員会：副市長） ⑤ 平成27年6月定例会（議案質疑：市長） ⑥ 平成27年9月定例会（緊急質問：市長） ⑦ 平成28年3月定例会（議案質疑：市長）	・事務局で取扱要領の作成後に議論	・県内他市議会の反問権の取り扱いについての調査結果の報告と反問中の時間の取り扱いについて協議した。（平成28年3月11日第38回検討部会） ・反問権の取り扱いについて各会派から意見集約。取り扱いの検討を議会運営委員会に委ねることとする。（平成28年5月25日第40回検討部会） ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員会で検証することとし、検証結果が出るまでは現行の取り扱いとする。（平成28年5月27日議会運営委員会） ・反問権の取り扱いについては、議会運営委員で協議し、次のとおり決定した。 ① 執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問時間には含めないこととする。

現状分析	議論する内容	対応内容
		② 反問の回数制限は設けないこととする。 ③ 反問権を行使できる人の範囲は、部長級までとする。 （平成28年11月4日議会運営委員会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.10.21
改　定	H27.11.27
	H27.10.20、H27.10.14
	H27.01.28、H26.05.29
	H26.01.27、H25.12.26
作　成	H25.07.26

検討課題	14	議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか
区　　分		Ⅰ　－　Ａ
関連条例内容		(市長の提案説明) 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容		・委員会協議会の活用 ・１０年以上の計画 ・実施計画以外の予算計上前の新規事業 ・既存政策の大幅な転換があった場合

現状分析	議論する内容	対応内容
・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 ・市の各種計画について、平成25年5月から所管事務概要の資料として提出させ、当該年度に策定改定するものについては説明させ、その時期等を把握できるようにした。	・パブリックコメントを実施する計画への関与について （委員会としての意見が出せないか） ・委員会としての議論のあり方についてどの様なまとめ方を行うのかについて	・当面は、パブリックコメントを実施する計画についての対応を検討する。 ・各年度の改定する計画は５月提出の所管事務概要に添付される。 ・議会からの審議会委員への派遣の取扱いについて（カルテ５）と連動して、常任委員会の年間計画を作成し、この中に計画の策定時期を明記し、議論の時期を確認できないか。 ・議会への提案時期や内容については、正副委員長会議で詳細について検討を図る。

現状分析	議論する内容	対応内容
		・パブリックコメントを実施する各種計画について委員会として関与することを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） 正副委員長会議で協議して、各委員会の中で年間計画をたてることとする。 ・パブリックコメントを実施する各種計画については、骨子の段階と最終段階の２回説明を聞くこととし、議会としての意見については所管の常任委員会において意見を出し、執行部から回答をもらうことを確認。（平成26年11月28日正副委員長会議） ・パブリックコメントを実施する各種計画の最終素案の説明を受ける時期については、執行部と調整することを確認。（庁議前または庁議後） （平成27年8月18日　第33回検討部会） ・議会が関与する計画等については、パブリックコメントを実施する計画に関して中間の段階と最終素案の２回説明を受けることを基本とするが、毎年５月に提出される各種計画一覧をもとに執行部との協議の中で決定することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・各種計画一覧の提出時期については、２月の新年度予算説明会の際に提出することとし、関与する計画について、提出された各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとした。（平成27年11月27日正副委員長会議） ・各種計画の中間案については、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けることとし、併せて前計画との比較ができる資料を提出してもらうことを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	15	予算内示会の場の検討
区　　分		A
関連条例内容		（市長の提案説明） 第１０条　議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1)　政策等を必要とする背景 (2)　提案に至るまでの経緯 (3)　他の自治体の類似する政策との比較及び検討 (4)　市民参画の実施の有無とその内容 (5)　亀山市総合計画との整合性 (6)　財源措置 (7)　将来にわたるコスト計算 ２　議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。
検討内容		・全員協議会の場以外の検討や議場の利用等について検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成24年まで、予算内示会は全員協議会終了後開催しており、会議の位置付けが不明確であった。 ・内示会の招集者は？ ・平成25年2月からは、全員協議会において、市長報告の一つとして当初予算の説明を受けている。 ・平成 24 年 3 月、予算決算委員会を設置した。 ・全員協議会規程の中で、協議事項として「議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの」と規定している。 ・市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。	・予算内示会の位置付けが不確定なため予算決算委員会で対応できないか。	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・方向性の確認後、内示会の運営方法について議会運営委員会で対応。 ・第7回議会改革推進会議にて予算決算委員会を活用することを了承。 ・平成25年12月18日の予算決算委員会において、予算決算委員会内規の一部改正を行い、委員会に理事会を設置して検討することとした。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H25-12-26完了 H25-8-20 H25-8-19
作　成	H25-7-26

検討課題	16	亀山市議会議会改革推進会議規程の改正
区　　分		A
関連条例内容		(議会改革推進会議) 第１９条　議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。
検討内容		・年１回の定例会の開催（１年間の総括の報告（毎年10月を目途））

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成23年8月に議会改革推進会議と補助機関である検討部会を設置し、以後推進会議は5回、検討部会は12回開催。 ・推進会議の会議は、規程により必要に応じ会長が招集することとなっている。	・年間活動の報告の場として、年１回の定例会の開催について（10月を目途）	・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・規程の一部改正。 ・報告書の内容の精査。 ・第7回議会改革推進会議にて規定の一部改正を了承。 ・第8回議会改革推進会議で、議会改革白書2013としてこれまでの総括を報告。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-8-28
改　定	H26-7-2
作　成	H25-12-26

検討課題	17	・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第８条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・本会議・委員会ライブ中継の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条５項では、議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い､わかりやすい議論を行うよう努めなければならないと規定。 ・２２年９月定例会から予算決算委員会のインターネットでの録画配信がスタート。２５年９月からは玄関ロビーでテレビ放映。	・本会議、予算決算委員会について、インターネットを利用したライブ中継の検討。 ・合わせてタブレット、スマートフォン等でも視聴できるように対応する。	・ライブ配信準備のため、7月に光ケーブルを新設工事（議場内） ・平成２６年８月７日にライブ配信委託契約を締結（パソコン等含む） ・平成２６年８月２８日より運用開始予定。合わせて、タブレット、スマートフォン等でも視聴できるようにする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H29.05.19
改　定	H29.04.11 H29.02.21、H28.10.12 H28.08.09、H28.07.12 H27.10.20、H27.10.14
作　成	H27.08.18、H26.10.07 H25.12.26

検討課題	19	請願者の説明機会について（参考人制度について）
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・運用方法の検討 ・説明機会の取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条３項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し､市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 ・請願議論の際､請願者からの請願内容の説明は行っていない。紹介議員への質問等は行っている。	・請願議論の際には、請願者の希望があれば請願の内容についての説明の機会が設けられないのか検討。	・請願者の意見陳述の場について、他市の状況を調査。 ・㈱ぎょうせいと委託契約を行い、請願者の説明機会についての考え方について検討依頼。（平成26年7月）

現状分析	議論する内容	対応内容
・委員会においては、公聴会、参考人制度を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行） ・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱等が未整備である。	・公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱を事務局案作成後内容の確認。 ・請願審査時の請願者の意見陳述についての可否について ・請願審査のあり方と紹介議員のあり方について	・第25回検討部会で、㈱ぎょうせいからの請願者の説明機会についての資料を提示。（平成26年10月7日） ・請願審査の運営のあり方を検討。 ・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・取扱要領（案）を作成し、㈱ぎょうせいに委託している取扱要領の策定支援により精査。 ・取扱要領の策定支援に関する成果品納品。（平成28年3月25日） ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会） ・参考人招致の手続に関する申し合わせ案及び参考人招致の手続に関する要綱の修正案、請願者の趣旨説明に関する申し合わせ案及び請願者の趣旨説明に関する内規修正案について協議。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成29年1月25日第44回検討部会） ・請願者の趣旨説明に係るフローについて協議し、これまで議論してきた例規関係とあわせて、議会運営委員会の確認をとることとした。（平成29年2月21日第45回検討部会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について、議会運営委員会で確認した。（平成29年4月27日議会運営委員会） ・請願者の趣旨説明制度の概要及び関係する例規について確認し、6月定例会から次のとおり運用を開始することを決定した。（平成29年5月19日議会改

現状分析	議論する内容	対応内容
		革推進会議） ①請願は、議案質疑の前日までを提出期限とする。 ②請願者趣旨説明を希望する場合、又は委員会から請願者に趣旨説明を求める場合、付託先の委員会において、取り扱いを決定する。 ③委員会で趣旨説明の場を設ける決定があった場合、議長から請願者に委員会への出席を要請する。 ④趣旨説明は代表者１人が請願審査の冒頭に５分以内で行う。

１．請願説明
（１）審査における説明
付託を受けた委員会において、必要があれば、当該請願を紹介した議員の出席を求め、請願の趣旨について説明を聴くことできる。出席を求められた紹介議員は、これに応じなければならない。紹介議員の発言は、説明に限られ、意見を述べることはできない。質疑があれば、答弁することになる。紹介議員への出席要求は、委員会での決議により、日時、場所、請願件名等を記した文書で行うのが適当である。また、委員会は、審査にあたり、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から、意見を聴くことができる。このことは、「標準」都道府県・市・町村議会会議規則や地方自治法などにおいて規定されているが、請願者本人による説明については、規定はない。
（２）請願者の説明
昨今、議会改革の一環として議会の透明化が進む地方議会においては、請願者に趣旨説明をする機会を設けるようになってきており、市議会の多くで行われている。

２．検討事項
（１）制度詳細検討
議会のオープン化を進めていくためには趣旨説明の制度化は必要事項と感じられる。ただ、その制度詳細については、幾つかの検討事項を要する。

◎趣旨説明者の特定化

請願者本人による趣旨説明を実現するのが目的であるが、請願者が団体である場合や複数の個人による共同請願の場合などにおいて、説明者を特定するべきか、複数名による説明を可とするべきかを検討すべきである。これは、必然的に説明時間の検討にも関連する。
また、紹介議員の発言を可とするか、可とするならば、紹介議員は「標準」都道府県・市・町村議会会議規則に規定のあるとおり説明のみとするのか意見表明も含めて可とするのか。

◎趣旨説明の希望制

上記では、基本的に請願者自らの意思（希望）によって文書にて申請するのが通例としたが、趣旨説明を必須とすることも検討事項である。
全国の市議会の事例でみると、必須としている議会は極めて少ない（議員による趣旨説明を必須としている団体もある）。

◎趣旨説明機会の位置付け

議会のオープン化を主目的として、趣旨説明機会の提供を検討する議会のほか、議会への市民参加を推進するという点を目的とする議会もみられる。
元々、請願申請（提出）や陳情を以て、議会への市民参加とする考え方が主流であったが、昨今は、その議論過程にも参加することで市民参加推進と考える議会も増えてきた。
しかしながら、議会は選挙によって選ばれた議員によって構成される議決機関であり、市民がその議論過程に参加すること自体への疑問は拭えない。市民からの付託を受けた議会としての意義を明示するためにも、趣旨説明の機会供与は、議会のオープン化が目的であるとするのが妥当と考えられ、制度化にあたっては、この点を明確にしておく必要がある。

◎ルール化（例規整備）

運営上のルールを明確にしておくための検討が必要である。先述のように、発言申請手続き、発言者、発言内容、発言時間、出席者の人数等をどのように規定するかを検討しなければならない。また、規定した内容をどのように明文化するかも併せて検討しなければならない。市民等に申請等の手続きを求めることから、議会規則や要綱等による例規整備を図り、広く周知されるべきである。
多くの市議会において、趣旨説明の機会申請ができるようになってはいるが、その手続き例規が明示されている事例は少ない。

注）これは例規整備をしていないと断定するのは難しい。地方自治体によっては、条例・規則を例規集としてＨＰ上に公開し、要綱等は原則搭載しない団体もあるため、例規整備の有無は判断できないためである。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H26-10-7 H26-7-2
作　成	H25-12-26

検討課題	20	議員定数１８名での運営について①
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・委員会運営のあり方の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現在は委員会条例で、４つの常任委員会を設置。総務委員会８名、教育民生員会７名、産業建設委員会７名、予算決算委員会２１名。 ・２４年３月から、常任委員会の複数の所属では、予算決算委員会の設置で二委員会への所属をしている。	・２６年１１月より、議員定数が現在の２２名より１８名に変更されるため、常任委員会のあり方について検討。 ・委員会の数、委員数、所管内容等について検討。	・平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市(3委員会)、兵庫県淡路市(2委員会)、大阪府柏原市(複数委員会所属)を視察。 ・第22回検討部会において、18名での委員会運営を議論するため、委員会の比較表を資料として提出し、各会派にて議論後、意見集約を行うこととする。（平成26年7月2日） ・第23回検討部会で、各会派からはそれぞれの意見があったため、代表者会議に委ねることとする。（平成26年7月25日） ・8月28日に開催した代表者会議において、委員会数は3委員会とし、委員の定数は、総務委員会は8人から6人、教育民生委員会は7人から6人、産業建設委員会は7人から5人に改定することを了承。 ・第10回推進会議で、委員会数と委員定数について了承し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-5-29
改　定	H26-5-29
作　成	H25-12-26

検討課題	21	議員定数１８名での運営について②
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議会運営委員会のあり方の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規程。 ・議会運営委員会の運営については、議会運営委員会内規で規定。 ・各会派からの委員の選出については、３人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じた按分率による。ただし、各会派とも１人は選出できるものとする。 ・２人の議員が所属する会派の代表者は、委員外議員として出席することができる。委員外議員は、委員長の発言許可を得て発言できるが、採決には加われない。	・議会運営委員会委員の選出基準についての検討とそれに伴う手続きについて検討。	・第19回検討部会(平成26年2月18日)において、議会運営委員会の委員の定数、選出方法について、シミュレーションした資料をもとに検討。 ・平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市、兵庫県淡路市、大阪府柏原市を視察。 ・第21回検討部会(平成26年5月29日)において、結論を議会運営委員会に委ねることとし完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H26-10-7
作　成	H26-7-2 H25-12-26

検討課題	22	議員定数１８名での運営について③
区　　分		Ｉ　－　Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議長、委員長の責務について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条第１項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと明記。 ・議長の責務は、地方自治法第１０４条に規定。 ・第１０４条（議長の議事整理権・議会代表権） 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。 ・委員長の責務については委員会条例第１１条に規定。 ・第１１条(委員長の議事整理権及び秩序保持権) 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。	・基本条例制定後、地方自治法や委員会条例の主旨にそって、改めて基本条例に議長の責務、委員長の責務を規定できないか検討。	・議会基本条例に規定する、議長及び委員長の責務の条文素案を第22回検討部会にて協議(平成26年7月2日) ・代表者会議において、条文案を協議し了承。（平成26年8月28日） ・第10回推進会議において、議長及び委員長の責務の条文案を提示し、平成26年9月定例会の閉会日に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。（平成26年9月19日） ・平成26年9月24日に議会基本条例の一部改正について原案可決。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	H26-10-7
作　成	H25-12-26

検討課題	23	議員定数１８名での運営について④
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・議長の委員就任について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条第１項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと規程。 ・市議会申し合わせにより、議長は総務委員会に所属することを規定。 ・２１年１１月、議長の総務委員会委員の辞任については、議長の判断とすることを確認。 ・２５年１２月、議長の判断で委員を辞任。 ・２６年６月、議長の判断で委員を辞任。	・議長の責務と関連して、議長の委員会所属の有無について検討。	・委員会条例の一部改正（２６年９月） ・第23回検討部会で、議長は常任委員会の委員とならないことを規定する委員会条例の一部改正の素案を各会派へ持ち帰り意見集約を行う。（平成26年7月25日） ・第24回検討部会で、意見集約の結果、委員会条例の一部改正案について了承され、代表会会議に委ねることを確認。（平成26年8月21日） ・代表者会議で、議長は常任委員会の委員とならないこととし、委員会条例の一部改正することを確認。（平成26年8月28日） ・第10回議会改革推進会議において、委員会条例の一部改正について、平成26年9月定例会に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。（平成26年9月19日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R2.10.20
改　定	R2.10.12、H27.10.14 H27.08.20、H26.10.07
作　成	H25.12.26

検討課題	25	議会提出議案への市長等の意見表明について
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会及び議員と市長等との関係） 第１１条　議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。 ２　議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
検討内容		・取扱いの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員の質問等についての反問については、第１１条第２項に規定。 ・議員提出議案に対する市長等の意見表明については、認めていない。	・今後、議員提出議案の拡大を考慮する中で、提出議案に対して市長等の意見表明についての是非について検討。	・㈱ぎょうせいと委託契約を行い、議会提出議案への市長の意見表明について検討依頼。（平成26年7月） ・㈱ぎょうせいより議会提出議案への市長の意見表明についての資料を提示。（平成26年10月7日　第25回検討部会） ・団体意思の決定に当たっては、事前調整の場として、政策検討会議を活用することを検討。（平成27年4月28日　第30回検討部会） ・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・検討部会で、議会提出議案への市長等の意見表明については、引き続き検討課題として議論していくことを確認した。（平成27年10月14日　第34回検

		討部会）
現状分析	議論する内容	対応内容
		・議会の政策条例の立案に当たっては、策定作業の中で執行部との協議を随時行っていくことから、条例案に市長等の意思は反映されると考えられるため、市長等の意見表明の機会は設けないことを確認した。（令和2年2月17日　第62回検討部会）

１　議案の定義

議案＝議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が、議会に提出する案件

①当該地方団体の意思の決定を求める議案（**団体意思の決定**）

例）条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など地方自治法９６条第１項に列挙されている事件など。

②議事機関としての議会の意思の決定を求める議案（**機関意思の決定**）

例）意見書の提出（地方自治法９９条）、会議規則の制定（地方自治法１２０条、議員の懲罰（地方自治法２９０条）など。

※長がその権限に属する事務を執行するに当たり、事前に議会の議決を得ることとされている場合があるが、このような場合に提出する議案のことを、特に長の事務執行の前提要件としての議決事件についての議案と呼び、区別することができる。

◇議会提出議案（団体意思の決定）に対して市長等が意見表明を行うということは、プロセス的に考えづらく好ましくない、これまでもあまり事例が見られない。（全国市議会議長会調査部）

◇議会提出議案(機関意思の決定)においては、長の意見を求めるべきものではありません。民の代表としての議員で構成された議会としての意思決定であり、議会としてどのような結論（意思決定）を出すかとなります。

２　課題と検討

通常のプロセスにおいて、議会提出議案に対して市長等の意見表明を求めることは、適切なプロセスではないという見解をまとめましたが、幾つかの課題が考えられます。

●一部会派等による議会提案において市長等の意見表明を求めることや、議員質問に対する市長等の反問権による意思表示など、その意見表明と議決との関係です。いずれの場合においても、その意思決定が、団体意思の決定なのか、機関意思の決定なのかについての位置づけによって対応は異なると考えられます。

●これに対して**団体意思の決定**においては、議事機関である議会の意思を決するにあたり長の意向を公に確認検証する必要があるかどうかです。この部分の考え方については、各議会において千差万別のようです。先述のように、一般的に大半の事例としては、事前に長の意思確認が行われていると考えられます。そうでない少数の事例に対して、いつ、どのようにして、市長等の意思を確認するか、それを予め決めておくべきかどうか、といったあたりの対応が課題と言えます。

●重要な点としては、議会（議員）は市長と同等に民の代表であり、長を監視評価する議決機関を構成する機関（一員）であるということです。

議会としての意思決定を行うにあたり、背景・根拠とすべきは民の意思であり、長の意見ではありません。民の意思を負託された議員によって構成される議会が意思決定を自ら行うことができるということが重要です。

当然のことではありますが、長は意見表明を行ってはいけないということではありません。議会の意思決定後（議決後）や議決前であっても議会とは別のところにおいて、長自らの意思を示すことは何ら問題ありません。議会の要望ではなく、長としての見解を示すことは、二元代表の一役を担う長として重要な説明責任の一つと言えます。それゆえ、場合によっては、議決内容に対する「再議」という権限を有しているのが長です。

●議会提出議案に対しては、議会と長がそれぞれの立場において、当該議案に対する意思（意見）を表するのが適当と考えられます。これは、それぞれお互いに対してということではなく、有権者を含む市民に対してそれぞれ説明責任を背負っていると考えるべきです。

従って、議会は議場においてその意思を説明（提案）しますし、長は必要に応じて自らの場等において意思表示を行うことが、共に、市民に対する

明確な説明と言えます。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.06.05
作　成	H25.12.26

検討課題	26	第２次総合計画策定の是非により、条例の改正の検討を行う
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１１条　法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、次のとおりとする。 (1)　地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の変更（軽微なものを除く。）又は廃止 (2)　基本構想に基づく基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止（平23条例23・一部改正）
検討内容		・２６年度中にまちづくり基本条例の改正の確認。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第９６条第１項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第１１条では、地方自治法９６条の２項の規定による議決事件を規定。 ・第１１条では、地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号。平成２３年５月２日公布）により同法第２条第４項が改正され、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、本条例における基本構想を改正前の地方自治法第２条第４項と規定し、改めて当該基本構想の変更及び廃止とそれに基づく基本計画の策定、変更、廃止を議会の議決事件として規定。	・地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号。平成２３年５月２日公布）により、市町村の基本構想策定に関する義務付けが撤廃されたため、今後、第２次総合計画を策定することを、まちづくり基本条例に規定した場合に、議会の議決事件として条例の改正を行うことの検討。	・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけることを確認。（平成27年4月6日会派代表者会議） ・基本構想の議決については、総合計画条例に位置付け、基本計画は議会基本条例に位置づけ、６月定例会において議会基本条例の一部改正を行うことを確認。（平成27年5月22日議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-6-23
改　定	H26-5-29
作　成	H25-12-26

検討課題	28	公開内容の検討について
区　　分		Ⅲ－　B
関連条例内容		（政務活動費の執行及び公開） 第１５条　会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。 ２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。 ３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。
検討内容		・詳細な報告の検討について（会計帳簿）

現状分析	議論する内容	対応内容
・第１５条３項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は､積極的に公表しなければならないと規程。 ・２２年１２月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 ・あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。	・ホームページに、現在の収支報告書だけの公表から、新たに会計帳簿の公表について検討。（県下１３市の調査が必要）	・第21回検討部会において、ホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.5.29） ・代表者会議にてホームページへの会計帳簿の公表について了承。（H26.6.13） ・平成26年6月23日よりホームページにて公開。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　　了	H30.6.26
改　　定	H30.5.18 、H30.4.17 H30.2.14、H29.10.04 H29.07.18、H29.05.09 H29.04.11、H29.02.21 H27.12.18、H27.10.20
作　　成	H27.10.14、H27.08.18 H25.12.26

検討課題	29	長期欠席者への対応
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議員報酬） 第１８条　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年亀山市条例第３７号）で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第７４条第１項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
検討内容		・取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議員報酬の計算方法については、月額計算から日割り計算へ改正された。（平成18年9月28日可決） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第５条（報酬の日割計算）　第３条第１項及び第２項の規定により報酬を支給する場合（死亡した場合を除く。）であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。 ・長期欠席者への報酬の減額支給については規程はない。 ・２４年議運委視察の西脇市議会では「西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定し減額支給を行っている。	・議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の減額について検討。 ・議員が出産するときの報酬の扱いについて検討。	・㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年7月21日　第32回検討部会） ・推進会議において、全議員が㈱ぎょうせいより資料等の説明を受け、内容を確認した。（平成27年8月20日　第14回推進会議） ・会議規則については、女性議員が活躍できる環境を整備し、議会を活性化するため、先行して出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けることを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・全員協議会において協議し、内容を確認した。（平成27年12月18日全員協議会） ・平成27年12月定例会において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を設けるため、亀山市議会会議規則を改正した。（平成27年12月18日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・長期欠席者への対応と議員報酬の考え方について協議。（平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会、平成29年5月9日第47回検討部会、平成29年7月18日第48回検討部会、平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年1月17日第50回検討部会、平成30年2月14日第51回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（案）について確認（平成30年5月18日議会改革推進会議） ・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例が可決された。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-08-21 H26-07-25
作　成	H25-12-26

検討課題	32	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２３条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・市民アンケートの実施

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条の中に、条例の検証に市民の意見を徴することも規程。 ・市民の意見を徴する方法等については手続き規程はない。 ・２３年１２月に広聴広報委員会を設置。広聴についても対象とした。	・市民の意見を徴する方法として、市民アンケートの実施を検討。（２６年５月頃 ） ・アンケート内容や実施方法、その他の手続き等について検討。	・第20回検討部会で、考え方を提示（平成26年5月1日） ・第21回検討部会で、素案を提示（平成26年5月29日） ・第22回検討部会で、アンケート案を提示し了承を得る。（平成26年7月2日） ・第23回検討部会で、ホームページへ8月1日からアンケートを掲載することを確認。（平成26年7月25日） ・7月29日から8月18日の期間でアンケート調査を実施する。 ・第24回検討部会で、8月21日時点でのアンケートの回答件数等を報告。（件数：355件、回収率：35％）（平成26年8月21日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・第10回推進会議で、アンケートの回答総数等を報告。（件数：360件、回収率：36%）（平成26年9月19日） ・第25回検討部会でアンケート結果について報告。また、ホームページで「亀山市議会に関する市民意識調査報告書」を公開するとともに、議会だより第50号（平成27年１月１日号）に抜粋版を掲載することを確認。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R4.2.7
作　成	H25-12-26

検討課題	33	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２５条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・検証委員会の設置について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条に規定された条例の検証及び見直しを進めるために検証する機関など特に規定したものはない。	・条例の目的が達成されているか検証し、適切な措置が講ぜられるよう答申なども依頼できる第三者機関的な検証委員会の設置についての検討。	・条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、本カルテは廃止し、検討課題31のカルテに統合することを確認。（令和4年2月7日　議会改革推進会議検討部会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-7-2
改　定	H26-05-29
作　成	H25-12-26

検討課題	34	議会基本条例の基本理念の抽出（協働の定義について）
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		前　文 　選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。 　日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。 　議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。 　議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。 　地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。 　議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。 　以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。 （目　的） 第１条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)（協働の定義について）

現状分析	議論する内容	対応内容
・基本条例の前文と第１条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 ・前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 ・まちづくり基本条例第６条に議会の責務が規定。	・議会基本条例の基本理念を抽出する。 ・まちづくり基本条例第６条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 　必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。	・（株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。 （株）ぎょうせい報告内容　（平成２６年３月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成２２年亀山市条例第１号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成２２年亀山市条例第２９号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 （解説） ・まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 　なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の３つの活動が提案されています。 ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。		●全体通して共通する（というかその１点）のは「協働」の考え方（定義）です。 　執行機関側とその意が共有できれば問題ないと思いますが、自治基本条例等に格上げしていく際には、なおさら前文や定義等において、協働の原則として、情報共有・相互尊重を軸とし、意思決定の協働ではないことを確認（明記）することも検討してはどうでしょうか。 ●市民と議会の協働の考え方の整理の必要性 ・ぎょうせいの報告の通り、議会の意思決定に市民が関わるという協働の考え方は議会の性格上あり得ないことになる。議会の意思決定に関わらない形での協働についての考察が必要となる。 ●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 　市民が議会に関われるものについて‥‥請願、陳情、要望の提出 　市民が議会に直接発言できるものについて‥‥議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。 ●自治基本条例に移行を検討する時点で、議会部分についての理念の定義は、改めて検討を行うこととし、完了する。（平成26年7月2日）

【協働とは　HatenaKeywordより】
「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。まだ、一般的な概念ではないが行政やＮＰＯの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいる。
　協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムといわれている。オストロムの1977年著作『Comparing Urban Service Delivery Systems』の中で「Coproduction」という用語が用いられ、「Co（共同の、共通の）」に「Production（生産、産出、成果）」を結びつけて作り出された造語であるが、これを日本語に訳す際に「協働」と訳して生まれた。
　代表的な協働の定義の例は、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市で、1999年に市民活動との協働に関する基本方針（通称：横浜コード）が設けられた。その中で協働とは、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている。

まちづくり基本条例	**（株）ぎょうせい　検討すべき事項（平成２６年３月）**
●前文：「市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくこと」の部分、協働の解釈について。	●二元代表制の理念としては、ともに選挙によって選ばれた市長と議会（議員）は、対等緊張でなければならず、その両者が「協働」と明記する点についての検討。 　ここでいう「協働」とは何か。執行機関（市長）と議会（議員）による議論協議という意であれば、本会議を通した「協働」と解釈できなくないが、市民との「協働」とは何を指すのかが不明。議会報告会等も含めて、議会も市民との意思共有という解釈でよいのか。 　議会の意思決定に市民が関わるという協働という意であればＮＧである。
●第１条（目的）「市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組む‥」	●前文と同じで、ここでいう「協働してまちづくり」とは何かを確認共有しておく必要がある。市民と情報共有を図る、あるいは市民の声を聞く、という意であることを確認すべき。 　議会の意思決定に市民が参加する協働はＮＧである。
●第２条（定義）「議会」の定義は？ 市が制定した条例であるため、議会の定義がない	●「市民」、「事業者」、「執行機関」の定義があるのに、「議会」の定義がない。議会とは、「選挙で選ばれた議員により構成される議会という」定義を明記し、議会の位置づけ（二元代表制）を明確にしておくべきではないか。
●第５条（市民の責務）「市民、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに‥」	●前文、第１条と同じだが、「市民の責務」という括りに議会との協働が入ってよいか。 　市民側が議会と協働してまちづくりを進めるよう努める、というのはどうか。逆は然るべきだが、市民側はその意を付託して議員を選出しているわけであり、それが責務とされる点を検討すべきではないか。
●第６条（議会の責務）「議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。」	●議会の「責務」として市民参加を謳う意図は。報告会などを通して情報の双方向化を図り、市民と意思共有を図るという意での参加・協働であれば基本条例とも整合がとれ、連動した位置づけと言えるが、意思決定等を指す参加であってはならない。
●第１０条（協働の原則）「まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする」	●意は理解できるので、「協働」の解釈のみ。 ・「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.06.05
改　定	H27.04.28 H27.04.14、H26.05.29
作　成	H26.01.27

検討課題	35	政策の立案及び提言のあり方について
区　　分		Ⅱ－Ｃ
関連条例内容		（政策の形成及び提言） 第１５条　議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。
検討内容		・政策検討会議（仮称）設置の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・全員協議会規程の第６条協議事項で、 （１）市政における基本的な計画の策定、現行の計画の大幅な変更及び新しい制度の導入等に関するもの （２）議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの （３）議員提出議案、政策提言等議員間討議を必要とするもの と規定している。 ・第２条所掌事項では、全員協議会は、市政の課題、議会運営等に関し、議員間の自由討議を通じ共通認識の醸成に努め、もって議会機能の向上を図るものとする。 ただし、本会議又は委員会等に委任する事項については、理解度を高めるものであって、合意を得るものではない。	・重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場として、全員協議会に変わる、議会として結論が得られるような新たな場づくりについての議論を行う。 ・議会報告会での市民からの意見に対して議会での集約の場としての機能も持たせられないか。 ・各種団体との懇談会での意見集約の場としての機能を持たせられないか。	・政策検討会議（仮称）設置の検討 ・全体会議の他に、より詳細な議論を行う分科会の設置を検討。常任委員会をこれに当てる。 ・運営要綱とについては事務局にて作成後確認。 ・会議の設置に当たっては、全員協議会規程の一部改正が必要。 ・新たな組織の設置について、各会派の意向は設置に前向きであるので、新たな組織の協議事項、全員協議会とのすみわけ等について、会派代表者会議に検討を委ねることを第20回検討部会で決定。（平成26年5月1日） ・重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等を議論する場を設置する方向で、改選後、新体制において議論することを確認（平成26年8月28日会派代表者会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
と規定されており、討議は行うが、共通認識の醸成に努め、合意を得るものではないとしている。 ・これらの点から、全員協議会は、重要な政策等への議論や議員提出議案や政策提言等は議会として何らかの結論は引き出せない会議となっている。		・政策検討会議（仮）の設置について、各会派から意見を集約し協議。（平成27年2月18日第28回検討部会） ・政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） ・全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） ・政策検討会議（仮）の設置については、新たな組織を設けるのではなく、全員協議会を活用することを確認。（平成27年4月14日第29回検討部会） ・全員協議会において全員協議会規程の一部改正案について協議。（平成27年4月20日） ・全員協議会において全員協議会規程の改正案を確認し、全員協議会の下部組織として政策検討部会を設置することを決定。また、議会改革推進会議においても全員協議会での決定事項を確認し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ			完　了 改　定 作　成	R4.10.7 R4.5.13、R4.2.7 R3.10.15、R3.6.28 R3.6.4、R3.5.28 R2.10.12、R2.2.17 H28.10.21、H28.05.25 H28.03.25、H28.03.11 H28.02.15、H28.01.22 H27.11.25、H27.10.20 H27.08.18、H27.06.05 H26.10.07、H26.07.02 H26.5.29
検討課題	36	・議会の情報化について		
区　　分		C		
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。	（議員の役割、責務等） 第５条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２ 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３ 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４ 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		・パソコンやタブレット等の利活用の検討。		

現状分析	議論する内容	対応内容
・現在はパソコンについて、各会派室の1台を設置。 ・平成２５年７月に、ホームページ更新についてのアンケートにあわせ、議会の情報化に関するアンケートを実施。 ・会派室のパソコンのインターネット利用で通信が不安定である。ＺＴＶの通信速度が遅い事に起因するか。 ・パソコン以外の機器、タブレットやスマートフォンも利用者が増えてきている。 通信機能のないタブレット等は無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の環境がないためインターネットやメール等が利用できない状況。 ・現在はパソコンやタブレットについては、議場や委員会室には持ち込めない、規程が未整備。	・議会の情報化についての議論を行う。 ・議員のパソコンやタブレット等の利用についての議論を行う。 ・情報化ツールとしてこれ迄のパソコンを中心とした有線ＬＡＮから、タブレットやスマートフォンへの対応として無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）環境の構築を、委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。 ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みについて、どの様な活用シーンがあるのかの検討。 合わせて、議会資料等や情報の電子化についての検討。 ・市から提出される資料の内、データ化を要請するものを検討。 ・タブレットの具体的な活用方法及び運営方法等の検討。 ・タブレットの使用基準の内容について検討。	・平成２６年４月より、会派室使用のインターネットの通信速度を１６０Mにアップ。 ・平成２６年６月、会派室のデスクトップパソコンを更新。 ・ノートパソコンやタブレット、スマートフォンへの対応として、無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の構築を委員会室や会派室に行い、議員の情報化の推進を図る。（平成26年9月17日完了） ・議場や委員会室でのパソコンやタブレットの持ち込みでの活用シーンについての他市の事例等、事務局にての情報収集。 ・議会資料等や情報の電子化について事務局にて検討。 ・事務局にて、タブレットを購入し、活用シーンについて研究。(Microsoft Surface Pro3)（平成26年10月購入予定） ・パソコン・タブレットの利活用指針の作成を検討する。 ・第25回検討部会で、事務局での検証と並行して、議会の内部会議でのタブレット端末の活用シーンを検証するため、会議に必要なタブレット端末10台を平成27年度から導入することとし、その後、導入結果を分析して、最終的には市職員と同様、議員一人一台の配備体制を構築することを確認。（平成26年10月7日 第11回議会改革推進会議） ・マイクロソフト社からWindows10が発売されることから、H27年度に購入予定の10台については、今後、議員一人一台の配備体制の構築も考慮し、マイクロソフト社の動向を見極めて購入するため夏以降に購入することを確認。（平成27年5月22日　第13回議会改革推進会議） ・平成27年7月29日から無償でWindows10へのバージョンアップが可能となることから、ただちに購入の手続きに入ることを決定。 （平成27年7月21日　第32回検討部会） ・平成27年9月24日に入札により落札業者が決定し、10月8日に10台納品。

		・タブレット端末を実際に検討部会で使用し、資料閲覧等の機能について確認。今後、内部会議で使用することとする。（平成27年10月14日第34回検討部会） ・タブレット端末残り10台について、年内に購入することとする。（平成27年12月購入予定） ・タブレット端末の運用及び使用基準を策定するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し、検討することとする。（平成27年11月25日第35回検討部会） ・タブレット端末残り10台納品。（平成27年12月21日） ・プロジェクトチームにおいてタブレット端末運用に関する確認事項について協議。（平成27年12月22日、平成28年2月2日） ・議会事務局において、タブレット端末の運用について名張市議会、尾鷲市議会へ視察。（平成28年1月14日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について協議。（平成28年2月15日第37回検討部会）（平成28年3月11日第38回検討部会） ・議会改革推進会議で亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）及び亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせ（案）について確認。（平成28年3月25日第16回議会改革推進会議） ・タブレット端末操作研修会2回を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（平成28年4月18日、平成28年4月27日） ・平成28年5月16日から公開する全ての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。 ・亀山市議会タブレット端末使用に係る申し合わせを一部改正する。（平成28年6月3日議会改革推進会議） ・定例会及び委員会の配布資料のペーパレス化について、できるところから取り組んでいくことを確認し、検討部会として、ペーパレス化する資料を

		抽出。（平成28年8月9日第42回検討部会） ・執行部のタブレット端末の導入及びペーパレス化の考え方について、企画総務部と意見交換を行う。（平成28年10月12日第43回検討部会） ・定例会及び委員会の配布資料について、出来るところからペーパレス化に取り組むこととし、１２月定例会から次の資料をペーパレス化することとする。 【本会議配布資料】 ・議事日程 ・出席報告書 ・例月現金出納検査報告書 ・閉会中の継続調査申出書 ・付託議案一覧表 ・各常任委員会開催日程表 ・各常任委員会審査報告書 【委員会配布資料】 ・予算決算委員会分科会分担表 （平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・現在使用しているタブレット端末（H27.10購入）については、令和3年度での更新を予定し、令和2年11月に必要な予算を要求することから、次期タブレットの仕様や運用等について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする（令和2年1月21日第61回検討部会） ・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、次期タブレットに関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、次期タブレット端末の仕様等について協議。（令和2年2月28日、令和2年4月2日、令和2年6月25日、令和2年8月28日、令和2年10月2日） ・更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「SideBooks」を導入することを確認。（令和2年10月12日第63回検

		討部会） ・タブレット端末22台納品。（令和3年4月30日） ・タブレット端末操作研修会を開催し、全議員へタブレット端末を配布。（令和3年5月20日） ・亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案とタブレット端末の管理について協議。（令和3年5月28日 第67回検討部会） ・タブレット端末故障時等の対応、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの改正案を確認。アプリケーションソフトの追加について協議。（令和3年6月4日 第68回検討部会） ・タブレット端末の管理について確認し、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせを一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議） ・議会資料のペーパレス化の本格運用に向け、令和３年９月定例会以降の各種会議においては、紙資料の配布は希望者のみとし、１２月定例会以降は一部資料を除き、データによる資料配布のみとすることを確認。なお、引き続き紙で配布する資料の対象については、執行部と調整を行う。 （令和3年8月27日 議会改革推進会議） ・１２月定例会以降、一部資料を除き、データによる資料配布のみとしたことから、タブレット端末、電子会議システム等に関する意見を各議員から聞き取り、その意見への対応について協議した。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・各議員から聞き取った電子会議システムへの意見に対するシステム運営事業者からの回答を確認。（令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会）

		・１２月定例会以降、執行部もタブレットを導入し、議会と共通の会議システムの運用を開始したことから、議会資料は、予算書、補正予算書及び決算書を除き、データのみとした。議会資料のペーパーレス化について一定の成果を得られたため、現在のカルテは完了とし、タブレット端末の活用の可能性について、新たに協議すべき課題については新たにカルテを作成することを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H26-10-7
改　定	H26-07-25
作　成	H26-05-29

検討課題	37	・議会基本条例逐条解説の改訂について
区　　分		Ｉ－Ｃ
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２３条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・議会基本条例２回改正後の内容に即した逐条解説の改訂の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会基本条例の逐条解説については、条例制定時に作成。 ・その後、議会基本条例を２回改正を行っているが、現在まで逐条解説については、改正内容に即して改訂を行っていない。 ・改正履歴 ①附則(平成23年6月30日条例第23号) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。 ②附則(平成25年2月28日条例第3号) この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。	・これ迄の議会基本条例２回の改正内容に即した逐条解説の改訂を行う。	・議会基本条例制定時に逐条解説を担当した、（株）ぎょうせいに逐条解説の改訂を依頼。 ・第22回検討部会で原案を説明（平成26年7月2日） ・第24回検討部会で、平成22年6月30日版と現段階の逐条解説を配布。また、代表者会議で議長、委員長の責務を追加することを諮り、了承されれば、９月定例会で議会基本条例の一部改正を行い、改訂版に追記して、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。（平成26年8月21日） ・第25回検討部会で、議長、委員長の責務を追加した改訂版の内容を確認し、10月8日の議会改革推進会議において配布することとし、完了とする。（平成26年10月7日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.10.14
改　定	H27.08.18、H27.07.21 H27.06.05、H27.04.14
作　成	H27.02.18、H26.10.07 H26.08.21

検討課題	40	・機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは ・市民の傍聴の意欲を高める議会運営とは
区　　分		Ⅰ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１００条の２に規定する専門的知見を活用し、　委員会においては法第１０９条、第１０９条の２及び第１１０条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・委員会の運営方法について ・議場、委員会室の運営について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条６項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。 ・現状の委員会運営は、予算決算委員会の予算と決算審査については、理事会で確認し運営している。	・常任委員会、予算決算委員会、議会運営委員会等の会議についての内、まずは常任委員会での運営について議論。 ①現在の審議方法を見直し、議論が活発となる委員会運営について検討。	・委員会の運営方法について検証し、更に活発な議論ができる委員会運営についての検討 ・本会議、予算・決算審査のライブ中継を２６年度９月定例会から開始するにあたり、今後の展開と常任委員会のライブ中継を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
質疑の事前通告、質問時間順序について等 ・その他の常任委員会では、特に決め事はなく、議案審査も特に委員長より申し出がない場合を除き、一括審査としている。 ・議場のカメラシステムについては、庁内テレビ用に平成5年12月定例会から設置。 ・平成16年6月定例会から、ケーブルテレビでの放映がスタートするとともに対面式を導入。 ・平成16年12月定例会から、議場の前後の壁に45インチの液晶モニターを2台設置。 ・平成18年12月から、議場の議長席横に議員の質問席用のカメラ１台を増設。 ・平成21年9月定例会から、本会議のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成22年9月定例会から、決算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成23年1月からテレビ放送のデジタル化に伴い、アナログ映像をデジタルに変換して放映。 ・平成23年3月定例会から、予算委員会のインターネットでの録画配信をスタート。 ・平成26年9月定例会から、本会議及び予算決算委員会について、インターネットでのライブ配信をスタート。 ・委員会室について、現状のマイクが製造中止で増台することができず絶対数が不足しているため、執行部が出席する委員会では、2人に1台となり、クリアーな音声で録音できない。 ・委員会室のマイクは有線方式であるため、室内にケーブルを張り巡らせるため、ケーブルが抜けるアクシデント等が頻繁に発生する。 ・マイクスイッチの入力を事務局では操作することができない。 ・委員会室のマイクは、アナログ方式である。 ・予算決算委員会の映像は、ホームビデオカメラで撮影しているため、画質が悪い。 ・議場のカメラシステムは、平成5年に導入したもので、老朽化による不具合が幾度となく発生し、その都度修繕で対応している状況である。また、カメラがアナログであるため、画質が悪い。	②将来のライブ中継も視野に入れての運営方法について検討。 ・委員会室のマイクシステムの更新について検討。 ・常任委員会のインターネット配信を見据え、委員会室へのカメラシステムの導入を検討。 ・行政情報番組のハイビジョン化に合わせ、議場のカメラシステムの更新について検討。 ・委員会のインターネット配信の範囲についての検討。	・この検討過程として、ライブ中継の見合う委員会の運営方法について検討を行う。 ・平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のライブ中継を開始。 ・将来のインターネット配信を見据え、議案審査の方法について現在の一括方式から個別審査に改めるとともに、委員の発言も予算決算審査方式（１人当たりの持ち時間制）の導入を検討。 ・委員会室のマイクシステム（アナログ）をデジタル化するとともに有線から無線方式に更新する。（平成27年度） ・委員会室にインターネット配信用のカメラシステムを導入するとともに、併せて委員会室のレイアウトを更新する。（平成27年度） ・ケーブルテレビ（行政情報番組）のハイビジョン化に合わせて、本会議場のカメラシステムを更新する。（平成27年度） ・常任委員会における議案の審査については、議案ごとに説明を受け、質疑することを確認。（平成27年2月18日第28回検討部会） ・常任委員会における議案の審査について、平成27年3月定例会より、１議案ごとに審査することを正副委員長会議で確認（平成27年3月12日） ・委員会室の机の更新、レイアウトの変更。平成27年3月19日に指名審査会、平成27年4月14日に入札予定。 ・委員会室のカメラ・マイクシステムの更新。平成27年4月30日に指名審査会、平成27年5月中旬に入札予定。 ・委員会室のレイアウトの変更は、平成27年6月定例会から、委員会室のカメラシステムの新設、マイクシステムの更新及びインターネット配信は9月定例会から行うことを確認。（平成27年5月22日第13回議会改革推進会議） ・委員会室の机については、平成27年4月14日に指名競争入札により業者が決定し、4月22日に契約、6月3日に納品された。

		・カメラシステムについては、平成27年5月22日に指名競争入札により業者が決定、5月25日に仮契約し、6月定例会において議案として提案された。 ・平成27年6月29日にカメラシステムの新設について議決され、本契約となる。 ・平成27年8月11日に職員の機器の操作研修を実施。 ・平成27年９月定例会より、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各常任委員会及び予算決算委員会各分科会のインターネット配信（ライブ・録画）を開始し、完了とする。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R4.4.20、R4.2.7 R4.1.13、R3.11.25、
作　成	R3.10.19、R3.10.15 H26.8.21

検討課題	41	議員の政治倫理への対応（議会における不規則発言について）
区　　分		Ⅲ　－　B
関連条例内容		（議員の政治倫理） 第１８条　議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。 ・亀山市議会議員政治倫理指針 ２．会議等の心得 （３）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （４）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （５）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。
検討内容		・政治倫理指針の改正の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・亀山市議会議員政治倫理指針 （政治倫理指針） ２．会議等の心得 （３）企業又は個人を誹謗すること、又は私生活に干渉するような言動を避けること。 （４）地方自治法、亀山市議会基本条例及び亀山市議会会議規則に定める議員の品位の保持に努めること。 （５）常に礼節を重んじ、議員相互の融和を図ること。	・最近、議員の不規則発言が問題となっている。セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメント等の発言を行わない議員の倫理観の醸成の検討。	・政治倫理指針の見直しを行う。様々なハラスメント行為を禁止する項目を追加する。 ・政治倫理に関する規定のあり方や、他市議会における市からの補助金等交付団体の役員等への就任規定、政治倫理に関する規程等の制定状況について確認し、政治倫理指針の見直しについて協議。 （令和3年8月25日 議会改革推進会議検討部会） ・政治倫理指針は廃止することを確認。今後は指針に規定されていた内容を見直し、さらに精査し、

現状分析	議論する内容	対応内容
		政治倫理に関する例規の整理をしたうえで条例化委正を行う。 （令和3年10月15日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の改正について協議。 （令和3年11月25日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱及び、亀山市議会議員政治倫理条例第３条第１項第２号の規定に関する申し合わせを追加することについて協議。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例の一部改正について協議。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定について確認。 （令和4年4月20日 議会改革推進会議）

・ハラスメント（Harassment）とは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言う。その種類は様々だが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。
①セクシュアル・ハラスメント＝本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。
②マタニティー・ハラスメント＝働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと
③パワー・ハラスメントは＝同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
④モラル・ハラスメント＝言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせること。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H27.08.18
改　定	H27.05.22
作　成	H26.10.07

検討課題	42	・かめやま市議会だよりのリニューアルについて
区　　分		Ｉ－Ａ
関連条例内容		（基本方針） 第２条　議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 （１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 （２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 （３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 （４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。
検討内容		・かめやま市議会だよりの報告内容の見直しについての検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・市議会だよりの発行 ◎発行回数：定例会４回、新年号（臨時会含む）１回 ◎発行部数：２５年度　　１７，７００部 ◎印刷製本費：１ページ当たり１９，８４０円 （２６年度予算　年間約２００万円） ◎編集：市議会広聴広報委員会 ◎掲載内容 ・定例会を終えて議長のあいさつ ・議案一覧 ・議案質疑の質疑及び答弁の概要 ・一般質問の質問及び答弁の概要 ・議案に対する各議員の賛否状況 ・議員提出議案の内容 ・常任委員会等の行政視察報告 ・特別委員会の調査報告 ・常任委員会の所管事務調査報告	・７月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査総括で議会活動の大枠的な面は半数近くの人に認知されている。この３年間の議会改革の取り組みについては、議会基本条例の制定と施行の認知で、知っているが１１．１％、議会改革取り組みの認知で、知っているが１５．８％と低い水準にあることがわかった。 ・これまで議会の様々な情報は議会ホームページを活用しての広報活動を行ってきた。しかし、ホームページの閲覧はインターネット接続の環境のある人で、１２．６％と非常に少ない事がわかった。 ・議会だよりは、６８．６％の人が閲覧しているが、議会基本条例制定後もこれ迄通りの報告内容を中心として作成し、議会改革の取り組みが十分に報告	・市議会の活動状況、特に力を入れてきた議会改革の動きなどの掲載を図る。 ・市議会だよりの見直しを行うにあたり紙面構成や報告内容等の刷新を図る。 ・リニューアルの内容の協議については、広聴広報委員会に委ねる。 ・５月１６日号において、リニューアルを行った。（平成27年5月22日議会改革推進会議にて確認） ・５月１６日議会だより発行をもって、全体構成のリニューアルを完了とする。（ただし、今後も継続的に改善を行っていく。）

現状分析	議論する内容	対応内容
・請願の結果 ・議会の主な動き ・次回定例会の日程 ・７月に実施した亀山市議会に関する市民意識調査で、議会だよりについて質問。 読んだことがある人は約７０％。紙面の見やすさについても、見やすいと答えた人は半数近くで、内容や情報量について、ちょうどよいと答えた人は５０％を超えていた。 ・議会だよりの閲覧状況については、６８．６％、２４５人が読んだことがあり、多くの方に読まれていることがわかる。二元代表制や定例会の開催を知っている人で、読んだことがある人は８５％弱、ホームページを閲覧している人で９０％弱と非常に高くなっている。 インターネット接続環境のある人も含めて、議会だよりの方がホームページよりも多くの人が見ていることがわかる。 ・議会改革の市議会だよりへの掲載 Ｈ２１年５月：議会のあり方等検討委中間報告 Ｈ２１年８月：審議結果個人賛否掲載 Ｈ２２年８月：議会基本条例を制定 Ｈ２３年11月：議会のあり方等検討委最終報告 Ｈ２３年５月：所管事務調査について Ｈ２３年11月：議会改革推進会議の設置 Ｈ２４年２月：継続的に議会改革を進める広聴広報委員会の設置 Ｈ２４年５月：表紙に議長の挨拶 予算決算委員会の設置 Ｈ２５年２月：議員定数条例を制定	されてこなかったことも、議会改革取り組みへの認知が低い要因ではなかったのかと考える。 ・今後、議会活動や議会改革の取り組みの認知を高めるために、ホームページの充実も継続して取り組むと同時に、７０％近くの方が閲読している議会だよりでの報告内容について、市民の方の理解が深まるような広報のあり方について、十分検討すべきと考えると報告。 ・市議会だよりはこれまで定例会や委員会の報告を中心に作成発行してきた。 ・定例会、委員会だけではなく議会改革を含め、議会全体の報告を行うような市議会だよりとしてリニューアルを図る。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7
~~完　了~~	~~H28.10.21~~
改　定	R4.4.20 R4.1.13、H28.10.21
作　成	H27.08.20、H27.07.21 H27.06.05

検討課題	43	公開内容の検討について
区　　分		Ⅲ－　B
関連条例内容		（政務活動費の執行及び公開） 第１７条　会派（亀山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年亀山市条例第５号。以下この条において「条例」という。）第２条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。）は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。 ２　会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。 ３　政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。
検討内容		・詳細な報告の検討について（領収書と視察報告書及び研修報告書の公開）

現状分析	議論する内容	対応内容
・第１７条３項では、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は､積極的に公表しなければならないと規程。 ・平成２２年１２月から、政務調査費（当時）の収支報告書をホームページにて公表。 あわせて、会計帳簿は議会図書室で閲覧できるように書類を設置した。 ・平成２６年６月から、会計帳簿をホームページにて公開。	・領収書、視察報告書及び研修報告書についても議会図書室での閲覧、ホームページでの公開について検討する。	・第３１回検討部会において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページでの公開について確認。（平成27年6月、第14回議会改革推進会議において政務活動費の領収書について、議会図書室、ホームページで平成27年度分収支報告から公開することを確認。（平成27年8月20日） ・視察報告書及び研修報告書については、資料も含め、平成２８年度分から議会図書室で閲覧可能とすることを確認。（平成28年10月12日第43回検討部会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することを確認。なお、会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することとした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとする。会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することを確認。 （令和4年4月20日 議会改革推進会議） ・令和４年４月２０日開催の議会改革推進会議において決定した内容について確認し、この検討課題を完了とする。 （令和4年10月7日 議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	H28.11.08
改　定	H28.10.12 H28.07.12、H28.05.25
作　成	H28.04.11

検討課題	44	代表質問について
区　　分		Ｉ　－　Ａ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・代表質問について

現状分析	議論する内容	対応内容
・平成２２年９月定例会から、３月・９月定例会の予算・決算の議案質疑について、３人以上の会派に答弁を含め５０分の代表質疑を認めている。 ・平成２８年３月定例会から、２人以上の会派にも代表質疑を認めることとした。（平成28年2月19日会派代表者会議） ・２人会派の代表質疑の持ち時間を暫定的に答弁を含め４５分とする。（平成28年2月19日議会運営委員会） ・代表質問は現在認めていない。	・代表質問の必要性について ・他市の状況を調査し、代表質疑・代表質問のあり方について ・２人会派の代表質疑の取り扱いについて	・県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査結果の報告。（平成28年3月11日第38回検討部会） ・県内市議会の代表質疑・代表質問の状況調査の追加分の報告。（平成28年4月11日第39回検討部会） ・代表質問について協議。（平成28年5月25日第40回検討部会） ・県内市議会の代表質問状況調査の追加分を報告し、検討部会としては、早い段階で議会運営委員会へ委ね、議論する必要があるとし、次の３つのパターンを示し、議会運営委員会へ委ねることとした。 １　現状のまま代表質疑のみ行う。 ２　現在の代表質疑を代表質問に変え、予算・決算の総括だけでなく、施政方針等に対する質問も

		可能とする。 3　現在の代表質疑に加え、３月定例会においては施政方針や市長の所信表明に対する代表質問を行う。（平成28年7月12日第41回検討部会） ・３、９月定例会の予算・決算の総括について代表質疑を行っているが、３月定例会については、代表質疑を代表質問にかえ、施政方針等に対する質問もできることとした。（平成28年9月26日議会運営委員会、平成28年10月21日第18回議会改革推進会議） ・代表質問について、議会運営委員会で協議し、次のとおり決定した。 ①　３月定例会では､施政方針や改選時の市長の所信表明について代表質問を行うこととする。なお､施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とする。 ②　代表質問の質問時間は､答弁を含めて４０分＋（会派人数×５分）以内とする。 （２人会派５０分以内、３人会派５５分以内、４人会派６０分以内） ③　質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順とする。 ④　代表質問と一般質問の両方を行うことはできない。 （平成28年11月4日議会運営委員会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完　了	R4.10.7、R4.3.11
改　定	R4.1.13、H30.8.17 H30.7.24、H29.10.17 H29.07.18、H29.05.09、 H29.04.11、H29.02.21
作　成	H28.10.12

検討課題	45	・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長、常任委員会委員の任期について）
区　　分		Ⅰ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議長の責務） 第６条　議長は、議会の代表として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。 （委員長の責務） 第７条　委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。
検討内容		・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について

現状分析	議論する内容	対応内容
・亀山市議会においては、議長、副議長、監査委員の任期は、申し合わせにより１年としている。 ・常任委員会委員の任期は、委員会条例で１年としている。 ・常任委員会において、所管事務調査を行っているが、１年では時間的余裕がなく、さらに踏み込んだ調査・研究することができない。 ・全国市議会議長会の「市議会の活動に関する実態調査結果」において、議長の任期を２年としているのは、５万人未満の市では、２６２市のうち１５７市で、５９．９％となっている。また、５万から１０万人未満の市では、２６７市のうち１３６市で、５０．９％となっている。また、委員会の任期を２年としているのは、５万人未満の市では、２６２市のうち１９９市で、７６％となっている。また、５万から１０万人未満の市では、２６７市のうち１８３市で６８．５％となっている。（平成２６年１２月３１日現在）	・議長の任期について ・常任委員会委員の任期について	・県内市議会の正副議長及び常任委員会委員の任期について調査し、協議を行う。（平成29年1月25日第44回検討部会、平成29年2月21日第45回検討部会、平成29年4月11日第46回検討部会） ・議長任期を2年とすることについて、会派代表者会議の意見を聞くこととする。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・平成29年8月7日の会派代表者会議において、改選後、議長任期を2年とすることを確認した。 ・定数18人の市議会の委員会構成及び委員任期について調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・今後、現在の3委員会での委員会運営の検証を行うこととした。（平成29年10月4日第49回検討部会、平成30年4月17日第52回検討部会） ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認した。（平成30年7月24日第53回検討部会） ・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを決定した。（平成30年8月17日会改革推進会議） ・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様とした。ただし、副議長任期については、再任を妨げないことを可とすることについて、代表者会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日　議会改革推進会議検討部会） ・副議長任期に関して、再任を妨げないことを可とすることには合意したが、申し合わせには追記しないこととした。（令和4年3月11日　会派代表者会議） ・副議長及び常任委員会の任期は１年とし、常任委員会は３委員会の構成を変更しないことを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

完　了	R4.10.7
改　定	R4.3.10 R4.1.13、R2.10.12
作　成	R2.2.17

検討課題	46	所管事務調査結果の報告について
区　　分		Ⅱ　－　A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。 （市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、２ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。 ・平成 23 年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。 ・所管事務調査終了後、毎年１０月に市長に政策提言を行い、意見交換した団体等には所管事務調査報告書を送付している。 ・検討課題である議会報告会については、所管事務調査で実施している団体等との意見交換会を充実・発展させることとした。 ・令和２年度の所管事務調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先進地視察や市民・関係団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで至らなかった。	・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告を行うことの是非について検討する。 ・所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告について、開催時期、実施手法等を検討する。	・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることについて、正副委員長会議の意見を聞くこととした。（令和4年1月13日 議会改革推進会議検討部会） ・これまで、意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しすることとした。（令和4年3月10日 正副委員長会議） ・これまで意見交換をした団体等には所管事務調査報告書を送付していたが、委員長が団体等の代表者と面談し、直接手渡しすることを決定し、この検討課題を完了とする。（令和4年10月7日 第33回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

改　定	R5.8.18　R5.8.16
作　成	R5.5.26

検討課題	51	旧姓使用について
区　　分		B
関連条例内容		(議員の役割、責務等) 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		旧姓が使用できる仕組みの検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・市職員においては、婚姻や養子縁組等の理由により、旧姓を使用できる規程がある。（亀山市職員旧姓使用取扱規程　令和５年４月１日施行）	・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できるよう検討する。	・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓を使用できる規程について検討。併せて通称名の使用についても協議。 （令和5年8月16日　第81回検討部会） ・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう「亀山市議会議員の通称名等の使用に関する規程」を制定。 （令和5年8月18日　第34回議会改革推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

作　成	H29.5.19 H28.7.12、H27.10.14

検討課題	11	公聴会制度について
区　　分		Ⅲ　－Ｂ
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		(市民の参画) 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		・運用方法の検討 ・説明機会の取扱要領の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条３項では、議会は、市民の多様な意見を的確に把握し､市政に反映できるよう議会運営に努めなければならないと規定。 ・委員会においては、公聴会を条例で規定している。 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）により、本会議においても公聴会を開催することができるようになった。 ・会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることとした。（平成 25 年 3 月 1 日施行）	・公聴会開催要綱等の作成について	・（仮称）公聴会開催要綱、参考人意見聴取要綱、請願者説明機会取扱要領の作成に着手することを確認。（平成27年10月14日　第34回検討部会） ・亀山市議会公聴会開催の手続に関する要綱（案）、亀山市議会参考人招致の手続に関する要綱（案）、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する内規（案）を協議。（平成28年7月12日第41回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
・公聴会開催要綱が未整備である。		・同一カルテで検討してきた、請願者の説明機会について（参考人制度について）を先行して整備したため、公聴会制度は検討課題カルテを分離し検討することとした。（平成29年5月19日第20回推進会議）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R5.9.15　R4.10.7
作　成	H30.3.27、H30.2.20 H30.2.14、H29.10.04 H29.7.18、H25.12.26

検討課題	27	新たな議決項目の必要性について
区　　分		A
関連条例内容		（議会の議決事件） 第１３条　法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。 （１）亀山市総合計画条例（平成２７年亀山市条例第２４号）第２条第３号に規定する基本計画 （２）都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針
検討内容		・議会の議決事件の追加を検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第９６条第１項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・第１３条では、地方自治法９６条の２項の規程による議決事件を規定。	・基本構想や、基本計画以外に、議会の議決事件を追加することへの検討。	・都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め議決事件への追加について検討することを確認。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・全議員に議決事件にすべき計画に関する意向調査の結果を確認し、今後、引き続き検討していくこととする。（平成29年10月4日第49回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件とすることを確認した。（平成30年1月17日第50回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを確認した。（平成30年2月14日第51回検討部会） ・都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを決定した。（平成30年2月20日議会改革推進会議）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・亀山市議会基本条例の一部改正について可決し、都市マスタープランを議決事件に追加した。 （平成30年3月27日3月定例会） ・議決事件の追加について、改めて議論することを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。各会派で検討することを確認。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。県内他市議会の議決事件の追加状況について説明。各会派で改めて検討することを確認。 （令和5年9月15日　第83回検討部会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R6.1.18　R4.10.7 R4.5.26　R4.10.3
作　成	R4.5.13、R4.2.7 H25-12-26

検討課題	31	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（条例の検証及び見直し手続） 第２５条　議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
検討内容		・条例の検証及び見直し手続の手順書の作成

現状分析	議論する内容	対応内容
・第２３条に規定された条例の検証及び見直し手続を進めるために特に規定したものはない。	・どの様な手順で検証し、その結果をもとに、どの様な方法で適切な措置を講じるのか、検証の手順等の手続きを検討。	・条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有権者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、検討課題33のカルテは廃止し、本カルテに統合することを確認。（令和4年2月7日 議会改革推進会議検討部会） ・条項ごとに各会派の意見を集約し、評価・検証を行った。さらに議論が必要なものについては、再度各会派で確認のうえ、次回検討部会で協議することとした。（令和4年5月13日 議会改革推進会議検討部会） ・条例改正の必要性など、さらに議論を行うこととした条項の検証内容について、各会派から再度意見集約を行い協議した結果、条例改正は行わないこととした。なお、この検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症

現状分析	議論する内容	対応内容
		拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。（令和4年5月26日 議会改革推進会議検討部会） ・これまでの検証経過及び結果等について「亀山市議会基本条例検証報告書」を作成し、第77回検討部会において取りまとめた。（令和4年10月3日議会改革推進会議検討部会） ・亀山市議会基本条例の検証結果についてまとめた「亀山市議会基本条例検証報告書」について確認し、条例の検証については、今回の検証結果と罫線御に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後必要に応じて条例改正を行うものとし、この検討課題については、継続することを決定した。（令和4年10月7日 議会改革推進会議） ・「災害や感染症等の危機管理の対応」と「障がい者への合理的配慮」について、他市の議会基本条例の規定についてまとめた資料を参考とし、各会派で研究を進めることを確認した。（令和6年1月18日 検討部会）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H26-08-21

検討課題	38	議会事務局の機能強化について
区　　分		C
関連条例内容		○議会基本条例 （議会事務局の体制整備） 第２２条　議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。 ○亀山市議会事務局条例 （設置） 第１条　亀山市議会に、その事務を処理するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条第２項の規定により、亀山市議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。 （職員） 第２条　事務局に次の職員を置く。 （１）事務局長 （２）書記 （３）その他の職員
		第３条　職員の定数は、亀山市職員定数条例（平成１７年亀山市条例第２４号）の定めるところによる。 第４条　職員の任免は、議長が命ずるものとする。 第５条　職員の給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについては、特に定めるもののほか、亀山市職員の例による。 （委任） 第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附　則　この条例は、公布の日から施行する。
検討内容		・議会改革の推進にあたり、議会事務局のあり方等についての検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会事務局体制について 局長、課長各１名。事務局員４名、技能員１名、臨時職員１名の８名体制。 ・事務局の所掌事務は、亀山市議会事務局処務規程第４条で１８項目について規定。 ・議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため「議会の調査研究運営支援業務委託」を㈱ぎょうせいに随意契約で委託。（H26　20万円）	・議会運営を行うにあたり、現状の体制強化を図る。 ・議員１８名体制での、議会事務局の要員について検証。 ・議会事務局の業務内容の分析検証を行う。所掌事務１８分類での業務調査の必要性。 ・議会事務局の役割（議会への助言、サポート）と議員との連携の在り方を明確にする。	・日経グローカル(H26-4-21日号)特集 「変わり始めた議会事務局」 議会改革の進展を背景に、議会事務局のあり方も変わり始めた。これ迄は議事運営や処務が主な業務だったが、議会の監視機能や政策立案機能の強化、議会への住民参加などに対応するため、調査や情報収集、政策法務、広報広聴などの仕事が増大している。これに伴い、議会改革や議会活動について改革メニューを提示したり、助言したりする議会・議員のパートナーとしての役割を担うようになった。 事務局職員の意識改革も進み、首長・執行部から自立する姿勢を強めている。 ・この様な視点からの議会事務局のあり方を検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
		・現在、議会事務局職員は、採用試験を経て執行機関の職員と一括で採用されるため、議会事務局職員の配置や増員について は執行機関の人事の影響を受けることとなる。 　しかし、議会事務局は、議会の監視機能や政策立案機能等をサポートする専門性を持った体制が求められることから、議長は、議会事務局職員の人事に関しては、その任命権を行使して、積極的に市長と協議すべきである。 ・議会事務局職員の業務分析を行う。 ・議員の政策立案や議会活動をサポートするため、法制能力の研鑽に努める。 ・議会の情報化に向けて、情報収集を行い、活用方法について検討する。また、情報に関するスキルを身につけるため研修等に積極的に参加する。 ・議会をサポートするため、事務局独自の活動について検討。職員各自が常に情報収集のアンテナを張り、議員のニーズにいつでも答えられるよう、市政の課題等について調査研究する。

○亀山市議会事務局処務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、亀山市議会事務局条例（平成１７年亀山市条例第１５２号）第６条の規定に基づき、亀山市議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織及び職制）

第２条　事務局に、議事調査課（以下「課」という。）及び議事調査グループ（以下「グループ」という。）を置く。

２　課に課長を置く。

３　グループにグループリーダーを置く。

４　前２項に定めるもののほか、課に主幹、主任主査、主査、主任主事、主事及び技能員を置くことができる。

５　前３項に規定する職（技能員を除く。）は、書記をもって充てる。

（職務）

第３条　事務局長は、議長の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

２　課長は、事務局長の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

３　グループリーダーは、課長の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。

（１）グループ内の分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと。

（２）グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること。

４　主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事は、上司の命を受け、特定の事務又は一般の事務を分担処理する。

（所掌事務）

第４条　課及びグループの所掌事務は、次のとおりとする。

（１）本会議に関すること。

（２）委員会、協議会その他諸会議に関すること。

（３）議案等の受理及び取扱いに関すること。

（４）請願、陳情等に関すること。

（５）議決事項の処理に関すること。

（６）会議録の調製及び保管に関すること。

（７）調査及び情報収集に関すること。

（８）議会の広聴広報に関すること。

（９）図書室に関すること。

（１０）公印の保管に関すること。

（１１）条例、規程等の制定改廃に関すること。

（１２）文書の収受、発送及び保管に関すること。

（１３）予算及び物品の保管出納に関すること。

（１４）議員共済に関すること。

（１５）議場その他各室の管理取締りに関すること。

（１６）議会の行事に関すること。

（１７）議会の情報管理に関すること。

（１８）その他庶務に関すること。

（専決事項）

第５条　事務局長の専決事項は、亀山市事務決裁規程（平成１７年亀山市訓令第２号）別表に定める部長の専決事項に準じるものとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、議長の決裁を受けなければならない。

２　課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、事務局長の決裁を受けなければならない。

（１）文書の収受、発送及び配布に関すること。

（２）議会の招集の通知に関すること。

（３）議会の出席要求に関すること。

（４）議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関すること。

（５）議決又は決定事項の通知又は報告に関すること。

（６）各種証明書の交付に関すること。

（７）各種調査、統計資料等の収集に関すること。

（８）会議録及び図書の閲覧に関すること。

（９）議会ホームページ及び議会中継に関すること。

（１０）議員共済会に関すること。

（１１）亀山市事務決裁規程別表に定める課長の専決事項に関すること。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか、事務処理、文書、物品等の取扱いについては、市長部局の例による。

附　則

この規程は、平成１７年１月２１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日議会規程第１号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日議会規程第３号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日議会規程第１号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	R6.10.21　R6.8.20 R6.7.19　R6.4.20 R6.4.19　R6.2.15 R6.1.19　R6.1.18 R5.5.26　R4.10.7
作　成	R2.10.12

検討課題	47	子ども議会の実施について
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。 （市民の参画） 第１０条　議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。 ２　議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。 ３　議会は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。)第１００条の２の規定による専門的事項に係る調査並びに法第１１５条の２(委員会においては法第１０９条第５項において準用する第１１５条の２)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 ４　議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 ５　議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。
検討内容		対象、実施手法等の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会ホームページにキッズページを設定している。 ・議会だよりの表紙に高校生が参画。 ・市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。	・子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。	・子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする。（令和2年1月21日第61回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。（令和2年2月17日第62回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和2年2月18日、令和2年4月6日、令和2年8月20日） ・子ども議会の実施手法（対象者、実施内容、時期、日程、進め方、今後のスケジュール等）についてプロジェクトチームで協議したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育委員会や学校との協議が難しいため、子ども議会の実施は早くとも令和４年度以降を想定し、一旦は検討を保留することを確認した。（令和2年10月12日第63回検討部会） ・子ども議会の実施の検討について、議論を進めていくことを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・子ども議会の実施に向けて、開催日程や具体的な実施手法等について教育委員会と協議した上で、改めて協議することとした。 （令和5年5月26日第80回検討部会） ・県内の子ども議会の実施状況を確認し、子ども議会実施案について協議した。また、今後、子ども議会の実施に向けて、詳細な内容やスケジュール等について検討するため、プロジェクトチームを設置し、協議を進めることとした。（令和6年1月18日　第85回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和6年1月19日、令和6年2月13日）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・子ども議会の実施については、令和6年度亀山市中学生議会として開催することとし、開催目的や参加対象者、質問テーマ、スケジュール等について協議した。（令和6年2月15日　第86回検討部会） ・プロジェクトチームにおいて、中学生議会実施要領及び学校説明会の資料等について協議。 （令和6年3月22日、令和6年4月3日） ・令和6年度亀山市中学生議会実施要領（案）について協議し、各中学校で行う学校説明会の実施日及び説明資料について確認した。また、議員推薦書や参加承諾書、発言通告書等の様式案について確認した。（令和6年4月19日　第87回検討部会、令和6年4月23日第38回議会改革推進会議） ・各中学校への学校説明会を実施。 令和6年5月9日　亀山中学校 令和6年5月24日　関中学校 令和6年5月30日　中部中学校 ・５月に開催した学校説明会の報告のほか、中学生議会のスケジュール、進行及び体制等について確認した。（令和6年7月9日　第88回検討部会、令和6年7月19日　第39回議会改革推進会議） ・令和6年8月27日に開催する令和６年度亀山市中学生議会の進行及び体制について確認した。 （令和6年8月8日　第89回検討部会、令和6年8月20日　第40回議会改革推進会議） ・災害等の緊急時における中学生議会の開催について協議。（令和6年8月26日　第90回検討部会、令和6年8月27日　第91回検討部会） ・令和6年8月27日午後1時30分から、亀山市議会議場において、「令和6年度亀山市中学生議会」を開催した。

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ			改　定 作　成	R3.6.28、R3.6.4 R3.3.18、R3.5.28 R3.3.2
検討課題	48	オンライン会議の実施について		
区　　分		Ⅰ－A		
関連条例内容		（基本方針） 第２条　議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。 （１）市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。 （２）議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。 （３）積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。 （４）新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。 （議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。	２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
検討内容		・オンライン会議を実施するための運用等について		

現状分析	議論する内容	対応内容
・新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、市議会の各会議について、オンラインによる開催が可能となるよう運用等について検討する必要がある。	・オンライン会議を実施するための運用及び関係例規の整備等について検討する。	・オンライン会議を開催する場合は、委員全員が自宅から参加することとする。 ・開催の決定者は、招集権者（委員長等）とする。 ・会議は原則公開する。（傍聴対応、インターネット配信の放映範囲の拡大の検討が必要） ・非公開会議及び秘密会はオンライン会議の対象から除外することとする。 ・採決は行わないこととする。 （令和3年3月2日 第65回検討部会） ・会議は、状況により一部の議員のみが自宅から参加することも可とする。

		・危機管理対策本部は、非公開会議であってもオンラインにより開催できることとする。 ・会議は自由討議までとし、討論・採決は通常会議で行うこととする。 ・傍聴対応については、タブレットに映し出された会議の様子を、ライブ配信システムを活用して放映することとする。 ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することとする。 （執行部了承済み。広聴広報委員会で確認要） （令和3年3月18日 第66回検討部会） ・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例の一部を改正することについて協議し、令和3年3定例会に議会運営委員会提出議案として提出することを確認。 （令和3年3月23日 全員協議会） ・委員会条例の一部改正について、全会一致で可決した。 （令和3年3月26日 本会議） ・傍聴対応として、議案審査後の資料説明・一般質問等も含め、会議終了まで放映することを決定。 （令和3年3月31日 広聴広報委員会） ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせについて協議。オンライン会議における表決について協議。 （令和3年5月28日 第67回検討部会） ・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を確認。（令和3年6月4日 第68回検討部会）

		・亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを制定及び一部改正する。 （令和3年6月15日 議会改革推進会議）

改　定	R5.10.19
作　成	R5.9.15　　R5.8.18 R5.5.26

検討課題	49	・議会の情報化について
区　　分		A
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議員の役割、責務等） 第５条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２ 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３ 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４ 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		・パソコンやタブレット等の利活用の検討。

現状分析	議論する内容	対応内容
・各会派室にパソコン及びプリンター1台を設置。 ・議場、委員会室に加え、各会派室の無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の環境を整備。 ・平成２７年度に導入し、議員一人一台タブレット端末を導入。その後、令和３年５月にタブレット端末を更新し、ipadpro12.9に更新するとともに、、電子会議システムは「SideBooks」を導入。 ・令和３年６月から、議会資料のペーパレス化を一部開始し、令和３年１２月定例会から、予算書・決算書等の一部資料を除く議会資料について、ペーパレス化の本格運用。	・効率的な議会運営を行うため、タブレット端末を活用し、ＩＣＴ化を更に推進するため、会議の日程調整や議員間のコミュニケーションの活性化、情報共有を図るツールとして、議会グループウェア導入について検討する。	・議会グループウェアを導入し、スケジュール管理の機能を使って、会議日程の調整等の効率化を図るため、アプリ「LINEWORKS」について検討、アプリの内容について説明を受けた。 （令和5年8月18日 第82回検討部会） ・「LINEWORKS」について、無償版及び有償版の検討や運用について確認し、その他グループウェアについて検討及び協議を行う。 （令和5年9月15日 第83回検討部会）

現状分析	議論する内容	対応内容
		・スケジュール管理や会議の日程調整、掲示板機能を活用し、議会運営の効率化を図るため、議会グループウェアとして「LINEWORKS」を導入することを確認し、操作研修会を行うこととした。 （令和5年9月25日 第35回議会改革推進会議） ・タブレット端末等への設定及び操作方法等について研修会を開催した。（令和5年10月13日及び10月17日）

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ（案）

改　定 作　成	 R5.5.26

検討課題	50	議員の介護休暇・介護時間及び育児休暇について
区　　分		A
関連条例内容		(議員の役割、責務等) 第５条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。 ２　議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。 ３　議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。 ４　議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。
検討内容		議会活動と介護や育児等が両立できる環境整備の検討

現状分析	議論する内容	対応内容
・会議規則第２条に、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定。	・議員が介護休暇及び育児休暇等を取得できる仕組み、制度を検討する。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	R5.5.26

検討課題	52	・議会図書室について	
区　　分		B	
関連条例内容		（議会図書室の充実） 第２３条　議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。	
検討内容		・議会図書室の充実の検討	

現状分析	議論する内容	対応内容
・地方自治法第１００条第１９項において議会図書室の整備について規定されており、議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議会図書室の重要性について議員の意識の再確認及び議会図書室の充実を図る必要がある。 ・議会図書室は、市民への公開は可能としているが、認知してもらうための周知が課題である。 ・タブレット端末を活用した議会活動を行えるようプリンターを設置。	・議員の調査・研究、政策形成や立案能力向上のため、議会図書室の充実について議論が必要である。	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定	
作　成	H25-12-26

検討課題	18 24 30	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは 議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携・委託について
区　　分		Ⅳ　－　B
関連条例内容		（議会運営の原則） 第４条　議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。 ２　議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。 ３　議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。 ４　議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。 ５　議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 ６　議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。 ７　議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。
		（議員研修の充実及び強化） 第７条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。 ２　議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。 （議会事務局の体制整備） 第２０条　議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。
検討内容		・議会改革と常任委員会の政策づくりのためコンサルや大学等の専門的知見の活用の検討 ・コンサル、大学等との連携・委託について

現状分析	議論する内容	対応内容
・第４条２項では、議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し､監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないと規定。 ・現在はサポート体制についてはなし	・委員会からの政策提案や所管事務調査等での専門的な立場からの助言を求められるような体制づくり。	

現状分析	議論する内容	対応内容
・議会のあり方等検討特別委員会で（株）ぎょうせいとコンサルタント契約し、政策議論の補完を行った。 ・事務局の機能強化と検討部会をサポートするためコンサルタントと契約。 ・契約名「議会の調査研究運営支援業務委託」 契約内容 ・議会が行う調査・研究に関する資料の収集 ・亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等 契約方法：随意契約 契約先：株式会社ぎょうせい	・議員の政策形成及び立案能力の向上、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助するため、コンサル、大学等との連携や委託の検討	

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改　定 作　成	H26-7-2

検討課題	39	議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)
Ku　bun		Ⅳ　－　C
関連条例内容		前　文 　選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。 　日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。 　議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。 　議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。 　地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。 　議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。 　以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。 （目　的） 第１条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)

現状分析	議論する内容	対応内容
・基本条例の前文と第１条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 ・前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 ・まちづくり基本条例第６条に議会の責務が規定。	・議会基本条例の基本理念を抽出する。 ・自治基本条例への移行を検討する際、議会部分についての理念の定義を検討。 ・検討内容は、議会基本条例の前文と二元代表制の考え方を理念とした定義づくりを行う。 ・まちづくり基本条例第６条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。	・（株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。 （株）ぎょうせい報告内容　（平成２６年３月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成２２年亀山市条例第１号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成２２年亀山市条例第２９号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。

現状分析	議論する内容	対応内容
議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 （解説） ・まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の３つの活動が提案されています。 ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。	必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。	●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の３者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて‥‥請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて‥‥議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。

４　広聴広報の取組

（１）かめやま市議会だより

・令和５年９月定例会号	vol.93（令和５年１１月１日）
・令和５年第２回臨時会号	vol.94（令和６年１月１日）
・令和６年１２月定例会号	vol.95（令和６年２月１６日）
・令和６年３月定例会号	vol.96（令和６年５月１６日）
・令和６年６月定例会号	vol.97（令和６年８月１日）

亀山
かめやま 市議会だより

令和５年
９月定例会号
vol.93
令和５年11月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

９月定例会のあらまし…… Ｐ２～４
・令和４年度 各会計決算（予算決算委員会から４つの意見） 認定

・議案と議決結果…… Ｐ５～６
・議案質疑…… Ｐ７～12
・一般質問…… Ｐ12～19
・議会の主な動き…… Ｐ20
・常任委員会所管事務調査… Ｐ21～22
・委員会の行政視察報告…… Ｐ23～26
・とぴっくす…… Ｐ28

表紙写真：運動会（第一愛護園）

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

９月定例会は、８月25日から９月25日までの32日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に市長から条例改正２件、令和５年度各会計補正予算３件、令和４年度各会計決算７件、その他市道路線の認定１件、合わせて議案13件と報告７件が提案されました。

また、閉会日には、追加議案として市長から人事案件４件が提案され、議会からは、教育関係の国への意見書として委員会提出議案４件を提出しました。

議案一覧・表決の結果は５ページ～

予算決算委員会　令和５年度補正予算と令和４年度決算を審査

令和５年度各会計補正予算３件について

一般会計補正予算（第３号）、下水道事業会計補正予算（第１号）、病院事業会計補正予算（第１号）については、予算決算委員会で設置した各分科会に分担して９月12日から14日にかけて審査を行い、その後、全体審査を行いました。

そして、採決の結果、いずれの議案も全会一致で原案のとおり可決しました。

令和４年度各会計歳入歳出決算７件について

９月19日、20日の２日間にわたり、予算決算委員会を開催し、審査を行いました。委員会では、一般会計決算の認定について、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり認定しました。

その他の各会計決算６議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。

令和４年度決算審査の様子

令和４年度決算の概要

会計区分			歳入決算額	歳出決算額	差引収支額
一般会計			２４７億７６４３万円	２３９億９１０６万円	７億８５３７万円
特別会計	国民健康保険事業		４６億２６５０万円	４５億２８５９万円	９７９１万円
	後期高齢者医療事業		１１億９５０万円	１１億７４７万円	２０３万円
	小　計		３０５億１２４３万円	２９６億２７１２万円	８億８５３１万円
企業会計	水道事業	収益的収支	１４億６４９５万円	１２億６６６４万円	１億９８３１万円
		資本的収支	１億１００７万円	５億４３５１万円	▲４億３３４４万円
	工業用水道事業	収益的収支	９０５５万円	６０１６万円	３０３９万円
		資本的収支	１８２２万円	４９３４万円	▲３１１２万円
	下水道事業	収益的収支	１６億１０７１万円	１４億９６４７万円	１億１４２４万円
		資本的収支	１２億８３１９万円	１６億８８４４万円	▲４億５２５万円
	病院事業	収益的収支	１７億９３０９万円	１６億５１９４万円	１億４１１５万円
		資本的収支	９３６２万円	１億２６２１万円	▲３２５９万円
	小　計		６４億６４４０万円	６８億８２７１万円	▲４億１８３１万円
合　計			３６９億７６８３万円	３６５億９８３万円	４億６７００万円

９月定例会のあらまし

令和４年度各会計歳入歳出決算について　認定

【反対討論】

○亀山駅周辺整備事業や、図書館整備事業、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業など大型事業優先で、市民の命と暮らしを守る切実な要求に十分応えていない決算である。

予算決算委員会から４つの意見

①審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されるとともに、本年４月に策定した第３次亀山市行財政改革大綱後期実施計画の着実な推進を図り、健全財政に取り組まれたい。

②各種基金については、設置目的や効果等について検証を行い、基金活用指針を見直し有効活用を図ることで、減少してきている財政調整基金の維持と確保に努められたい。

③財政状況が厳しい中、地方債は機動性と弾力性を持った財源確保の有効な方法であり、財政負担を後年度に平準化できることから、その発行に当たっては、公債費負担比率を注視しながら交付税措置のある有利なものに限らず柔軟に対応して重要な事業の財源に充当されたい。

④第２次総合計画後期基本計画から行政評価システムの見直しが行われ、ハード事業は事業が完了するまで評価しないなど、事業の性質等に応じた評価に改められたが、市民の理解が得られるよう評価基準等を明確にし、適正な評価に努められたい。

令和４年度 決算審査

～委員会での主な質疑～　14人の委員が質疑しました

【一般会計】
- ○決算の評価について
- ○SDGsに基づいた決算の総括について
- ○健全化判断比率について
- ○物価高騰の影響について
- ○基金について
- ○亀山駅周辺整備事業及び新図書館整備事業の総括について

【国民健康保険事業会計】
- ○出産育児一時金について

【下水道事業会計】
- ○決算の評価について

【病院事業会計】
- ○決算の評価について
- ○コロナ禍が病院事業経営に及ぼした影響について
- ○単年度経営が黒字化したことについて

映像インターネット配信　予算決算委員会　９月19日　９月20日

９月定例会のあらまし

請願の結果

件　名		請願者	紹介議員	結果
請　願 第２号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書	亀山市みどり町52 亀山市ＰＴＡ連合会　会長 南牟礼　真理　他２名	森　英之 岡本　公秀 古田　吉昭 伊藤　彦太郎 福沢　美由紀	全会一致 採択
請　願 第３号	教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定･実施と教育予算拡充を求める請願書			
請　願 第４号	防災対策の充実を求める請願書			
請　願 第５号	子どもの貧困対策の推進と就学･修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書			

委員会提出議案　意見書の提出について（４件）

【教育民生委員会提出議案（４件）】

全会一致で可決

①義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度の更なる充実を図ること。

②教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

③防災対策の充実を求める意見書

子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

④子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

９月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 　 は、６ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
40	**亀山市営住宅条例の一部改正について** 亀山市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数が経過し、老朽化が著しいことから用途廃止とする判定を行った市営住宅について、入居者の退去が完了したことから、これらの住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
41	**亀山市火災予防条例の一部改正について** 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正され、蓄電池設備に関する基準が見直されたことなどから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
42	**令和５年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について**	可決	全員賛成
43	**令和５年度亀山市下水道事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
44	**令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
45	**令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**	認定	賛13：反4
46	**令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認定	全員賛成
47	**令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認定	全員賛成
48	**令和４年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	可決及び認定	全員賛成
49	**令和４年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	可決及び認定	全員賛成
50	**令和４年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	可決及び認定	全員賛成
51	**令和４年度亀山市病院事業会計決算の認定について**	認定	全員賛成
52	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である阿野田40号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
53	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の須川幸弘氏は令和５年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同委員として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
54	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の櫻井好基氏は令和５年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同委員として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
55	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の上原つゆ子氏は令和５年12月31日をもって任期満了となることから、その後任の委員に楠井多恵子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
56	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の表典子氏は令和５年12月31日をもって任期満了となることから、その後任の委員に柏木康恵氏を推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会2	**義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成
委員会3	**教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成
委員会4	**防災対策の充実を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成
委員会5	**子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　欠は欠席　なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名 ＼ 議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	髙島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案第45号	令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛	賛	反	反	賛	反

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

議案質疑

岡本　公秀＜新和会＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●「改進の年」と位置付けた令和４年度の決算に対する市長の総括について

●第３次亀山市行財政改革大綱前期実施計画について

Q　改進の年と位置付けた令和４年度決算の成果について尋ねる。

A　令和４年度は亀山市総合計画後期基本計画の初年度であるが、新図書館を核とする亀山駅周辺整備事業が完成に至るほか、他の分野においても計画的に施策の進捗を図ることができた。また、各財政指標を目標値等と比較するとおおむね財政の健全化を図ることができたと考えているが、中長期的な視点の行財政運営が一層求められると認識している。

Q　第３次亀山市行財政改革大綱前期実施計画から後期実施計画へ継続した取組について尋ねる。

A　前期実施計画の82項目の具体的取組のうち、AI・RPA等の導入促進や消防指令業務の共同運用、地域の担い手育成支援などの53項目の取組を後期実施計画へ継続している。また、行政手続きのオンライン申請等の推進や電子入札の導入など25項目の取組を新たに追加し、合計78項目の具体的取組を推進することで行財政改革を一層進めていく。

【その他の質疑】

・議案第50号　令和４年度亀山市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

・議案第51号　令和４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

鈴木　達夫＜結＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●令和４年度の一般会計の総括について

Q　令和４年度予算を「しなやか改進予算」と命名したが、その視点から令和４年度決算の総括について尋ねる。

A　コロナ禍からの早期回復など、環境変化に適応し、乗り越えていく強靭さを求めて一層しなやかな挑戦を進めるため、令和４年度は、DXの推進、亀山駅周辺整備事業や新図書館整備事業の実施、ワクチン接種体制の充実などを図った。また、新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージにおいて市民生活の支援、地域経済の支援、感染症対策の支援を主な３本柱に取りまとめ、住民税非課税世帯への臨時特別給付金の支給など迅速に対応し、速やかな支援の実施に努めた。

Q　第２次亀山市総合計画後期基本計画の策定が３か月遅延したことによる令和４年度決算への影響について尋ねる。

A　新型コロナウイルス感染症の世界的流行など急激な外部環境の変化による第２次亀山市総合計画後期基本計画の策定は３か月延伸したが、前期実施計画からの継続事業が75事業あり、令和４年度当初予算での予算編成により、おおむね取組に着手することができた。一方で、後期基本計画と整合を図る必要がある第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの一部の分野別計画の策定時期には影響が生じたが、この３か月の遅れを取り戻すべく、「改進の年」としてスタートダッシュに鋭意努め、事業等の大幅な遅れは生じなかった。

【その他の質疑】
- 令和４年度主要事業評価シートについて
- 第２期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する実績等報告書について

福沢　美由紀＜日本共産党＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び
議案第51号　令和４年度亀山市病院事業会計決算の認定について

●福祉医療費助成事業における決算額に対する評価について

Q　福祉医療費助成事業における決算額の内容について尋ねる。

A　令和３年度の決算額と比較すると、心身障がい者医療費助成の決算額は1366万5503円の減、一人親家庭医療費助成の決算額は111万4694円の増、子ども医療費助成の決算額は971万2769円の増となり、３事業合わせて福祉医療費助成事業に係る決算額は３億6675万2450円で、令和３年度の決算額と比較し、280万8040円の減となった。

Q　令和４年度に入院時食事療養費助成の廃止や心身障がい者医療費助成における所得制限の導入による影響はなかったのか。

A　福祉医療費助成は診療月の２か月から３か月後、後期高齢者医療保険の被保険者は、５か月から６か月後の助成となり、制度改正による令和４年度実績は数か月分となり、決算額に与える影響については十分な検証には至っていない。心身障がい者医療における食事療養費助成対象者は120名で、423万7770円となり、前年度より217万5640円の減となった。また、一人親家庭医療費助成の食事療養費対象者は１名で、1890円となり、前年度より７万2266円の減となっている。これらの要因については、コロナ禍の受診控えや公費負担などの影響もあるが、制度改正に伴う影響については今後検証に努めていく。

【その他の質疑】
- 議案第46号　令和４年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号　令和４年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

新　秀隆＜公明党＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●滞納の解消対策及び年度推移について

●不納欠損金の年度推移について

Q　滞納額の傾向と推移についてどのように捉えているのか。

A　市税収入の未済額が令和４年度は２億9836万円となり、年々減少傾向にあったが、令和２年度に新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により１年間の納期延長が認められたことから、４億9093万円と一時的には増加しているものの、平成29年度と比較すると収入未済額は減少しており、還付未済金を含めた滞納額の推移も減少している。

Q　不納欠損金の年度推移の状況をどのように捉えているのか。

A　令和４年度の不納欠損は、660件、1398万円であり、固定資産税が一番多くなっている。不納欠損の理由は、破産・競売等の終結により財産が無いことや生活困窮などで、令和元年度に滞納処分の執行停止を行い、資力の回復など好転する要素がない状況が変わらず３年継続し、納税義務が消滅したものが大半を占めている。

櫻井　清蔵＜勇政＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●市債について

Q　令和４年度の公債費負担比率は12.2%となり、一般的には公債費負担比率が15%超えないことが望ましいとされている。公債費負担比率を15%で市債を発行する場合の発行可能額について尋ねる。

A　令和３年度の借入れについては年利２%据置きなしで、借入れの翌年度から10年間償還を条件として試算した場合、令和３年度に42億円を借りると令和４年度の公債費負担比率が15%となる。

Q　公債費負担比率を15%とした場合、42億円の市債が発行可能ということについて、市長の見解を尋ねる。

A　起債を抑え、将来の行政運営や政策展開に影響が出ないように考えていくことが基本である。臨時財政対策債や事業の執行に必要となる市債の発行を控え、将来の様々な事業に備えるとともに、将来世代への負担を削減する責任がある中で行政運営を行ってきた。事業によっては起債が必要であると考えているが、交付税措置のない起債ではなく、有利な起債を上手に賢く活用することが重要であり、15%を一つの目標値としながら慎重に運用していく必要がある。

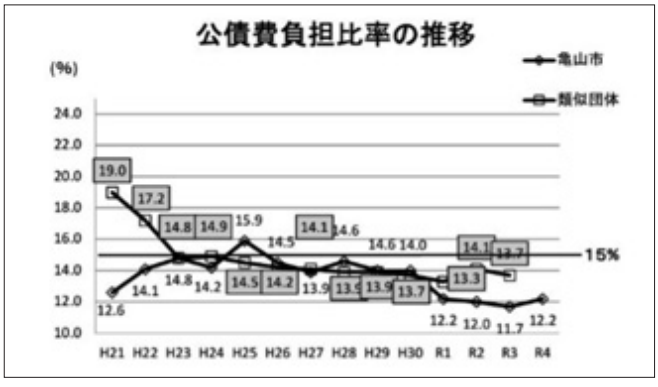

小坂　直親＜新生みらい＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●決算の総括について

Q　「的確な対応で持続可能な行政運営を図り、決算としてはおおむね財政の健全化を確保できた」と総括しているが、単年度収支や実質収支など財政指標をみると赤字であり、健全とは言えないと考えるが、見解を尋ねる。

A　一番基本となるのはその年の実質収支である。令和４年度の実質収支は６億9000万円の黒字であり、行政運営の一つの指標として踏まえた上で、全体の財政指標も捉えて、事業の推進と財政運営を両立することが大切である。

Q　令和４年度決算において、自主財源が51.3%、依存財源は48.7%となっている要因と自主財源を増やすための方法について尋ねる。

A　自主財源が増となり、依存財源が減となっている要因は、前年度に比べて財政調整基金繰入金が増となったことや、都市計画事業債、臨時財政対策債が減となったためである。自主財源を増やすためには、経常収支比率を財政が硬直化しない85%以下に抑え、政策を見極めていく必要がある。効率的な財政執行を徹底しながら、行政改革に取り組む中で、効果が発揮できるよう全力で臨んでいく。

【その他の質疑】
・議案第42号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

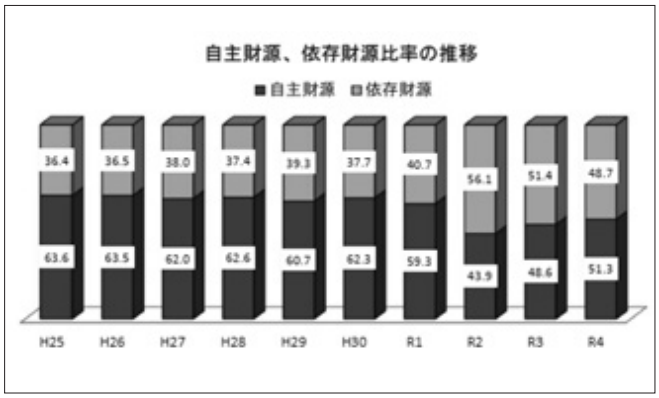

伊藤　彦太郎＜勇政＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●亀山駅周辺整備事業の総括について

Q　亀山駅周辺整備事業２ブロック地区の整備については、令和４年度決算で終了となるが、事業の総括について尋ねる。

A　令和４年10月に工事が完成し、56戸の住宅施設の設置により亀山駅周辺地区の居住人口が増加したことや、新図書館を整備したことによりにぎわいづくりの創出に寄与した。今後は、テナントの入居による更なるにぎわいの創出だけではなく、事業効果を周辺地域へ波及させることが必要である。亀山駅周辺再生に向けた支援、取組を継続して行っていく。

Q　亀山駅周辺整備事業の目的であるにぎわいの創出について、現時点で市として満足できる整備ができたのか、どのように認識しているのか。

A　亀山駅周辺市街地総合再生基本計画では、１から４ブロック地区を一体的に捉え、まちづくりを進めていることから、今後も土地利用方針に基づいた取組を進めることが必要であると考えている。２ブロック地区市街地再開発事業の完成は、亀山駅周辺地区における大きな転換点であり、この整備効果は１・３・４ブロックにつながるよう亀山駅周辺まちづくり協議会と連携し、取組を進めていきたい。

【その他の質疑】
・議案第42号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について
・議案第44号　令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

深水　隆司＜新和会＞

議案第40号　亀山市営住宅条例の一部改正について

●用途廃止の時期と用途廃止後の管理について

Q　条例改正では、亀田（尾崎）住宅と和田住宅の用途廃止を行うが、入居者はすでに退去しており、もっと早い時期に用途廃止をするべきと考えるが、なぜ、この時期に用途廃止するのか。

A　亀山市公営住宅等長寿命化計画において、建物としての耐用年数及び劣化状態などにより用途廃止等の判定を行った。その後、亀田（尾崎）住宅は令和２年４月から各戸訪問を行い、和田住宅については平成30年５月から住み替えに伴う説明会を順次行ってきた結果、全ての入居者の退去が令和５年５月に完了したため、今議会への提案となった。

Q　亀田（尾崎）住宅と和田住宅ともに空き家となっているが、今後はどのように管理していくのか。

A　令和５年度予算により、亀田（尾崎）住宅４戸と和田住宅４戸の解体を予定している。亀田（尾崎）住宅は本年度で全ての解体が終了するが、和田住宅は62戸あることから、順次計画的に解体していきたいと考えている。

Q　全て解体するまでの防犯対策や管理はどのように行うのか。

A　和田住宅の一部の自治会が解散したことから、防犯灯については、一時的に市で管理している。解体を進める中で、防犯灯も順次撤去していく予定であり、時期については地元自治会などと協議を行いながら決定していく。

【その他の質疑】
- 議案第41号　亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 令和４年度主要事業評価シートについて

草川　卓也＜結＞

議案第44号　令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

●器械備品費の増額補正について

Q　機器備品費の増額補正の内容について尋ねる。

A　現在、腕用の骨密度測定装置があるが、それに加えて全身用エックス線骨密度測定装置を購入する。また、現行機器の老朽化や故障に伴い、膝用リハビリ機器及び超音波診断装置を購入するもので、合計1920万円を予算計上している。

Q　購入の目的と今後の活用方法について尋ねる。

A　今回購入するエックス線骨密度測定装置は、２種類のエックス線を照射し、腰椎骨と大腿骨を測定するもので、現行機器と比べて、より正確で精度の高い検査結果が得られる。整形外科で初診患者の骨密度の把握や治療後の経過観察を主な目的とし、毎日使用する予定である。経営面においても、検査の診療報酬は、現行機器に対して約3.2倍の検査点数となり、医業収益の増収が見込める。

Q　今回購入する器機を活用し、骨粗しょう症予防やフレイル予防など、本市の健康都市政策に合致するような取組について検討しないのか。

A　当センターの患者は高齢者も多く、推奨された検査方法により、より精度の高い検査を実施することが望ましいと考えている。診療の中で、フレイル対策など医療サービスの質や信頼性をさらに高め、より機能強化を図るとともに、健診事業などへの活用の可能性はあるため、検討する余地はある。

【その他の質疑】
- 議案第40号　亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第42号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第３号）について

議案質疑

櫻木　善仁＜新和会＞

議案第45号　令和４年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

●不用額について

Q　令和４年度決算の不用額は９億7387万円であるが、この不用額が発生した理由は何か。

A　主な要因は、介護保険事業や施設型給付地域型保育事業などにおいて、想定以上に執行されなかったことや、病院事業への繰出金の減、特定健康診査事業の執行残などにより不用額が発生した。

Q　不用額の処理の方法について尋ねる。

A　発生した不用額は、翌年度の予算財源として活用していく。

Q　令和２年度から令和４年度の不用額について、不用率が高く、不用額の変動が小さい事業を抽出し分析したところ、特定健康診査事業が特定された。若干の改善傾向はみられるものの、不用額の割合は24％に達しているが、どのように考えているのか。

A　特定健康診査事業は、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査を実施するもので、毎年度、国民健康保険の目標としている受診率60％を目指すことから、4000人の受診を想定し、予算計上を行っている。実績は例年35％から40％で推移しており、減額補正を行うものの、医療機関への支払いがあることから、一定程度余裕を持った減額補正をしているため、執行率が低くなりやすい傾向にある。

【その他の質疑】

・議案第44号　令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

一般質問

一般質問

子ども達に安心・安全な給食の提供を

新　秀隆＜公明党＞

中学校全員喫食制給食実施事業について

●外部調理委託について

●中学校全員喫食制給食の今後について

Q　外部調理委託について、教育委員会としてどのような運営を想定しているのか。

A　外部調理委託による食缶搬入方式は、給食の調理を民間の調理施設で行い、献立ごとに保温性の高い食缶に入れて学校へ配送し、小学校と同様に教室で各個人の食器に配膳するものである。献立は学校の栄養教諭が共通の献立を作成し、市の栄養管理士や教職員などを交えた献立検討会の協議を経て、市内の小・中学校に原則同じものを提供する。

Q　外部委託を行った場合の栄養教諭と給食調理員の業務について尋ねる。

A　給食の配送を受ける中学校２校に、栄養教諭や給食調理員などの職員配置を考えている。衛生管理やアレルギー対応食の管理、配膳指導、残食の把握やそれに伴う献立の調整など、学校や教育委員会の責任の下で行う部分について業務を担っていただく。

Q　中学校給食の今後について尋ねる。

A　将来的に給食調理施設が必要であるという考え方は変わっておらず、中長期的な視点で関学校給食センターの建替えや小学校の給食施設の改修のほか、学校施設の改修、更新も含めて全体としてどのような形がよいのか検討していく必要がある。

【その他の質問】

・安心安全のまちづくりについて

・地域公共交通について

新庁舎建設については しっかりと見極めを

伊藤　彦太郎＜勇政＞

庁舎建設について

●「集約を基本とする」ことについて

Q　総合保健福祉センターあいあいは、保健・福祉・医療の連携拠点、サービス提供や活動を支え、市民交流の拠点施設として設置された。また、総合環境センターは、本市の環境施策を総合的に推進する拠点施設として設置された。それぞれ職員を配置している中、新庁舎建設においては、「集約を基本とする」方針を示しているが、これまでの各施設等の位置づけについては必要がなくなったのか。

A　総合保健福祉センターあいあいは、総合的な相談対応ができるサテライトオフィスの機能を維持するとともに、ＩＣＴ技術の活用等により引き続き健康福祉の拠点として市民サービスの低下を招くことがないという判断をした場合は分散もあり得る。また、総合環境センターについては、管理部門は新庁舎に集約することを基本とするが、新庁舎の設計段階までには次期ごみ処理施設の整備方針を踏まえた上で最終的な結論を出す。

Q　新庁舎建設の建設費は増大するとのことであるが、新庁舎建設について見直す考えはないのか。

A　現在分散している行政機能を市民の利便性向上や業務の効率性、将来的なコスト等勘案する中で、新庁舎への集約を基本としていきたい。第２次総合計画の基本的な方針の下で作業を進めており、現時点でこの新庁舎の整備計画の凍結もしくは廃止という考え方は持ち合わせていない。

【その他の質問】
・給食について

市全体としての 冠水対策の検討を

古田　吉昭＜新生みらい＞

道路排水施設について

●大雨による冠水対策について

●今後の整備について

Q　大雨が降った場合の冠水対策はどのように行っているのか。

A　近年、ゲリラ豪雨により道路側溝の排水能力を超える場合があり、冠水対策は困難となっている。台風接近時など大雨が事前に予測される場合は、冠水のおそれがある箇所を事前にパトロールし、側溝や集水ます内の堆積物の除去を行っている。また、道路の路面水が民地に流入する場合には、土のうを設置し、民地への路面水の流入を防ぐなど対策を行っている。

Q　新たに宅地造成を行う場合の設計基準や小さい水路の断面不足に対する対策について尋ねる。

A　開発の際には、開発業者が側溝への雨水排水の流入量を計算し、道路側溝の断面を検討した上で適切な側溝を設置するよう指導している。

Q　今後の冠水対策や整備方法について尋ねる。

A　市において道路パトロール等により道路側溝の排水状況は確認しているが、全てを把握することは困難であるため、自治会からの側溝修繕要望からも把握をしている。部分的な修繕で済む排水不良個所については、修繕工事契約業者による修繕を行っているが、延長の長い側溝改修の場合は、予算化して計画的に側溝工事を進めている。今後は、被害状況や現場条件により優先順位を決定し適切に対応していく。

【その他の質問】
・運動施設の整備について
・食中毒対策について
・防犯対策について

給食センターの実施手法の方針を戻す検討を望む

櫻木　善仁＜新和会＞

中学校全員喫食制給食実施事業について
●給食センターの整備に係る概算事業費につて

Q　給食センター方式から外部調理委託の食缶搬入方式への方針転換の一番大きな要因は、事業費の大幅な増大とのことであるが、給食センターの造成費は示された試算額より23.76倍となっている。また、物価上昇に関しては、国土交通省などのデータによると公共事業の売上高は対前年比7.9%の増、受注高は6.2%増であるのに、教育委員会の試算では262%となっているが、延床面積の変更や物価高騰の影響を考えても乖離があると思うが、その積算根拠について尋ねる。

A　造成費は建設地によって大きく変わるが、土地の造成と併せて擁壁などもある程度想定する中で、平成25年に実施した市内公共施設の類似工事の工事単価である１平米当り２万2880円を参照し、敷地面積4000平米と今後の物価上昇率を乗じている。試算額の乖離については、様々な増加の要因があるが、当初の試算に甘さがあったことは否めない。

Q　どこの建設候補地を想定して試算したのか。また、参照した公共工事はどこになるのか。

A　具体的な場所での試算ではないため、平成25年に実施した市内公共施設の類似工事のうち、関南部コミュニティセンターの造成をベースとして算出した。

Q　学校給食センターの整備は行うのか。

A　給食センターは造る方向であるが、現状では難しいため、中学校全員喫食制給食を早期実現するために、外部調理委託による食缶搬入方式の手法を選択した。

【その他の質問】
・子どもの様々な課題の早期発見と支援について
・亀山市生物多様性地域戦略について
・宿泊研修施設の環境整備について

保育園・幼稚園・学校への給食提供体制の整備を求める

草川　卓也＜結＞

給食について
●保育園や幼稚園における給食提供体制について
●給食センターについて

Q　保育園では、給食設備が不十分なため、米飯を提供することができない状態であるが、米飯の提供を実現することはできないのか。

A　現在、一部の保育所で米飯を提供しているが、提供数が少ない等の理由で米飯を購入できる業者が見つからないため、今後、まずは引き続き業者を探しながら、米飯の提供が可能となる方策を検討していく必要がある。

Q　幼稚園は弁当持参であるが、近年では幼稚園給食を実施する自治体も増えている。幼稚園での給食実施については潜在的ニーズがある中、給食を導入すべきと考えるが、目指す方向性について尋ねる。

A　幼稚園の給食については、法律やガイドラインは定められておらず、各園に給食設備が備わっていないことから、本市の公立幼稚園では弁当持参としている。弁当を食べる際には、食に関する指導等も行っており、新たに給食を提供することは今のところ考えていない。

Q　給食センターについては、保育園・幼稚園に関しても給食提供を可能とし、民間活力導入を可能とする食数規模にして給食調理員の不足の解消を図るほか、財政負担を最大限平準化するなど条件を満たせば、市債を発行してでも給食センターを建設すべきと考えるが見解を尋ねる。

A　学校給食の在り方については、中長期的な視点に立ち、既存の給食施設や学校施設の改修・更新などの機会を捉えて、社会情勢の変化等も勘案しながら、民間活力を活用していくことを視野に入れる必要があると考えている。

【その他の質問】
・コストコ誘致と新たな産業団地開発について
・危険木対策について
・中学校制服について
・子ども政策の新たな推進体制について

子ども医療費の対象を拡充する決断を

服部　孝規＜日本共産党＞

子ども医療費助成制度の拡充について

●県下14市の実施状況について

●今後の拡充について

Q　本市の医療費助成は、所得制限を設けず、15歳年度末までを対象として支給している。県内13市の医療費助成の実施状況をみると、対象年齢を18歳年度末までとするのは９市、所得制限を設けていないのは７市あるなど、本市は遅れている状況であり、対象年齢の引き上げや窓口無料化の対象年齢の拡大が必要と考えるが、市長の見解を尋ねる。

A　若い世代が安心して子育てできる環境を整備するため、子育て世帯への経済的な負担軽減に向けた取組は重要であると認識している。対象年齢の拡大も将来的に考える必要があり、しっかりと対応していく。

Q　令和６年度には、対象年齢の引き上げに踏み切ることを決断すべきと考えるが、見解を尋ねる。

A　子どもに関する施策については重視していく必要があり、子ども医療費助成については、他の子育て支援や環境を総合的に高めてきた。子ども医療費助成の拡充については、状況を判断し、しかるべき対応をしていきたい。

【その他の質問】

・給食センター建設に関する第２次亀山市総合計画後期基本計画と実施計画について

・水道水に含まれるPFOS及びPFOAについて

未来を担う子ども達のために給食センターの建設を

櫻井　清蔵＜勇政＞

中学校全員喫食制給食実施事業に係る再検討結果について

●教育委員会が中学校全員喫食制給食実施事業を「センター方式」から「食缶方式」に方針転換されたことに対する市長の見解について

●給食センター建設の財源として、市債を積極的に活用する考えはないのか

Q　給食センター方式から、外部調理委託の食缶方式に方針転換されたことは、教育委員会では、非公開の教育委員会協議会において協議されているが、市長は認識しているのか。また、給食センターの整備については教育委員会に任せるのか。

A　全員喫食制の中学校給食を早期に実現することは、市民の思いを受けて昨年策定した第２次総合計画に明記し、早期実現が可能な手法について具現化を図っていくため、教育委員会の中でしっかり積み上げていく必要がある。中学校全員喫食制給食については、給食センターの建設費が高騰したことに伴う事業費の増加により、給食センター建設の早期実現に支障が生じることから、外部調理委託による食缶搬入方式で行うという教育委員会の見解は尊重されるべきものと認識している。

Q　給食センターを建設するには、約23億円の財源が必要であるため整備は困難であるとのことであるが、学校教育施設等整備事業債を活用すれば建設は可能ではないのか。

A　市債の活用方針は、交付税措置の対象となる起債を活用することを基本としており、財政的な圧迫も考えられることから慎重に判断すべきと考えている。

早期操業を目指して尽力することを求める

小坂　直親＜新生みらい＞

商業施設の進出、誘致について

●現在の進捗状況について
●遅延している要因について
●今後の対応について

Q　令和４年２月にコストコと立地協定書を締結して以降、すでに半年以上の事業の遅れが出ているが、現在の進捗状況について尋ねる。

A　立地協定締結後は、三重県、コストコ、ディベロッパーなどの関係者と月１回から２回、定期的に会議を開催し、オープンに向けた具体的な協議を進めてきた。しかし、物価高騰により、建築費のみならず、土地の造成にも影響が大きく及んだことから、当時計画していた金額をはるかに工事費が上回ることについて、令和４年11月にコストコから説明を受け、現在に至っている。

Q　道路整備の先行投資も行った中、用地買収も完了したのであれば、造成工事だけでも早期に実施するべきだが、この事業の決定権は誰が持っているのか。

A　開発申請がスムーズに進むよう、詳細な内容や課題の解決方法など協議を進めているが、最終的な決定権はコストコが持っている。

Q　現在の市の見解と今後の対応について尋ねる。

A　コストコが様々な状況を勘案して事業着手の時期を模索している段階である。判断はコストコが行うことになるが、市としては引き続き三重県と連携し、早期着工を促す努力を全庁一丸になって取り組み、これからの支援についてしっかりと議論していく。

【その他の質問】
・風水災害について
・地域公共交通について
・農林業への考え方、対応について

居住人口を増やす施策の推進を

深水　隆司＜新和会＞

移住促進について

●居住区域内と居住区域外の移住実績について
●新たな居住誘導区域の設定について

Q　移住を促進するために政策的に居住誘導区域を設置しているが、移住者の実績について尋ねる。

A　居住誘導区域は、亀山駅、関駅、井田川駅を中心とした亀山中央、関、井田川としており、令和４年度の移住実績は17件47人であった。そのうち、市外からの移住は９件24人であり、定住人口の増加に寄与することができた。また、居住誘導区域外への移住者の実績は、13件35人であった。

Q　居住誘導区域になっていない下庄駅がある昼生地区周辺は、様々な支援策を受けることができない。市全体で移住促進を進めるのであれば居住誘導区域を広げるべきと考えるが、見解を尋ねる。

A　居住誘導区域は生活利便性の確保と生活サービス機能の維持が可能な区域を指定することが望ましいため、昼生地区は、鉄道駅が設置されている一方で、周辺地域には医療、福祉、商業等の日常サービス機能が確保されている状況ではないため、現時点では居住誘導区域に位置付けることは困難である。なお、今後、新たな土地利用等により市街地の形成や持続的な生活サービス機能が確保される地域と判断する場合には、立地適正化計画を見直し、検討することになる。

【その他の質問】
・鈴鹿亀山道路及び国道306号川崎庄内バイパスについて
・行政手続きの簡素化について

地域の特性を生かした空き家対策を

鈴木　達夫＜結＞

空き家対策について
- **●空家等対策事業の実績と成果について**
- **●行政評価外部評価委員会からの指摘について**
- **●今後の事業展開について**

Q　空家等対策事業の実績と成果について尋ねる。

A　１件の特定空家等は売却につながり、市内全ての特定空家等は解消しているが、９件の管理不全状態の空家等があるため、所有者を訪問、改善を求める文書を送付するなど早期対策について指導している。また、木造住宅耐震補強事業による除却補助金の交付や空き家バンク制度による新規登録及び成約、空き家リフォーム支援事業などによる空き家の利活用や空き家の適正管理をお願いしている。

Q　行政評価外部評価委員から、空家等対策事業に対して問題の深刻性と比較し市の取組が狭く、現在実行している事業に限って評価しても適正な改善策が生まれないため、さらなる取組について検討するよう指摘があったが、どのように受け止めているのか。

A　行政評価外部委員からは、主要事業評価シートの中で事業はほぼ達成したものの、空き家にしない方策を新たな事業として付け加える見直しが提言されたことから、今後の課題として受け止め、よりよく充実した空き家対策となるよう検討していく。

Q　今後の事業展開について尋ねる。

A　亀山地区では、居住人口の低下により空洞化が進んでおり、空き家数が多くなっているため、居住環境の向上により定住促進が必要である。地域の特性を生かした空き家対策を行い、空き家所有者の意識改革や施策の強化・拡大により、空き家にしない対策を検討していく。

【その他の質問】
・災害時の対応について

給食センターを整備し、今こそ責任を果たすべき

福沢　美由紀＜日本共産党＞

中学校全員喫食制給食実施事業について
- **●事業実施手法の再検討に係る協議について、なぜ非公開の場での検討としたのか**
- **●給食センター建設案の具体的な内容について**
- **●学校給食について**

Q　給食センターの実施手法の再検討について、なぜ非公開の場で協議したのか。

A　手法検討を行う中で、作業途上の不確定要素が多く、議論の戻りや変更が起こり得るため、教育委員会協議会で議論を行った。

Q　どこの場所を給食センターの整備候補地に上げ、どのように協議したのか。

A　現段階では、どの候補地も適地ではないと判断しているため、具体に検討を行った場所の公表は差し控える。中部中学校の敷地を含む複数の整備候補地は、都市計画法上の用途区域や給水能力の不足、学校や地元関係者との調整など、どの土地も一定の課題があり、用地の決定には至らなかった。

Q　民間委託のリスクやトータルコストでは、デリバリー方式より給食センター方式の方が安価であると示してきたにも関わらず、なぜ、急に給食センターを建設する場合の採算は大きな効果を認めないと判断されたのか。

A　全体的な事業費の増大や給食以外の教育課題に対する財源の確保など、現時点で給食センターを整備することは非常に困難であるとの判断から、外部調理委託による食缶搬入方式の検討を行った。

【その他の質問】
・保育士の労働環境について

給食センター整備は市民の納得を得られる結論を

中島　雅代

中学校全員喫食制給食実施事業について
●再検討の経過について
●再検討の結果について
●今後の方針について

Q　給食センターを建設する方針は、外部調理委託による食缶搬入方式に正式に変更されたのか。

A　全員喫食制給食は第２次総合計画の実施計画のとおり、現時点では変更していない。給食調理施設を整備するまでの間、外部調理委託による食缶搬入方式で行いたいと考えており、今後、最終的な計画をまとめていく。

Q　市長部局との調整を行った約８億8000万円の給食センターの建設費について再試算した結果、約23億円となったため、今回の新たな計画案を示すことになったのか。

A　当初計画で想定していた事業費８億8000万円と運営費約7400万円であれば、市全体で合意形成が取れていたため、基本的に計画は進められた。しかし、大きく事業費が膨れ上がったことから、教育委員会としてはそのまま進めることには問題があると認識している。

Q　市と教育委員会が協力し、事業費や建設地を検討し、財源についても目途を立てた上で、市民にきちんと説明するとともに、期限を決めて対応すべきであるが、市長はどのように考えているのか。

A　教育委員会が実現に向けて具体的な検討を重ねて示された方向性については、一定の尊重をすべきであると考える。教育における給食の重要性については、どうあるべきか中長期的に考え、慎重に対応する必要がある。

【その他の質問】
・災害時における市の役割と機能について

新しい観光スタイルに対応した施策展開を

豊田　恵理

第２次亀山市観光振興ビジョンについて
●観光振興の課題について
●観光客の市内滞在時間を増やすための仕組みづくりについて
●今後の展開について

Q　観光振興の課題について尋ねる。

A　本市の観光振興の課題は、交通の利便性が高いため通過地点として立ち寄る場所になっており、飲食店や宿泊施設など観光客の受入れ体制が整っていないことから、訪れた観光客の滞在時間が短くなってしまうことである。

Q　観光客の滞在時間を増やす仕組みづくりが必要であり、観光振興ビジョンには「市内観光地を周遊するストーリーをつくることが重要」とあるが、どのようなストーリーなのか。

A　個々の観光資源に人を引き付けるようなストーリー性を持たせて積極的なプロモーションを行うとともに、観光協会などと連携し、新たな体験プログラムや観光ツアーなど、ニーズに合った観光コンテンツを増やしていくことが重要である。令和４年度から「アートが生まれる街、亀山」をコンセプトとして、４つのキーワード「道・灯り・学び・歩む」を切り口に、それぞれの観光資源を関連づけて観光プロモーションを展開している。令和４年度は「道」、令和５年度は「灯り」をテーマに歴史を紹介しながら魅力発信に努めている。今後は観光客を引きつけるストーリーやテーマにより、市内観光地を周遊するツーリズムによって観光振興につなげていきたい。

Q　宿泊施設として、古民家など既存の歴史的建造物を活用する考えはないのか。

A　観光分野は文化財の保護・活用、文化芸術の振興、農林業や商工業などの他の分野とも関わりが深いため、各部署と連携を図りながら観光施策に取り組んでいく。

【その他の質問】
・ふるさと納税について

積極的な姿勢で防犯カメラの設置の推進を

髙島　真

防犯カメラについて
●通学路への設置に向けた検討状況について
●今後の設置計画について
フラワー道路について

Q　通学路への防犯カメラの設置について、教育委員会として要望をしたことがあるのか。また、設置の検討は行っているのか。

A　通学路の交通安全対策については、防犯の観点も含めて、地域の方による見守り活動と通学路交通安全プログラムに基づいて実施を行っている。各学校のPTAなどから通学路内の危険箇所に関する対策要望を上げていただき、関係機関と調整して実施する体制を整えている。しかし、現段階において防犯カメラの設置要望はいただいていない。市民の安心・安全のツールとして防犯カメラの設置は有効的であるため、また各関係機関との情報共有を行いつつ、その対策に関する方向性を含め協議等を行っていく。

Q　辺法寺町地内のフラワー道路について、安全性を確保するため交差点に防犯灯を整備する考えはないのか。

A　フラワー道路は平成19年に全線が開通し県から市へ移管を受け、市道として管理している。当該道路の一部は白川小学校の通学路となっており、PTAや自治会からのご意見を伺いながら道路標識等の交通安全対策を実施している。夜間の安全対策については、自治会等からの要望はなく実施していないが、道路照明施設設置基準に基づき道路照明灯の設置を検討しており、同基準の夜間通行上特に危険な場所に該当するかを検証し、道路照明等の設置も含め、夜間の交通安全対策を検討していく。

【その他の質問】
・防犯灯のLED化について
・市の外郭団体への支援について
・高齢者の自動車運転に対する補助施策について

市は給食センターを建設する気がないのか

今岡　翔平

中学校全員喫食制給食実施事業について
●本事業における市長の立場について

Q　給食センター方式から外部調理委託への方針転換について、教育委員会は「市長がセンター方式で行うと判断した場合、決定が覆る可能性がある」と説明しているが、市長の認識を尋ねる。

A　総合計画後期基本計画に明記した全員喫食制給食を早期実現するという方向性は全くぶれるものではなく、教育委員会の実現に向けた努力は尊重すべきである。給食センターの問題に限らず、様々な政策、予算、財源などの中で最終的な政策判断を行う必要があり、プロセスの中で整理されていくと考えている。

Q　教育委員会は子どもたちのために何がベストか考え、財政的な面は市長部局が判断するものと思うがその見解について尋ねる。

A　教育委員会は、給食を含む様々な教育環境などについて総合的に前へ進める責任を負っている。首長から独立した教育委員会は、第一義的に判断を行うものであり、様々な教育課題がある中、優先課題や実現方法について、財政状況など様々な要素を検討し、総合的な判断と責任ある対応を行うことは当然のことである。

Q　市長は教育委員会の意向を尊重するとのことであるが、最初から給食センターを建設する予定はなかったのではないか。

A　中学校全員喫食制給食の実現については、長期財政見通しの中にも入れ込みながら、当初から教育委員会とともに給食センター建設の早期実現を目指して取り組んできたため、そのような考え方には至っていない。

【その他の質問】
・カスタマーハラスメントについて
・都市公園でのスケートボード等利用の試験開放について

学校給食センターに係る教育委員会への申入れについて

この９月定例会では、中学校全員喫食制給食実施事業について、教育委員会が「給食センター方式」から外部調理委託による「食缶搬入方式」に方針転換されたことを受け、９名の議員が質問しました。

しかし、教育委員会からは、市民に対し十分な説明ができるような明確な答弁は得られなかったため、正副議長が教育長に対し、次の３点の申入れを行いました。

1　給食センターの建設事業費について、改めて専門家等により算出された概算事業費を提出すること。
2　財源については、総務財政部と協議の上、交付税措置のない地方債も財源として含め、その場合の償還額等の資料を提出すること。
3　建設候補地の検討結果について、詳細な資料を提出すること。

議会の主な動き

７月

4日　広聴広報委員会
5日　政策検討部会
10日　教育民生委員会行政視察（四日市市）
　　広聴広報委員会
12日　視察（高梁市来市）
18日　教育民生委員会行政視察（志摩市）
20日　政策検討部会
　　全員協議会
　　議員研修会
24日　教育民生委員会協議会
24日・25日
　　総務委員会行政視察（福井市、桑名市）
25日・26日・27日
　　産業建設委員会行政視察（松本市、長野市、伊那市、下呂市）
31日　政策条例意見交換会
　　総務委員会協議会

８月

1日　教育民生委員会協議会
　　教育民生委員会
3日　議員研修会
7日　政策条例意見交換会
8日　政策条例意見交換会
　　総務委員会協議会
　　総務委員会
16日　議会改革推進会議検討部会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会協議会
18日　議会運営委員会
　　全員協議会
　　議会改革推進会議
　　議会改革推進会議検討部会
22日　視察（和泉市来市）
23日　総務委員会
25日　本会議　開会
　　予算決算委員会
　　教育民生委員会

９月

4日　議会運営委員会
　　産業建設委員会
5日　本会議　議案質疑
　　教育民生委員会
6日　本会議　議案質疑
　　予算決算委員会
7日　本会議　一般質問
8日　本会議　一般質問
11日　本会議　一般質問
　　総務委員会
12日　産業建設分科会
　　産業建設委員会
13日　教育民生分科会
　　教育民生委員会
14日　総務分科会
　　総務委員会
　　総務委員会
15日　議会改革推進会議検討部会
19日　予算決算委員会
20日　予算決算委員会
　　教育民生委員会
22日　議会運営委員会
25日　本会議　閉会
　　議会改革推進会議
28日　広聴広報委員会

各常任委員会が行った所管事務調査の提言書を　市長へ提出しました

9月25日
各委員長から議長へ報告書を提出

各委員会が昨年11月から本年９月までの間に行った調査･研究の結果は、９月定例会の閉会日に各委員長が報告を行い、議長に報告書を提出しました。

9月25日
議長から市長へ提言書を提出

各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう提言書として市長に提出しました。

委員会の活動については、市議会ホームページでもご覧いただけます

総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会

所管事務調査

各委員会の所管に関するテーマを設け、１年間調査･研修を行っています。現状把握や関係団体との意見交換会、先進地視察などを行い、課題･問題点を検討し、市への提言項目をまとめました。

総務委員会　テーマ　歳入確保の推進について

総務委員会では、「歳入確保の推進」をテーマに設定し、行財政改革大綱における歳入確保の取組について検証するとともに、新たな財源確保策についても検討するため、調査･研究を行いました。

意見交換会

視察報告はこちら ▶ 23ページ

提　言　内　容

1　公有財産の有効活用について

（1）普通財産の未利用地については、土地の境界等を確定させるとともに、早期に今後の活用の方向性を定め、売却や貸付の区分、優先順位を明確にすること。

（2）市民や民間企業等とアイデアを出し合い、公有財産の有効活用を図るなど、公民連携による新たな取組制度を構築するとともに、普通財産の整理も含め必要な人員を確保するなど、推進体制を整えること。

2　企業版ふるさと納税について

（1）企業版ふるさと納税は、その制度に期限はあるものの、歳入確保策として有効であるため、国が制度を延長することも視野に入れ、具体的な取組手法を整理するとともに、トップセールスなどの能動的な取組に努めること。

（2）企業に対し、企業版ふるさと納税のメリットのPRに努めるとともに、ふるさと納税で亀山市を応援したいと思われるよう、ホームページをはじめ様々な手段を用いて積極的に市の政策や魅力の発信に努めること。

教育民生委員会　テーマ　学校給食センターについて

教育民生委員会では、「学校給食センター」をテーマに設定し、子どもたちの健やかな成長を支える学校給食について見識を深めるとともに、建設予定の「学校給食センター」について、早期の実施を目指し、地産地消による安心・安全な給食を提供するための体制や環境整備など、よりよい給食センターのあり方について調査・研究を行いました。

学校給食センター

視察報告はこちら ▶ 24ページ

提言内容

1. 正規の給食調理員の不足を会計年度任用職員や代替職員で補う状況を改善し、現場で働く給食調理員のシフト体制を見直すなど快適な労働環境を構築するとともに、給食調理員の確保と処遇改善に努めること。
2. 安心・安全な給食を提供するため学校給食センターには、調理現場の声を反映し、食材の搬入から調理、配送までの流れに対応できる適切な設備を整えること。
3. 学校給食センターには、アレルギー対応の専用区分を設け、除去食または弁当・副食持参での対応を見直し、代替食の提供を可能とすること。
4. 児童・生徒が食に関する感謝の念を育み、本市の自然や文化、産業、生産者の努力や食に関する理解を深めるため、栄養教諭及び栄養職員の配置状況を改善して、給食の調理を見学できる環境を整えるなど食育に関する取組を充実させるとともに、食育に対する学校間の格差を解消すること。
5. 教育委員会と農業政策部署が庁内連携を密にして、学校給食関係者と農業者、農業者団体等で地産地消による食材の提供体制を推進すること。

産業建設委員会　テーマ　中山間地域の振興について

産業建設委員会では、「中山間地域の振興」をテーマに設定し、農林業が抱える課題を整理するとともに中山間地域における安定した農林業経営が維持できるよう振興支援策について調査・研究を行いました。

意見交換会

視察報告はこちら ▶ 25ページ

提言内容

1. 農林業を生業とできるよう、現行の補助金等で不十分な部分を調査・研究し、地域の実情やニーズに合わせた支援策について、国・県への要望を行うとともに、市独自事業を創設すること。
2. 農業担当部署、移住担当部署、空き家担当部署とが連携し、農業に関心のある者が就農しやすくするための、総合的な支援体制（農業研修、補助制度、住居・農地などの整備）を早期に構築すること。
3. 中山間地域の振興に向け、庁内横断的な連携、指導者となる専門職員の確保・人材育成とともに、地域の声を共有し、県・ＪＡ・大学・営農組合・森林組合など、産学民官での協働を推進すること。
4. デジタル技術を活用した耕作放棄地対策、荒廃森林対策、鳥獣被害対策、また、本市の風土に適した、手間や労力が軽減できる作物や高付加価値の作物について調査・研究を行い、早期に導入すること。

視察報告

総務委員会

視察日：令和５年７月24日、25日
視察先：福井県福井市、三重県桑名市

◆内容　チャレンジみらい予算制度、財産有効活用民間提案制度、企業版ふるさと納税について

福井市では、財政状況が厳しくなったことをきっかけに、若手職員から政策のアイデアを募集する「チャレンジみらい予算制度」をスタートさせ、小さなことでも実践して、歳入の確保に取り組んでいる。令和４年度からはチーム提案も新設し、チーム内で提案内容をブラッシュアップするなど、組織全体としてもよい流れができており、職員のやる気とやりがいを生み出す制度となっている。

公有財産の活用については、「財産有効活用民間提案制度」により、お互いのノウハウを出し合い、協力することでWIN－WINの関係となる仕組みを作っている。また、地域を限定して、コンセプトやテーマを決めて、遊休不動産マッチングツアーを行うなど、民間活力を活用するためにユニークな取組を行っている。

企業版ふるさと納税については、市長や副市長が県人会総会への出席や新たな訪問企業の開拓を行うなどトップセールスをはじめ、継続的に行っている福井市東京事務所による企業訪問や福井市応援隊ミーティングなど機会を捉えたPR活動と、その際に分かりやすく魅力的なリーフレットを活用したり、検索して見てもらえるホームページ作成など工夫したりしている。

所　感

職員の政策形成能力の向上など人材育成と歳入の確保が同時にできている点も素晴らしいと感じた。民間団体や地域おこし協力隊などとの連携体制が既に構築されているので、まずは本市においても仕組みづくりが必要ではないかと考える。

◆内容　ワンストップ窓口「コラボ・ラボ桑名」、公有財産の活用、企業版ふるさと納税について

桑名市については、ワンストップ窓口「コラボ・ラボ桑名」が財政再建の１つの手段として公民連携の核となっている。「コラボ・ラボ桑名」を立ち上げるために、職員を東洋大学に２年間派遣し、公民連携の専門的知識を習得した職員を中心に市長直轄部署を設置した。公有財産の活用については、官公庁オークションに参加している。

企業版ふるさと納税については、市長等によるトップセールスをはじめ、とにかく職員がＰＲ活動に回るなど積極的に取り組んでいる。

所　感

「民間の提案を聞く場」が本市にも必要であり、行政と民間の壁を無くしていくことが重要で、積極的に取り組むことができる組織体制を構築し、専門的知識を持つ職員の人材育成に努めるなど、少しずつでも前へ進めていってほしい。

個人のふるさと納税から企業版ふるさと納税に切り替えつつあると感じられることから、本市も早急に方向性を決めた上で、積極的に具体的な取組を始めていくべきである。

視察報告　教育民生委員会

視察日：令和５年７月10日、18日
視察先：三重県四日市市、志摩市

◆内容　四日市市学校給食センターについて

令和５年４月から稼働している四日市市学校給食センターを視察し、PFI方式による建設の経緯や施設の概要、調理過程などについて説明を受けた。四日市市では、デリバリー給食の喫食率、利用率の低迷を受けて、中学校給食において、食缶方式の導入による完全給食を提供するため、学校給食センターを建設している。学校給食センターは、農業センター敷地約11500㎡、建築面積約3850㎡の２階建で建設し、最大２献立9000食の調理が可能である。総事業費約120億円で、PFI方式による設計、建設、維持管理、運営等を特別目的会社と15年一括契約をしている。

所　感

県下でも最大級の食数を調理できるセンターであり、亀山市とは規模が違うが、一番新しく、これからセンターを建設する上で参考になった。運営業務を委託すると、市が直接雇用状況を把握することが難しくなる。また、9000食もの給食を一つの給食センターに集中させることは、リスク管理の面から少し課題があると感じた。

◆内容　志摩市学校給食センターについて

志摩市学校給食センターを視察し、建設の経緯や施設の概要、調理過程などについて説明を受けた。志摩市では、合併前の旧５町それぞれに給食センターがあり、各施設とも老朽化が進んでいたため、市内全ての小中学校に給食を提供する給食センターを建設することになった。竣工は平成25年、総事業費約14億円、調理能力は最大１日当たり4500食、ただし現在は2900食で稼働している。建築構造は鉄筋コンクリート造２階建、敷地面積は9484.31㎡である。給食センターから小学校７校、中学校６校、計13校に供給している。配送は市の西部・東部に分けて２社と委託契約している。遠方の学校から順番に配送している。

所　感

市長の選挙公約により「給食費の無償化」を行ったほか、新たに給食統括監の職を設置するなど、首長のリーダーシップの必要性を感じた。「給食」は、組織体制を変更してまで取り組まなければならない重要課題であることを再認識した。給食調理員が多数退職したことから、新たな給食センターでは業務委託を選択されており、センターを直営により運営するためには、調理員の人員確保が大きな課題であると感じた。

視察報告　産業建設委員会

視察日：令和５年７月25日、26日、27日
視察先：長野県松本市、長野市、伊那市、
岐阜県下呂市

◆内容　松本新規就農者育成対策事業について

松本市では、平成13年から、移住者を含む意欲ある就農希望者に実践的な農業研修と、農業経営の開始に必要な農地の確保等を支援し、農業の担い手を確保する取組として「松本新規就農者育成対策事業」が行われており、現在もその実績が着実に積み上げられている。市とＪＡが費用を負担し、それぞれの協働により取り組まれている。そのため、市独自のフットワークによる事業展開が可能となり、若い世代の研修生を集めることができている。

所　感

形だけでなく就農希望者に熱心なサポートを行い、現実的な事業として取り組んでいる姿に、松本市の担い手不足解消に向けた意気込みと、農業対策の気概を強く感じることができた。

◆内容　農地中間管理機構関連農地整備事業について

長野市では、令和４年５月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い人・農地プランを法定化した「地域計画」の参考となる事例として、長野市の一部地域で取り組まれている「農地中間管理機構関連農地整備事業」などについて説明を受けた。地権者や担い手に負担金を求めずに、ほ場整備を行い、その農地のすべてを担い手に貸し付ける事業で、担い手は収益性の高い野菜や果樹を栽培し、利益から土地の賃料を払う。作物別面積を見ると整備前の遊休荒廃地は、約50％であったが、整備後は０％になり、りんごやぶどうの面積が大幅に増えた。担い手年齢の構成も、整備後は30～40代で25％を占めている。

所　感

長野市の視察における最大のポイントは「地域計画」であったが、担当課長が「人の問題」と断言されたように、いかに地域の意向を見極めるかが重要と思われる。

◆内容　中山間地農業ルネッサンス事業について

伊那市では、「中山間地農業ルネッサンス事業」において、特に鳥獣被害防止のためにICT技術により、「くくりワナセンサー」の開発・実証に取り組んでいる。この仕組みは、信州大学や民間企業、プログラマーなどで構成する「くくりワナセンサー」開発チームが、猟友会の意見を聴きながら開発したもので、機械の導入後の鹿の捕獲頭数は数百頭増加し、農業被害の軽減につながったとのことである。

所　感

特に印象に残ったのが、今回注目していた「中山間地農業ルネッサンス事業」における獣害対策で、特に「くくりワナセンサー」については、開発に携わり実際に使用している職員の熱意が素晴らしかった。

◆内容　飛騨トマトに係る新規就農者支援について

下呂市では、岐阜県・ＪＡなどが一体となった受入体制を作り、高収益がのぞめる「飛騨トマト」にしぼって、新規就農者を支援している。国の制度をベースに、その制度で賄えない部分である研修生用の住宅などを市の単費で、光熱水費、駐車場使用料など込みで月額3050円で貸し出している。また、令和５年３月より、自治体では全国初となる、株式会社タイミーとの連携協定により、スキマバイトアプリ「タイミー」を活用し、農業分野における人手不足対策を実施している。

所　感

岐阜県・市・ＪＡ・農業委員会などが一体となった受入れ体制などにより、新規就農者によるコミュニティの形成にもつながりが生まれ、安心して制度が利用でき、継続した農業経営につながると感じた。

表紙写真から　運動会（第一愛護園）

運動会の始まる前にみんなで力を合わせて頑張ろうと集合しました。運動会のオープニング「うんとこよさこい　ソーラン」をするために法被を着ています。あおぐみさん、おそろいの法被で「ソーラン」頑張ります。

令和５年 第２回臨時会日程（予定）

11月13日	臨時会開会	10：00~
14日	臨時会閉会	10：00~

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

令和５年 12月定例会日程（予定）

11月24日	12月定例会開会	10：00～
12月 5日	議案質疑	10：00～
	予算決算委員会	
6日	一般質問	10：00～
7日	一般質問	10：00～
11日	産業建設分科会	10：00～
	産業建設委員会	
12日	教育民生分科会	10：00～
	教育民生委員会	
13日	総務分科会	10：00～
	総務委員会	
18日	予算決算委員会	10：00～
	議会運営委員会	11：00～
19日	12月定例会閉会	10：00～

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。
スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

とぴっくす

性の多様性を学ぶ「LGBTQ＋について」議員研修会　7月20日

性の多様性についての理解を深めるため、ＮＰＯ法人ＬＧＢＴの家族と友人をつなぐ会・ＬＧＢＴ専門相談員の浦狩知子氏とＮＰＯ法人ＬＧＢＴの家族と友人をつなぐ会の渡部京李氏のお二人を講師に迎え、「LGBTQ＋」をテーマとした議員研修会を開催しました。

研修会では、講師から体験談を聞き、「ありのままの自分として生きられる社会」の大切さについて学びました。

こどもまんなか社会の実現「こども家庭庁とこども基本法について」議員研修会　8月3日

令和５年４月施行のこども基本法及び同時に設置されたこども家庭庁の実施する子ども関連施策について理解を深めるため、こども家庭庁職員を講師とし「こども家庭庁とこども基本法」をテーマにオンラインで議員研修会を開催しました。

研修会では、こども基本法の基本理念には「児童の権利に関する条約」の４つの一般原則の趣旨が反映されていることやこどもの意見を聴く手法などについて学びました。

亀山市議会では、子どもの権利条例の制定に向けて、市民と議会が一緒に検討を進めており、現在子どもに関わる様々な団体と意見交換を行っています。

今後も市民アンケートや意見交換をさらに進めてまいりますので、ぜひ皆様もご参加ください。

詳細はこちら

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎(0595)84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率80%、白色度80%の再生紙および植物油インキを使用しています。

亀山
かめやま 市議会だより

令和５年
第２回臨時会号
vol.94
令和６年１月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

謹賀新年
2024

令和５年第２回臨時会のあらまし…… P2～7
・議案と議決結果…… P2
議会の新しい体制が決まりました … P3～7
・議案質疑…… P8
・視察報告…… P9
・議会の主な動き……P10

表紙写真：野登山から

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

出産予定又は出産した被保険者がある場合に国民健康保険税を減額する

議案第57号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

全会一致
可決

地方税法の一部が改正され、令和６年１月１日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定又は出産した被保険者がある場合においては、世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

〇条例改正に至った社会的背景について
〇条例改正の影響を受ける対象者数及び減額される金額について
〇届出書の記載事項について
〇届出が遅れた場合の対応について

令和５年第２回臨時会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
57	**亀山市国民健康保険税条例の一部改正について** 地方税法の一部が改正され、令和６年１月１日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定又は出産した被保険者がある場合においては、世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとされたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
58	**令和５年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について**	可決	全員賛成
59	**令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
60	**亀山市監査委員の選任同意について** 議会議員の中から選任する監査委員として、草川卓也議員を選任したく、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求める。	同意	賛：16 除：１

※森美和子議長は採決に加わっていません。
　また、議案第60号は、草川卓也議員は除斥し、採決に加わっていません。

令和５年第２回臨時会のあらまし

令和５年第２回臨時会は、11月13日と14日の２日間の会期で開催しました。

この臨時会は、副議長の選挙、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行いました。

また、市長からは、条例改正１件、令和５年度各会計補正予算２件、及び議会の議員から選任する監査委員の選任同意１件、合わせて４議案が提案され、審議の結果、それぞれ可決及び同意しました。

なお、副議長には伊藤彦太郎議員が就任し、監査委員には草川卓也議員が選任されました。

議会の新しい体制が決まりました

新体制のごあいさつ

平素は、市議会活動に対しまして、格別なるご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年11月の第２回臨時会におきまして、伊藤彦太郎議員が副議長に就任するとともに、議長において議会運営委員会委員及び各常任委員会委員を指名し、新たな体制がスタートしました。

さて、市政を取り巻く状況は、依然として先行きが不透明であり、ウクライナにおける紛争が長期化し、原油や食料の価格高騰で市民生活に大きな影響を及ぼしています。これらの現状により、私たちの生活には深刻な課題が生じています。

これらの諸課題に対して、市民のみなさんの声に耳を傾け、二元代表制の一翼を担う議会として、大いに議論を進め最善の努力をしなければなりません。社会に漂う閉塞感を打破するため、執行部と市議会が緊密に連携して全力で取り組み、さらに、対話を重視して真摯な議論を行うとともに、積極的な政策提言にも取り組んでまいりますので、より一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議長　森　美和子

副議長　伊藤 彦太郎

※議長及び副議長の任期については、申し合わせにより議長は２年、副議長は１年となっています。

議会選出監査委員
草川　卓也

監査委員とは

市の行政が公正で合理的かつ効率的に運営されることを確保するため、地方公共団体に必置される独任制の執行機関です。

地方自治法に定められた権限に基づき、それぞれ独立して市の財務に関する事務の執行、事業の経営管理及び行政事務について、監査等を実施しています。

新しい委員会等のメンバーを紹介します

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会を円滑に運営するために設置している委員会です。

森 英之　　岡本 公秀

服部 孝規　新 秀隆（副委員長）　小坂 直親（委員長）　櫻井 清蔵

所管する主な事項

- ●議会の運営に関すること
- ●議会関係条例、会議規則等の制定及び改廃に関すること
- ●意見書及び決議案の取り扱いに関すること
- ●請願及び陳情の取り扱いに関すること
- ●議長の諮問に関すること

常任委員会

常任委員会には、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会の４つの委員会があります。
それぞれ所管する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査しています。

総務委員会

草川 卓也　　髙島 真

服部 孝規　深水 隆司（副委員長）　中島 雅代（委員長）　小坂 直親

所管する主な事項

- ●市の組織に関すること
- ●財政、行政改革に関すること
- ●防災、消防に関すること
- ●総合計画に関すること

所管する部署

- ・政策部　・総務財政部　・公平委員会
- ・防災安全課
- ・固定資産評価審査委員会
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員
- ・選挙管理委員会

令和５年第２回臨時会のあらまし

教育民生委員会

森 英之　　新 秀隆

福沢 美由紀　　櫻木 善仁（副委員長）　　今岡 翔平（委員長）　　櫻井 清蔵

所管する主な事項

- ●市民相談、戸籍に関すること
- ●国民健康保険、国民年金に関すること
- ●文化・スポーツに関すること
- ●福祉、医療に関すること
- ●教育に関すること

所管する部署

- ・市民文化部
- ・健康福祉部
- ・医療センター
- ・教育委員会

産業建設委員会

鈴木 達夫　　岡本 公秀

古田 吉昭（副委員長）　　豊田 恵理（委員長）　　伊藤 彦太郎

所管する主な事項

- ●環境保全、廃棄物の処理に関すること
- ●商工業に関すること
- ●農業、林業に関すること
- ●都市計画、道路・河川に関すること
- ●上下水道に関すること

所管する部署

- ・産業環境部
- ・建設部
- ・上下水道部
- ・農業委員会

常任委員会

予算決算委員会

（委員長）服部 孝規　（副委員長）森 英之
（委　員）議長を除く全議員

所管する主な事項

●予算･決算に関すること
・３月定例会では、新年度予算案の審査を行います。
・９月定例会では、前年度決算の審査を行います。
・補正予算については、各分科会を設け、審査を行った後、委員会で最終審査を行います。
●市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査

広聴広報委員会

広聴広報委員会は、市議会だよりの発行や議会報告番組「こんにちは！市議会です」の制作･監修を行うなど、市民の皆さんに議会の情報をお知らせしています。また、市民意識調査を行うなど広聴活動をしています。

古田 吉昭　森 英之　深水 隆司
新 秀隆　福沢 美由紀（副委員長）　伊藤 彦太郎（委員長）　豊田 恵理

所管する主な事項

●かめやま市議会だよりの発行に関すること
定例会・臨時会の内容をまとめた広報紙を年５回発行しています。
●亀山市議会ホームページに関すること
議案、議決結果、会議録、委員会活動などをホームページで公開しています。
●『こんにちは！市議会です』の企画･制作･監修に関すること
定例会の内容をダイジェストでお知らせする議会報告番組「こんにちは！市議会です」を年４回放映しています。（ケーブルテレビ123チャンネルまたは亀山市議会ホームページでご覧ください。）

令和５年第２回臨時会のあらまし

その他の委員会等

全　員　協　議　会

市長または議長、議員の報告の場として、また、市の基本的な計画の策定や新しい制度の導入、議員提出議案等についての協議の場として議員全員で構成する全員協議会及びその補助機関である「政策検討部会」を設置しています。

政策検討部会（補助機関）

部会長	伊藤彦太郎（副議長）
副部会長	草川　卓也
部会員	古田　吉昭
	櫻木　善仁
	中島　雅代
	新　　秀隆
	福沢美由紀
	櫻井　清蔵

議会改革推進会議

議会改革を継続的に推進するため全議員で構成する議会改革推進会議及びその補助機関である「検討部会」を設置しています。

会　長	森　美和子（議長）
副会長	伊藤彦太郎（副議長）

検討部会（補助機関）

部会長	福沢美由紀
副部会長	新　　秀隆
部会員	櫻木　善仁
	森　　英之
	今岡　翔平
	小坂　直親
	櫻井　清蔵

政治倫理審査委員会

委員長	櫻井　清蔵
副委員長	福沢美由紀
委　員	森　　英之
	新　　秀隆
	岡本　公秀
	小坂　直親

他の議会の議員等

鈴鹿亀山地区広域連合議会

議　員	櫻木　善仁
	草川　卓也
	新　　秀隆
	服部　孝規

市の審議会委員

亀山市都市計画審議会

議　員	深水　隆司
	小坂　直親
	櫻井　清蔵

?会派とは

政党に所属する議員や、市政等に関し同じような考え方や意見を持つ議員は、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、「会派」というグループを作って活動しています。

会　派　の　構　成

新和会

代表者　岡本　公秀
　　櫻木　善仁
　　深水　隆司

結

代表者　森　　英之
　　草川　卓也
　　鈴木　達夫

日本共産党

代表者　福沢美由紀
　　服部　孝規

公明党

代表者　新　　秀隆
　　（森　美和子）※

勇政

代表者　櫻井　清蔵
　　伊藤彦太郎

新生みらい

代表者　小坂　直親
　　古田　吉昭

会派に属さない議員

森　美和子（議長）　今岡　翔平　豊田　恵理
中島　雅代　　髙島　真

※議長になると会派を離脱します。

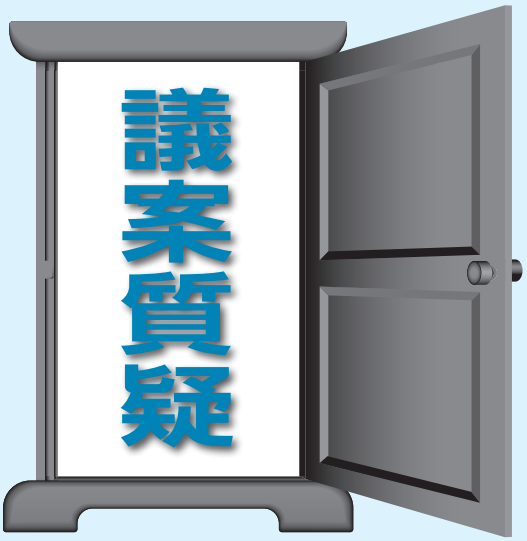

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

議案質疑

岡本　公秀＜新和会＞

議案第57号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

●条例改正に至った社会的背景について

●条例改正の影響を受ける対象者数及び減額される金額について

●届出書の記載事項について

●届出が遅れた場合の対応について

Q　条例改正に至った社会的背景について尋ねる。

A　子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援の観点から、子ども・子育て支援の拡充を行う措置として、国が出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を減額する制度を創設した。

Q　対象者の見込数と減額される金額について尋ねる。

A　過去３年間の出産一時金の平均支給件数から、条例施行後の３か月間の対象者は６人で、減額となる金額は約21万円と見込んでいる。

Q　届出書に個人番号を記載することになっているが、マイナンバーカードがない場合や、窓口で個人番号が分からない場合の届出はどうなるのか。

A　国民健康保険の各種届出については、個人番号を記載することになっているが、窓口で個人番号が分からない場合は、記入欄を空欄で提出いただき、個人番号の取り扱いができる限られた担当職員により記載することになる。個人情報の保護に努めるため、取扱いについては万全を期している。

Q　届出が遅れた場合、提出の期限はいつまでとなるのか。

A　減額の届出は出産予定日の６か月前から行うことができ、提出期限は設けていない。出生による国民健康保険加入や出産一時金の申請などの手続きの際に、届出されているか確認し、減額措置の漏れがないよう努める。

Q　早産や死産の場合はどのようになるのか。

A　妊娠85日以上となる妊娠４か月以上を超える出産から減額措置の対象となる。

視察報告

議会運営委員会

視察日：令和５年10月４日、11日
視察先：愛知県あま市、奈良県桜井市

◆内容　新庁舎の概要及び新庁舎建設特別委員会について

愛知県あま市では、新庁舎の敷地面積は、23,500㎡であり、海抜０ｍの地点で建設をしているため、津波対策など災害対策に力を入れている。庁舎建設位置は合併協議の際に、七宝町地内である程度の位置を決定している状況であった。庁舎建設事業費は、総額で101億9千万円であり、財源は、合併推進債、緊急防災減災対策事業債等を活用した。新庁舎建設特別委員会は議長を除く全議員で構成され、下部組織として小委員会を設置し、会派の構成に合わせて８人としている。新庁舎建設特別委員会は、平成29年７月から令和４年７月までの間で合計17回開催している。

奈良県桜井市では、新庁舎の延床面積は9,633㎡であり、旧庁舎の駐車場に新庁舎を建て、旧庁舎跡地は現在の駐車場となっている。建設費用は当初予定45億円であったが、最終的に１億円増額の46億円となった。新庁舎建設特別委員会は、16人の全議員で構成し、平成29年３月から平成31年１月にかけて15回開催し、基本計画策定から、基本設計、実施設計、事業者選定まで関与している。また、その後、令和４年10月の完成まで随時報告を受けている。特徴としては、ユニバーサルデザインの視点から、基本的にはローカウンター、車いすの方への対応が可能な窓口としており、特に、サインに注力し、市民に分かりやすい表示を行っている。

所　感

あま市では、CM（コンストラクションマネジメント）導入で専門家の意見を聞き、議論を進めることで建設費用抑制につなげており、当市としても導入する妥当性はあると感じた。

桜井市では、実施計画完了、方針決定から４年半で新庁舎が開庁となり、計画的に建設が進められており、また、整備費用が解体費等も含めて46億円ということで、建設地となった旧庁舎の駐車場が広かったという好条件があるにしても、非常に安価で驚きを感じた。

議会の主な動き

10月

２日　広聴広報委員会
４日　議会運営委員会視察
（愛知県あま市）
５日　教育民生委員会協議会
10日　広聴広報委員会
11日　議会運営委員会視察
（奈良県桜井市）
16日　議会改革推進会議検討部会
18日　視察（鈴鹿市）
19日　全員協議会
議会改革推進会議
23日　政策検討部会
24日　政策条例意見交換会
27日　教育民生委員会協議会

11月

２日　視察（愛知県田原市）
政策条例意見交換会
６日　議会運営委員会
視察（和歌山県海南市）
８日　全員協議会
13日　第２回臨時会　開会
予算決算委員会
教育民生分科会
教育民生委員会
全員協議会
14日　第２回臨時会　閉会
17日　議会運営委員会
20日　全員協議会
教育民生委員会協議会
22日　正副委員長会議
24日　12月定例会本会議　開会
議会運営委員会
広聴広報委員会

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

視聴方法 / 会議	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎（0595）84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率80%、白色度80%の再生紙および植物油インキを使用しています。

亀山
かめやま 市議会だより

令和５年12月定例会号
vol.95
令和６年２月16日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

12月定例会のあらまし …… P2～4

子どもに関する施策を総括的に行うため、子ども未来部を設置
・議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について　**可決**

住民税非課税世帯への重点支援給付金の給付及び物価高騰の影響を受けた事業者等に対する支援に係る補正予算
・議案第86号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）について　**可決**

・議案と議決結果…… P5～7
・議案質疑……P8～12
・一般質問…… P13～20
常任委員会の所管事務調査…… P21
議会の主な動き …… P21

表紙写真：サッカー教室（第二愛護園）

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

12月定例会は、11月24日から12月19日までの26日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に市長から条例改正６件、令和５年度各会計補正予算６件、その他指定管理者の指定など13件、合わせて議案25件と報告１件が提案されました。

また、閉会日には、追加議案として市長から令和５年度一般会計補正予算１件、教育委員会委員の任命同意１件、合わせて２件が提案され、議会からは国への意見書として委員会提出議案１件を提出しました。

議案一覧・表決の結果は５ページ～

子どもに関する施策を総括的に行うため、子ども未来部を設置

議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

全会一致 可決

こども基本法の制定や児童福祉法の改正など、国の子どもに関する政策動向の加速に併せ、子どもに関する施策を総括的に行うため、新たに子ども未来部を設置します。

また、行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、政策部の分掌事務である行政改革に関する事項を行財政改革に関する事項とし、総務財政部の分掌事務とするため、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

○背景と趣旨について
○改正による効果について
○子ども未来部の設置の経緯・目的について
○子ども未来部と他部署との連携について
○子育て世代包括支援センターについて
○行財政改革に関する事項を政策部から総務財政部に移行する趣旨について
○行財政改革の推進体制について
○行財政改革の事務に変更はあるのか

総合保健福祉センター

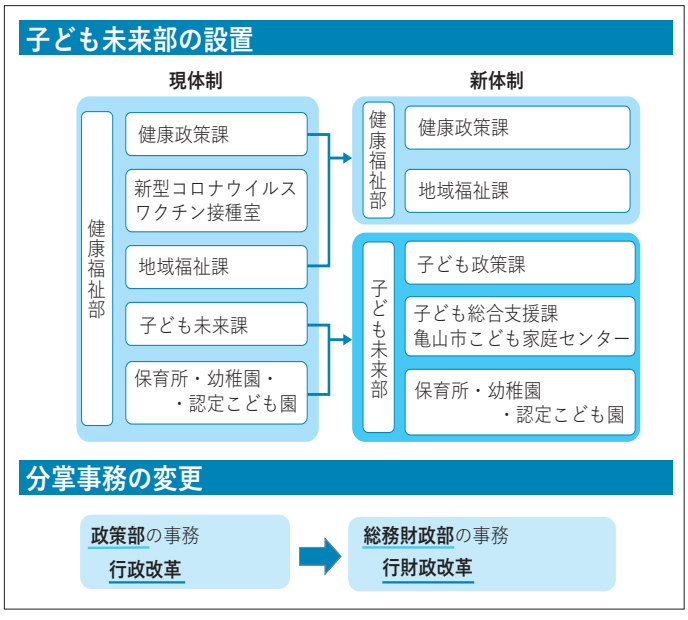

改正の概要図

住民税非課税世帯への重点支援給付金の給付及び物価高騰の影響を受けた事業者等に対する支援に係る補正予算

議案第86号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）について

全会一致
可決

国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯への重点支援給付金の給付のほか、物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対し支援するための補正予算です。

（メニュー）

事業名	対象者	事業内容
住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業	非課税世帯	１世帯当たり７万円給付
生活応援給付事業	低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外の世帯）	児童一人当たり２万円給付
生活応援給付事業	低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）	児童一人当たり２万円給付
福祉事業（障がい者支援事業）	障がい福祉サービス施設	電気料金、ガス料金、ガソリン代の経費上昇分補助
一般事業（老人福祉一般事業）	高齢者福祉サービス施設	電気料金、ガス料金、ガソリン代の経費上昇分補助 入所系サービス施設は、食材費の経費上昇分も補助
経済支援対策事業	中小企業者等	電気料金、ガス料金、燃油代の経費上昇に対する助成 助成上限額40万円

【本会議での主な質疑】

〇住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業の概要、支給方法、対象者、周知方法について

〇生活応援給付事業の概要、支給方法、周知方法、住民税非課税世帯重点支援給付金との併給について

12月定例会のあらまし

市議会議員、市長及び副市長の期末手当を引上げる

議案第63号　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第64号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

賛成者多数
可決

特別職報酬等審議会から市議会議員、市長及び副市長の期末手当について、令和５年８月７日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて引き上げる市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数と同じ年０．１月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】

○提案理由における人事院勧告制度について
○首相などがボーナスの増額分を自主返納することに対する市長の認識について
○現在の市民生活の厳しさに対する市長の認識について

【本会議の反対討論】

特別職の期末手当の引上げについて、人事院勧告に準拠しなければならない法的根拠はなく、物価高騰に直面する厳しい市民生活から見ると理解が得られない。

請願の結果

件　名		請願者	紹介議員	結果
請　願 第６号	子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書	四日市市西日野町1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長　後藤　剛	古田　吉昭 鈴木　達夫 岡本　公秀 服部　孝規 櫻井　清蔵	全会一致 採択

委員会提出議案　意見書の提出について（１件）

【教育民生委員会提出議案（１件）】

全会一致で**可決**

①子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書

１．「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を、対象が限定される公定価格での「加算対応」ではなく、「基準の改定」で速やかに実施すること。
２．保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金を引き上げるなど労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

12月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 　 は、7ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
61	**亀山市行政組織条例の一部改正について** こども基本法の制定や児童福祉法の改正など、国の子どもに関する政策動向の加速に併せ、子どもに関する事項を強力に推し進めるため、新たに子ども未来部を設置するとともに、行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、政策部の分掌事務である行政改革に関する事項を行財政改革に関する事項とし、総務財政部の分掌事務とするため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
62	**亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について** 令和５年８月７日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
63	**亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について** 特別職報酬等審議会から市議会議員の期末手当について、令和５年８月７日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて引き上げる市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行う。	可決	賛14：反3
64	**亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について** 特別職報酬等審議会から市長及び副市長の期末手当について、令和５年８月７日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて引き上げる市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行う。	可決	賛14：反3
65	**亀山市職員給与条例の一部改正について** 令和５年８月７日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
66	**亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について** 子ども未来部の創設などにより、必要な事務スペース等を確保する必要があることから機能の見直しを進めた結果、必要性が低くなっている視聴覚室の機能転換と修繕対応ができない温泉スタンドの用途廃止を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
67	**令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について**	可決	全員賛成
68	**令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
69	**令和５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
70	**令和５年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
71	**令和５年度亀山市下水道事業会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
72	**令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
73	**指定管理者の指定について** 文化会館及び中央コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
74	**指定管理者の指定について** 運動施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
75	**指定管理者の指定について** 亀山東小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
76	**指定管理者の指定について** 亀山南小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
77	**指定管理者の指定について** 昼生小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
78	**指定管理者の指定について** 井田川小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
79	**指定管理者の指定について** 井田川小学校区第二放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
80	**指定管理者の指定について** 川崎小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
81	**指定管理者の指定について** 関小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
82	**指定管理者の指定について** 亀山市勤労文化会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
83	**指定管理者の指定について** 亀山市石水渓キャンプ場施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
84	**指定管理者の指定について** 亀山市都市公園施設等の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
85	**損害賠償の額を定めることについて** 市立医療センターにおいて発生した医療事故に伴う損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
86	**令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）について**	可決	全員賛成
87	**亀山市教育委員会委員の任命同意について** 亀山市教育委員会委員の宮村由久氏は、令和６年３月27日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	賛13:反4
委員会6	**子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　欠は欠席　なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名 ＼ 議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	髙島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案第63号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	－	賛	賛	反	反	賛	賛
議案第64号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	－	賛	賛	反	反	賛	賛
議案第87号	亀山市教育委員会委員の任命同意について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	－	賛	賛	反	反	賛	反

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

議案質疑

櫻井　清蔵＜勇政＞

議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

●帯状疱疹予防接種委託料の増額理由について

Q　帯状疱疹予防接種委託料の当初の見込みと増額補正することになった理由について尋ねる。

A　帯状疱疹ワクチンの予防接種費用の助成は、他市に先駆けて令和５年度から開始したもので、県下初の取組である。当初予算では、全国的な接種状況等を参考に、生ワクチンが180回、不活化ワクチンが540回と見込み予算計上している。接種状況を見ると、生ワクチンは当初の想定と同水準で推移しているが、不活化ワクチンは予想を上回る接種状況となり、約２倍を超える1240回の接種見込みとなるため、増額補正するものである。

Q　帯状疱疹ワクチン接種助成は好評であるが、市長はどのように感じているのか。

A　疾病に対する予防意識は、ＷＨＯが提唱している感染症対策やワクチンによる医療費の抑制など、健康維持する考え方に基づくものであり、本市としては、従来から推奨してきたものである。タイムリーに議会にご理解いただき、今回、県下でも先頭を切って帯状疱疹ワクチン予防接種の助成事業を実施できたことは、大変喜ばしいと考えている。

【その他の質疑】

・議案第84号　指定管理者の指定について

櫻木　善仁＜新和会＞

議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

●子ども未来部の設置について

Q　今回提案された子ども未来部の設置の趣旨や組織改編の必要性について尋ねる。

A　国の子ども政策の動向の加速に合わせ、妊婦や子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置など、子どもに関する施策をより一層強力に推し進める体制を構築するとともに、市民に分かりやすく相談しやすい環境を整えるため、独立した部として子ども未来部を設置する。

Q　教育委員会の中に、子どもに関することをまとめて設置する方法については検討したのか。

A　子育て包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点機能を統合したこども家庭センターを設置する目的もあるため、これまでから事務を実施してきた市長部局に設置する。

Q　健康福祉部から分離することにより、組織による縦割りの壁が発生し、事務作業が遅れるリスクがないのか。

A　これまで複数の所属にわたって調整が必要であった業務を集約するため、スピーディーなサービスや支援につながると認識している。

Q　いじめや不登校も含めて、子どもに関することは、子ども未来部において全てワンストップサービス対応で受けることを考えているのか。

A　いじめや不登校なども含めて、相談体制については包括的にこども家庭センターで充足・強化していく。また、学校で起こっている事案については、教育委員会と密接に連携していく。

【その他の質疑】

・議案第66号　亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

・議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

森　英之＜結＞

議案第65号　亀山市職員給与条例の一部改正について

●改正の経緯について

●職員組合との協議について

Q　条例改正の経緯について尋ねる。

A　本市職員の給与は、これまでからも人事院勧告による国家公務員の給与改正に準じ、国公準拠の考え方により対応している。国公準拠の考え方は、地方公務員法に規定されている情勢適応の原則と均衡の原則によるものである。本年の人事院勧告は令和５年８月に実施され、10月20日閣議決定後、法案は11月17日に可決・成立している。本市においては、これまでと同様に国家公務員に準拠し、給与改正に対応していく。

Q　県や政令指定都市においては、人事委員会が設置され勧告を受けているが、本市の場合は人事院勧告に準拠していくのか。

A　本市の規模では人事委員会を設置していないため、これまでと同様に国家公務員の給与水準に準拠する考え方で対応していく。

Q　今回の改正について、亀山市職員組合と事前に協議がなされているのか。

A　今回の改正に関する亀山市職員組合との協議は、10月23日に交渉を行い、すでに協議を済ませている。

【その他の質疑】

・議案第84号　指定管理者の指定について

服部　孝規＜日本共産党＞

議案第63号　亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第64号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

●提案理由における人事院勧告制度について

Q　期末手当しかない議員や市長及び副市長について、なぜ、勤勉手当分も含めて年0.1月引き上げとなる職員と同様の引上げとするのか。

A　特別職の期末手当の引上げについては、特別職報酬等審議会の答申が根拠となっている。今回の答申では、民間との格差や一般職との均衡、県内の支給状況、県下の財政状況等を総合的に勘案すると、期末手当の引上げ改定を行うことに理解が得られることから、一般職と同じ年0.1月が妥当であるとの内容であった。市長及び副市長、議員については勤勉手当の支給についての定めがなく、勤勉手当と同じく民間の賞与に見合う性格を持つ期末手当であることから、一般職の改定との均衡を図る意味でも同じ月数となっている。

Q　人事院勧告に準拠するのであれば、勤勉手当分の0.05月は除くべきであり、人事院勧告をそのまま地方公務員に当てはめることは無理があり、さらに、特別職の給与を一般職の給与に準じて改正するのはおかしいと思うが見解を尋ねる。

A　特別職の給与改定については、国公準拠で改定する一般職と同様に一定の考え方を特別職にも当てはめる考え方があるが、特別職報酬等審議会の答申に基づいて実施しているものである。

【その他の質疑】
- 議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について
- 議案第85号　損害賠償の額を定めることについて

深水　隆司＜新和会＞

議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

●改正に至った経緯について

●改正後の組織について

Q　行政改革の事項を政策部から総務財政部の分掌事務とするが、これまでの体制に課題があったのか。

A　市の財政運営面において、持続可能な財政基盤の確立とさらなる第３次行財政改革大綱の積極的な推進が一層重要であることから、財政改革を迅速かつ効果的に実施するため、財政部門と行政改革部門が一体的に取り組むべきと考え、改正するものである。

Q　新たな体制となることによって、どのように行財政改革が図れるのか。

A　第３次亀山市行財政改革大綱後期実施計画の中で、特に財政運営の強化においては、今後の財政状況を中長期的に見据えつつ、財政運営に反映することが重要であると認識している。大綱に掲げる目標のうち、行政システムの改革や公有資産マネジメントの推進など、総務財政部が所管する事務を連動し、一体的に進めることにより、一層の行財政改革の推進が図れるものと考えている。

Q　組織体制の変更により、担当職員を増やすのか。

A　組織体制については、来年度人員配置等を検討する中で十分検討していきたい。

【その他の質疑】
- 議案第82号　指定管理者の指定について
- 議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

鈴木　達夫<結>

議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

●行財政改革に関する事項の改正について

Q　行政改革だけではなく、持続可能な財政基盤の確立を進めていかなければならないと考えるが、かなりのマンパワーが必要であり、歳入確保を含めた行財政改革に特化した部署が必要ではないかと考えるが見解を尋ねる。

A　行財政改革を進めていくためには、組織の業務範囲をある程度特化し、専門的に進める方法もあるが、今回の変更については、極めて厳しい財政状況の中、財政改革を迅速かつ効果的に推進するものであり、財政部門と一体的に最も効果的に進めるには、財政グループを行財政グループとし、所管することが適切であると考えている。

Q　今回の行政組織の改正により、より精度が上がり、持続可能な財政基盤の確立と行財政改革の積極的な推進を図るなど、成果が期待できる新体制がつくれるのか。

A　人件費や扶助費など計上経費の増により、市の財政状況が厳しくなる見込みの中、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立することが大変重要である。今回の新体制により、財政基盤の健全性を確保する取組を一層推進していかなければならないと考えている。

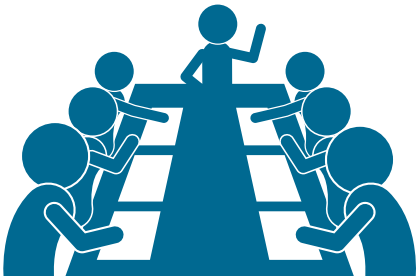

福沢　美由紀<日本共産党>

議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

●子ども未来部の設置について

Q　組織体制と設置目的について尋ねる。

A　子ども未来部として独立した部を設置することで、子どもに関する施策をより一層強力に推し進める体制を構築するものである。また、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整え、迅速かつ適切な対応を可能とすると考えている。

Q　子どもに関する施策等に従事する職員数は増えるのか。

A　市全体の状況を踏まえて人事異動の中で検討するが、基本的には増えるものと考えている。

Q　課題があるから機構改革すると思うが、どのような課題があるのか。

A　現在、大きな課題があるというものではなく、子ども未来部として独立することで一層強力な子どもに関する施策を推し進める体制を構築し、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整えることを目指したものである。

Q　子どものことをどこへ相談したらよいのか分かりにくい点が課題と考えているが、この改正により解決するのか。

A　総合保健福祉センター内の東側に子どもに関する部局を集約した子育て支援ゾーンを設け、壁紙の装飾により子育ての部署であることを市民に認識していただけるよう工夫し、利用しやすくなると考えている。また、１階入り口付近には総合的なワンストップ窓口を設置し、より迅速に案内ができるよう努める。

【その他の質疑】

・議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について
・議案第83号　指定管理者の指定について

岡本　公秀＜新和会＞

議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

●小学校教師用教科書等購入費について

議案第68号　令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

●国民健康保険事業運営基金の目的と積立額について

Q　小学校教師用教科書等購入費には、教師用の教科書以外に何が含まれるのか。

A　児童が使用している教科書は無償配布しているが、４年に１度のサイクルで教科書改訂を行っている。令和６年度の児童用教科書の改訂に伴い、小学校で使用する教科書が新しくなることから、学習指導を行う教師用の教科書と指導のために必要な指導書を購入するための増額補正である。

Q　国民健康保険事業運営基金は、平成30年度には約65万円になっていたが、今回、5000万円を積み立てできる理由について尋ねる。

A　平成30年度における本市の財政状況は、赤字補填のため、一般会計から法定外繰入れを行ったが、財政状況が好転し、激変緩和措置が継続して実施されたことから、令和２年度から基金の積み立てができるようになった。今回、令和４年度決算による繰越金9791万4000円のうち、5000万円を積み立てるもので、令和３年度と比較して4983万円増となった激変緩和措置１億5430万円が大きな要因と考えている。今回の補正により、令和６年度末の基金残高は１億7547万円となる見込みであり、激変緩和措置終了後の令和６年度以降、急激な保険税負担とならないように備え、財政の健全な運営のために基金を積み立てるものである。

【その他の質疑】

・議案第72号　令和５年度亀山市病院事業会計補正予算（第２号）について

豊田　恵理

議案第67号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第５号）について

●総合環境センターの施設管理費について

Q　総合環境センター施設管理費の増額補正の要因について尋ねる。

A　今回の増額補正は、ごみ溶融処理施設の運転に必要な灯油の価格高騰と、使用量の増加から予算不足が見込まれ、燃料費900万円を増額補正するものである。

Q　灯油の価格上昇はどのような傾向にあるのか。

A　灯油価格の推移については、令和２年４月１日現在で１キロリットル当たり４万9500円であったものが、現在は１キロリットル当たり11万円で約2.7倍となっている。令和５年度に入っても価格上昇は続いており、年度当初と現在を比較すると約1.2倍となっている。

Q　燃料費の増加に対して何か対策は考えているのか。

A　溶融処理においては、一時停止し再開する際に灯油を大量に使用する。令和５年度は、一時的な停止の原因となる突発的な修繕や停電が増えたことにより、灯油使用量増加の要因となった。今後も突発的な修繕や停電をできる限り減らし、安定した連続操業を行うため大規模整備事業等を実施し、設備機能を適正に保つことで経費の削減に努めていきたい。

【その他の質疑】

・議案第61号　亀山市行政組織条例の一部改正について

一般質問

教育施設の更新・改修を早急に

伊藤　彦太郎＜勇政＞

教育施設の再編について
●中心となって行う部署とスケジュールについて
●再編の内容について

Q　学校施設の再編は、統廃合の検討も含めた改修・更新を考えているのか。

A　教育委員会では、将来的に予測される空き教室の有効活用の方向性など、学校施設内における建物の再編と認識しており、学校の統廃合について議論する考えはない。

Q　学校の統廃合の方向性については、教育委員会がどのように判断しても、方向性は市長が決定するのか。

A　学校の再編・統廃合などは、自治体の基本政策に関わるものであると認識している。教育委員会の基本姿勢を尊重するとともに、子どもたちの学びの場であり、地域にとって核となる学校の統廃合について検討する考えは持っていない。

Q　給食センター設置については、外部調理委託による食缶方式を実施した後、改めて学校施設の改修・更新に併せて全体として検討するとのことであるが、どのタイミングで行うのか。

A　老朽化した学校施設の再編については、長寿命化計画における検査結果の評価から、緊急度や重要度などを総合的に勘案し、スケジュールを組んでいく。

Q　図書室が無くなった関地域の図書環境の整備はどのように考えているのか。

A　読書ボランティアやまちづくり協議会など、地域の方々との連携の中で段階的に地域活動拠点における図書館サービスの充実を図っていく。

【その他の質問】
・学校給食について
・大型商業施設の誘致について

空き家対策に積極的なアプローチを

古田　吉昭＜新生みらい＞

空き家対策について
●空き家バンクの現状について
●今後の取組について

Q　空き家バンクの現状について尋ねる。

A　空き家情報バンクの令和５年度の売却や賃貸の成約目標値は５件であり、12月１日現在で６件成約している。また、空き家バンクへの新規登録の目標値は10件で、12月１日現在で３件と下回っていることから、引き続き有効活用、地域活性化につながるよう登録件数の増加に向けて取り組んでいく。

Q　市としてさらに積極的なアプローチが必要と考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。

A　今後は自治会とともに制度の丁寧な説明を行い、空き家所有者の理解を得て、登録へつなげる事業展開を図っていく。また、職員による状況調査を行い、亀山市空き家等対策協議会で認定協議を図り、認定された空き家に対して文書や訪問により速やかに改善されるよう助言等を行っていく。

Q　空き家対策が他市と比較して遅れていると感じるが、市の見解を尋ねる。

A　本市の現状も踏まえて、現在の取組の課題や今後のニーズ、ＰＲ方法など、制度も含めて検証し、今後につなげていきたい。また、空き家情報バンク制度については、精度を高めていく必要があると認識していることから、しっかり検証して対応していく。

【その他の質問】
・市有地の活用について
・防犯対策について
・国道１号バイパスの整備について

市民が利用しやすい乗合タクシー制度に

深水　隆司＜新和会＞

乗合タクシーについて
●利用状況について
●制度の運用について

Q　市民の乗合タクシー制度に対する満足度や改善要望について把握しているのか。

A　乗合タクシー制度に対する利用者からの要望は、市民アンケートをはじめ、地域まちづくり協議会や運行事業者からの聞き取りなどを通じて、市民ニーズ等の把握に努め、できる限り意向に沿えるように制度の見直しを行いながら、利用環境の改善を図ってきた。令和５年度も利用者アンケートを実施しており、日曜日の運行希望など様々なご意見をいただいている。

Q　地域の中に特定目的地停留所の設置が無い場合、地域停留所を特定目的地停留所にすることはできないのか。

A　令和３年４月に制度見直しにより、地域停留所から特定目的地停留所に変更しているか所がある。地域停留所と変更した特定目的地停留所への移動は限定的な利用の現状となっており、439か所のうち71か所の停留所は一度も利用されていないことから、管理面を考慮し、停留所の在り方を検証する必要がある。変更については、地域まちづくり協議会を通じてご相談いただくことで、地域の事業や需要見込みを確認し、変更の必要性について検討していく。

Q　地域停留所の設置については、地域まちづくり協議会からの申請となるが、実質的な調整をしていただく自治会長からの申請も可能とできないのか。

A　地域まちづくり協議会の地域内における停留所の配置バランスの調整があるため、直接自治会からの要望には対応していないが、実務上、地域事情を把握している自治会長と協議・調整を行うことから、要望書に関係自治会名を記載いただく欄を設けるなど、より円滑に対応・調整できるよう検討していく。

【その他の質問】
・市道草刈活動支援事業における報奨金について
・市民活動の推進について
・新庁舎建設について

自治会への一層の支援と自治会長の負担軽減を

森　英之＜結＞

自治会長の役割と負担軽減について
●自治会長に期待する役割について
●自治会長が行う具体的な業務の内容について
●自治会長の負担軽減について

Q　自治会長に期待する役割について尋ねる。

A　自治会は、地域社会の基盤を支える組織であり、自治会長については、自治会活動を円滑に行うため、その運営を統括する役割、行政や各種団体と自治会をつなぐパイプ役として大変ご尽力いただき、重要な役割を担っていただいている。

Q　自治会長の負担軽減について、申請手続き等の改善も含めて検討していく考えはあるのか。

A　自治会長の役割に対しては、行政への申請手続き等の負担について配慮してほしいとの声をいただいている。その中で、市への申請手続きに関しては、一部の担当部署においてオンライン申請など具体的な手法等について研究を進めているほか、庁内組織において、自治会の現状把握や自治会への加入につなげていくための検討を行っている。

Q　自治会長の業務の負担軽減について、市長の見解を尋ねる。

A　自治会長が地域社会を支えるため、地域をまとめ、自治機能の風土を高めるためにご尽力いただいていることに心より敬意と感謝を申し上げる。自治会長の負担軽減については大変重要で早急に取り組むべき課題と認識しており、自治会及び自治会長の支援については全庁的にサポートしていきたい。

【その他の質問】
・健康都市実現に向けた取組について
・経済支援対策について
・公共施設について

中学校給食を外部委託する基本計画の見直しを

服部　孝規＜日本共産党＞

中学校全員喫食制給食実施事業について

●給食センターの建設地について

●給食センター建設の財源について

●今後のスケジュールについて

Q　中学校給食は、直営の自校方式で行うことがベストであり、今回、外部調理委託方式は必ずしもベストではないという教育委員からの意見について、教育長はどのように受け止めているのか。

A　令和３年３月の「学校給食の在り方について」では、センター方式と一旦まとめたという経緯があり、それがベストかベターか分からないが一つのあるべき姿と認識している。

Q　前教育長は教育委員会の最優先の予算要求は給食であると言っていたが、変わっていないのか。

A　変わっていない。

Q　教育委員会が視察に行った大阪府泉大津市は、すでに外部調理委託から自校方式に切り替え、２年で完成させるということである。このことからも給食センターを建設する場合、外部調理委託よりも早く全員喫食制の給食が導入できると考えるが見解を尋ねる。

A　給食センターを建設する土地もあり、財源もあるという条件で給食センターを建設する方が、全員喫食制給食を早く実施できるという提案だと思うが、教育委員会としては、当初の事業費の上限額ではとてもできそうにないと判断したため、手法を変えることで目的を達成することができるので外部調理委託方式とした。

【その他の質問】

・情報公開制度の改善について

自転車利用者へのヘルメット購入費の補助を

新　秀隆＜公明党＞

安心安全のまちづくりについて

●自転車利用者のヘルメット着用について

Q　令和５年４月１日から、自転車に乗る際のヘルメットの着用が努力義務化されたが、市としてヘルメット着用の必要性や推進についてどのように考えているのか。

A　自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用することは、頭部への衝撃が吸収されるため、けがを軽減し、重篤な頭部外傷を防ぐ効果がある。市としてもヘルメットの必要性と着用の推進に向けて、市ホームページへ掲載のほか、小・中学校や市内スーパーマーケットでの街頭啓発活動、市役所来訪者へのデジタルサイネージでの啓発などを行っている。今後も亀山警察署と亀山地区安全協会と連携しながら安全・安心な交通安全活動に取り組んでいく。

Q　小・中学校の子どもたちや生活困窮の高齢者など、自転車利用者へのヘルメットの助成を行う考えはないのか。

A　令和５年９月に警察庁が発表した自転車乗車時のヘルメット装着率は、全国平均で13.5%であり、三重県は26.5%である。県内では一部の市教育委員会において小・中学生を対象にヘルメット支給や補助を行っている。ヘルメット装着率向上のために自転車利用者の意識向上を目指した啓発活動が大切と考えている。

【その他の質問】

・組織・機構の再編について

事業の実施は市長が判断を

櫻井　清蔵＜勇政＞

中学校全員喫食制給食実施事業について

●中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画について

Q　急激な社会情勢の変化等により、給食センター建設については想定していた以上に経費がかかるため、外部調理委託による食缶搬入方式とするとのことであるが、財政当局が判断したものなのか。

A　給食センター建設については、第２次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画の中で事業として位置付けられているが、予算編成には至っていない。よって、今回、中学校全員喫食制給食事業の見直しに関しては、市債などの経費については総務財政部で試算しているが、事業実施についての判断に至った段階ではない。

Q　給食センター建設に係る経費について、当初８億8000万円と試算していたが、現在では24億になるとわかったとき、何か他に良い方法や手法について、教育委員会から相談はなかったのか。

A　事業費については、教育委員会で検討されており、財政部局には市債を借りた場合の相談はあったが、どのようにしたらよいかという具体的な相談はなかった。

Q　事業費が要因となり、教育委員会が事業の手法を見直す方向性を示したとしても、予算提案権は市長にあるため、給食センターを建設することについて市長が判断することはできないのか。

A　教育委員会として、事業の具現化に向けて様々な課題を整理し、方向性を示されたと認識している。市長の責務としては、給食に限らず、子どもたちの教育環境などを、全体として考え、実現するために進めてきている。事業を実施する際には、財政面において他への影響などを考える必要があることから、将来への影響も踏まえて全体として判断している。

適正で確実な再生可能エネルギーの導入を

櫻木　善仁＜新和会＞

太陽光発電設備について

●亀山市の現状について

●設置に対する市の考え方について

●今後の方針について

Q　太陽光発電施設の設置において、地域住民への配慮はどのように行っているのか。

A　国・県のガイドラインに基づき、事業者に対して、法令等に基づく手続きの遵守や地域住民への丁寧な説明の実施を行うよう指導している。

Q　太陽光発電施設の設置に対する市の考え方について尋ねる。

A　第２次亀山市環境基本計画において、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目指している。太陽光発電施設を新設する際には、各課において、法令等や国・県のガイドラインに基づき指導しており、今後も事業者への法令や条例の遵守、地域住民への丁寧な説明の実施により適正な導入を進める。

Q　ガイドラインで規制するのは困難であるため、太陽光発電施設の設置に対する規制など、条例を制定する市もある中、どのように考えているのか。

A　上位法令で太陽光発電施設の設置を対象とした規制法令がないことから、条例制定は難しいと考えているが、国の動向や他市の取組の情報を収集しながら、条例制定も一つの選択肢として研究を進めていく。

Q　促進地域を指定して、計画を誘導するゾーニングを進めるなど、適切な施設の設置についてどのような取組をしていくのか。

A　本市としては、2050年のカーボンニュートラルを目指し、太陽光発電により再生可能エネルギーの普及促進を図る必要がある。事業者に対して適正な設置が進むよう指導するとともに、耕作放棄地等の有効活用などの視点も含めた対応策の調査・研究を進めていく。

【その他の質問】
・脱炭素社会の実現に向けた取組について
・亀山市立医療センター経営強化プランについて

自然や環境との接点の中で市民の健康推進を

鈴木　達夫＜結＞

市長の「現況報告」について

●健康都市の推進について

Q　これから始める健康経営サポート事業はどのようなイメージなのか。

A　健康経営の支援については、令和６年度からの実施に向けて、現在制度構築を進めている。健康支援の取組に手が届きにくい小規模事業者等を対象に、主に県の認定制度に沿った健康経営を行うための支援を想定している。具体的メニューは現在検討段階であるが、健康マイレージアプリを活用した事業者単位のイベント実施や協会けんぽなど協定事業者と連携した健康活動支援を想定している。

Q　アプリｄｅウェルネルの登録者は現在800人で、令和８年までの目標は4000人となっているが、有効な拡大方法や推進体制を考えているのか。

A　登録者については、現在順調に増加傾向にあるが、さらなる増加のため、引き続きイベント時や地域へ出向き登録サポートを行うなどの取組を進めていきたい。

Q　健都さぷり＋（ぷらす）プロジェクトの作業部会の取組の中に、「自転車活用に向けた検討」を入れた理由と背景について尋ねる。

A　自転車活用に向けた検討については、健都さぷり＋（ぷらす）プロジェクトを構成する主な取組の一つである「ヘルスプロモーションの推進」を図る検討項目の一つとなっている。関係部長で構成する重点プロジェクトチームなどにおいて、分野横断的に検討・研究を行っている。自転車やサイクリングは、ジョギング等と比べ足や膝への負担が少なく、全身を使う有酸素運動であり、心肺機能の強化や筋力アップに効果があり、生活習慣病の予防にもつながるなど健康をサポートする役割が期待できる。

【その他の質問】
・教育行政現況報告について

農業を支えるために学校給食との連携を

福沢　美由紀＜日本共産党＞

市の農業と学校給食について

●学校給食との関わりについて

Q　現在の亀山市の農業の状況について尋ねる。

A　農林水産省が実施している農林業センサスによると、農家数及び経営耕地面積は、平成22年が1878戸で1278ヘクタール、令和2年が1113戸で815ヘクタールとなっており、この10年間で765戸の農家が減少し、経営耕作面積が463ヘクタール減少している。

Q　市の農業政策と学校給食はどのようにつながっているのか。

A　安心・安全な食材の提供を目指し、地産地消の取組を推進するため、市内で生産された食材を市内で消費するシステムづくりを研究している。その一環として、学校給食では、市内生産者から直接農産物を仕入れてかめやまっ子給食を実施している。

Q　農業が衰退している現状の中、学校給食としっかりつながって農業を支えていくべきと考えるが見解を尋ねる。

A　学校給食に市内農産物を使用する農業振興と絡めた考え方は今後も続けていきたい。しかし、食材を使用するには一定規模の農業の生産が必要であり、１年を通じて安定した供給量と低価格で作ることが大きな課題となる。食と農業をしっかりリンクさせることは、今後の大きな政策テーマと認識している。

Q　農業に取り組んでもらうためには、様々な手立てが必要であるが、給食とつなげて農業の衰退を食い止めるためにも、よい給食を実施するというのは市長の責任ではないか。

A　子どもたちの豊かな教育環境、健康づくりは大事な政策課題である。給食以外も含めて、様々な施策を動かしていくことが大切であり、その中で最善を尽くすよう努める。

【その他の質問】
・中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画について

市民とともに健康都市を目指した取組を

岡本　公秀＜新和会＞

健康都市政策について
- ●健康都市政策を推進することによる効果について
- ●個人の健康と地域全体の健康について
- ●将来都市像「緑の健都　かめやま」の実現について

Q　健康都市政策を推進することによる効果について尋ねる。

A　健康を都市機能全てで守るという考え方は、まだ市民に浸透していないため、健康都市政策の推進部門の明確化を図り、令和５年度からかめやま健康都市大学の設置など健康都市を推進している。このような取組を継続し、健康を幅広く捉えた事業実施に努めていく。

Q　個人の健康だけではなく、地域全体の健康について、行政が取り組むことが大切であると考えるが見解を尋ねる。

A　食の観点については非常に重要であるため、ヘルスケアフード協会と協定を結び、共に何かできないかと取組を始めている。また、健康都市大学においては、個人の健都サポーター修了者を育て、家族や地域の方へ健康の取組を広めていただくという事業を進めたいと考えており、そのような部分から市としては対応していく。

Q　「緑の健都かめやま」の将来都市像のイメージはどのようなものか。

A　本市が進める健康都市政策は、個人の健康を個人の責任として捉えるのではなく、食や自然、まち全体としての機能など、暮らしやすさや住みやすさをつくっていこうという考え方が健康都市であると考えている。地域社会全体の中で相互が理解し、支え合ってこそ健康長寿社会につながるため、心の豊かさやつながりを大切にしながら、健康都市の施策を全庁的に重層的な展開をしていく中で、人が心も体も社会的にも健やかに暮らせるまちをつくり、暮らしの質を高め、維持していくことが、緑の健都の目指すところである。

災害時の市と社会福祉協議会の連携体制の強化を

豊田　恵理

大災害時の初動対応について
- ●災害ボランティアセンターについて
- ●被災者支援について

Q　災害ボランティアセンターはどのように設置されるのか。

A　災害ボランティアセンターは、災害応急対策を実施する上で、要員不足やボランティア申込みが殺到した時に市と亀山市社会福祉協議会が速やかに協議し、ボランティア調整機関として設置される。

Q　災害ボランティアセンターが設置された後、ボランティアの募集などの情報発信はどのように行うのか。

A　災害ボランティアへの情報発信は、インターネットやケーブルテレビで情報を提供する。亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにおいて、第１段階は市内から募集を求め、第２段階では県内他市町から、第３段階では県外から段階に応じてホームページ等において募集するよう定めている。

Q　激甚災害が起きた場合の災害ボランティアの受入れ体制はどのようになっているのか。

A　災害ボランティアセンターでは、設置後、ボランティアの募集、被災者からのニーズとのマッチング、活動調整などの体制整備を行う必要がある。社会福祉協議会では、市職員参加の下、定期的に災害ボランティアセンターの開設・運営の実施訓練を行っている。また、これらの体制を支援するため、現在、三重県社会福祉協議会ではＩＣＴを活用した災害ボランティアセンター運営システムの導入等について広域的な活用が検討されている。

【その他の質問】
- 移住交流促進事業について
- 行政事務における生成ＡＩの活用について

高速道路管理者と市の連携の強化を

髙島　真

高速道路について

●辺法寺地区における高速道路について

●高速道路管理者との連携と市の役割について

Q　辺法寺地区の高速道路の防音壁の設置について、「高速道路の防音壁の設置に係る意見書」を提出したとのことであるが、回答内容などその後の進捗について尋ねる。

A　令和５年３月16日に中日本高速道路株式会社に東名阪自動車道の騒音に対する意見書を提出した。中日本高速道路株式会社からは文書による回答はいただいていないが、環境基準を超える数値が計測されているため、騒音の減少対策については前向きに検討していくと伺っている。

Q　前向きに検討するとのことであるが、確実に対応いただけるのか。

A　中日本高速道路株式会社から、令和５年度に設計業務の発注手続きを進め、令和６年度に設計業務の発注を実施し、令和７年度に工事着手の予定と聞いている。

Q　高速道路管理者と市との連携において、市の役割について尋ねる。

A　市は自治会から提出された要望書を受理し、内容を確認した上で高速道路管理者に進達するほか、その回答内容を自治会に伝える役割を担っている。今後は引き続き、中日本高速道路株式会社と密に情報共有し、騒音対策に向けてのスケジュールが決まり次第、自治会に速やかに報告し、改善に向けて努めていく。

【その他の質問】
・街路灯について
・防犯カメラ設置の推進について

教育委員会協議会の内容公開すべき

今岡　翔平

教育委員会について

●教育委員会の意思決定過程について

●教育委員会協議会について

Q　教育委員会協議会の法的根拠について尋ねる。また、会議規則は策定されているのか。

A　教育委員会協議会については、法や規則等に位置付けられた会議ではなく、会議規則等を作成していない。

Q　会議規則等がないのであれば、教育委員会協議会で協議されたことは正式な過程にならないと考えるが、見解を尋ねる。

A　教育委員会協議会で説明、議論等で出された意見については教育委員会事務局で取りまとめ、資料に反映して教育委員会定例会において審議する流れとしている。

Q　教育委員会協議会での協議段階の意見が非公開であることは、教育委員会での決定過程に問題があるため、改善されることを望むがどのように考えているのか。

A　教育委員会協議会においては、未成熟な段階での事業内容や市民に誤解を与えかねないような案件についての報告などを行っている。一方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会会議は基本的に公開であることも鑑みる必要がある。今後については、議案となりうる案件は、基本的に公開の場で協議段階も含めて議論を行っていくことを念頭に置き、教育委員会協議会でどのような案件をどこまでの段階のものを協議するのか精査していく必要がある。

【その他の質問】
・旧図書館の跡地利用について
・市立医療センターにおける死亡事故について

一人ひとりの状況に応じた学びの支援を

中島　雅代

一人ひとりの学びを支える教育の推進について

●インクルーシブ教育システムについて

●市長と教育委員会の連携について

Q　市のインクルーシブ教育システムとはどのようなものなのか。

A　インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者の精神及び身体的な能力を発達させ、社会に参加することを可能とすることを目指し、障がいのない者と障がいのある者とが共に学ぶ仕組みである。

Q　教育委員会として、インクルーシブ教育をどのような考え方で推進していくのか。

A　小・中学校の通常学級、通級指導教室、特別支援学級などそれぞれの学びの場において、個別の教育支援計画と指導計画に基づき、障がいの状態に応じたきめ細やかな指導・支援を進めている。さらには、全ての子どもが分かりやすいよう授業のユニバーサルデザイン化を進めるほか、特別支援学級に就学しても、居住地の学校で地域の子どもたちと交流したり、学んだりする機会を設けている。

Q　インクルーシブ教育など特別支援教育の具体的な取組は地方自治体で行われる。教育は市の力の見せどころで独自性を出すことができる部分であるが、市として教育委員会の考えなどを財政面でどのように支援していくのか。

A　就学前教育・保育を充実させることで、円滑に小・中学校の義務教育へ移行できる仕組み、フリースクールへの財政支援、令和６年度設置予定の子ども未来部と教育委員会の連携強化により、多様なニーズに対して速やかにサポートできるよう努める。

会議を傍聴される皆様へ

亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひお越しください。

なお、会議の様子については、ケーブルテレビとインターネットでも配信・放送を行っております。

常任委員会の所管事務調査

令和６年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、９月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

総務委員会

公共交通政策について

市民の通勤、通学、通院、買い物など、市内外の移動について、利用しやすい移動手段を確保することは、住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で極めて重要である。よって、持続可能な公共交通とするため、広域交通も含めた本市の公共交通政策について調査・研究する。

教育民生委員会

スポーツによる健康づくりについて

市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について、調査・研究を行う。

産業建設委員会

次世代の廃棄物処理施設とごみ処理について

亀山市総合環境センター溶融施設が更新時期を迎えることから、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について、調査・研究を行う。

議会の主な動き

12月

５日　議会運営委員会
　　12月定例会議案質疑
　　予算決算委員会
６日　一般質問
７日　一般質問
８日　一般質問
11日　産業建設分科会
　　産業建設委員会
12日　教育民生分科会
　　教育民生委員会
　　教育民生委員会協議会
13日　総務分科会
　　総務委員会
18日　予算決算委員会
　　議会運営委員会
19日　12月定例会閉会
　　予算決算委員会
22日　広聴広報委員会
26日　広聴広報委員会

１月

10日　三重県市議会議長会定期総会（津市）
15日　広聴広報委員会
　　東京都瑞穂町行政視察来庁（議会改革）
17日　鈴鹿市行政視察来庁（図書館）
18日　議会改革推進会議検討部会
19日　全員協議会
　　教育民生委員会
23日　産業建設委員会
24日・25日
　　広聴広報委員会行政視察（京都府、岡山県美咲町）
26日　総務委員会

令和６年
３月定例会日程（予定）

２月22日	３月定例会開会	10：00～
３月 ５日	代表質問	10：00～
６日	代表質問	10：00～
	議案質疑	13：00～
８日	議案質疑	10：00～
	予算決算委員会	
11日	一般質問	10：00～
12日	一般質問	10：00～
14日	産業建設分科会	10：00～
	産業建設委員会	
15日	教育民生分科会	10：00～
	教育民生委員会	
18日	総務分科会	10：00～
	総務委員会	
21日	予算決算委員会	10：00～
22日	予算決算委員会	10：00～
26日	議会運営委員会	10：00～
27日	３月定例会閉会	10：00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

表紙写真から　サッカー教室（第二愛護園）

年長あお組の子どもたちが、サッカー教室に参加しました。キッズサッカーのコーチと集団ゲームをしたり、ボールにふれたりして楽しむ中で、自分で考えて動いたり、ルールや約束を守る大切さも教えてもらいました。ボールを扱うのは少し難しかったけれど、ゴールめがけて思い切りボールを蹴るのは気持ちよかったね。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。
スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎（0595）84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率80%、白色度80%の再生紙および植物油インキを使用しています。

亀山
かめやま 市議会だより

令和６年
３月定例会号
vol.96
令和６年５月16日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

表紙写真：阿野田農村公園への遠足
（みなみ保育園）

3月定例会のあらまし …… P2～5

総額357億1830万円の
令和６年度各会計予算　可決
（予算決算委員会から２つの意見）

令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大する
亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について　可決

3月定例会
・議会からの提言に対する市の対応… P6
・議案と議決結果…… P7～9
・議会の主な動き…… P9
・代表質問…… P10～13
・議案質疑…… P13～17
・一般質問…… P18～22
・とぴっくす…… P22
・委員会の行政視察報告…… P23

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

令和６年度予算
総額357億1830万円を可決しました!

予算決算委員会

予算決算委員会では、市長から提案された令和５年度各会計補正予算６議案及び専決処分した事件の承認について、並びに令和６年度各会計予算７議案を審査しました。令和６年度各会計予算については、予算審議を充実させるため、２月14日に当初予算説明会として、予算決算委員会協議会を開催し、市長及び担当部長等から説明を受けました。そして、３月21日、22日の２日間にわたり委員会を開催し、審査を行いました。

令和６年度予算の内訳

会計区分		令和６年度（当初予算）	令和５年度（当初予算）	対前年比（%）
一般会計		222億1000万円	213億9000万円	3.8
特別会計	国民健康保険事業	48億3120万円	47億8610万円	0.9
	後期高齢者医療事業	12億4940万円	11億3420万円	10.2
企業会計	水道事業	18億1670万円	18億3090万円	▲0.8
	工業用水道事業	8490万円	8660万円	▲2.0
	下水道事業	33億5870万円	34億90万円	▲1.2
	病院事業	21億6740万円	21億9460万円	▲1.2
総　　計		357億1830万円	348億2330万円	2.6

【委員会での主な質疑】

〇令和６年度施政及び予算編成方針について
〇令和６年度に取り組む主な事業について
〇各種基金のあり方について
〇新規事業と既存事業の予算バランスについて
〇一般財源の削減目標について
〇国民健康保険事業特別会計予算の特徴について
〇主要な建設改良事業について
〇職員人件費について
〇債務負担行為　中学校全員喫食制給食業務委託料について

３月定例会のあらまし

３月定例会は、２月22日から３月27日までの35日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に、条例改正11件、令和５年度各会計補正予算６件、令和６年度各会計予算７件、その他、指定管理者の指定等11件、合わせて議案35件と報告1件が提案されました。また、３月27日には、追加議案として、市長から人権擁護委員の候補者の推薦同意２件、亀山市公平委員会委員の選任同意１件の合わせて議案３件が提案され、議会から委員会提出議案として条例改正１件、国への意見書１件の合わせて議案２件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は７ページ～

委員会では、一般会計予算及び後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対討論がありました。

議案第18号令和６年度一般会計予算に対する修正案　**賛成者少数のため否決**

中学校全員喫食制給食実施事業に関して、市民の署名や議会の全会一致の決議を受け、第２次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画に給食センターの整備が明記され、中学校給食の格差が解消されると思っていた中での突然の方針転換であること。さらに亀山中学校と中部中学校へ、給食の配膳のために設置するエレベーターについても、何も説明がない中でバリアフリー対応の乗用型から給食のみを運搬する昇降機に変更され、当初予算に設計委託料が計上されたことは、到底理解できないとの理由から提案されたものです。

◎令和６年度予算を執行するにあたって

委員会からの意見

予算案を審査した結果、委員会として２つの意見を付けてすべての議案を可決しました。

1　委員会の審査過程において出された意見を十分尊重し、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、第２次総合計画後期基本計画実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。なお、中学校全員喫食制給食実施事業については、様々な視点から質疑が集中したことから、事業の推進に当たっては、十分な説明責任を果たされたい。

2　一般会計では、財政調整基金から９億4000万円を繰入れて予算編成を行っているが、これにより令和６年度末の財政調整基金残高が第３次亀山市行財政改革大綱の目標指標である20億円を大きく下回る見込みであることから、各種事業については、費用対効果を十分見極め、更なる選択と集中により歳入に見合った歳出の実現に取り組まれたい。

総額３５７億１８３０万円

議案第18号から議案第24号まで　令和６年度各会計予算について

一般会計予算及び後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成者多数で可決。
他の会計予算については、全会一致で可決。

一般会計、後期高齢者医療事業特別会計　賛成者多数 **可決**　**その他会計**　全会一致 **可決**

【本会議の代表質問及び議案質疑における主な質疑・質問】

○令和６年度を「即応の年」と位置付けた予算の特徴について
○予算編成における市の考え方について
○長期財政見通しとの整合について
○財政調整基金から前年度比２億１千万円の増となる９億４千万円を繰り入れる予算編成について
○行政経営の重点方針について
○行財政改革について
○学校施設等長寿命化計画について
○学校給食費について
○中学校全員喫食制給食実施事業について
○新庁舎の整備について
○公営住宅等長寿命化計画との整合について

本会議での反対討論の主な内容

《一般会計》討論者２名

○県下でどこも実施していない外部調理委託による食缶搬入方式を選択することに問題がある。また、この予算は、市民要求に応えるものになっていない。

○中学校全員喫食制給食実施事業については、学校給食センターから外部調理委託による食缶搬入方式に突如方針変更され、さらに、亀山中学校及び中部中学校に設置するエレベーターがバリアフリー対応の乗用型から食缶のみを運搬するものに変更されたことは理解できない。

《後期高齢者医療事業特別会計》討論者１名

○物価高騰で市民の暮らしが大変な中、保険料や賦課限度額が引き上げられることは、看過できない。

本会議で賛成討論の主な内容

《一般会計》討論者２名

○厳しい予算編成の中で市民の声に応えた事業があるほか、中学校全員喫食制給食実施事業においては、少しでも早く市内すべての中学生が同じ給食を食べることを実現するためにはやむを得ない予算である。

○中学校全員喫食制給食実施事業については、従来の方法を改善し、中学校給食実現の第一歩が始まることには大きな意義がある。また、その他の予算については、大変厳しい予算編成の中、真に切り詰められたものであり、概ね適切であると理解できることから、この予算に賛成する。

３月定例会のあらまし

令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大する

議案第３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

全会一致 可決

更なる子育て支援の充実を図るため、令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大することから、所要の改正を行うものです。

【本会議での主な質疑】
○改正の背景と趣旨
○医療費の窓口無料化を中学生まで拡大することによる行政の負担

医療費の窓口無料化の拡大
※所得制限なし、県内医療機関が対象

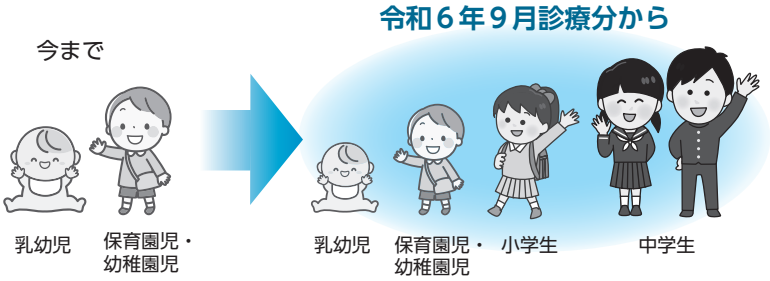

委員会提出議案

亀山市議会委員会条例の一部改正について

全会一致 可決

令和６年４月１日に子ども未来部が新設されることに伴い、常任委員会の所管を改めるため、所要の改正を行うものです。改正内容は、教育民生委員会の所管について、「子ども未来部の所管に関すること」を加えます。

委員会提出議案　意見書の提出について（１件）

【産業建設委員会提出議案】

防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書

全会一致で 可 決

1　５か年加速化対策期間完了後においても、昨今の甚大な被害をもたらす地震・豪雨・豪雪などの災害の状況も踏まえた上で、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模を十分確保した国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定すること。

2　道路や電気・通信・上下水道等のライフラインの寸断など能登半島地震による甚大な被害に鑑み、国土強靱化実施中期計画の策定にあたっては国土強靱化の対象事業を拡大するとともに耐震化の更なる強化等を行うこと。また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえ、別枠による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地域に十分配慮すること。

3　令和６年度で終了することとされている緊急浚渫推進事業や令和７年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、延長するとともに、地域の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。

4　社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員の確保や体制の維持及び充実を図ること。

議会からの提言に対する市の対応

各常任委員会では、毎年、テーマを設けて、調査・研究を行っています。各委員会からの報告書は、議長が取りまとめ、今後の市政に反映されるよう市長に提言書を提出しています。

令和５年度の提言に対する市の対応について、市長から次のとおり報告がありました。

提言 総務委員会

「歳入確保の推進」について

普通財産の未利用地については、土地の境界等を確定させるとともに、早期に今後の活用の方向性を定め、売却や貸付の区分、優先順位を明確にすること。

など４点

市の対応

公的利用が見込めない公有財産の貸付や売却を積極的に進めるとともに、企業版ふるさと納税の更なる利用促進に向け、企業に対する効果的な制度周知などに努め、歳入の確保につなげていく。

提言 教育民生委員会

「学校給食センター」について

正規の給食調理員の不足を会計年度任用職員や代替職員で補う状況を改善し、現場で働く給食調理員のシフト体制を見直すなど快適な労働環境を構築するとともに、給食調理員の確保と処遇改善に努めること。

など５点

市の対応

今後も給食調理員の快適な労働環境の構築や処遇改善に努めるとともに、食育や地産地消の推進、安全安心な学校給食の充実に向け取り組んでいく。また、中学校全員喫食制給食実施事業については、外部調理委託による食缶搬入方式での令和８年度２学期からの早期実現に向け諸準備を進めていく。

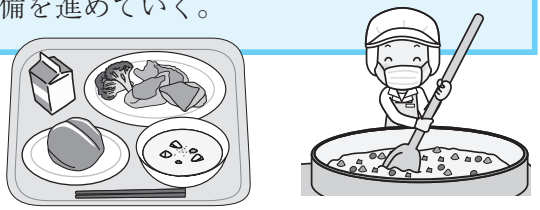

提言 産業建設委員会

「中山間地域の振興」について

農林業を生業とできるよう、現行の補助金等で不十分な部分を調査・研究し、地域の実情やニーズに合わせた支援策について、国・県への要望を行うとともに、市独自事業を創設すること。

など２点

市の対応

農業については、地域農業の将来の在り方を示す地域計画の策定に向けた協議を実施していくなかで、中山間地域をはじめ各地域での有効な支援策について調査・研究する。また、林業については、適切に管理された森林が広がるよう、林業事業体の経営安定化に向けた支援を強化し、森林の適切な整備及び保全を推進していく。

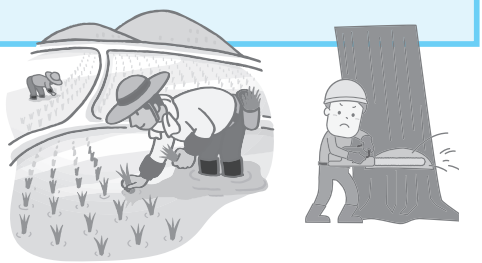

※令和５年度に各委員会で行った所管事務調査の詳細は、議会だより93号【令和５年11月１日発行】に掲載しています。

議会だより93号はこちら

３月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 　 は、９ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
1	**亀山市手数料条例の一部改正について** 戸籍法、動物の愛護及び管理に関する法律、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、建築基準法、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律がそれぞれ改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
2	**亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について** 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、規定の整理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
3	**亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について** 更なる子育て支援の充実を図るため、令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大することから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
4	**亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について** 府令基準が改正され、特定教育・保育施設の重要事項の掲示に係る基準が見直されたことから、改正後の府令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
5	**亀山市国民健康保険税条例の一部改正について** 地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
6	**亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について** 城東地区コミュニティセンターは、令和６年４月１日から新たに建設した施設に移転するため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
7	**亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** 冬季のキャンプ場施設の需要が高まっていることから、当該施設においても１年を通しての利用を可能とするため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
8	**亀山市営住宅条例の一部改正について** 亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行った城山住宅について、入居者の退去が完了したことから、当該住宅の用途を廃止するとともに、野村団地住宅及び本町住宅の構造については、公営住宅法施行令の規定に準じた表記にするなど、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
9	**亀山市水道事業給水条例の一部改正について** 水道法の一部が改正され、令和６年４月１日から厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、国土交通省令で定めることとなるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
10	**亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について** 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、損害補償に係る補償基礎額を引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
11	**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について** 地方自治法が改正され、亀山市監査委員条例、亀山市水道事業等の設置等に関する条例、亀山市下水道事業の設置等に関する条例、及び亀山市病院事業の設置等に関する条例について、規定の整理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
12	**令和５年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について**	可決	全員賛成
13	**令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について**	可決	全員賛成
14	**令和５年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
15	**令和５年度亀山市水道事業会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
16	**令和５年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
17	**令和５年度亀山市下水道事業会計補正予算（第３号）について**	可決	全員賛成
18	**令和６年度亀山市一般会計予算について**	可決	賛12:反5
19	**令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について**	可決	全員賛成
20	**令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について**	可決	賛14:反3
21	**令和６年度亀山市水道事業会計予算について**	可決	全員賛成
22	**令和６年度亀山市工業用水道事業会計予算について**	可決	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
23	**令和６年度亀山市下水道事業会計予算について**	可決	全員賛成
24	**令和６年度亀山市病院事業会計予算について**	可決	全員賛成
25	**指定管理者の指定について** 城東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
26	**三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について** 地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、令和６年度から市町村が森林環境税を個人住民税と合わせて賦課徴収することとなり、今後、森林環境税を含む滞納となった個人住民税を三重地方税管理回収機構へ移管ができるよう規約の変更を行うため協議することについて、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
27	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、亀田22号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
28	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、亀田23号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
29	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、長明寺10号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
30	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、長明寺11号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
31	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、長明寺12号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
32	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、野尻13号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
33	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、野尻14号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
34	**市道路線の認定及び廃止について** 開発行為により設置された新規路線である野尻12号線の市道路線の認定及びこれに伴う野尻12号線の市道路線の廃止について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
35	**専決処分した事件の承認について** 令和５年度亀山市一般会計補正予算（第７号）を令和６年２月７日に専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
36	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の宮﨑司氏は、令和６年６月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として推薦することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
37	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の落合英治氏は、令和６年６月30日をもって任期満了となることから、新たに笠井真人氏を同委員として推薦することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
38	**亀山市公平委員会委員の選任同意について** 亀山市公平委員会委員の山﨑裕康氏は、令和６年３月31日をもって辞職されることから、新たに佐久間茂子氏を同委員の補欠委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
委員会1	**亀山市議会委員会条例の一部改正について** 令和６年４月１日に子ども未来部が新設されることに伴い、常任委員会の所管を改めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
委員会2	**防災・減災、国土強靱化対策の拡充を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

※委員会＝委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名 ＼ 議員名		古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	髙島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤彦太郎	服部 孝規	小坂 直親	櫻井 清蔵
議案第18号	令和６年度亀山市一般会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	反	—	賛	賛	反	反	賛	反
議案第20号	令和6年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛	賛	賛	反	賛	反

議会の主な動き

2月

５日　青森県五所川原市行政視察来庁
　　（亀山駅周辺再開発事業）
６日　政策検討部会
７日　熊本県長洲町行政視察来庁
　　（議会活性化の取組）
９日　和歌山県新宮市行政視察来庁
　　（子育て支援事業）
13日　教育民生委員会協議会
　　教育民生委員会
14日　予算決算委員会協議会
15日　議会運営委員会
　　議会改革推進会議検討部会
16日　広聴広報委員会
20日　全員協議会
　　議会改革推進会議
　　総務委員会
21日　産業建設委員会
　　産業建設委員会協議会
22日　3月定例会　開会
　　総務委員会

3月

５日　代表質問
６日　代表質問
　　議会運営委員会
　　議案質疑
８日　議案質疑
　　予算決算委員会
11日　一般質問
12日　一般質問
　　政策検討部会
14日　産業建設分科会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会協議会
15日　教育民生分科会
　　教育民生委員会
　　教育民生委員会協議会
18日　総務分科会
　　総務委員会
21日　予算決算委員会
22日　予算決算委員会
26日　議会運営委員会
27日　3月定例会　閉会
　　全員協議会
28日　鈴鹿亀山広域連合議会定例会

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

?代表質問とは
　亀山市議会では、施政及び予算編成方針や市長の所信表明・マニフェスト（改選時）に対して、会派を代表して質問します。

?議案質疑とは
　議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

?一般質問とは
　行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

代表質問

森　英之<結>

令和６年度施政及び予算編成方針について
●予算編成における市の考え方について

Q　令和６年度の予算編成の中で、市税収入については、100億円を割り込むと想定しているが、その主な要因について尋ねる。

A　市税収入については、国が定額減税を実施することによる影響のほか、個人及び法人の市民税や固定資産税の減収により、令和５年度と比較して５億8000万円、5.7%の減となり、100億円を下回る97億円となった。

Q　厳しい財政状況の下、一定の削減を行い予算編成しているが、これから人件費や扶助費などの義務的経費がさらに増大していくことが見込まれる中で、思い切った事務事業の見直し、削減など、スクラップ・アンド・ビルドを推し進めていく必要があると思うが、市の考え方について尋ねる。

A　コロナ禍前と比較して、人件費は約６億円の増、扶助費は約５億円の増、物件費は約11億円の増で合わせて約22億円の増を見込んでいることもあり、年度間の財源不足に備える財政調整基金が年々減少し、令和６年度末の残高は約15億円と見込んでいる。令和６年度の予算編成は、経常経費である一般財源のシーリングをかけながら、徹底的な見直しをしている。今後も極めて厳しい行財政運営の状況が当面続くと想定され、この局面を打開するには、継続している様々な事業の総点検を行い、全庁挙げて一層の危機感をもって臨んでいかなければならないと考えている。
※シーリング・・・上限枠

【その他の質問】
・令和６年度教育行政一般方針について

福沢　美由紀＜日本共産党＞

令和６年度施政及び予算編成方針について

●子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

Q　令和６年９月診療分から、子どもの福祉医療費の窓口無料化の対象を未就学児のみから中学生まで拡充することで、財政に与える影響について尋ねる。

A　未就学児のみで実施していた令和５年度と比較すると、令和６年度予算は一般財源を2000万円増額し、２億1000万円を計上した。これまで以上に子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができるものと考えている。

Q　本市の子どもの医療費助成は、中学生までを対象としており、所得制限をしていないことについては評価するが、現在、高校卒業まで助成対象としている市町村は全国で69%となっている。国民健康保険の減額調整措置の廃止や三重県の制度拡充により、今後、更に拡充する考えはないのか。

A　子どもの医療費助成については、県下をけん引してきたと自負している。今回、国民健康保険の減額調整措置が廃止されたことは大きな転換点と捉えている。医療費の概念で考えると都道府県や県内の市町での取扱いが違う地域間格差は課題であり、解消を求めていかなければならない。対象を18歳まで拡大することについては、さらなる財源の確保が必要となることから、財政の持続性や施策の有効性、優先順位など、様々な観点から子ども施策全体の中で判断をする必要があると考えている。

【その他の質問】
・令和６年度教育行政一般方針について
・職員体制について

新　秀隆＜公明党＞

令和６年度施政及び予算編成方針について

●長期財政見通しとの整合性について

Q　令和６年度予算においては、財政調整基金から９億4000万円を繰入れることにより、令和６年度末には財政調整基金の目標とする20億円を下回ることになるが、その要因について尋ねる。

A　長期財政見通しにおいては、令和６年度末の財政調整基金残高は20億1100万円と見込んでいたが、４億8000万円の下振れとなる15億3000万円となる見込みである。決算剰余金積立金等を含めて３億1000万円を財政調整基金に積み立てる見込みであったが、２億7000万円取り崩すことになったことが要因である。

Q　有利な起債である臨時財政対策債が２億1000万円で令和５年度の３分の１となっている要因について尋ねる。

A　国が普通交付税の交付額の割合を増加し、臨時財政対策債の抑制を図ったことによるものである。

Q　財政調整基金を取り崩していくと枯渇する恐れがあるが、切り崩す必要が本当にあったのか。

A　今回増加した要因が、人件費や扶助費、物件費等の義務的経費の増加であり、これらを賄うために財政調整基金を取崩した。この背景には投資的経費を抑制しつつ、予算調整を行ってきたが、義務的経費の上振れ分までは全体の中で調整できなかったため、それを財政調整基金で補った。

【その他の質問】
・令和６年度教育行政一般方針について

櫻井　清蔵＜勇政＞

中学校全員喫食制給食実施事業について

●中学校全員喫食制給食実施事業については、第２次総合計画後期基本計画の実施計画がセンター方式から外部調理委託による食缶搬入方式に変更され、その関連予算が計上されているが、市長査定時の市長の決定理由を尋ねる

●令和６年度一般会計予算において、第２表債務負担行為に中学校全員喫食制給食業務委託料として令和13年度までの限度額８億1559万５千円が計上されている。市長の任期が令和７年２月５日までである中、新規の大型事業を計上する市長の考えを尋ねる

Q　教育委員会から中学校全員喫食制給食実施事業に関する予算が計上されているが、市長が予算を査定する際の決定理由について尋ねる。

A　予算査定については、教育委員会に限らず、各担当部局が策定した案に基づいて市長査定を行っている。

Q　債務負担行為に令和13年度までの中学校全員喫食制給食業務委託料８億1559万5000円が計上されている。市長任期は令和７年２月５日までという中で、このような新規の大型事業を計上する市長の考えを尋ねる。

A　中学校全員喫食制給食を令和８年度の２学期から実施するに当たり、令和６年度に業者選定を行うため、必要経費を計上している。民間事業者の安定的経営の観点から、一定年限の期間の債務負担行為が必要であると判断した。中学校給食の在り方については、教育委員会において様々な検討を重ねた結果であると認識しており、当初計画の予算額を大幅に超えるなどの課題により中学校全員喫食制給食の早期実現が困難となったが、その教育委員会の考え方は妥当であると判断した。また、複数年度にまたがる事業については、任期とは関係なく、行政の継続性から当然の使命、責任と考えている。

【その他の質問】
・令和６年度施政及び予算編成方針について
・学校給食費の改定について

古田　吉昭＜新生みらい＞

令和６年度施政及び予算編成方針について

●一般財源の削減目標について

Q　予算編成方針では、「歳出の一般財源において一定割合の削減目標を掲げ、経費の縮減を図る」とあるが、どのような目標なのか。

A　平成23年度に約43億円あった財政調整基金が年々減少し、令和６年度末に目標指標の20億円以上を下回る見込みであったことから、財政調整基金を20億円以上確保できるよう、令和６年度の当初予算について、令和５年度の当初予算の一般財源約160億円の５％に当たる約８億円を削減する目標を掲げ、財政調整基金からの繰入れを抑制し、財政調整基金の残高を20億円確保できるように取り組んできたものである。

Q　どのような方法を用いて経費削減を図っていくのか。

A　リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業2500万円の減額や、溶融処理施設管理費の消耗品において溶融炉でこれまで使用してきた鋳物コークスを安価な高炉用コークスへ変更したことにより、令和５年度と比較して4000万円の減とするなど、一般財源の削減については、消耗品や旅費などの経常的経費を過年度の実績を参考に必要最低限の額の計上にとどめた。また、研修参加のオンライン化やシステムライセンスの見直しなど業務内容の見直しを図ることにより、予算の削減を図った。

深水　隆司＜新和会＞

令和６年度施政及び予算編成方針について

●令和６年度の予算編成について

Q　今後、新庁舎建設をはじめ、公共施設の更新など様々な政策課題がある中で、多くの財源確保が必要となるが、どのように行財政改革を推し進めていくのか。

A　本市の財政状況は、当面厳しい状況が続くと予測でき、英知を結集して乗り越えていくことが求められている。令和６年度は、こうした現状に即応し、財政的視点から実効性ある構造改革を断行するため、迅速かつ的確に対応できるよう組織体制を強化するほか、行財政改革推進本部の機能強化を図り、事業の実施時期や進め方、効果性の検討を深化させ、全庁挙げて構造的視点に立った行政改革を展開していく。また、第３次行財政改革大綱後期実施計画に掲げた７８の具体的取組について目標指標を踏まえた進捗管理を徹底するほか、令和５年度に８年ぶりに実施した事務事業点検を令和６年度も継続、強化し、重層的、多様な視点から効果検証を通じて事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを図るなど持続可能な行財政運営に資するような取組を一層加速させていきたい。

Q　歳出の増加に歯止めをかけるため、政策の課題分析や事業設計、効果検証にデータを活用し、効果が乏しい事業や無駄な事業を把握し、歳出の見直しにつなげていく必要があるのではないか。

A　事務事業評価シートを庁内で共有しながら、各部門で多面的な活用を図っており、事務事業の見直しや内部調整が深められる取組に努めている。今後、行財政改革を一層推進していく上で、事務事業点検の関連情報のデータ分析やその可視化は効果的な手法の一つであると考えている。また、一方で、関連情報の可視化はデータの作成や編集が主目的にならないよう、事務的負担や継続性も考慮した上で用いる必要があると考えている。費用対効果や活用場面も含め、活用の可能性について研究を進めていきたい。

【その他の質問】
・令和６年度人事行政方針について

議案質疑

櫻木　善仁＜新和会＞

議案第７号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

●改正内容について

議案第12号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

●第３表　債務負担行為補正、変更について
石水渓キャンプ場施設指定管理料について

Q　条例改正の背景と内容について尋ねる。

A　昨今のキャンプブームにより、冬季のキャンプ場施設の需要が高まっていることから、石水渓キャンプ場施設の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会から、令和６年度は、フレキシブルな人員配置等によるコスト削減のほか、各種ＰＲや営業活動による利用料金収入の増額など、経営努力により年間を通じた運営を行いたいという提案があったため改正を行うものである。

Q　現在の規定では、市長の承認を得て利用期間を変更することができるが、今回の条例改正は必要であったのか尋ねる。

A　指定管理者から年間を通して施設を活用したいという提案があったことから、施設利用期間を特に定めず、自然災害や大規模修繕など、何か特別な事情があって休場する場合は、市長の承認を得るという運用に見直した。

Q　石水渓キャンプ場施設指定管理料について、年間を通してオープンとなることから、11月から３月までの５か月間の人件費や光熱費などの管理費が増加すると考えるが、今回の債務負担行為では２％の減額となっている理由を尋ねる。

A　フレキシブルな人員配置等によるコスト削減、各種PRや営業活動による利用料金収入の増額など、経営努力による冬季の施設運用も含め、指定管理者から提示された指定管理料が５年間で5576万円、当初に比べて174万円減額となったことから債務負担行為限度額を変更するものである。

【その他の質疑】
・議案第18号　令和6年度亀山市一般会計予算について

森　英之＜結＞

議案第３号　亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

●改正の背景と趣旨について

●医療費の窓口無料化を中学生まで拡大することによる行政の負担について

Q　今回の改正により、子どもの福祉医療費の助成はどのような仕組みに変わるのか。

A　子どもの福祉医療費助成事業は、平成21年度から所得制限を設けず、中学生までの入院及び通院の償還払いによる助成を実施しており、現在、未就学児については窓口無料化を実施している。子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境整備につなげるなど、さらなる子育て支援の充実を図るため、令和６年９月診療分から、県内の医療機関で医療を受けた場合、窓口無料化の対象を現在の未就学児から中学生まで拡充して実施する。

Q　医療費の窓口無料化を中学生まで実施することで行政側の負担はどのようになるのか。

A　医療費の窓口無料化を中学生まで拡充することによる財政負担は、当然、一般的に償還払いに比べて医療費が増加すると言われている。事務的経費については、領収書は無くなるがシステム改修もあるため、トータル的に差異はないと考えている。一方、事務負担については、各医療機関等、受給資格者への周知やシステム改修、対象者への窓口無料化に対応した受給資格証の作成及び発送など移行時の負担はあるものの、移行後については、全体的な事務量は軽減されると想定している。

【その他の質疑】

・議案第４号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

・議案第７号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

服部　孝規＜日本共産党＞

議案第18号　令和６年度亀山市一般会計予算について

●中学校全員喫食制給食実施事業、設計等委託料における業者選定について

●第２表　債務負担行為、中学校全員喫食制給食業務委託料について

Q　中学校全員喫食制給食実施事業の業者選定を行うため、選定委員の報償費が計上されているが、なぜプロポーザル方式の入札としたのか。

A　生徒への安定的な学校給食の提供や、教育委員会が求める業務水準以上の実施提案も含め、価格競争のみで業者選定を行うものではないと考えている。中学校給食調理等業務に最も適した最新の知識と技術、豊富な経験により、安全確実かつ効率的に業務が遂行可能な業者を特定するため選定委員会を設け、業者選定を行うことが望ましいことから、プロポーザル方式で行うものである。

Q　債務負担行為の中学校全員喫食制給食業務委託料８億1559万5000円は、令和７年度から令和13年度までの７年間としているが、その根拠について尋ねる。

A　委託業者の安定的経営の観点や給食提供を実施するために必要な施設整備を行うことも考慮し、準備期間２年、業務委託５年、合計７年の複数年契約が妥当であると判断した。

Q　民間による外部調理委託後、給食センター方式への切替は、教育委員会の説明でセンター建設に５年必要であるとすると、給食調理施設を使った給食の提供ができるのは最短で12年後となるが、どのように認識しているのか。

A　教育委員会としては、将来的に給食調理施設の整備を目指すものと考えている。しかし、財源の問題などは短期的に解決できるものではないため、全員喫食制給食の開始から直ちに給食調理施設の整備について検討を行うというものではない。今後の学校施設の改修・更新などの機会に財源や人材の確保などを踏まえ、社会情勢に即し改めて検討するものと考えている。

伊藤　彦太郎＜勇政＞

議案第24号　令和６年度亀山市病院事業会計予算について

●予算のポイントについて

Q　令和６年度の病院事業会計の予算編成におけるポイントについて尋ねる。

A　病院事業会計予算については、収益的収支では、新型コロナウイルス感染症対策が令和６年度から通常体制に完全移行するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る県からの補助金は計上していない。一方で、令和５年度から整形外科の常勤医師２名が配置され、手術件数や入院患者数が順調に推移し、今後も増加が見込まれることから、本業である医業収益を前年度比約1800万円増とした。よって、収入は前年度比１億2610万円減の17億7300万円としている。また、給与費や委託料等の経費を精査し、前年度から900万円削減したが、全体の支出は18億9010万円となり、結果的に支出が収入を１億1710万円上回り、赤字を見込んでいる。次に、資本的収支では、老朽化した病棟エレベーターの改修工事、高度医療機器のMRI装置及びCTスキャナーの更新等に係る建設改良費として、支出で２億622万2000円を計上した。このように、令和６年度は、新型コロナウイルス感染症対策にも区切りがつき、本来の入院や外来診療、訪問看護などにしっかり取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策への積極的な対応により少し余裕のできた資金状況を鑑み、施設設備の整備を図る予算とし、医療機能の強化や患者サービスの向上など、地域医療を担う病院としての役割を果たしていく。

【その他の質疑】

・議案第７号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

深水　隆司＜新和会＞

議案第12号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

●農業振興事業の獣害被害防止対策事業補助金について

Q　有害獣被害防止対策事業補助金の内容について尋ねる。

A　有害獣による農林産物への被害を防止することにより、農林業の振興を図ることを目的とし、市内に農林地を有する方が設置する防護柵の資材購入費の一部を補助する補助金である。

Q　当初予算800万円に対して、380万円の減額、執行率は47.5%であるが、その理由について尋ねる。

A　過去の申請件数の実績から年間100件程度の申請を想定していたが、２月末時点の実績は50件程度と見込み減額している。ここ数年の申請件数は減少しており、傾向としては、交付条件はあるがこの制度を活用し、これまでに設置した防護柵を修繕、更新するケースも見られる。申請件数の減少は、補助制度が長期間に渡り活用され、市内の防護柵設置が一定程度進んだことによるものと考えている。

Q　現在、稲作をするため電気柵を設置する場合、代かきをする時点で実際の耕作の担保としているため、それまで補助金が下りない。現行制度は、実際の耕作の実情に合った補助金の制度となっているのか。また、もっと利用しやすい制度にする必要があるのではないか。

A　現在、補助金交付は代かきをした時点としてるが、例えば確実に耕作するという意思表示により補助金を交付するなど手法については検討したいと考えている。

【その他の質疑】

・議案第６号　亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

・議案第18号　令和６年度亀山市一般会計予算について

福沢　美由紀＜日本共産党＞

議案第18号　令和６年度亀山市一般会計予算について

●居場所づくり推進支援業務委託料について

Q　居場所づくり推進支援の概要について尋ねる。

A　居場所づくり推進支援は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援等事業のうち、ひきこもり支援推進事業として実施するもので、ひきこもり状態にあるご本人やご家族からの相談に応じて助言や訪問を行う相談支援、同じような悩みを抱えた人やそのご家族の居場所づくり、またひきこもり支援を行う関係機関等のネットワークづくりなどを行うものである。居場所づくり推進支援業務委託料は、ひきこもりなど、社会との関わりづらさを抱える人のインターネットを活用したオンライン居場所や実際に集える居場所の設置等の業務委託料を計上したものである。

Q　オンライン居場所とはどのようなものなのか。

A　対面での関わりに抵抗感があるなど、実際の居場所に集うことに困難を抱える参加者が、顔や髪形、服装を自由に選択し作られるオリジナルキャラクター（アバター）になって、インターネット上の仮想空間に参加をし、趣味や悩み事など希望するテーマに応じたトークができるなど、実際の会場に集まっているかのような体験をオンライン上でできるサービスである。県内でも市単独で実施するのは、本市が先駆的な取組になる。

Q　実際の居場所については、どのようなものなのか。

A　健康福祉部及び亀山市社会福祉協議会で行う予定をしており、公認心理師をあいあい内に配置し、引きこもりのご本人やご家族が集えるスペースを確保し、相談業務や居場所づくりを進めるものである。教育委員会のふれあい教室の指導員の方やスクールカウンセラー、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどとも緊密に連携をしていく。

【その他の質疑】
・議案第20号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

櫻井　清蔵＜勇政＞

議案第18号　令和６年度亀山市一般会計予算について

●財政調整基金から前年度比２億１千万円の増となる９億４千万円を繰り入れる予算編成について

Q　予算編成においては、無駄を省いて必要なところには当然予算を計上していくべきであるが、財政調整基金が令和11年には枯渇する中で、市債の発行額が令和６年度は７億2100万円となっており、令和４年度と比較すると19億6520万円の減となっている。市債を発行することで財政調整基金を取り崩すことなく十分対応できると考えるが、なぜ、市債を発行しないのか。

A　今回の予算編成では、一般財源の５％を削減目標とし、無駄な事業はないか、事業のやり方を見直すなどの努力をしたが、それ以上に義務的経費の伸びが大きく、事業費用の不足分について財政調整基金を充てることとした。

Q　財政調整基金の基本的な考え方について尋ねる。

A　亀山市の行財政運営に関わる運営の基本方針は、持続可能な状態をつくるために最適な判断をしていくということである。従来と同じようなアプローチでは極めて厳しい状況が続くため、事業の様々な見直しを行い、第３次行財政改革大綱の具体的な事項について断行していかなくてはならない。財政調整基金をはじめ、基金全体として維持をすること、また、できる限り増やしていくことが望ましい。今後、新庁舎建設など一般財源を投入すべき大きな事業が控えているため、今の状況の中、さらに最善を尽くしていくことが将来に対する大事な視点であると考えている。

岡本　公秀＜新和会＞

議案第12号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

●市民税の補正について

●鈴鹿関跡学術調査事業の減額補正について

Q　市税のうち、個人市民税が7680万円の増、法人市民税が9600万円の減となっているが、その理由について尋ねる。

A　個人市民税は、コロナ禍からの回復により、景気が持ち直している中、所得額に応じて課される本市の給与所得者の１人当たりの平均所得割額の伸びは、ほぼ横ばいとなっている。定年退職後も再雇用などで働き続ける場合が多くなっており、所得割の納税義務者数が当初見込みよりも525人増加したことから、7680万円の増額補正を計上した。法人市民税は、令和４年度の法人税割額上位50社と市内主要法人15社の計65社に対して、令和５年度の法人税割見込額の調査を行い、その回答に基づき予算額を算出しているが、法人市民税の確定申告において、電気機械器具等製造販売業及び鉄道業の一部企業において大幅な減収となったことから、法人市民税全体で9600万円の減額補正を計上した。

Q　鈴鹿関跡が国の史跡に指定された以降の学術調査事業の経過と減額補正の理由について尋ねる。

A　令和３年３月26日に国の史跡に指定された鈴鹿関跡は、指定地全体のうち、一部が民間所有地であったことから、将来に向けて市が保存活用を図るため、令和６年２月に全て購入した。今回の減額理由は、民間所有地を公有化するための用地購入費用や土地鑑定手数料などを当初予算に計上する際、土地単価を路線価で算出していたが、不動産鑑定と測量鑑定により額が確定したことから減額するものである。

【その他の質疑】

・議案第13号　令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

豊田　恵理

議案第８号　亀山市営住宅条例の一部改正について

●背景と趣旨について

●公営住宅等長寿命化計画との整合性について

Q　条例の改正内容について尋ねる。

A　城山住宅は、昭和25年度建設の木造住宅で耐用年数が経過し老朽化が著しいことから、平成25年度に策定した亀山市公営住宅等長寿命化計画において用途廃止とすると決定しており、令和５年度末までに全ての入居者が退去したことから用途廃止する。野村団地住宅及び本町住宅の構造については、国庫補助金上の区分に基づき、「中層、耐火、３階」と表記をしていたが、鉄骨造の共同住宅であることから、建築基準法及び公営住宅法上の建築区分では「準耐火、３階」であり、国との協議の上、改めることとした。また、若山住宅の位置については、平成27年度に建設した際、住居表示番号の誤記があり併せて改正するものである。

Q　公営住宅等長寿命化計画では、耐用年数が経過した住宅や、耐震性のないものが示されているが、それに城山住宅は含まれるのか。また、今回の条例改正は、公営住宅等長寿命化計画との整合性がきちんと取られているのか。

A　公営住宅等長寿命化計画で耐用年数が過ぎている住宅241戸のうち、耐震性がない住宅は74戸であり、城山住宅８戸も含まれている。また、公営住宅等長寿命化計画との整合については、耐震性がない住宅は用途廃止をした上で順次取り壊しを行う予定であり、令和５年度は当該計画により和田住宅４戸と亀田住宅４戸を取り壊した。

【その他の質疑】

・議案第７号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について

・議案第12号　令和５年度亀山市一般会計補正予算（第８号）について

一般質問

効果の高い空調施設のリース化を

櫻木　善仁＜新和会＞

公共施設の適正な維持管理について
●リース方式による公共施設の照明のLED化について
●今後の施設維持管理方針について

Q　リース方式による公共施設の照明LED化について、導入の目的と効果について尋ねる。

A　公共施設LED化推進事業は、電気料金やCO_2排出量の削減を目的とし、照明のLED化を図るもので、財政負担の平準化や事業費抑制の観点から10年間のリース方式を採用している。照明LED化の効果が大きい施設を対象とし、令和５年度から３か年で道路や公園の照明を含む67施設について順次更新を進めている。効果としては、照明に係る電力量及びCO_2排出量が４分の１程度になり、メンテナンス費用を含んだリース契約により維持管理経費が不要となることから、電気料金と合わせた削減コストはリース料を上回ると試算している。２か年で更新した40施設では年間約8700万円削減となり、年間リース料の総額約4700万円を差し引いても約4000万円の削減となる。中でも点灯時間が長い道路照明の削減効果が最も大きく、年間で電気料金約2400万円と不要となった修繕費約1200万円を合わせた約3600万円の削減となった。

Q　省エネ効果やCO_2の排出削減のほか、急務である学校の特別教室や体育館への設置を考えると、空調施設のリース化は施策として有効と考えるが、今後の施設維持管理方針について尋ねる。

A　施設の維持管理にかかる電気料金のうち、空調設備が占める割合は非常に高いことから、最新設備に更新することにより大幅な維持管理コストの削減や環境負荷の低減につながる。設備の更新時期や空調方式については、施設の利用状況や将来的な活用方針を踏まえ、更新や維持管理に係る経費等により慎重に判断していく。また、リース方式による設備更新は、財政負担の平準化や設備の維持管理経費が軽減されるといったメリットが上げられるが、施設の状況やトータルコスト、活用できる財源なども踏まえ、最も有利な手法を選択していく。

【その他の質問】
・行政ＤＸの推進について
・会計年度任用職員の処遇について

即応した亀山型の空き家対策の推進を

鈴木　達夫＜結＞

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴う空家等対策の推進について
●亀山市の今後の対応について

Q　空き家が管理不全にならないための予防策について、新たな事業を展開するとのことであるが、その制度設計はどのように考えているのか。

A　空き家にしない方策としては、管理責任がある所有者等に対して、空き家のリスク等についての意識啓発を促進することにより、空き家の発生を抑制することが非常に重要である。取得要因として最も多いのが相続であり、相続により空き家を取得した段階での取組が必要であることから、空き家の流通や活用の促進が図られるよう、令和６年度は、空き家を放置しておくリスクや相続登記の義務化、本市の空き家に関する制度の内容をまとめた冊子を窓口で配布する予定である。

Q　空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、空家等の管理活用支援法人の指定や利活用については、国においても力を入れていることから、空き家対策については、総合的、先駆的に対応し、亀山市の空き家対策の推進に取り組んでいくべきと考えるが見解を尋ねる。

A　問題意識を持ちつつ、本市としての先駆的な独自の取組をしっかり構築していくことは極めて重要と認識している。平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法を受けて、本市は県内でも先駆的に亀山市空家等対策の推進に関する条例を制定し、空家等対策計画をスタートさせた。この思いはしっかりと取り組むという本市の方針であり、今後の施策推進に組み込んでいきたい。

リニアは費用対効果を示した上で推進を図るべき

服部　孝規＜日本共産党＞

リニア中央新幹線計画について
●能登半島地震を上回るマグニチュード８～９が想定される南海トラフ地震とリニア中央新幹線について
●三重県の「リニア基本戦略（案）」に示された事業に基づく総事業費と亀山市の負担額について

Q　リニア中央新幹線の三重県内ルートは、南海トラフ巨大地震において危険なルート設定であり、リニア中央新幹線が損壊するおそれがあると地震学者に指摘されていることについて、市はどのように考えているのか。

A　南海トラフ地震などの大規模災害や東海道新幹線の将来の経年劣化といったリスクに対する抜本的な備えとして、日本の大動脈輸送の二重系化という観点からリニア中央新幹線の早期開業が望まれている。また、ＪＲ東海によると超電導リニアは、地震時に車両が脱線することはない地震に強いシステムであり、東京・大阪間のターミナル駅及び路線の大半がトンネルや地下構造で地震時の揺れが小さく災害に強い特性があることや土木構造物も国の最新の基準を踏まえて十分な耐震性を有するように設計されている。東海道新幹線で実績のある早期地震警報システム（テラス）の導入により、地震発生時には早期に列車を減速・停止させるなど、地震時のリスク対応もしっかりと講じられた安全性の高い高速交通であると認識している。

Q　県のリニア基本戦略最終案に示された総事業費と亀山市の負担額はどれくらいなのか。また、費用対効果を示す必要があると思うがその見解を尋ねる。

A　県内駅位置が示されていない現段階においては、駅の規模等も分からない中で、県の事業費が試算されることはなく、市の負担も未確定であり、今後整理されて明らかになっていく。リニアの構想は、長い年月をかけて積み上げてきた事業であり、メリット・デメリットをしっかり見極めた上で、未来のために対応していく必要がある。

【その他の質問】
・災害対策の強化について
・中学校全員喫食制給食実施事業について

社会情勢に応じた補助率と上限額の見直しを

伊藤　彦太郎＜勇政＞

補助金について
●物価上昇に伴う補助率や上限額の改正の考え方について
●木造住宅補強事業について

Q　物価上昇に伴い、市の補助金の補助率と上限額を見直す考えはないのか。

A　補助金については、補助金の適正化に関する基準において、原則として補助対象経費の２分の１を限度とし、補助金の交付の終期を定めて、定期的に補助基準及び補助割合を検証することとしている。また、検証については、同基準に基づき、それぞれの補助金の所管部署において、補助金の妥当性、必要性などを勘案し、必要に応じて終期の再設定や補助金の廃止など補助基準、補助割合の改定などを適切に判断している。

Q　原則、所管部署において、補助率の変更や廃止だけではなく、補助の上限額も考えるとのことであるが、担当部署から上限額変更等の提案があった場合は、財政部局として変更等を行う考えはあるのか。

A　補助金の担当部署で、補助金の費用対効果や必要性、妥当性などを検証した上で、財政部局としても総合的な判断でその都度個別に判断をしていきたいと考えている。

Q　木造住宅補強事業について、非常に高い補助率であっても、上限額が設定されていることにより、耐震補強は多額な費用が発生するため、結局、補助金としては割合の低いものとなっているが、補助金の上限額の改定に対する見解を尋ねる。

A　木造住宅補強事業については、耐震補強計画の補助や木造耐震補強工事補助、木造耐震除却工事補助など、当初は一定期間による時限措置として補助金制度が創設された。国費及び県費とは別に市として補助金を割り増したことで耐震率向上につながったことから県下で最も進んだものと考えており、現在のところ、市独自で補助額を増額する考えはない。

【その他の質問】
・白鳥の湯について
・亀山市シルバー人材センターについて

将来世代のために人口減少対策を

岡本　公秀＜新和会＞

国の人口戦略会議の提言「人口ビジョン2100」について
●地方自治体の急激な人口減少に対する市長の危機感について
令和６年度行政経営の重点方針について
●令和６年度を「即応の年」とする心構えについて

Q　地方自治体の急激な人口減少に対する危機感について、市長はどのように捉えているのか。

A　人口減少対策については、これまでから東京圏への一極集中の是正と地方創生の推進に強い問題意識を持ちながら、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略に雇用の確保、子育て支援の充実など、多様な施策を盛り込んで、重層的に展開してきた。こうした取組は、子育て世代の流入を呼び込むことにつながり、平成28年度以降、転入超過による社会増が継続し、本市の人口減少は国・県よりも緩やかに進行している。しかしながら、本市においても他自治体と比較し、緩やかではあるが人口減少は避けられず、平成29年２月に改定した人口ビジョンの基本推計の想定よりも、現在、若干早く進行していると認識しており、改めて人口減少対策の必要性、重要性について強い認識を持っている。就任時から現在まで一貫してこの問題意識と危機感を持って取り組んできたが、今後もその認識を一層強め、本市の持続的な成長、そして地域の活力、住みやすさにつなげていく必要があると感じている。

Q　令和６年度を「即応の年」とした市長の心構えを尋ねる。

A　緊迫する国際情勢や物価高騰など社会経済状況の影響から経常経費の上振れ等により厳しい財政が続くことが予想され、環境変化への速やかな対応なくして地方自治体の未来は描けない状況と認識している。今後、ごみ処理施設の更新や新庁舎の整備などを見据えると、この厳しい局面を打開していくためには、全体最適の視点による施策の推進と、聖域なし、忖度なし、待ったなしの事業精査、見直しの徹底、行財政改革による持続可能な行財政運営の両立を一層図っていくことが必要不可欠であり、その断行に向けた使命と責任を強く感じている。

【その他の質問】
・令和６年度施政及び予算編成方針について
・令和６年度予算編成方針について
・認定こども園について
・令和６年度教育行政一般方針について

災害時に備えて全庁的な取組を

髙島　真

急傾斜地対策について
●急傾斜地の定義について
●減災に向けた市の取組について

Q　急傾斜地崩壊対策事業の内容と採択される要件について尋ねる。

A　急傾斜地崩壊対策事業は、崖崩れから生命・財産を守るため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所において、崩壊防止工事を行うもので、三重県が事業主体となって実施している。採択の要件は、傾斜地の傾斜度が30度以上、高さが５メートル以上の自然斜面で人家が５戸以上、また要配慮者利用施設や地域防災計画に定められた避難所などが存在し、崩壊により被害が生じるおそれがある箇所となっている。

Q　事業採択までの手続きと地権者の負担について尋ねる。

A　事業採択に向けての手続は、事前に三重県と市と受益者で現地を確認し、採択要件を満たしている場合、自治会長から市に要望書を提出し、市から三重県に要望書を進達する。また、土地については、地権者の方に寄附していただく。事業費の負担割合については、斜面の崩壊前に事業を実施する場合は、事業主体である三重県が事業費の80%、残りの20%は市と受益者で10%ずつの負担となる。また、崩壊後に事業を実施する場合は、三重県が事業費の90%、残りの10%は市と受益者で5%ずつの負担となる。

Q　減災に向けて、どのような対策を行っているのか。

A　急傾斜地崩壊対策事業は、辺法寺２地区と東町１地区で実施しており、辺法寺２地区は今年度に工事完了、東町１地区は令和６年度に工事完了する予定である。急傾斜地災害緊急対策事業は、小川町地内の一色地区と関町地内の坂下２地区で実施しており、一色地区は、本年度に工事完了、坂下２地区は令和６年度に工事完了予定である。また、今後新たに、菅内町地内の奥南２地区と白木町地内の中里４地区について、急傾斜地崩壊対策事業に取り組んでいく。

【その他の質問】
・通学路について
・工事発注の平準化について

業務委託でベストな給食提供は可能なのか

今岡　翔平

中学校全員喫食制給食実施事業について
●令和６年度当初予算の債務負担行為、中学校全員喫食制給食業務委託料について
●亀山中学校及び中部中学校の配膳室等の整備工事について

Q　中学校全員喫食制給食業務委託料の予算の算出根拠について尋ねる。

A　中学校の全員喫食制給食実施に係る基本的な計画の策定時に、５年間の給食実施、アレルギー除去食対応、小学校との共通献立対応を前提条件とし、現行のデリバリー給食の委託業者からの見積りを基に算出した。

Q　業務委託を行うに当り、子どもたちにとって、よりよい業者を探していく考えはあるのか。

A　業務委託という方法において、適正な業者が出てきて、他の業者が参入する状況が生まれることを期待している。

Q　亀山中学校と中部中学校に設置予定のエレベーターについては、人が乗れるエレベーターから給食だけを運ぶエレベーターに変更されたが、変更した時期と変更による予算額の違いについて尋ねる。

A　計画策定後、給食センター方式から外部調理委託食缶搬入方式へ変更したことによる後期基本計画に係る実施計画の変更の際に、内部関係部局と本事業の運用面と財政面などから協議を行い、令和５年12月に庁議において決定した。

Q　予算編成において、市長はエレベーターの仕様の変更が問題であると認識しなかったのか。

A　エレベーターの変更については、全体を勘案して、運用面や財政面で関係部局との協議を経て、最終的に庁議で決定している。総合的な協議のプロセスを経た結果であり、必要な予算を計上していると認識している。

【その他の質問】
・公共施設における敷地内禁煙について
・スクール・サポート・スタッフについて
・災害対策について

直接市民の思いを聞く常設型住民投票条例の制定を

中島　雅代

政策決定の手法について
●亀山市まちづくり基本条例と住民投票との関わりについて
●常設型の住民投票条例の制定について

Q　市の重要な課題については、市民がまちづくりに参加し、意見を反映させる仕組みとして、住民投票の機会が必要と考えるが、亀山市まちづくり基本条例の中に住民投票に関する事項が入っていない理由とその後の検討状況について尋ねる。

A　住民投票制度の導入については、さらなる議論の深まりが必要という見方がある中で、本条例は、市が目指すまちづくりの基本理念や、その実現のために必要な市民、議会、執行機関の役割等を規定する理念条例として制定するため、住民投票等の個別事項については規定しないという考え方に基づいており、検討を継続することになっている。

Q　直接市民の思いを問うことができる常設型の住民投票の条例を制定する必要性について、市の見解を尋ねる。

A　住民投票を行うためには、通常の選挙と同様の費用がかかり、住民投票の発議や投票に参加する住民の年齢要件や投票率、有権者の論点の理解度により、必ずしも市民の総意が住民投票の結果に反映されるとは限らないなど制度上の課題がある。この条例を制定することにより、その都度、住民投票について議会の議決を得ることなく迅速な対応が可能となるほか、市民の市政への参加意識が高まることが期待できるなどのメリットがある一方で、制度の構築には十分な検討が必要であり、住民投票実施のハードルが低いため、制度の濫用を招くおそれがある。また、頻繁に住民投票が実施された場合、大きな経費負担が発生するなどのデメリットもあるため、極めて慎重な判断を要するものである。

【その他の質問】
・中学校全員喫食制給食実施事業について

災害に強くコストを抑えた庁舎建設を

豊田　恵理

新庁舎について
●現庁舎について
●総合的な新庁舎建設の考え方について

Q　現在の本庁舎の課題について尋ねる。

A　本庁舎は老朽化が進み、修繕や設備の更新に一定の費用を要している。また、庁舎の狭あい化や機能分散も構造的な課題であり、駐車場の不足や庁舎が分散しているため不便な状況も生じている。

Q　庁舎の建替えの必要性についてどのように考えているのか。

A　耐震工事により耐震性は確保しているものの、老朽化や狭あい化による課題に加え、想定を超える災害リスクも高まる中で、防災や行政サービスの拠点となる新庁舎整備の必要性は高いと判断している。第２次総合計画において、新庁舎整備を位置づけ進めている。

Q　物流や建設現場の制限、建設コストの大幅な増も予測され、財政負担の増が今後の新庁舎建設にも影響すると思われるが、どのように捉えているのか。

A　2024年４月からの時間外労働規制の適用による物流運送業や建設業のさらなる人手不足、コストの増大などが懸念され、その他の公共事業全般への影響は避けられないと認識している。

Q　新庁舎は、向こう100年先を見据えた施設整備計画とのことであるが、選択肢の一つとして、つくばみらい市の新庁舎のように簡素なプレハブ工法の建物は、建設スパンが短く、コストも相当抑えられる上、現庁舎より災害に強く、維持管理費も減ると考えるが、市長に見解を尋ねる。

A　新庁舎建設に限らず、公共施設の更新や維持管理については、国や地方自治体の大きな課題であり、世代をまたぐような様々な施設計画がなされていくべきである。95億という総事業費の事業コストを圧縮し、様々な工夫は必要であり、プレハブ工法の建物という選択肢ではなく、様々な手法も検討し実行していく必要があると考えている。

【その他の質問】
・公共施設マネジメントについて

とぴっくす

議会個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等

亀山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程に基づき、令和５年度における議会が保有する個人情報の開示・訂正などの状況を次のとおり公表します。

1　保有個人情報の開示請求件数　０件
2　保有個人情報の訂正請求件数　０件
3　保有個人情報の利用停止請求件数　０件
4　保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する決定の状況
（１）開示決定等　０件
（２）訂正決定等　０件
（３）利用停止決定等　０件
5　審査請求件数　０件

視察報告

広聴広報委員会

視察日：令和６年１月24日、25日
視察先：岡山県久米郡美咲町、京都府

◆内容　広聴広報の取組について

美咲町議会では令和２年から、「美咲町議会メディアミックス構想」を策定し、あらゆる広報の手法を確立している。具体的には、議会だよりや議会ＨＰのほか、美咲町が運営するケーブルテレビ局である「みさきテレビ」や、各種SNSなど、これらの様々な手法を積極的に活用し、議会に関する情報を幅広い世代に向けて発信している。特に番組制作については、美咲町議会からみさきテレビへ積極的にプレスリリースを行い、委員会での活動や来町視察の紹介などをみさきテレビが取り上げ、収録・編集を行った動画について、美咲町議会が使用申請を行うことで、それらの動画を様々な媒体で配信・発信することができている。

京都府議会では、これまでも数多くの広報広聴の取組を実施してきたが、令和３年に現状の広報番組等の検証やICTを利用した情報メディアの活用について、検討を行ったところ、テレビ広報番組の在り方を大きく見直すこととなった。具体的には、これまで地元のテレビ局であるKBS京都と協働し、年５回の30分番組を制作してきたが、議会活動をよりコンパクトかつタイムリーに届けるため、放送回数と放送時間について、それまでの年５回の30分番組から、24回の５分番組と、２回の15分番組とに大幅に増やしている。制作された番組は、KBS京都に二次利用申請を行い、YouTubeで配信している。

所　感

美咲町・京都府とは、議会の規模や体制の違いはあるものの、「どうしたら多くの市民に議会活動に興味を持ってもらえるか、理解してもらえるか」ということについて、様々な努力がなされていることを強く感じることができた。

また、市民が気軽に議会に触れる機会を増やすことが必要であり、他の媒体、SNSなどを活用して、亀山市議会においても、日常の議員活動の動向を伝える方法を検討したり、次代を担う若者に政治に関心や興味をもってもらえるような、広聴広報の取組が必要であると感じた。

表紙写真から

阿野田農村公園への遠足（みなみ保育園）

保育園のみんなで暖かい日に、阿野田の農村公園まで遠足に出かけました。滑り台などの遊具もあり、いろんな遊具で遊んだり、鬼ごっこをしたりして楽しかったです。保育園のみんなのとてもいい思い出になりました。

令和６年 ６月定例会日程（予定）

5月31日	６月定例会開会	10：00~
6月13日	議案質疑	10：00~
14日	一般質問	10：00~
17日	一般質問	10：00~
19日	産業建設分科会 産業建設委員会	10：00~
20日	教育民生分科会 教育民生委員会	10：00~
21日	総務分科会 総務委員会	10：00~
25日	予算決算委員会	10：00～
	議会運営委員会	11：00～
26日	６月定例会閉会	10：00～

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎（0595）84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率80%、白色度80%の再生紙および植物油インキを使用しています。

亀山 かめやま 市議会だより

令和６年
６月定例会号
vol.97
令和６年８月１日
発行　三重県亀山市議会
編集　広聴広報委員会

表紙写真：亀山消防署見学（昼生保育園）

６月定例会のあらまし …… P2～3

- 防災情報伝達システム整備事業など含む補正予算
  令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について　**可決**
- マイナンバーカードを保険証利用するためのシステム修正に係る補正予算
  令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計
  補正予算（第１号）について　**可決**

６月定例会

- 議案と議決結果…… P4～5
- 議会の主な動き…… P5
- 議案質疑…… P7～11
- 一般質問…… P11～18
- 関連質問…… P19

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください　亀山市議会　検索　https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

６月定例会は、５月31日から６月26日までの27日間の会期で開催しました。

今定例会では、開会日に、条例の一部改正６件、令和６年度各会計補正予算２件、その他、財産の取得や市道路線の認定、専決処分した事件の承認など11件、合わせて議案19件と、報告５件が提案されました。

また、閉会日の６月26日には、追加議案として、市長から令和６年度一般会計補正予算１件と、議会から委員会提出議案として、国への意見書提出１件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は４ページ～

防災情報伝達システム整備事業など含む補正予算
令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

全会一致 可決

令和６年能登半島地震から得られた情報と教訓から、災害時の情報伝達のあり方を再検討し、情報伝達の重層化を図るため、新たなシステムを整備する経費、市内のグループホームが整備する非常用発電機設備に係る補助金、秋から開始する新型コロナウイルスワクチン定期接種に要する経費、自治会等に対するコミュニティ助成事業補助金、及び民間保育所の施設整備に係る補助金の増額などを計上するものです。

【本会議での主な質疑】

- ○自治会支援事業について
- ○防災情報伝達システム整備事業について
- ○予防衛生事業について
- ○民生費国庫補助金について
- ○市民活動応援事業について
- ○民間保育所等整備事業について

防災情報伝達システム整備事業イメージ図

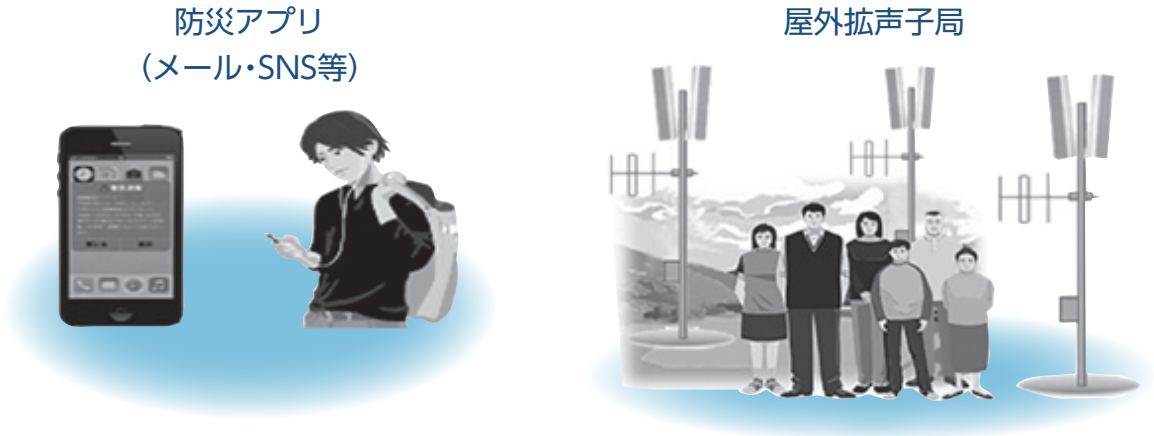

防災情報伝達システム整備事業とは、市独自の防災アプリの導入や、孤立のおそれのある地域への新たな防災行政無線の設置を行うなど、広く市民に情報を伝達する仕組みを新たに構築し、整備を進めるものです。

6月定例会のあらまし

マイナンバーカードを保険証利用するためのシステム修正に係る補正予算

令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第１号)について

賛成者多数
可決

マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応など、社会保障・税番号制度の改正に伴うシステム修正委託料を計上するとともに、その財源となる国庫支出金を計上するものです。

【本会議での主な質疑】

○現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について

○10割負担の特別療養費について

【本会議の反対討論】

マイナンバーカードは任意であるのにマイナ保険証の利用を進めるだけでなく、マイナンバーカードを持っていない人を含め、全ての人の保険証まで廃止してしまう強引な手法である。

請願の結果

件　名		請願者	紹介議員	結果
請　願 第１号	「再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書」採択に関する請願	三重県津市丸之内養正町1－1 三重弁護士会 会長 長谷部 拓哉	森　英之 新　秀隆 福沢　美由紀 岡本　公秀 小坂　直親 櫻井　清蔵	全会一致 採択

委員会提出議案　意見書の提出について(１件)

全会一致で **可 決**

【総務委員会提出議案】

再審法(刑事訴訟法の再審規定)改正を求める意見書

・国は、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、
再審法(刑事訴訟法の再審規定)を速やかに改正すべきである。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。

６月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 　 は、5ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
39	**亀山市税条例の一部改正について** 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
40	**亀山市都市計画税条例の一部改正について** 地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
41	**亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について** 省令基準が改正され、保育士及び保育従事者の配置基準が見直されたことに伴い、省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
42	**亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** 令和6年7月1日から亀山市石水渓キャンプ場バンガロー施設に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
43	**亀山市営住宅条例の一部改正について** 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
44	**亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について** 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、条例で定義している管理不全状態の空家等に対し、新たに同法で管理不全空家等が規定されたことなどから、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
45	**令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について**	可決	全員賛成
46	**令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について**	可決	賛15：反2
47	**財産の取得について** 平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について令和６年５月14日付けで仮契約したので議会の議決を求める。	可決	全員賛成
48	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、本町18号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
49	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、川合52号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
50	**市道路線の認定について** 開発行為により設置された新規路線である、川合53号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
51	**市道路線の認定について** 国道の路線の変更に伴い、市道として存置する必要のある、梶ヶ坂１号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
52	**市道路線の認定について** 国道の路線の変更に伴い、市道として存置する必要のある、市場１号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	**市道路線の変更について** 国道の区域変更に伴う板屋北在家線の路線の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	**市道路線の廃止について** 国道との重複認定解消のための北在家板屋線の路線の廃止について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	**専決処分した事件の承認について** 地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要な亀山市税条例の一部改正を、令和６年３月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
56	**専決処分した事件の承認について** 地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要な亀山市都市計画税条例の一部改正を、令和６年３月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
57	**専決処分した事件の承認について** 地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月30日に公布されたことに伴い、同年４月１日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、令和６年３月30日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
58	**令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について**	可決	全員賛成
委員会3	**再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書の提出について**	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成　反は反対　なお、森美和子議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議案名 ＼ 議員名		古田吉昭	櫻木善仁	深水隆司	草川卓也	中島雅代	森英之	今岡翔平	髙島真	新秀隆	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	服部孝規	小坂直親	櫻井清蔵
議案第46号	令和6年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	—	賛	賛	賛	反	賛	賛

議会の主な動き

4月

３日　広聴広報委員会
８日　広聴広報委員会
15日　広聴広報委員会
16日　政策検討部会
19日　全員協議会
　　議会改革推進会議検討部会
　　教育民生委員会協議会
23日　議会改革推進会議
24日　東京都西東京市行政視察来庁
　　（議会改革）
26日　総務委員会

5月

９日　北海道江別市行政視察来庁
　　（議会改革）
10日　政策検討部会
15日　総務委員会協議会
　　総務委員会
　　徳島県阿南市行政視察来庁
　　（市立図書館）
16日　教育民生委員会協議会
17日　産業建設委員会協議会
20日　全員協議会
21日　教育民生委員会
24日　議会運営委員会
28日　山口県防府市行政視察来庁
　　（企業誘致）
29日　政策検討部会
31日　６月定例会　開会
　　予算決算委員会

6月

13日　議会運営委員会
　　本会議　議案質疑
　　予算決算委員会
14日　本会議　一般質問
17日　本会議　一般質問
18日　本会議　一般質問
19日　予算決算委員会産業建設分科会
　　産業建設委員会
　　産業建設委員会
20日　予算決算委員会教育民生分科会
　　教育民生委員会
　　教育民生委員会
21日　予算決算委員会総務分科会
　　総務委員会
　　総務委員会
25日　予算決算委員会
　　議会運営委員会
26日　６月定例会　閉会
　　予算決算委員会

各常任委員会の所管事務

５月15日、16日、17日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

総務委員会協議会

（５月15日）

所管部署

・政策部
・総務財政部
・防災安全課
・会計課
・消防本部及び消防署
・監査委員事務局
・選挙管理委員会事務局

教育民生委員会協議会

（５月16日）

所管部署

・市民文化部
・健康福祉部
・子ども未来部
・医療センター
・教育委員会

亀山森林公園やまびこ

関 B&G 海洋センター温水プール

産業建設委員会協議会

（５月17日）

所管部署

・産業環境部
・建設部
・上下水道部

中の山配水池応急給水

市道地蔵院西ノ口

令和６年度亀山市中学生議会を開催します

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して参画意識を高め、子どもたちの自由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和６年度亀山市中学生議会を開催します。

日　時　令和６年８月27日（火）　午後１時30分から

場　所　亀山市議会議場

中学生議長及び議員　市内中学３年生　18名程度

テーマ　もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

この中学生議会では、一般質問を体験していただきます。

※中学生議会の傍聴については、学校関係者及び保護者に限定させていただきます。

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は２次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。

議案質疑

櫻木　善仁＜新和会＞

議案第44号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

●改正内容について

Q　今回の条例改正は必要であったのか。

A　本市では、平成28年９月に施行した亀山市空家等対策の推進に関する条例において、放置しておくと特定空家等に該当するおそれのある「管理不全状態の空家等」を空家等対策の推進に関する特別措置法に先駆けて規定していたが、法改正により「管理不全空家等」として新たに位置づけられ、措置についても法において運用することになったため、条例から管理不全状態の空家等に対する規定を削除するものである。

Q　今回の法改正に伴い、管理不全空家等への勧告に関する規定が、市の条例から削除されることにより、これまでより緩和されることになるが条例で規定するべきではないのか。

A　今回の改正は、法律より先に条例で規定していた管理不全状態の空き家に対する措置等が法で整備されたため、重複する規定を削除している。これにより、条例上、管理不全空家等に対する措置が読み取れなくなることから、改正後の条例と法の関係等について、市ホームページなどを通じて周知していく。

Q　今回の法改正では、管理不全空家等になる前に空き家等の活用の拡大が示されているが、市の条例に反映させる必要はないのか。

A　今回の法改正による３本柱の一つである「活用の拡大」については、重点的に空き家等の活用を図るエリアを空家等活用促進区域として定め、空き家等の用途変更や建て替え等を促進することができるようになった。促進区域の指定等については、別途要綱や空家等対策計画の改定等により定めるが、事業の実施については現状を見極めつつ、慎重に検討していく。

【その他の質疑】

・議案第42号　亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について
・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について
・報告第２号　令和５年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

伊藤　彦太郎＜勇政＞

議案第51号　市道路線の認定について、及び議案第52号　市道路線の認定について

●一般国道25号上に市道を認定する理由について

●重複する区間の管理者はどうなるのか

Q　一般国道25号上になぜ市道の認定を行うのか。

A　当該路線については、三重県で管理する一般国道25号加太地内の猪之元橋の橋梁架け替えに伴うバイパス道路工事において、現在の国道25号を亀山市道路認定及び廃止に関する規程に基づき市道認定するものである。当該路線は、国道から公共施設の河川施設に接続する道路となり、沿道が住宅地や耕作地として利用されていることから、「国道または県道の路線の変更または廃止に伴い、市道として存置する必要のある道路」に該当するため、路線を廃止するのではなく市道として移管を受けることとした。

Q　事業のスケジュールについて尋ねる。

A　三重県の事業として令和４年度に道路設計業務委託の実施、令和５年度に用地立ち会い、令和６年４月及び５月に地元説明が行われた。今後は、地元のまちづくり協議会への説明会実施のほか、一部用地買収を行い、順調に進めば秋以降に右岸側の橋台工事に着手する。令和７年度以降は、引き続き、用地買収や工事を進め、令和11年から供用開始を目指して事業の推進を図っていくと聞いており、当該路線の市への移管はそれ以降となる。

Q　令和11年までは県管理の国道と市道が重複する区間が発生するが、どこが管理するのか。

A　重複する部分は、県道に関する規定を適用するため、引き続き三重県が管理することになる。バイパス工事が完了し、新道が供用開始される際には、三重県から管理の引継ぎを受け、三重県の道路区域変更手続き完了後に、市道として管理することになる。

鈴木　達夫＜結＞

議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

●防災情報伝達システム整備事業について

・整備方針の変更の経緯とポイントについて

・孤立するおそれのある地域等への対応について

・市公式ＬＩＮＥとの連携について

Q　整備方針の変更の経緯とポイントについて尋ねる。

A　令和６年１月１日に発生した能登半島地震の教訓を基に、災害時の通信インフラの強さと住民への迅速な情報伝達の必要性を再認識し、ハード面重視からソフト面重視へと転換し、３つのポイントから方針の見直しを行った。１つ目は、市独自の防災アプリを主体とした情報伝達を行うこと、２つ目は、土砂災害など災害リスクが高く、孤立するおそれの高い中山間地域に補完的に同報系屋外スピーカーを設置すること、３つ目は、防災ＤＸによる情報伝達・収集機能の強化のため、発令判断支援システムの整備や各指定避難所・地区コミュニティセンターなどへデジタル簡易無線機やＩＰ無線機等を配備することである。

Q　５地区を孤立するおそれのある地域とした理由について尋ねる。

A　災害発生時の本市の特性として、中山間地域へ通じる道路が土砂崩れなどにより途絶した場合、地域が孤立し、救助活動が困難になることが想定されるため、過去の災害の被害状況や避難所開設状況なども考慮し、総合的に判断した。

Q　防災アプリをはじめとする他のアプリと亀山市公式ＬＩＮＥとの連携についてどのように考えているのか。

A　防災アプリは、本庁の基地局と直結し、自動配信で情報を届ける緊急防災情報に特化した情報伝達ツールである。現時点では、防災アプリと亀山市公式ＬＩＮＥとの連携は考えていないが、市民への情報提供として、緊急時の防災情報の共有は図っていく。また、様々な情報伝達ツールの重層化は、有事に備えて非常に有効であると考えている。

福沢　美由紀＜日本共産党＞

議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

●防災情報伝達システム整備事業について

・計画変更に至った経緯について
・高齢者・障がい者への対応について
・市民への周知について

Q　５月15日の総務委員会協議会で説明のあった整備方針の事業費と比較すると、今回の補正予算で計上された事業費は減額されているが、その理由について尋ねる。

A　本事業は総合計画後期基本計画の主要事業であり、事業の目的や内容など事業形成要件を変更するものではなく、財政上の観点から予算査定を行ったものである。

Q　市民の命に関わる事業費の予算を減額することで機能や安全性に影響はないのか。

A　生命や財産を守るためのシステムとして、機能に影響がないよう事業化していく。

Q　高齢者や障がい者への対応について尋ねる。

A　避難行動要支援者登録名簿の中から、災害リスクの高い地域に居住されている約150名を対象者としていく。防災アプリのインストールの説明をはじめ、自宅のテレビへの専用機器や専用タブレットの貸与など福祉関係部署との連携や聞き取りを行い、丁寧に進めていく。

Q　市民にはどのように周知していくのか。

A　当該事業の実効性を高めるためには、防災アプリの普及が必要不可欠と考えている。自治会や自主防災会の活動に普段から活用していただくことで普及につなげていきたい。今後は市ホームページやケーブルテレビ、広報を通じて事業内容を周知するとともに、防災アプリ加入促進のための説明会や地域への防災出前講座を通じて、事業のＰＲや防災アプリ加入促進を行う。

【その他の質疑】
・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）の予防衛生事業について
・議案第39号　亀山市税条例の一部改正について

深水　隆司＜新和会＞

議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

●予防衛生事業について

・予防接種委託料の内容について
・周知方法について

Q　新型コロナウイルスの予防接種委託料の財源となるワクチン生産体制等緊急整備基金とはどのような内容のものなのか。

A　当該基金は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症のワクチン開発と並行し、国内のワクチン生産体制の整備を図り、早期に国民向けのワクチンを確保し、将来の感染症危機に即応できるワクチン生産体制を整備することを目的として設置された基金であり、国はこの基金を活用して、市町村に対してワクチン接種１回当たり8300円の助成を行う。

Q　新型コロナウイルスワクチン接種に向けて市民へはどのように周知していくのか。

A　個別の通知は行わないが、季節性インフルエンザなどと同様に、広報や市ホームページ等を活用し周知する。また、接種いただく医療機関に啓発用ポスターやチラシを置く。接種の時期は、10月頃と国から示されているため、その時期に向けて市民に十分ご理解いただけるよう周知していく。

Q　新型コロナウイルスワクチン接種における副作用等の事故が発生した場合の対応について尋ねる。

A　健康被害が生じ、ワクチン接種によるものであると厚生労働大臣の認定を受けた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度を利用していただくことになる。

【その他の質疑】
・議案第39号　亀山市税条例の一部改正について
・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）の市民活動応援事業について

櫻井　清蔵＜勇政＞

議案第43号　亀山市営住宅条例の一部改正ついて

●一部改正の背景と改正内容について

Q　民間が所有する賃貸共同住宅５戸を借上げるための条例改正であるが、令和６年度当初予算を見ると、住宅借上料5655万6000円が計上されている。この６月定例会では予算補正が計上されていないが、当初予算にこの５戸分も含まれているのか。

A　借上型市営住宅に関する予算措置としては、令和６年度当初予算で５戸の借上げ分も含めて住宅借上料5655万6000円を計上している。

Q　３月に令和６年度当初予算を提案する際に、条例改正をなぜ同時にしなかったのか。予算計上時に同時に条例改正するべきではないのか。

A　地方自治法第222条では、「条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うものは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、議会に提出してはならない」と規定されている。令和５年度の借上型市営住宅選定委員会において、東御幸町の住宅５戸を借上げ住宅とし、間違いなく事務的に進むことから当初予算に計上した。

Q　借上型市営住宅選定委員会はいつ開催され、いつ決定したのか。

A　借上型市営住宅選定委員会は、令和５年８月３日に開催されており、採用決定は８月８日に行っている。

【その他の質疑】

・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

服部　孝規＜日本共産党＞

議案第46号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

●システム修正委託料について

・現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について

・10割負担の特別療養費について

Q　現在の保険証廃止に伴い、代わりに発行される資格確認書について尋ねる。

A　資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、現行の保険証の代わりとして発行する。対象者が申請することで交付するが、当面の間は市から自動的に交付する。

Q　マイナ保険証の電子証明書は有効期間が５年であり、国は資格確認書の有効期限を５年を上限に発行するとのことであるが、市は５年有効の資格確認書を発行するのか。

A　現時点で資格確認書の有効期間については決定していない。県内のアンケート調査によるとおおよその市町が１年を目途に更新すると聞いている。

Q　今回の改正で１か月、３か月、６か月しか使えない短期保険証が廃止され、従来の「10割負担の資格証明書」が「10割負担の特別療養費」に置き換えられるが、その内容について尋ねる。

A　特別療養費は、医療機関の窓口で10割支払った後、後日申請により７割または８割分の払戻を受ける制度であり、現在の資格証明書の発行件数はゼロである。今後は、マイナ保険証の場合は、カード情報を読み取って特別療養の表示確認を行い、また、資格確認書の場合は、特別療養に該当することが分かるよう表示するため、被保険者に10割の負担を求めることになる。

【その他の質疑】

・議案第44号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

岡本　公秀＜新和会＞

議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について

●民生費国庫補助金について
・就学前教育・保育施設整備交付金について
・地域介護・福祉空間整備等交付金について

Q　就学前教育・保育施設整備交付金5778万円が増額となり、この交付金を充てた歳出の民間保育所等整備事業は138万8000円となっているが、この差額について尋ねる。

A　当該交付金は認定こども園を整備する社会福祉法人等への財政支援を行うもので、国からの交付金の増額により、市の負担が軽減されるため予算補正するものである。

Q　地域介護・福祉空間整備等交付金の使途と対象施設について尋ねる。

A　市内の認知症高齢者グループホームが実施する非常用自家発電設備の整備を支援するもので、災害時の利用者の安心・安全を確保できるものと考えている。今回の対象施設数は、認知症高齢者グループホーム１か所である。

Q　整備される自家発電設備の設置業者や具体的な整備手法、契約方法について尋ねる。

A　補助事業者が現在計画策定の段階であるため、設置業者や施工方法などは決定していない。基本的には補助事業者が設備設置の施工業者を選定いただく場合は、市の規定に準じて行うよう指導している。また、補助事業者等が市へ契約事務について支援を求める場合、入札行為等に関して一定の支援を実施することになるが、現時点で申出はないため、基本的には入札等を実施していただくことを想定している。

【その他の質疑】
・議案第45号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）の防災情報伝達システム整備事業について

一般質問

持続可能な地域医療の提供を

深水　隆司＜新和会＞

地域医療の充実について

●医療センターの機能強化と経営健全化について
・新型コロナウイルス感染症の対応について
・人工透析外来の現状について
・病院経営について

Q　医療センターにおける新型コロナウイルス感染症の対応の現状について尋ねる。

A　令和５年５月に新型コロナウイルス感染症が５類感染症となり、季節性インフルエンザなどの感染症と同等の取扱いとなったため、来院の際にマスク着用、消毒へのご協力をお願いし、通常の外来診療を行っている。

Q　新型コロナウイルス感染症の対応のために設置した発熱外来施設の現在の活用状況と今後の活用方針について尋ねる。

A　現在は感染症に関する勉強会などの院内研修や会議スペースとして活用している。今後は、新たな感染症の発生により一般診療の患者と動線を分ける必要が生じた際にいつでも使用できるよう環境整備を行っていく。

Q　医療センターの近隣に透析専門のクリニックが開業され、市内に透析治療ができる施設が２か所となったことによる影響はないのか。

A　医療センターと近隣のクリニックの医療サービスには異なる特徴があるため、患者にとって医療サービスの選択肢が増え、病状や生活環境に合った治療が受けられると考えている。

Q　院長が地域医療統括官を兼務することにより、病院全体への影響はないのか。

A　これまでの病院事業管理者の尽力や市長部局の支援、三重大学や滋賀医科大学との連携により、安定的な診療体制が図られつつある。病院経営の健全化を進めるため、一定の行政経験を有する者を会計年度任用職員として任用し、地域包括ケアシステムや地域医療の取組にも関わりながら、地域医療の拠点病院として市民の期待に応えられるよう健全で安定的な病院経営に努めていく。

【その他の質問】
・持続性を保つ健全な財政運営について
・道路の保全・整備について
・行政ＤＸの推進について

外部の知見なしに財政改革ができるのか

今岡　翔平＜勇政＞

財政構造改革骨太方針2024について
●歳入確保の考え方について
●財政構造集中改革管理委員会について

Q　財政構造改革骨太方針2024は歳出に特化した内容となっているが、歳入確保など財政に関することを全て含めるべきではないか。

A　当該方針は、歳出削減に重点的に取り組むことで財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的としている。また、歳入確保も重要であるため、第３次行財政改革大綱に掲げる歳入確保の取組は引き続き進めていくが、持続可能性が非常に厳しい局面であることから、聖域なき歳出削減に重点的に集中的に取り組むことが本市の行財政運営につながると考えている。

Q　財政構造集中改革管理委員会は、これまでの財政をけん引してきた市長等により組織されているが、この体制で前例にとらわれない聖域なき歳出削減ができるのか。

A　多様化する市民ニーズなどへの対応を進めてきた中、国際情勢や社会経済状況の影響によるエネルギー価格高騰や物価高騰、人件費の上昇などの急激な変化により、財政の収支バランスが崩れたものと認識している。今後、ごみ処理施設の更新などの大規模施設整備を控える中、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立するため、緊急的な財政構造改革が必要であり、スピードと強力な推進力に加え、主体性が必要であることから庁内組織による進捗管理が適切であると認識している。

Q　外部の知見が必要と考えるが、市の考え方を尋ねる。

A　これまでも外部の知見を入れながら取組を進めてきており、職員全員が意識を共有しながら、この局面に取り組むことが今は極めて重要である。共通認識のもと、全庁挙げて取り組み、議会の理解もいただきながら、共にこの局面を乗り越えていかなくてはならないと考えている。

【その他の質問】
・市立医療センターについて
・空き家対策について

外部資源を活用し教育の充実を

森　英之＜結＞

広報かめやまについて
●広報かめやまの発行回数について
小学校のプール授業の今後のあり方について
●外部資源活用の考え方について

Q　広報「かめやま」は市民にとって情報源として非常に大事なものである一方で、各戸配布しているため自治会長等の負担となっている。そのような中、亀山市公式ＬＩＮＥアカウントが運用され、スマートフォンがあればいつでも情報が見られるようになったことから、毎月１日号と15日号の２回発行していた広報を１日号に集約し、情報をバージョンアップすることで、月１回の発行とすることはできないのか。

A　市広報の発行回数は、市町合併協議によりタイムリーな行政情報を提供するため、月２回発行を基本としている。合併当時と比較すると、ホームページやＳＮＳなど電子媒体も充実し、それらを通じて情報を入手される方が着実に増加している状況にあるため、広報かめやまの発行回数については、伝わる広報の視点から、効果性や即時性、市民ニーズの実態、広報媒体間の補完性、費用対効果など、よりよいあり方について多面的な検討を行っていく。

Q　小学校のプール施設については、例年、保守点検等により修繕が実施されており、老朽化が見られる施設もあるため、関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールなど外部資源を活用してはどうか。

A　関Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールは天候や気温等に左右されず、１年間を通じて計画的に指導でき、学校の設備管理が省かれることも大きな利点であるが、一方で、施設までの移動時間や手段などの課題がある。プール施設は管理に時間と費用を要するという側面からも、学校間の共同利用や外部資源の活用について検討していく。

Q　実施可能な一部の学校をモデル校として取り組み、課題等を検証しながら進めていくべきと考えるが見解を尋ねる。

A　小規模校における交流学習の視点も含め、令和６年度は試験的に白川小学校の児童が野登小学校へ、亀山南小学校の児童が昼生小学校へ移動し、プール授業を全学年１回ずつ実施する。この実施を通じて、授業形態や児童の移動手段等の課題を整理する予定である。

【その他の質問】
・財政構造改革骨太方針2024について

総事業費95億円は財政状況を踏まえ実現可能で適切なのか

服部　孝規＜日本共産党＞

新庁舎建設について

●庁舎を分散型ではなく集約型にした判断は正しかったのかについて

●95億円という総事業費は、現在の財政状況を踏まえても実現可能で適切なものなのかについて

Q　新庁舎建設整備計画では、費用がかかる集約型、低層３階の建物としており、総額95億円かかる計画となっている。今後、ごみ処理施設や学校施設など庁舎以外に大型施設の更新が控えており、市の財政状況が厳しく、財政構造改革が必要な中で、総事業費95億円の新庁舎建設は実現可能であるのか。

A　新庁舎整備に係る事業費は、概算の総事業費95億円を示しているが、具体的な建設場所を決定し、整備計画をより具現化していく段階で新庁舎の必要面積や階数などを精査し、コンパクト化等について検討するなど、できる限り財政負担の低減を図っていく。財政状況が厳しい中、新庁舎、ごみ処理施設、し尿処理施設、学校施設の大規模施設の更新が控えており、４施設全体で施設整備のあり方や実施時期について十分検討していく必要がある。

Q　低層３階建て、集約型の庁舎とすることを整備計画で示しているが、変更することはあるのか。

A　新庁舎整備計画の基本構想で示している「低層３階、集約型」ということは基本方針であるため、現段階で変える予定はない。４つの大規模施設整備に伴う財政負担について、実現可能であるのかを令和６年度に全て検証する中で、スケジュールや規模など実現できないという結果が出た場合には、変更することも検討していかなくてはならないと考えている。

【その他の質問】
・財政構造改革骨太方針2024について

関宿周辺の裏道整備を早急に

新　秀隆＜公明党＞

安心安全のまちづくりについて

●亀山市歴史的風致維持向上計画について

・関宿の裏道整備の進捗状況について

Q　東海道関宿の来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路と区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性の向上を図るため、関宿周辺の裏道を整備することが、歴史的風致維持向上計画に位置付けられている。裏道整備に関する地域住民との合意形成の進捗状況について尋ねる。

A　令和６年２月に実施した沿線住民に対する道路拡幅についての意向調査の結果では、道路拡幅により救急車両などの出入りがしやすくなるなど利便性の向上が図られるとの意見がある一方で、土地が減る、家屋に影響が生じるなど道路整備後の状況を危惧する意見もあった。これらの意見を踏まえ、今後も引き続き地域住民との合意形成に向けて努力していく。

Q　今後、地権者との合意形成はどのように進めていくのか。

A　裏道道路の整備効果として、災害発生時の緊急車両の進入が可能になることや、来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路を区分し、地域住民の住環境の維持向上と来訪者の利便性の向上が図られることから、地権者にご理解いただけるよう進めていく。

【その他の質問】
・安心安全のまちづくりについて
　防災情報伝達システム整備事業について
・住宅施策について

令和８年のコストコのオープンを確実に

古田　吉昭＜新生みらい＞

商業施設の誘致について
●コストコの建設工事の進捗状況について
●今後の対応について

Q　令和４年２月にコストコの誘致の立地協定を結んでから、同時開業と言われていた滋賀県では令和６年８月22日にオープンするが、当市ではなぜここまで遅れているのか。

A　（仮称）コストコ亀山倉庫店の誘致については令和４年２月28日に立地協定を締結し、令和６年から令和８年のオープンに向けて、コストコ、三重県、亀山市の３者がお互いに協力して進めていくとしている。当初、最短の令和６年オープンを目指して関係者と定期的に会議を開催し進めていたが、国際紛争や新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化による物価高騰の影響から、建設コストが大幅に増加し、土地取得の交渉にも時間を要したため、少し遅れている。今後、早期オープンに向けて三重県と連携し協議していく。

Q　令和８年にオープンすることは可能なのか。また、今後どのように話を進めていくのか。

A　現在、コストコ側が建設時期を見極めながら、いくつかの課題を一つずつ解決に向けて動いている。令和５年12月末には日本支社長とお会いし、本市でのオープンを目指すという強い意思を確認している。早期オープンできるよう三重県と連携して、コストコとディベロッパーに対し事業推進の申入れを行い、土地造成や建設コスト削減の方法も一緒に検討するなど、市としてできる限りの支援を行う。

Q　コストコの開業延期や建設中止の可能性はないのか。

A　立地協定した当初から、令和６年から８年の間での開業を目指しており、公表もしている。市としては令和８年のオープンが実現できるよう支援していく。

【その他の質問】
・風水災害について
・鈴鹿川堆積土砂の取扱いについて
・新庁舎建設について

子どもたちが主体的に遊びを創造できる場を

櫻木　善仁＜新和会＞

野外体験保育（自然保育）の取組について
●野外活動を中心とした、地域の自然を活用する体験を取り入れた保育や幼児教育の推進に対する考え方について
●現状と今後の展望について

Q　野外活動を中心に地域の自然を活用する体験を取り入れた保育は、加太保育園が亀山森林公園やまびこで行っているが、地域の自然を活用する保育や幼児教育の推進に対する市の考え方について尋ねる。

A　田植えや稲刈り、梅の実採取など自然を活用した魅力ある豊かな教育・保育活動は、本市の特徴である。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に自然を活用した体験活動を通じて育まれた意欲や探究心、豊かな感性やたくましさは、これからの社会を生き抜く子どもたちの大きな力となる。今後も市民や関係者の力を借りながらさらに充実させていく必要がある。

Q　野外体験活動からどのような成果が得られたのか。

A　数々の自然に触れて、活動することで、子どもたちの五感が磨かれ、豊かな感性が育まれている。活動の中での発見や体験の感動は、友達や先生、家族に伝えたいという想いにつながり、子どもたちの言葉や表現力を豊かにするほか、達成感や満足感は次への意欲も生み出す。また、遊びの中で自然と体が鍛えられ、体幹が強くなりバランス感覚も磨かれている。これらは子どもたちに身につけさせたい３つの力、「健康な心と体で生活できる力」「相手の気持ちや状況が分かり楽しく活動し、協力できる力」「自分で考え、意欲的に遊び、学ぶ力」につながっている。

Q　幼児教育から学校教育へのつながりについて尋ねる。

A　就学前の子どもたちの育ちや学びの成果を学校教育で生かしていくために、人をつなぐ、組織をつなぐ、学びをつなぐという３つの連携を大切に円滑な接続を目指して取り組んでいる。

【その他の質問】
・新庁舎建設について
・農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画（人・農地プラン）について

事業費等の積算根拠は明確に

伊藤　彦太郎＜勇政＞

契約調達について
●業者情報の取扱いについて
●見積りの必要性について

Q　３月定例会で各中学校に設置するエレベーターを乗用エレベーターとする場合の見積額の積算根拠や見積業者について尋ねた際に「令和６年度に業者選定し、設計業務を行うが、今、業者名を公表すると入札業務で業者に不利益を与えることも考えられるため公表は控える」とのことであったが、一体どのような不利益なのか。

A　一般的に予算要求や契約及び入札前に徴取した参考見積の業者名を明らかにすることは、公正な入札執行が妨げられるおそれがあるとともに、競争入札の際に、価格が漏れることにつながるため入札執行前に公表はしていない。

Q　入札後であれば公表できるのか。

A　入札行為が終わった後でも、参考見積額や見積業者は公表できない。

Q　情報公開において、中学校全員喫食制給食実施事業の業務委託料約８億円の積算根拠について公開された資料は、業者からの聞き取りをまとめた２、３行の情報のみであったが、契約調達の視点から、見積りの必要性について尋ねる。

A　業務委託料の積算根拠については、教育委員会事務局において、受託が可能な事業者から示された資料をもとに積算されたものと考えており、積算根拠が明確で内容が精査されたものであれば、特に見積書は無くても構わない。

【その他の質問】
・財政構造改革骨太方針2024について
・中学校全員喫食制給食実施事業について

新しい視点に立った工業団地の造成を

鈴木　達夫＜結＞

亀山市の現状と今後について
●多くの市民からよく尋ねられることについて問う
・新たな工業団地は造るの？

Q　新たに工業団地を造る予定はあるのか。

A　これまで亀山・関テクノヒルズを中心に多種多様な産業の集積に努め、約20年間で24社に操業をいただいており、今後も安定した歳入確保、雇用の創出、地域経済の活性化という側面から、さらなる企業誘致への取組が重要であると認識している。亀山・関テクノヒルズの区画も残りわずかであるため、この地域に隣接する亀山インターチェンジ周辺での新たな産業団地の確保や水の安定供給のためのインフラ整備の検討を開始するなど、新たな局面を迎える中、現在、亀山・関テクノヒルズの開発事業者である住友商事株式会社と新たな産業団地の実現に向けて協議を行っている。

Q　財政改革骨太方針2024でも示されている「公民連携の取組」について、例えば、組合を設立して、土地整備事業を行政が主体的に行う中で、事業者と連携する新たな取組を行うことはできないのか。工業団地の実現において、行政が果たす役割や支援の考え方について尋ねる。

A　公民連携の進め方については、土地区画整理事業や民間事業者への提案方式など、計画段階から関わりながら開発を行っている自治体もある中、民間による開発を基本とし、そのノウハウを活用した様々な事業手法があるため、本市においても、公民連携という視点も踏まえて検討を進めていきたい。

【その他の質問】
・亀山市の現状と今後について
コストコは必ず来るの？
リニアはいつ通るの？亀山市のメリット・デメリットは？
亀山市の財政はそんなに弱くなったの？
亀山市の教育環境は整っているの？
「緑の健都　かめやま」は着実に進んでいるの？

市民が望む亀山のよりよい給食の実現を

福沢　美由紀＜日本共産党＞

中学校全員喫食制給食実施事業について
●なぜ給食センターや給食室の建設が不可能だったのか
●調理等業務委託事業者選定の経過について

Q　多くの市民が望む「みんなで食べる給食」、「市直営の給食」を実現するための給食センターや給食室の建設はなぜできないのか。

A　具体的な検討を進める中で、急激な社会情勢等の変化等により、事業費が当初計画からかなり増加する見込みとなり、建設用地の課題もある中で、当初の計画の手法では事業の早期実現や持続的展開が困難であると判断した。そこで、慎重な再検討を重ねた結果、外部調理委託による食缶搬入方式で、みんなで一緒のものを食べる給食の早期実現を図ることが適切であると判断した。

Q　給食センターは必要と認識されているが、実際に建設する時期が明確にされない中、小学校の自校方式の給食は守られるのか、今後の給食の方向性について尋ねる。

A　小学校の給食は、自校方式が望ましいとする基本的な考えは変わっていない。関学校給食センターは施設の長寿命化計画に基づき、耐用年数の延伸を図ることから、当面の間、給食の提供は行えると考えている。

Q　現在のデリバリー給食は、調理後２時間以内に喫食という学校給食法の衛生管理基準に示された基準が守られていないが、調理等業務委託事業者選定プロポーザルの実施において、この事業者を参加させるのか。

A　公募型プロポーザルの実施に当たっては、公平性を期す観点から事前に具体を公表するものではないため、答弁を控える。

Q　参加資格要件では、共同企業体による事業実施も可となっているのはなぜか。

A　単体企業では人員面や資金面などにおいて不足する要素を補完できることを想定し、より多くの応募者を募るため、他市の事例を参考に共同企業体も要件に加えた。

【その他の質問】
・保育所等ＩＣＴ化推進事業について
・保育所等での使用済み紙おむつの処分について

地方の声を国へ届ける努力を

岡本　公秀＜新和会＞

知事と市町長の円卓対話について
●子ども・子育て施策の充実・強化について
●太陽光発電施設の適切な設置・管理について
●地域コミュニティの維持及び活性化に向けた支援について

Q　子ども医療費や給食費の無償化については、県内同等に取り扱うべきと思うが、市長の見解を尋ねる。

A　自治体間の子育て支援策について、財政力や人口規模等で格差が生じていることは全国的にも指摘されている。本来は、全国一律の仕組みによる支援が担保されるべきで、地域の実情による地域間格差を解消し、全ての子どもが同じサービスが受けられる環境を作っていく必要があると考えている。

Q　現在、太陽光発電施設が造られて、全国でトラブルが発生している中、将来不要となった太陽光パネルの処理など生活環境への懸念があるが、市長の見解を尋ねる。

A　空き地等を活用した太陽光発電施設の導入が急激に増加している状況については、景観や生活環境上の問題や林地開発による土砂の流出等の防災面での不安、地域の営農環境への影響のほか、一定の役割を終えた発電施設が撤去されるのかという懸念もある。太陽光発電施設に関する将来のリスクを解消するためには、国の制度が必要であり、地方自治体においても新たな仕組みを構築する必要があると認識している。

Q　少子高齢化に伴う人口減少が進む中、地域コミュニティを維持し活性化していくためには、市民力と地域力で維持することになると考えるが、市長の見解を尋ねる。

A　コロナ禍を経験して、人とのつながりや地域とのつながり、コミュニティの重要性のほか、行政と市民、民間同士のパートナーシップなど様々な関わりのあり方が問われている。本市としては、協働の力をさらに高める努力を重ねるとともに、市町が進める地域力や文化力を高めようとする取組を三重県には包括的にサポートできるような制度の構築を依頼した。

【その他の質問】
・令和５年度事務事業点検について

市民には適切な情報提供を

櫻井　清蔵＜勇政＞

次期市長選挙について

●2009年の市長マニフェストにおいて、「市長の任期を最長３期12年に制限する」とし、情報公開と首長の多選禁止は21世紀の自治体経営の標準装備品、「絶対的権力は腐敗する」というイギリスの歴史家・アクトンの言葉を引用して、強大な権限を持つ市長の任期を制限すると公約に掲げられたが、現在、４期目の最終年を迎え、次期市長選挙を年明けに控えている中で、改めて市長任期の考え方について確認する

情報公開制度のあり方について

●公文書公開の考え方について

Q　市長の任期について、どのように考えているのか。

A　首長は、地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有することから、多選は行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面がある。一方で、地方分権時代においては、多選によって政治的実効力の向上や長期的な政策推進のメリットもある。基本的に高齢・多選については望ましくないという考え方を持っているが、首長は与えられた４年間の任期の中でその責務を全うすることが最も大切であると認識している。

Q　主要事業である「中学校全員喫食制給食実施事業」の変更に関する情報公開請求をしたところ、全面真っ黒に塗りつぶされた公開資料があったが、これが開かれた市政なのか。

A　今回の中学校全員喫食制給食実施事業の情報公開については、亀山市情報公開条例の規定に基づき、部長決裁により公開決定等を行っているが、請求内容や開示結果については報告を受けて承知しており、妥当な対応及び判断であったと認識している。

【その他の質問】
・新庁舎建設について
・中学校全員喫食制給食実施事業について

職員が意欲的な取組ができる風土の醸成を

豊田　恵理

財政構造改革骨太方針2024について

●方針を策定するに至った背景について

●取組方針について

●推進体制について

Q　他の類似団体よりも本市の人件費、物件費が多い理由とその対策について尋ねる。

A　本市の一般財源に占める人件費や物件費の割合は、同等規模の市が広域で行っている廃棄物処理や消防業務などを単独で行っていることから、類似団体と比較して高くなっている。安定した市民サービス提供の観点から、市単独で実施してきた経緯もあり、それらの事情を踏まえつつ、業務内容や方法を徹底的に精査し、歳出削減に取り組んでいく。

Q　自治体の財政規模に見合った事業の見直しが必要と考えるが、今後、どのように進めていくのか。

A　令和６年4月から、現在の財政状況と財政構造改革の必要性について庁内で情報共有する中で、財政構造改革骨太方針2024を策定し、現在、令和６年度予算の事業仕分作業を実施している。一般会計の全ての事務事業を一定の尺度で整理・体系化した上で、事業の優先順位の検討等を行い、令和７年度予算の配分枠を設定し、その配分枠内での予算要求の過程で事業の見直しや統廃合、廃止などを行う予定である。

Q　財政が厳しいことによる予算削減だけではなく、よい提案には予算をつけることで、職員のやる気や意欲を高めていける仕組みが必要と考えるが市の見解を尋ねる。

A　行財政改革を進める一方で、職員のやる気を高める仕組み、工夫を促す仕組みは大変重要と考えており、その考え方を尊重しつつ、今は大きな力で改革を成し遂げなくてはならないため、全職員が一致結束して前へ進めていかなくてはならないと考えている。

【その他の質問】
・公共施設マネジメントについて

地域住民の理解を得るため丁寧な説明と対応を望む

髙島　真

鈴鹿亀山道路について
●鈴鹿亀山道路の概要と道路整備による効果について
●道路整備を進めるに当たり、地域住民や地権者などの協力が必要となる中、今後の対応について

Q　鈴鹿亀山道路の概要と道路整備による効果について尋ねる。

A　鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市野辺町の鈴鹿四日市道路を起点とし、辺法寺町の亀山ジャンクションに至る延長10キロのバイパスで、東名阪自動車道や新名神高速道路に接続する自動車専用道路である。鈴鹿亀山道路の整備による効果については、国道306号川崎庄内バイパスと交差する位置に設置される予定のインターチェンジが高速道路に最も近いインターチェンジになることから、高速道路へのアクセスが便利になるとともに、様々な土地利用が考えられる。また、亀山市内から鈴鹿市内の医療機関への所要時間が短縮され、救急医療の質の向上や災害時の支援ルートが確保され、防災機能の向上が期待できる。

Q　鈴鹿亀山道路が通る部分は農用地が入ってくるが、地目変更の必要性や残地がどうなるのかなど課題がある中で、地元要望や地権者の意向などを聞いてもらえるのか。

A　公共用地として必要な道路区域は、農用地区域から除外することになる。また、その他の残地や沿線の土地については、形状や土地の状況、今後の土地利用計画により、地権者のご意向は様々であると考えられるため、用地交渉時に意見や要望をお聞きして、丁寧に対応すると三重県から聞いている。

【その他の質問】
・通学路について
・マイナンバーカードについて

サル被害が起きないよう実効的な対策を

中島　雅代

学校、保育施設等におけるサル対策について
●現状について
●対策について

Q　学校や幼稚園などの敷地内にサルが出没しており、子ども達を守るために、餌となる実のなる木の管理や隠れ場所となる木の伐採などの対策を講じる必要があることから、地域や個人に補助等を行うとともに、市が中心となって対策するべきと考えるが、市の見解を尋ねる。

A　獣害対策としては、集落内の餌場をなくすことや耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくすことが重要であり、特に管理者がいない放任果樹による無意識の餌づけなどが野生動物の出没の原因となっていることから、放任果樹の除去を地域で取り組んでもらえるよう出前トーク等で周知している。引き続き、効果的な獣害対策に加え、地域への支援制度についても調査・研究を進めていく。

Q　亀山市、三重大学、三重県猟友会亀山支部の三者による獣害対策推進協定を結んだが、今後の対策の方向性について尋ねる。

A　三重大学と三重県猟友会亀山支部と連携し、ＧＰＳによる野生動物の移動経路やえさとなる果樹の調査等により、人里における被害リスクを地図化する獣害リスクマップを作成して、生活環境被害の防止の促進を図る。また、これらの情報を教育委員会や子ども未来部と共有し、学校や保育施設等でのサル被害の軽減につなげていきたい。

【その他の質問】
・身寄りのない方のサポートについて

関連質問

関連質問とは
一般質問した議員の質問事項に関連して、さらに他の議員が行う質問のことです。
亀山市議会では、申し合わせにより、一般質問した議員と同一会派の議員が関連質問をすることができます。

企業誘致のためにさらに積極的な働きかけを

小坂　直親＜新生みらい＞

コストコの進出について
●操業開始時期が令和６年から令和８年と言われているが、延期の可能性と協定書の意義について

Q　コストコの進出において、三重県、亀山市、コストコの三者により締結した協定書の第３条第２項では、「経済事情の変化その他の事由により、全国の店舗建設計画に大幅な変更が生じた場合は、亀山市に申し入れ、協議すること」としている。本来、令和６年の春に完成すべきものが、令和６年から８年になったことについての協議の内容を尋ねる。

A　コストコの操業時期は、協定書の締結の際に、日本支社長が令和６年から８年と答えていただいており、この３年間の間に操業が開始されると理解している。立地協定書の令和６年の春というのは、コストコ側が早期操業の期待に応えるため記載したものである。

Q　協定書の第２条に「この協定の全ての規定は、甲の店舗の設置に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了を条件とする」とあり、これらの条件が整わなければ無効となってしまうことが懸念されるが、第２条の解釈をどのように考えているのか。

A　立地協定書の第２条に記載する相互協力の条項では、この協定の全ての規定はコストコの店舗に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了を条件としているが、条件が整わなければ直ちに撤退ということではない。コストコの業務が円滑に行われ、店舗設置の計画がスムーズに進むよう、県とも連携しながら、許認可の取得など必要な支援を行っていく。

Q　コストコの操業は、遅延も中止もなく、必ず操業されるという認識でよいか尋ねる。

A　三重県下初となるコストコの立地が生み出す本市への効果は大きなものがあり、最大限の努力を重ねてきている。今後も三重県と連携し、早期操業に向けて全庁一丸となって取り組んでいく。

【その他の質問】
・新庁舎建設について

会議を傍聴される皆様へ

亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひお越しください。

なお、会議の様子については、ケーブルテレビとインターネットでも配信・放送を行っております。

表紙写真から

亀山消防署見学（昼生保育園）

昼生保育園の年長・年中児がバスに乗り、亀山消防署見学に行ってきました。消防署内の様々な場所や救急車・はしご車の車内など、普段見ることのできないものをたくさん見せていただき、大喜びの子どもたちでした。中には見学をきっかけに消防士という職業が夢となった子もいました。

令和６年 ９月定例会日程（予定）

８月 30 日	９月定例会開会	10：00 ～	24 日	予算決算委員会	10：00 ～
９月 10 日	議案質疑	10：00 ～	25 日	予算決算委員会	10：00 ～
11 日	議案質疑	10：00 ～	27 日	議会運営委員会	10：00 ～
12 日	一般質問	10：00 ～	30 日	９月定例会閉会	10：00 ～
13 日	一般質問	10：00 ～			
18 日	産業建設分科会 産業建設委員会	10：00 ～			
19 日	教育民生分科会 教育民生委員会	10：00 ～			
20 日	総務分科会 総務委員会	10：00 ～			

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会）の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。

会議＼視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録　画	ライブ	録　画
本会議	○	○	○	○
常任委員会（総務・教育民生・産業建設・予算決算）	○	○	－	－

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。

皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局　〒519－0195 三重県亀山市本丸町577番地　☎（0595）84－5059　Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率80%、白色度80%の再生紙および植物油インキを使用しています。

（２）議会報告番組「こんにちは！市議会です」番組原稿

・令和５年第２回臨時会・１２月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和６年１月１９日～１月２５日

放送内容・令和５年第２回臨時会の経過について

・亀山市議会の新体制について

・令和５年１２月定例会の経過について

・令和６年３月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和６年４月１９日～４月２５日

放送内容・令和６年３月定例会の経過について

・予算決算委員会における審査の概要について

・常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について

・令和６年６月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和６年７月１９日～　７月２５日

放送内容・令和６年６月定例会の経過について

・所管事務事業概要説明について

・令和６年９月定例会　ダイジェスト

放送日　：令和６年１０月１８日～１０月２４日

放送内容・令和６年９月定例会の経過について

・予算決算委員会における審査の概要について

・常任委員会所管事務調査の経過と結果について

・令和６年度亀山市中学生議会について

令和５年１月１９日～１月２５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
１／１０（水）	１０：００～１０：４５	議　　場	事務局　顔だし・ナレーション部分の撮影
	１１：００～１１：１５	委員会室	小坂　議会運営委員会委員長顔だし・ナレーション部分の撮影
	１１：１５～１１：３０	委員会室	今岡　教育民生委員会委員長顔だし・ナレーション部分の撮影
	１１：３０～１１：４５	委員会室	豊田　産業建設委員会委員長顔だし・ナレーション部分の撮影
	１３：００～１３：１５	委員会室	服部　予算決算委員会委員長顔だし・ナレーション部分の撮影
	１３：１５～１３：３０	委員会室	中島　総務委員会委員長顔だし・ナレーション部分の撮影

出演：小坂議会運営委員会委員長、中島総務委員会委員長、今岡教育民生委員会委員長、
　　豊田産業建設委員会委員長、服部予算決算委員会委員長、事務局　新山

■番組概要

１：はじめに

２：令和５年第２回臨時会の経過について

３：亀山市議会の新体制について

４：１２月定例会の経過について

５：さいごに

１：はじめに			
時間	**映像**	**テロップ**	**原稿**
00′ 00″ 00′ 35″	タイトル映像（10秒） 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 議会事務局　議事調査課　新山　さおり	タイトルテロップ（１０秒） **みなさんこんにちは（礼）。議会事務局の新山です。** **寒い日が続いていますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。** **今回の「こんにちは！市議会です」では、令和５年第２回臨時会と１２月定例会の経過についてご報告いたします。**
２：令和５年第２回臨時会の経過について			
00′ 35″	臨時会開会の様子（11/13）議場全景 森議長アップ 櫻井市長アップ 議場全景	画面右端：令和５年第２回臨時会 11 月 13 日 令和 5 年第 2 回臨時会 11 月 13 日 森　美和子　議長 令和 5 年第 2 回臨時会 11 月 13 日 櫻井　義之　市長 令和 5 第 2 回臨時会 11 月 13 日 【上程された議案】 ・条例改正　1 件 ・令和 5 年度各会計補正予算　2 件 議案　3 件　　報告　1 件	令和５年第２回臨時会は、１１月１３日と１４日の２日間の会期で開催しました。 この臨時会では、条例改正１件と令和５年度各会計補正予算２件の合わせて議案３件と報告１件が提案されました。

	議場全景	令和５年第２回臨時会 11 月 13 日 **国民健康保険税条例の一部について** 令和６年１月１日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に、出産予定または出産した被保険者がいる場合、国民健康保険税の所得割額と被保険者の均等割額を減額	中でも、国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法が改正され、令和６年１月１日から国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定または出産した被保険者がいる場合、国民健康保険税の所得割額と被保険者の均等割額を減額するものです。
	議案質疑の様子 （岡本議員）	令和５年第２回臨時会 議案質疑 11 月 13 日 **国民健康保険税条例の一部改正について** 【主な質疑内容】 ・条例改正に至った社会的背景 ・対象者数と減額される金額 ・届出が遅れた場合の対応　　など	この議案に対しては、「条例改正に至った社会的背景」や「対象者数と減額される金額」、「届出が遅れた場合の対応」などについて質疑がありました。
	２分割 教育民生委員会の様子、予算決算委員会の様子 採決の様子	教育民生委員会　11 月 13 日 予算決算委員会　11 月 13 日 【教育民生委員会に付託された議案】 ・亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 【予算決算委員会に付託された議案】 ・令和５年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について ・令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について ３件　全会一致で可決	それぞれの議案については、所管する教育民生委員会と予算決算委員会に審査を付託し、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	11/14 本会議 議場全体 森議長アップ 採決の様子	令和５年第２回臨時会 11 月 14 日 ・亀山市国民健康保険税条例の一部改正について ・令和５年度亀山市一般会計補正予算（第４号）について ・令和５年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について 【議決結果】 議案３件　全会一致で可決	そして、１４日の本会議において、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

	議場全景 議場全景 副議長選挙の様子	令和５年第２回臨時会 副議長選挙 11 月 14 日 【亀山市議会申し合わせ】 議長の任期　２年 副議長の任期　１年	続いて、亀山市議会では、副議長の任期を、申し合わせにより１年としていることから、副議長の選挙を行いました。
	所信表明の様子 （11/8　全員協議会の様子：伊藤議員）	全員協議会 所信表明　11 月 8 日	会派から副議長への推薦を受けた議員が、全員協議会で所信及び抱負を述べたうえで、投票による選挙を行い、副議長には、伊藤彦太郎議員が当選し、就任しました。
	副議長選挙の様子 伊藤副議長のアップ	令和５年第２回臨時会 副議長選挙 11 月 14 日 伊藤　彦太郎　副議長	
	本会議の様子 議場全景 森議長アップ	令和５年第２回臨時会 11 月 14 日 議長の指名により、 議会運営委員会委員、各常任委員会委員を選任	その後、議長の指名により、議会運営委員会委員と各常任委員会委員が選任されました。
	櫻井市長アップ 採決の様子 草川議員挨拶の様子	令和５年第２回臨時会 11 月 14 日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について	また、議会選出の「亀山市監査委員の選任同意」についての議案が市長から提案され、採決の結果、草川卓也議員を選任することに、全会一致で同意しました。
		令和５年第２回臨時会 11 月 14 日 【追加議案】 亀山市監査委員の選任同意について 【議決結果】１件　全会一致で同意	
02′ 59″		令和５年第２回臨時会 11 月 14 日 議会選出監査委員　草川　卓也　議員	

３：亀山市議会の新体制について			
02′ 59″	撮影場所：議場		**事務局** **亀山市議会は、森美和子議長のもと、新たな体制がスタートいたしました。**
	本会議の様子 市民と市議会と市長（市）の関係の図（別紙１）	市民と市議会と市長（市）の関係 （別紙１） 二元代表制のもと、議会の機能強化を図る	市議会では、二元代表制のもと、議会の機能強化を図るとともに、市民に身近な議会、開かれた議会を推進するため、議会情報の積極的な公開などに努めています。
	政策条例意見交換会の様子（PTA 連合会）	市民との意見交換会 市民に身近な議会、開かれた議会を推進するため、議会情報の積極的な公開などに努める	

	撮影場所：議場 議会運営委員会の様子 所管事務調査の様子（３常任委員会３分割カット） 撮影場所：議場	【議会運営委員会】 議会の円滑な運営を図るため設置 【常任委員会】 本会議に提案された議案などを審査するため設置 総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会・予算決算委員会 【総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会】 委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設定し、所管事務調査を実施	**事務局** **また、この臨時会では、新しい委員会構成が決まりました。** 市議会では、議会の円滑な運営を図るため、議会運営委員会を設置するとともに、本会議に提案された議案などを審査する４つの常任委員会を設置しています。 また、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、委員会の活性化と機能の充実のため、所管事務調査として、毎年、それぞれの所管に関するテーマを設定し、調査・研究を行っています。 **それでは、議会運営委員会委員長と４つの常任委員会の各委員長から委員会の取組などについてご紹介します。**

	撮影場所：委員会室 小坂委員長	【議会運営委員会】　小坂　直親　委員長	**【議会運営委員会】（テロップ）** **議会運営委員会：小坂委員長より紹介** **議会運営委員会委員長の小坂　直親です。（礼）**
	議会運営委員会の様子	【議会運営委員会】　委員　６人 委員長　小坂　直親　　副委員長　新　秀隆 委　員　森　英之　　岡本　公秀 服部　孝規　　櫻井　清蔵 【所管事項】 ・会期や日程の調整　・本会議の進行確認 ・議案や請願の取り扱い・議会関係の条例等に関すること	**議会運営委員会は、定例会及び臨時会の議会運営を円滑に行うために設置しています。** 会期や日程の調整、本会議の進行の確認、議案や請願の取り扱い、議会関係の条例などに関することなどを審査しています。 委員会は、２人以上の議員が所属する会派から選出された委員で構成しています。 **今後も、市民の皆様に、わかりやすい、円滑な議会運営を行えるように努力してまいります。（礼）**
	撮影場所：委員会室 中島委員長	【総務委員会】　中島　雅代　委員長	**【総務委員会】（テロップ５秒）** **総務委員会：中島委員長より紹介** **総務委員会委員長の中島雅代です。（礼）**
		【総務委員会】委員　６人 委員長　中島　雅代　　副委員長　深水　隆司 委　員　草川　卓也　　髙島　真 服部　孝規　　小坂　直親 【所管事項】 ・組織　・行政改革 ・財政　・防災　・消防	**総務委員会は、６人の委員で構成し、市の組織や行政改革、財政、防災、消防などに関する議案などの審査を行います。**

	総務委員会所管事務調査の様子 路線バス さわやか号 乗合タクシー 撮影場所：委員会室 今岡委員長	【総務委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ 公共交通政策について 市民の通勤、通学、通院、買い物などで利用しやすい移動手段を確保することは、住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で重要であることから、持続可能な公共交通とするため、広域交通も含めた本市の公共交通政策について調査・研究していく 【教育民生委員会】　今岡　翔平　委員長 【教育民生委員会】委員　６人 委員長　今岡　翔平　　副委員長　櫻木　善仁 委　員　森　英之　　新　秀隆 福沢　美由紀　櫻井　清蔵 【所管事項】 ・市民相談　・戸籍 ・国民健康保険　・文化 ・スポーツ　・福祉 ・医療　・教育	また、所管事務調査では、「公共交通政策について」をテーマに設定しました。 市民の通勤、通学、通院、買い物など、市内外の移動について、利用しやすい移動手段を確保することは、住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で重要であることから、持続可能な公共交通とするため、広域交通も含めた本市の公共交通政策について調査・研究していきます。 **【教育民生委員会】（テロップ５秒）** **教育民生委員会：今岡委員長より紹介** **教育民生委員会委員長の今岡翔平です。（礼）** **教育民生委員会は、６人の委員で構成し、市民相談や戸籍、国民健康保険、文化・スポーツ、福祉、医療、教育に関する議案等の審査を行います。**

	教育民生委員会所管事務調査の様子 スポーツしているイメージ映像 撮影場所：委員会室 豊田委員長	【教育民生委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ スポーツによる健康づくりについて 市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について調査・研究 【産業建設委員会】　豊田　恵理　委員長 【産業建設委員会】委員　５人 委員長　豊田　恵理　　副委員長　古田　吉昭 委　員　鈴木　達夫　　岡本　公秀　　伊藤　彦太郎 【所管事項】 ・商工業　・農林業 ・都市計画　・道路 ・河川　・環境、廃棄物処理 ・上下水道	また、所管事務調査では、「スポーツによる健康づくりについて」をテーマに設定しました。 市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について調査・研究していきます。 **【産業建設委員会】（テロップ５秒）** **産業建設委員会：豊田委員長より紹介** **産業建設委員会委員長の豊田恵理です。（礼）** **産業建設委員会は、５人の委員で構成し、商工業や農林業、都市計画や道路、河川、環境及び廃棄物の処理、上下水道に関する議案等の審査を行います。**

	産業建設委員会所管事務調査の様子 総合環境センターの映像	【産業建設委員会 所管事務調査】 調査・研究テーマ 次世代の廃棄物処理施設とごみ処理について 亀山市総合環境センター溶融施設が更新時期を迎えることから、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について調査・研究	また、所管事務調査では、「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理について」をテーマに設定しました。 亀山市総合環境センター溶融施設が更新時期を迎えることから、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について、調査・研究していきます。
	撮影場所：委員会室 服部委員長 予算決算委員会の様子 各分科会の様子 （３分割カット）	【予算決算委員会委員長】　服部　孝規 【予算決算委員会】 委員　１７人 委員長　服部　孝規　　副委員長　森　英之 委員　議長を除く議員 【所管事項】 ・予算、決算に関すること ・総合計画の基本構想、基本計画に関すること	**【予算決算委員会】（テロップ）** **予算決算委員会：服部委員長より紹介** **予算決算委員会委員長の服部孝規です。（礼）** **予算決算委員会は、議長を除く議員全員で構成し、予算、決算に関する議案や市の総合計画の基本構想、基本計画に関する議案について審査を行います。** また、補正予算に関する議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、詳細な審査を行います。
08′ 39″			

４：１２月定例会の経過について

08′ 39″	開会日の様子 (11/24) 議場全景	画面右端：令和５年12月定例会 開会日11月24日	**次に、１２月定例会について、ご報告いたします。**
	森議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	森　美和子　議長 櫻井 義之　市長 中原　博　教育長	１２月定例会は、１１月２４日に開会し、はじめに櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	開会日の様子 市長（提案理由説明）	令和５年12月定例会 開会日11月24日 **【開会日に提案された議案】** 条例改正　6件 令和５年度各会計補正予算　6件 指定管理者の指定　12件 損害賠償の額を定めること　1件 議案　25件 報告　1件	そして、開会日には、市長から、条例改正６件、令和５年度各会計補正予算６件、その他、指定管理者の指定など１３件、合わせて議案２５件と、報告１件が提案されました。
		令和５年12月定例会 12月5日 **【請願】** **子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書**	１２月５日には、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願１件が上程されました。
	閉会日の様子 櫻井市長 （提案理由説明） 今岡教育民生委員会委員長 （提案理由説明）	令和５年12月定例会 閉会日12月19日 **【閉会日に提案された議案】** 令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）　1件 教育委員会委員の任命同意　1件 議案　2件 委員会提出議案（国への意見書）　1件	１２月１９日の閉会日には、追加議案として、市長から、令和５年度亀山市一般会計補正予算１件と教育委員会委員の任命同意１件、議会から、委員会提出議案として国への意見書１件が提案されました。

	議案質疑の様子 （9 人のカット） （12/5）	令和 5 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 5 日	そして、開会日に提案された議案については、１２月５日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。 中でも、「亀山市行政組織条例の一部改正」については、こども基本法の制定など、国の子どもに関する政策動向の加速に併せ、子どもに関する施策を総括的に行うため、新たに子ども未来部を設置するなどの改正を行うため、提案されたものです。
	組織図（別紙２）	**亀山市行政組織条例の一部改正について** （別紙２）	
		令和 5 年 12 月定例会 議案質疑 12 月 5 日 **亀山市行政組織条例の一部改正について** 【主な質疑内容】 ■子ども未来部の設置の経緯 ■他部署との連携 ■改正による効果　など	この議案に対しては、「子ども未来部の設置の経緯」や「他部署との連携」、「改正による効果」などについて質疑がありました。
	各常任委員会の様子 （4 分割）	各常任委員会名を表示	それぞれの議案及び請願については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。

総務委員会の様子
（12/13）

総務委員会
12 月 13 日
・亀山市行政組織条例の一部改正について
・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について　など

服部議員
（12/13　反対討論）

総務委員会
12 月 13 日
・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
【反対討論】

採決の様子
（63 号、64 号）

総務委員会
12 月 13 日
・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
2 件　賛成者多数で可決

採決の様子
（61 号、62 号.65 号）

総務委員会
12 月 13 日
・亀山市行政組織条例の一部改正について
・亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
・亀山市職員給与条例の一部改正について
3 件　全会一致で可決

総務委員会では、「亀山市行政組織条例の一部改正」や「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」、「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正」など議案５件について審査を行いました。

そして、「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」と「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正」の２件については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決しました。

そのほかの議案３件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

	教育民生委員会の様子 （12/12）	教育民生委員会 12 月 12 日 **・亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について** **・指定管理者の指定について（9 件）** **・損害賠償の額を定めることについて**	次に、教育民生委員会では、「亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正」、運動施設や各放課後児童クラブの「指定管理者の指定」など、議案１１件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	教育民生委員会 12 月 12 日 **・亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について** **・指定管理者の指定について（9 件）** **・損害賠償の額を定めることについて** 11 件　全会一致で可決	
	請願審査の様子	教育民生委員会 12 月 12 日 **【請願】** **子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書**	続いて、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願１件について審査を行いました。 この請願は、必要な財源を確保し、子どものいのちと安全を守るために保育士の増員と賃金労働条件の改善は急務であることから、「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士増員」を行うよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
	事務局長朗読の様子		
	走り回る園児や先生らのイメージ		
	採決の様子（請願）	教育民生委員会 12 月 12 日 **【請願】** **子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書** 1 件　全会一致で採択	そして採決の結果、全会一致で採択しました。

	産業建設委員会の様子 （12/11）	産業建設委員会 12 月 11 日 **指定管理者の指定について（3 件）**	次に、産業建設委員会では、都市公園施設や石水渓キャンプ場などの「指定管理者の指定」の議案３件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	産業建設委員会 12 月 11 日 **指定管理者の指定について（3 件）** **3 件　全会一致で可決**	
	予算決算委員会各分科会の様子(3 分割)	予算決算委員会分科会 3 分科会名を表示（分科会名称右肩に表示）	次に、予算決算委員会では、令和５年度各会計補正予算の議案６件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担し、１２月１１日から１３日にかけて審査を行いました。
		予算決算委員会 12 月 18 日 **令和５年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）　6 件**	
	採決の様子 （12/18　予算決算委員会）	予算決算委員会 12 月 18 日 **令和５年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）　6 件** **6 件　全会一致で可決**	そして、１２月１８日に全体審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	服部議員 （12/19　反対討論）	令和 5 年 12 月定例会 閉会日 12 月 19 日 **・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について** **・亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について** 【反対討論】 特別職の期末手当の引上げを、人事院勧告に準拠する法的根拠はなく、物価高騰に直面する厳しい市民生活から見ると理解が得られない	１２月１９日の閉会日には、「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」と「亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正」の２件については、特別職の期末手当の引上げを、人事院勧告に準拠する法的根拠はなく、物価高騰に直面する厳しい市民生活から見ると理解が得られないとの理由から反対討論がありました。

採決の様子
（第 63・64 号）

令和 5 年 12 月定例会
閉会日 12 月 19 日

・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

【議決結果】2 件　賛成者多数で可決

そして、これらの議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。

採決の様子
（12/19　本会議）

令和 5 年 12 月定例会
閉会日 12 月 19 日

条例改正	4 件
令和５年度各会計補正予算	6 件
指定管理者の指定	12 件
損害賠償の額を定めることについて	1 件

【議決結果】23 件　全会一致で可決

そのほかの議案２３件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決しました。

採決の様子
（請願６号）

令和 5 年 12 月定例会
閉会日 12 月 19 日

【請願】
子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書

令和 5 年 12 月定例会
閉会日 12 月 19 日

【請願】
子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書

【議決結果】1 件　全会一致で採択

次に、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願１件については、全会一致で採択となりました。

	委員会提出議案 （第６号） （提案理由説明） （今岡教育民生委員会委員長）	令和５年 12 月定例会 閉会日 12 月 19 日 **【委員会提出議案（教育民生委員会）】** **子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について**	そして、教育民生委員会の委員会提出議案として、国への意見書１件が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （委員会提出議案６号）	令和５年 12 月定例会 閉会日 12 月 19 日 **【委員会提出議案（教育民生委員会）】** **子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について** 【議決結果】１件　全会一致で可決	
	市長（提案理由説明）	令和５年 12 月定例会 閉会日 12 月 19 日 **【追加議案】** **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）　１件** **教育委員会委員の任命同意　１件**	続いて、追加議案として、市長から、令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）１件、教育委員会委員の任命同意１件、合わせて議案２件が提案されました。
		令和５年 12 月定例会 閉会日 12 月 19 日 **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）** 国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯への重点支援給付金の給付のほか、物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対し支援するために提案	中でも補正予算は、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯への重点支援給付金の給付のほか、物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対し支援するために提案されたものです。

	質疑の様子 （福沢議員）	令和５年12月定例会 議案質疑 12月19日 **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）について** 【主な質疑内容】 ・事業の概要 ・支給対象者 ・周知方法　　など	この議案に対しては、「事業の概要」や「支給対象者」、「周知方法」などについて質疑がありました。
	予算決算委員会採決の様子(12/19)	予算決算委員会 12月19日 **【追加議案】** **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）**	その後、予算決算委員会に審査を付託して全体審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
		予算決算委員会 12月19日 **【追加議案】** **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）** １件　　全会一致で可決	
	採決の様子 （12/19　本会議 追加議案86号）	令和５年12月定例会 閉会日 12月19日 **【追加議案】** **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）**	そして、本会議において、採決の結果、令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）については、全会一致で原案のとおり可決しました。
		令和５年12月定例会 閉会日 12月19日 **【追加議案】** **令和５年度亀山市一般会計補正予算（第６号）** 【議決結果】１件　　全会一致で可決	
	採決の様子 （12/19　本会議 追加議案87号）	令和５年12月定例会 閉会日 12月19日 **【追加議案】** **教育委員会委員の任命同意**	続いて、教育委員会委員の任命同意については、賛成者多数で、原案のとおり同意しました。
		令和５年12月定例会 閉会日 12月19日 **【追加議案】** **教育委員会委員の任命同意** 【議決結果】１件　　賛成者多数で同意	

	一般質問の様子 12/6： 5名の議員のカット（分割） 12/7： 5名の議員のカット（分割） 12/8： 5名の議員のカット（分割）	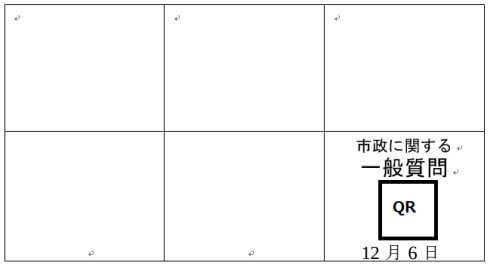 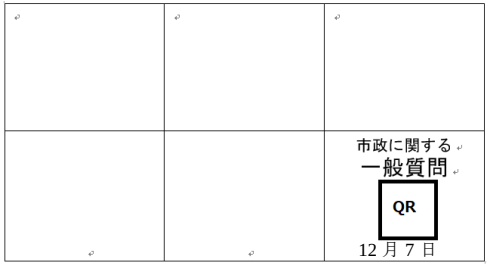 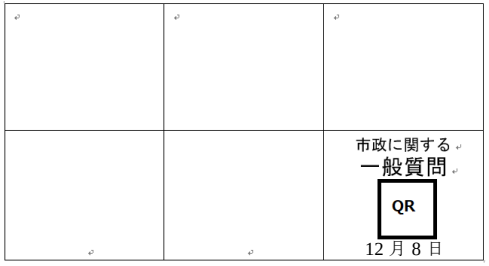	また、６日から８日までの３日間は、市政に関する一般質問を行いました。

17′ 21″	ホームページの映像 市議会だよりの映像 ケーブルテレビ、インターネット配信のイメージ画像	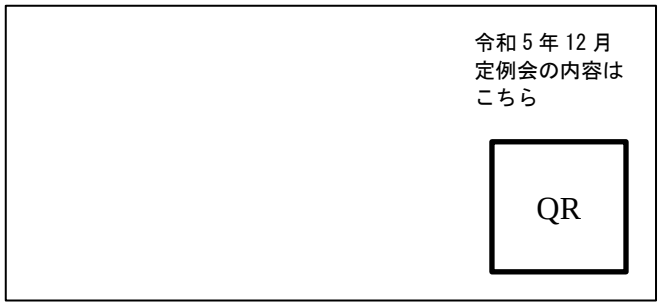 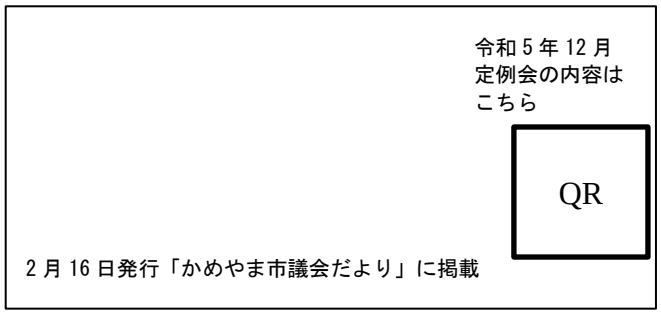 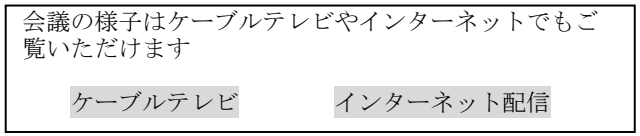	なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、２月１６日発行の市議会だよりにも掲載します。 また、会議の様子はケーブルテレビとインターネットで放送・配信を行っており、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できます。

６：さいごに			
17′ 21″	撮影場所：議場		**今回は、令和５年第２回臨時会と１２月定例会の経過について、ご報告いたしました。**
		今後の会議日程（予定） 令和 6 年 3 月定例会　2 月 22 日～3 月 27 日	次の本会議は、令和６年３月定例会を、２月２２日から３月２７日までの３５日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
		議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**「こんにちは！市議会です」では、市民の皆さんに議会をより身近に感じ、知っていただくために、議会活動の報告などを放送しています。** **また、市民の皆さんからの議会へのご意見をお待ちしています。（礼）**
18′ 39″			

別紙１

市民と市議会と市長の関係
請願・陳情
意見・要望
市民
広聴
施策実行
選挙
選挙
二元代表制
市議会
市長
議決
予算・条例などの提案

（別紙２）

子ども未来部の設置

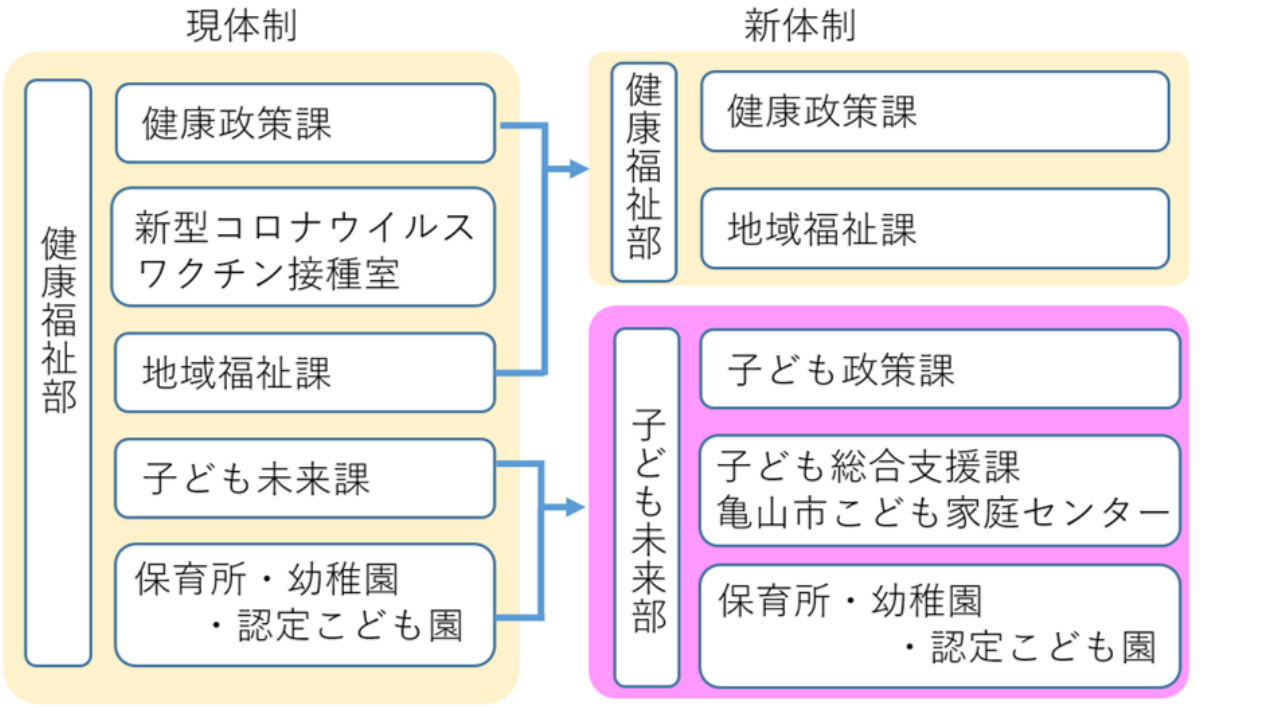

分掌事務の変更

政策部の事務である
行政改革を

→

行財政改革として
総務財政部の事務とする

令和６年４月１９日～４月２５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
４／９(火)	９：４５～１０：１５	議　　場	予算決算委員会　服部委員長　顔出し・ナレーション部分の撮影
	１０：１５～１２：３０	議　　場	広聴広報委員会　福沢副委員長、豊田委員　顔出し・ナレーション部分の撮影

出演：予算決算委員会委員長、広聴広報委員会　福沢副委員長、豊田委員

■番組概要

１：はじめに

２：令和６年３月定例会の経過について

３：予算決算委員会における審査の概要について

４：常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について

５：さいごに

１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″

２： 令和６年３月定例会の経過について

1′ 00″	開会日の様子(2/22) 議場全景	画面右上：令和６年３月定例会 開会日２月 22 日	３月定例会は、２月２２日に開会し、はじめに、櫻井市長から令和６年度施政及び予算編成方針の説明が、中原教育長から教育行政一般方針の説明がありました。 続いて、条例改正１１件、令和５年度各会計補正予算６件、令和６年度各会計予算７件、その他、指定管理者の指定など１１件、合わせて議案３５件と、報告１件が提案されました。
	森議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	森　美和子　議長 櫻井　義之　市長 中原　博　教育長	
	市長（提案理由説明）	令和６年３月定例会 開会日２月 22 日 【開会日に提案された議案】 条例改正　11 件 令和５年度各会計補正予算　6 件 令和６年度各会計予算　7 件 指定管理者の指定　など　11 件 議案 35 件 報告　1 件	
	閉会日の様子 市長（提案理由説明）	令和６年３月定例会 閉会日３月 27 日 【閉会日に提案された議案】 【市長提出議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意　2 件 亀山市公平委員会委員の選任同意　1 件 議案３件	３月２７日の閉会日には、追加議案として、市長から、人権擁護委員の候補者の推薦同意２件、亀山市公平委員会委員の選任同意１件の合わせて議案３件が提案されました。
	議会運営委員会 小坂委員長 （提案理由説明） 産業建設委員会 豊田委員長 （提案理由説明）	令和６年３月定例会 閉会日３月 27 日 【閉会日に提案された議案】 【委員会提出議案】 亀山市議会委員会条例の一部改正　1 件 国への意見書　1 件 議案２件	また、議会から、委員会提出議案として条例改正１件、国への意見書１件の合わせて議案２件が提案されました。

	市長（先議　提案理由説明）	令和６年３月定例会 開会日２月22日 **亀山市手数料条例の一部改正について** 改正される手数料のうち、戸籍法の改正に伴う部分は、施行日が３月１日であるため先議	開会日に提案された議案のうち、「亀山市手数料条例の一部改正」は、法律等の改正によるもので、戸籍法の改正に伴う部分は、施行日が３月１日であることから、同日、先議しました。
	採決の様子 （2/22 総務委員会）	総務委員会 ２月22日 **亀山市手数料条例の一部改正について**	この議案については、総務委員会に付託して審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
		総務委員会 ２月22日 **亀山市手数料条例の一部改正について** 全会一致で可決	
	採決の様子 （2/22 開会日）	令和６年３月定例会 開会日２月22日 **亀山市手数料条例の一部改正について**	そして、本会議において、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
		令和６年３月定例会 開会日２月22日 **亀山市手数料条例の一部改正について** 【議決結果】　全会一致で可決	

	議場全体 代表質問の様子 （６人のカット） (3/5・3/6)	令和６年３月定例会 代表質問３月５日・６日 **【施政及び予算編成方針に対する代表質問の主な内容】** ・令和６年度を「即応の年」と位置付けた予算の特徴 ・令和６年度に取り組む主な事業 ・長期財政見通しとの整合　など	続いて、３月５日と６日に、施政及び予算編成方針に対する代表質問を行い、各会派の代表が、「令和６年度を即応の年と位置付けた予算の特徴」や、「令和６年度に取り組む主な事業」、「長期財政見通しとの整合」などについて、市長の考え方を質しました。
	議場全体 議案質疑の様子 （９人のカット） (3/6・3/8)	令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日	次に、開会日に上程された議案については、３月６日と８日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。
		令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **令和６年度一般会計予算について**	まず、令和６年度一般会計予算についてです。 今回は、長引くコロナ禍や物価高騰などを背景とした経常的経費の増大等を踏まえ、「行政経営の重点方針」に基づき、予算配分が行われ、前年度比３.８％増となる総額２２２億１,０００万円が計上されました。
		令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **令和６年度一般会計予算について** 長引くコロナ禍や物価高騰などを背景とした経常的経費の増大等を踏まえ、「行政経営の重点方針」に基づき予算を配分 一般会計 222 億 1,000 万円（前年度比 3.8%　増）	

	議案質疑の様子 （９人のカット続き） (3/6・3/8)	令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **令和６年度一般会計予算について** 【主な質疑内容】 ■中学校全員喫食制給食実施事業 ■観光プロモーション推進事業 ■民間保育所等整備事業 ■地区コミュニティセンター等管理運営費　など	この議案に対しては、「中学校全員喫食制給食実施事業」や「観光プロモーション推進事業」、「民間保育所等整備事業」、「地区コミュニティセンター等管理運営費」などについて質疑がありました。
		令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について**	次に、「亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正」についてです。
		令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について** 更なる子育て支援の充実を図るため、令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大	この議案は、更なる子育て支援の充実を図ることを目的に、令和６年９月診療分から窓口無料化の対象を中学生まで拡大することから、所要の改正を行うため提案されたものです。 この議案に対しては、「改正の背景と趣旨」や「医療費の窓口無料化を中学生まで拡大することによる行政の負担」について質疑がありました。
		令和６年３月定例会 議案質疑３月６日・８日 **亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について** 【主な質疑内容】 ■改正の背景と趣旨 ■医療費の窓口無料化を中学生まで拡大することによる行政の負担	

	各常任委員会の様子 （4 分割）	各常任委員会名を表示	それぞれの議案については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。
	総務委員会の様子 （3/18）	総務委員会 3 月 18 日 **・亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について** **・亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について　など**	総務委員会では、「亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」や、「亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」など、議案４件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	総務委員会 3 月 18 日 **・亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について** **・亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について　など** **4 件　全会一致で可決**	
	教育民生委員会の様子 （3/15）	教育民生委員会 3 月 15 日 **・亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正について　など**	次に、教育民生委員会では、「亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正」や、「亀山市国民健康保険税条例の一部改正」など、議案５件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	教育民生委員会 3 月 15 日 **・亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について** **・亀山市国民健康保険税条例の一部改正について　など** **5 件　全会一致で可決**	

	産業建設委員会の様子 （3/14） 路線の現場確認の様子 採決の様子	産業建設委員会 3 月 14 日 **・亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** **・亀山市営住宅条例の一部改正について** **・市道路線の認定について　など** 産業建設委員会 3 月 14 日 **・亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** **・亀山市営住宅条例の一部改正について** **・市道路線の認定について　など** 11 件　全会一致で可決	次に、産業建設委員会では、「亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正」や、「亀山市営住宅条例の一部改正」、「市道路線の認定」など、議案１１件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

7′ 00″	背景 総務分科会の様子 教育民生分科会の様子 産業建設分科会の様子 予算決算委員会の様子 （3/21・3/22　総括・個別質疑） 福沢議員 新　議員 伊藤議員 古田議員 深水議員 草川議員 撮影場所：議場	予算決算委員会各分科会 3 分科会名を表示 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度各会計予算　7 件** **令和 5 年度各会計補正予算　6 件** **専決処分した事件の承認　　1 件**	次に、予算決算委員会では、令和５年度各会計補正予算６件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担して、３月１４日、１５日、及び１８日にかけて審査を行いました。 また、３月２１日と２２日の２日間にわたり、令和６年度各会計予算７件、令和５年度各会計補正予算６件、専決処分した事件の承認１件の合わせて議案１４件について全体審査を行いました。 **それでは、３月２１日と２２日の２日間にわたり開催した、予算決算委員会における新年度予算の審査の概要について、服部孝規委員長からご報告いたします。**

３：予算決算委員会における審査の概要について

	背景 市庁舎	予算決算委員会	**～予算決算委員会～（テロップ３秒）**
	撮影場所：委員会室 服部委員長	予算決算委員会 服部　孝規　委員長	**服部委員長** **予算決算委員会委員長の服部孝規です。（礼）** **新年度の予算については、毎年３月定例会に提案され、予算決算委員会において審査しています。**
	背景 予算書 市庁舎、関支所、あいあい、医療センター玄関（過去の素材から）	令和６年度 一般会計　222 億 1,000 万円 特別会計 （国民健康保険事業、後期高齢者医療事業） 60 億 8,060 万円 企業会計 （水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業） 74 億 2,770 万円 予算総額　357 億 1,830 万円	令和６年度各会計予算については、一般会計が 222 億 1,000 万円、特別会計として、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業が 60 億 8,060 万円、企業会計として、水道事業や工業用水道事業、下水道事業、病院事業が 74 億 2,770 万円、総額 357 億 1,830 万円が提案されました。

予算決算委員会の様子
(3/21 総括質疑)
櫻井議員
櫻木議員
鈴木議員

予算決算委員会
3 月 21 日・22 日
令和 6 年度各会計予算　　7 件

総括質疑【主な質疑内容】
■職員人件費
■各種基金のあり方
■新規事業と既存事業の予算バランス
■一般財源の削減目標　など

３月２１日、２２日に開催した予算決算委員会では、総括質疑として「職員人件費」や「各種基金のあり方」、「新規事業と既存事業の予算バランス」、「一般財源の削減目標」などについて、

(3/21・22 個別質疑)
(9 名のカット)
岡本議員
森　議員
中島議員
豊田議員
髙島議員

予算決算委員会
3 月 21 日・22 日
個別質疑
■各事業の内容　など

また、個別質疑として各事業の内容などについて、委員が様々な角度から質しました。

	3/21 福沢議員 3/21 櫻井議員	予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **中学校全員喫食制給食実施事業の主な質疑** **・令和１３年度までの業務委託料の債務負担行為** **・亀山中学校と中部中学校へ、給食の配膳のために設置するエレベーター等の設計委託料**	特に、中学校全員喫食制給食実施事業については、令和１３年度までの業務委託料の債務負担行為や、亀山中学校と中部中学校へ、給食の配膳のために設置するエレベーター等の設計委託料について、多くの委員から質疑がありました。
	修正案提案の様子 （櫻井議員） （提案理由説明 3/22）	予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **・令和６年度亀山市一般会計予算について** **【修正案】歳　出　中学校全員喫食制給食実施事業** **2,153 万円　減額** **歳　入　財源となる財政調整基金繰入金と市債** **2,153 万円　減額** **債務負担行為　中学校全員喫食制給食業務委託料** **限度額 8 億 1,559 万 5 千円　減額**	そして、令和６年度亀山市一般会計予算については、歳出の中学校全員喫食制給食実施事業の２，１５３万円を全額減額するとともに、歳入において、その財源となる財政調整基金繰入金と市債から同額を減額し、債務負担行為の中学校全員喫食制給食業務委託料、限度額８億１，５５９万５千円を全額減額する修正案が、予算決算委員会委員長に提出されました。

	18 号原案に対する反対討論（福沢議員 3/22） 採決の様子 （議案 18 号修正案） 採決の様子 （議案 18 号原案）	予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **・令和６年度亀山市一般会計予算について** 修正の理由 中学校全員喫食制給食実施事業については、市民の署名や議会の全会一致の決議を受け、第２次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画に給食センターの整備が明記され、中学校給食の格差が解消されると思っていた中での突然の方針転換であること。 さらに亀山中学校と中部中学校へ、給食の配膳のために設置するエレベーターについても、何も説明がない中でバリアフリー対応の乗用型から給食のみを運搬する昇降機に変更され、当初予算に設計委託料が計上されたことは到底理解できない。 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度一般会計予算について** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度一般会計予算について** **原案　反対討論** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度一般会計予算について** **修正案　賛成者少数で否決** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度一般会計予算について** **原案　賛成者多数で可決**	この修正案は、当該事業に関して、市民の署名や議会の全会一致の決議を受け、第２次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画に給食センターの整備が明記され、中学校給食の格差が解消されると思っていた中での突然の方針転換であること。さらに亀山中学校と中部中学校へ、給食の配膳のために設置するエレベーターについても、何も説明がない中でバリアフリー対応の乗用型から給食のみを運搬する昇降機に変更され、当初予算に設計委託料が計上されたことは、到底理解できないとの理由から提案されたものです。 この修正案に対する質疑はなく、討論では、「令和６年度亀山市一般会計予算」の原案に対する反対討論がありました。そして、採決の結果、修正案は賛成者少数で否決し、原案は、賛成者多数で可決しました。

	20 号原案に対する反対討論（福沢議員 3/22） 採決の様子（20 号） 採決の様子（その他一括）	予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について** **反対討論** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について** **賛成者多数で可決** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度各会計予算** **（国民健康保険事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** 予算決算委員会 3 月 21 日・22 日 **令和 6 年度各会計予算** **（国民健康保険事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** **5 件　全会一致で可決**	続いて、「令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算」について反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。 また、そのほかの令和６年度各会計予算の議案５件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

	撮影場所：委員会室 服部委員長 背景 予算決算委員会の様子 （3/21・3/22　総括・個別質疑）	**令和６年度予算** **【予算決算委員会　意見】** **①委員会の審査過程において出された意見を十分尊重し、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、第２次総合計画後期基本計画実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。** **　なお、中学校全員喫食制給食実施事業については、様々な視点から質疑が集中したことから、事業の推進に当たっては、十分な説明責任を果たされたい。** **令和６年度予算** **【予算決算委員会　意見】** **②一般会計では、財政調整基金から９億４，０００万円を繰入れて予算編成を行っているが、これにより令和６年度末の財政調整基金残高が第３次亀山市行財政改革大綱の目標指標である２０億円を大きく下回る見込みであることから、各種事業については、費用対効果を十分見極め、更なる選択と集中により歳入に見合った歳出の実現に取り組まれたい。**	**　なお、予算決算委員会では、令和６年度各会計予算に対する意見として、次の２点を申し添えました。** ①委員会の審査過程において出された意見を十分尊重し、計画的・効率的な予算の執行に取り組むとともに、第２次総合計画後期基本計画実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。 　なお、中学校全員喫食制給食実施事業については、様々な視点から質疑が集中したことから、事業の推進に当たっては、十分な説明責任を果たされたい。 ②一般会計では、財政調整基金から９億４,０００万円を繰入れて予算編成を行っているが、これにより令和６年度末の財政調整基金残高が第３次亀山市行財政改革大綱の目標指標である２０億円を大きく下回る見込みであることから、各種事業については、費用対効果を十分見極め、更なる選択と集中により歳入に見合った歳出の実現に取り組まれたい。

	予算決算委員会各分科会の様子（3 分割） 3/14・3/15・3/18 予算決算委員会の様子 採決の様子 撮影場所：委員会室 服部委員長	予算決算委員会 3 月 22 日 ・令和 5 年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計） ・専決処分した事件の承認 予算決算委員会 3 月 22 日 ・令和 5 年度各会計補正予算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計） ・専決処分した事件の承認 **7 件　全会一致で可決及び承認**	続いて、各分科会で審査を行った、令和５年度各会計補正予算６件及び専決処分した事件の承認１件について、３月２２日に全体審査を行い、各分科会会長から報告を受け、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び承認しました。 **今後は、これらの予算が適切に執行され、さらなる市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努めてまいります。**

	閉会日（3/27） 議場全体	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度一般会計予算について	福沢委員 ３月２７日の閉会日には、開会日に提案された議案３４件のうち、「令和６年度亀山市一般会計予算」において、中学校全員喫食制給食実施事業については、学校給食センターから外部調理委託による食缶搬入方式に突如方針変更され、さらに、亀山中学校及び中部中学校に設置するエレベーターがバリアフリー対応の乗用型から食缶のみを運搬するものに変更されたことは理解できない。また、この予算は、市民要求に応えるものになっていないなどの理由から反対討論がありました。 一方、厳しい予算編成の中で市民の声に応えた事業があるほか、中学校全員喫食制給食実施事業においては、少しでも早く市内すべての中学生が同じ給食を食べることを実現するためにはやむを得ない予算であるなどの理由から賛成討論がありました。 そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
	反対討論の様子 （福沢議員、櫻井議員）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度一般会計予算について 反対討論 中学校全員喫食制給食実施事業については、学校給食センターから外部調理委託による食缶搬入方式に突如方針変更され、さらに、亀山中学校及び中部中学校に設置するエレベーターがバリアフリー対応の乗用型から食缶のみを運搬するものに変更されたことは理解できない。 また、この予算は市民要求に応えるものになっていないなど	
	賛成討論の様子 （中島議員、豊田議員）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度一般会計予算について 賛成討論 厳しい予算編成の中で市民の声に応えた事業があるほか、中学校全員喫食制給食実施事業においては、少しでも早く市内すべての中学生が同じ給食を食べることを実現するためにはやむを得ない予算である　　など	
	採決の様子 （第18号）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度一般会計予算について	
		令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度一般会計予算について 【議決結果】賛成者多数で可決	

	反対討論の様子 （福沢議員）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度後期高齢者医療事業特別会計予算について 反対討論 物価高騰で市民の暮らしが大変な中、保険料や賦課限度額が引き上げられることは、看過できない　など	続いて、「令和６年度後期高齢者医療事業特別会計予算」については、物価高騰で市民の暮らしが大変な中、保険料や賦課限度額が引き上げられることは、看過できないなどの理由から、反対討論がありました。 そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （第20号）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度後期高齢者医療事業特別会計予算について	
		令和６年３月定例会 閉会日３月27日 令和６年度後期高齢者医療事業特別会計予算について 【議決結果】賛成者多数で可決	
	採決の様子 （その他一括）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 条例改正　10件 令和５年度各会計補正予算　6件 令和６年度各会計予算　5件 指定管理者の指定　など　11件	そのほかの議案３２件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び承認しました。
		令和６年３月定例会 閉会日３月27日 条例改正　10件 令和５年度各会計補正予算　6件 令和６年度各会計予算　5件 指定管理者の指定　など　11件 【議決結果】32件　全会一致で可決及び承認	

	閉会日 市長（追加議案　提案理由説明）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 【閉会日に提案された議案】 【市長提出議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意　２件 亀山市公平委員会委員の選任同意　１件	次に、追加議案として、市長から「人権擁護委員の候補者の推薦同意」２件と、「亀山市公平委員会委員の選任同意」１件が提案され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり同意しました。
	採決の様子 （追加議案）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 【閉会日に提案された議案】 【市長提出議案】 人権擁護委員の候補者の推薦同意　２件 亀山市公平委員会委員の選任同意　１件 【議決結果】３件　全会一致で同意	
	提案理由説明の様子 （小坂委員長） 提案理由説明の様子 （豊田委員長）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 【委員会提出議案】 亀山市議会委員会条例の一部改正 防災・減災、国土強靭化対策の拡充を求める意見書の提出	続いて、議会から、議会運営委員会の委員会提出議案として、亀山市議会委員会条例の一部改正１件、産業建設委員会の委員会提出議案として、防災・減災、国土強靭化対策の拡充を求める意見書の提出１件の合わせて議案２件が提案され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （委員会提出議案２件）	令和６年３月定例会 閉会日３月27日 【委員会提出議案】 亀山市議会委員会条例の一部改正 防災・減災、国土強靭化対策の拡充を求める意見書の提出 【議決結果】２件　全会一致で可決	

	一般質問の様子 （3/11・3/12） 3/11　５名の議員のカット（分割）	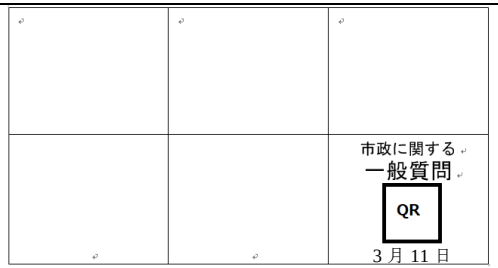	また、３月１１日及び１２日の２日間は、市政に関する一般質問を行いました。
	3/12　４名の議員のカット（分割）	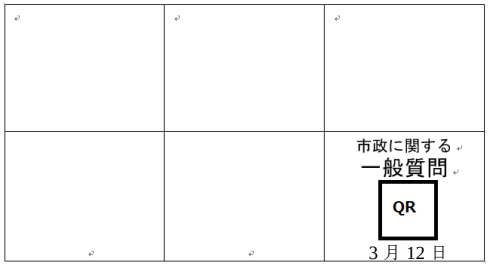	
	ホームページの映像	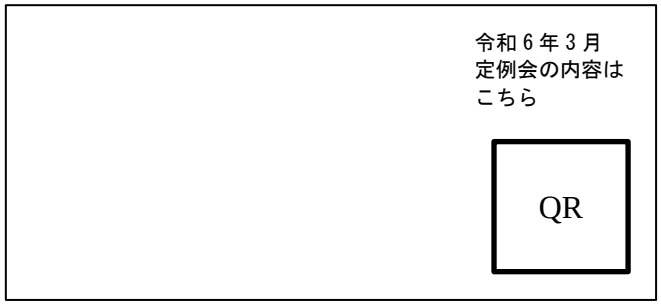	なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、５月１６日発行の市議会だよりにも掲載します。

18′ 00″	市議会だよりの映像 ケーブルテレビ、インターネット配信のイメージ映像	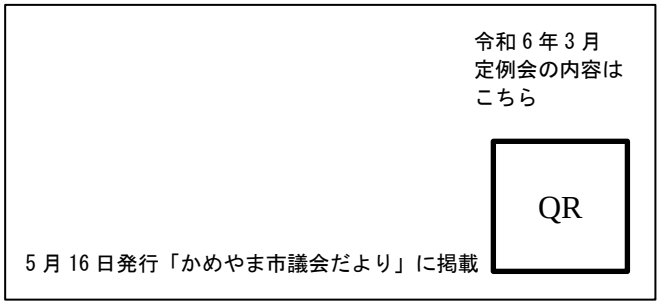 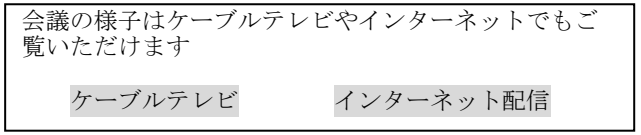	また、会議の様子はケーブルテレビとインターネットで放送・配信を行っており、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できます。

４：常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について			
18′ 00″	撮影場所：議場 当初予算説明会の様子	常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について	**タイトルテロップ（３秒）** **亀山市議会では総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の常任委員会が、委員会の活性化と機能の充実のため、所管事務調査として、毎年、それぞれの所管に関するテーマを設定して調査・研究を行い、市に提言しています。** **２月１４日に開催した当初予算説明会では、予算案の説明に加え、昨年１０月に行った提言に対し、市長からその対応について報告がありました。**
	総務委員会 所管事務調査　会議の様子	総務委員会　調査・研究テーマ 歳入確保の推進について 【市への提言】 普通財産の未利用地については、土地の境界などを確定させるとともに、早期に今後の活用の方向性を定め、売却や貸付の区分、優先順位を明確にすること など４点	総務委員会では、「歳入確保の推進」をテーマに調査・研究を行い、「普通財産の未利用地については、土地の境界などを確定させるとともに、早期に今後の活用の方向性を定め、売却や貸付の区分、優先順位を明確にすること」など４点について提言しました。

	市役所全景	総務委員会　調査・研究テーマ 歳入確保の推進について 【亀山市】 公的利用が見込めない公有財産の貸付や売却を積極的に進める 企業版ふるさと納税の更なる利用促進に向け、企業に対する効果的な制度周知などに努め、歳入の確保につなげていく	それに対して市は、「公的利用が見込めない公有財産の貸付や売却を積極的に進めるとともに、企業版ふるさと納税の更なる利用促進に向け、企業に対する効果的な制度周知などに努め、歳入の確保につなげていく」とのことです。
	教育民生委員会 所管事務調査　会議の様子	教育民生委員会　調査・研究テーマ 学校給食センターについて 【市への提言】 正規の給食調理員の不足を会計年度任用職員や代替職員で補う状況を改善し、現場で働く給食調理員のシフト体制を見直すなど快適な労働環境を構築するとともに、給食調理員の確保と処遇改善に努めること など５点	次に、教育民生委員会では、「学校給食センター」をテーマに調査・研究を行い、「正規の給食調理員の不足を会計年度任用職員や代替職員で補う状況を改善し、現場で働く給食調理員のシフト体制を見直すなど快適な労働環境を構築するとともに、給食調理員の確保と処遇改善に努めること」など５点について提言しました。
	市役所全景 （給食の様子）	教育民生委員会　調査・研究テーマ 学校給食センターについて 【亀山市】 今後も給食調理員の快適な労働環境の構築や処遇改善に努めるとともに、食育や地産地消の推進、安全安心な学校給食の充実に向け取り組んでいく 中学校給食については、センター方式から外部調理委託による食缶搬入方式に変更し、令和８年度２学期の実施に向け諸準備を進めていく	それに対して市は、「今後も給食調理員の快適な労働環境の構築や処遇改善に努めるとともに、食育や地産地消の推進、安全安心な学校給食の充実に向け取り組んでいく。また、中学校給食については、センター方式から外部調理委託による食缶搬入方式に変更して、令和８年度２学期の実施に向け諸準備を進めていく」とのことです。

22′ 00″	産業建設委員会 所管事務調査　会議の様子 市役所全景 （農業の様子、森林の様子） 各常任委員会の様子 （3 分割）	産業建設委員会　調査・研究テーマ 中山間地域の振興について 【市への提言】 農林業を生業とできるよう、現行の補助金等で不十分な部分を調査・研究し、地域の実情やニーズに合わせた支援策について、国・県への要望を行うとともに、市独自事業を創設すること など４点 産業建設委員会　調査・研究テーマ 中山間地域の振興について 【亀山市】 農業については、地域農業の将来の在り方を示す地域計画の策定に向けた協議を実施していく中で、中山間地域をはじめ各地域での有効な支援策について調査・研究する 林業については、適切に管理された森林が広がるよう、林業事業体の経営安定化に向けた支援を強化し、森林の適切な整備及び保全を推進していく 総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 提言に対する市の対応については各常任委員会において、引き続き調査・検証を行っていきます	次に、産業建設委員会では、「中山間地域の振興」をテーマに調査・研究を行い、「農林業を生業とできるよう、現行の補助金等で不十分な部分を調査・研究し、地域の実情やニーズに合わせた支援策について、国・県への要望を行うとともに、市独自事業を創設すること」など４点について提言しました。 それに対して市は、「農業については、地域農業の将来の在り方を示す地域計画の策定に向けた協議を実施していくなかで、中山間地域をはじめ各地域での有効な支援策について調査・研究する。また、林業については、適切に管理された森林が広がるよう、林業事業体の経営安定化に向けた支援を強化し、森林の適切な整備及び保全を推進していく」とのことです。 これらの提言に対する市の対応については、各常任委員会において、引き続き、調査・検証を行っていきます。

５：さいごに			
22′ 00″	撮影場所：議場		**豊田委員** **今回は、令和６年３月定例会の経過や、常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について、ご報告いたしました。**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和６年６月定例会　５月 31 日～6 月 26 日	次の本会議は、令和６年６月定例会を、５月３１日から６月２６日までの２７日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
		議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**福沢委員** **「こんにちは！市議会です」では、市民の皆さんに議会をより身近に感じ、知っていただくために、議会活動の報告などを放送しています。** **また、市民の皆さんからのご意見をお待ちしています。** **（礼）**
23′ 20″			

令和６年７月１９日～７月２５日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール

日	時間	場所	撮影内容
７／９(火)	１３：００～１４：３０	議　　場	広聴広報委員会　深水委員（１３時から）、森委員（１３時３０分から） 顔出し・ナレーション部分の撮影

出演：広聴広報委員会　森委員、深水委員

■番組概要

１：はじめに

２：令和６年６月定例会の経過について

３：所管事務事業概要説明について

４：さいごに

１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″ 0′ 55″	タイトル映像（10秒） 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会　森委員 広聴広報委員会　深水委員	タイトルテロップ（１０秒） **森、深水委員** **みなさんこんにちは（礼）。** **森委員** **亀山市議会　広聴広報委員会　委員の森です。** **深水委員** **同じく、委員の深水です。** **暑い夏を迎えていますが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。** **水分をこまめにとり、熱中症など体調管理に気をつけて、夏を乗り越えましょう。** **森委員** **今回の番組では、令和６年６月定例会の経過や、５月に開催した所管事務事業概要説明についてご報告いたします。**

２：令和６年６月定例会の経過について			
0′ 55″	開会日の様子(5/31) 議場全景	画面右上：令和６年６月定例会 開会日５月31日	**森委員** ６月定例会は、５月３１日に開会し、はじめに、櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	森議長アップ 櫻井市長アップ 中原教育長アップ	森　美和子　議長 櫻井　義之　市長 中原　博　教育長	
	市長（提案理由説明）	令和６年６月定例会 開会日５月31日 **【開会日に提案された議案】** 条例改正　6件 令和６年度各会計補正予算　2件 財産の取得、市道路線の認定等、 専決処分した事件の承認　など　11件 議案19件 報告５件	この定例会では、条例改正６件、令和６年度各会計補正予算２件、その他、財産の取得や、市道路線の認定等、専決処分した事件の承認など１１件、合わせて議案１９件と、報告５件が提案されました。
	定例会の様子（6/13）	令和６年６月定例会 ６月13日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願**	また、６月１３日には、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願１件が上程されました。
	市長（提案理由説明追加） 総務委員会 中島委員長 （提案理由説明）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【閉会日に提案された議案】** **【市長提出議案】令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）** **【委員会提出議案】国への意見書**	そして、６月２６日の閉会日には、追加議案として、市長から、令和６年度亀山市一般会計補正予算１件と、議会から、委員会提出議案として、国への意見書の提出１件が提案されました。

	議場全体 議案質疑の様子 （8 人のカット） （6/13）	令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について** 令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について** **【主な質疑内容】** ・防災情報伝達システム整備事業 ・予防衛生事業 ・自治会支援事業　　など	開会日に上程された議案については、６月１３日に、議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。 まず、令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）についてです。 この議案に対しては、「防災情報伝達システム整備事業」や「予防衛生事業」、「自治会支援事業」の増額補正などについて、質疑がありました。

	画像：アプリの操作	令和６年６月定例会 議案質疑６月13日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について** ・防災情報伝達システム整備事業 令和６年能登半島地震から得られた情報と教訓から、災害時の情報伝達のあり方を再検討し、情報伝達の重層化を図る 新たなシステムの整備　２か年で４億２００万円を計上 令和６年６月定例会 議案質疑６月13日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について** 防災情報伝達システム整備事業 ・市独自の防災アプリの導入 ・孤立のおそれのある地域への新たな防災行政無線の設置　　など 広く市民に情報を伝達する仕組みの構築	中でも「防災情報伝達システム整備事業」の増額補正については、質疑が集中しました。 これについては、令和６年能登半島地震から得られた情報と教訓から、災害時の情報伝達のあり方を再検討し、情報伝達の重層化を図るため、新たなシステムを整備する経費として、２か年で４億２００万円が計上されました。 この事業では、市独自の防災アプリの導入や、孤立の恐れのある地域への新たな防災行政無線の設置を行うなど、広く市民に情報を伝達する仕組みを新たに構築し、整備を進めるものです。

	議案質疑の様子　続き （8 人のカット） （6/13）	令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）について** 防災情報伝達システム整備事業 【主な質疑内容】 ■孤立するおそれのある地域等への対応 ■関地区の同報系無線の今後の取扱い ■市民への周知　　など	この「防災情報伝達システム整備事業」に対しては、「孤立する恐れのある地域等への対応」や「関地区の同報系無線の今後の取扱い」、「市民への周知」などについて質疑がありました。
		令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和 6 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について**	次に、「令和６年亀山市度国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」についてです。
	医療機関の窓口の様子	令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和 6 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について** マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応など社会保障・税番号制度の改正に伴うシステム修正委託料を計上	この議案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応など、社会保障・税番号制度の改正に伴うシステム修正委託料を計上するため提案されたものです。
		令和 6 年 6 月定例会 議案質疑 6 月 13 日 **令和 6 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について** 【主な質疑内容】 ■現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行について ■10 割負担の特別療養費について	この議案に対しては、「現行の保険証廃止に伴う資格確認書の発行」や「１０割負担の特別療養費」について質疑がありました。

	各常任委員会の様子 （4 分割）	各常任委員会名を表示	それぞれの議案については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。
	総務委員会の様子 （6/21） （ハンディ可）	総務委員会 6 月 21 日 **・亀山市税条例の一部改正について** **・亀山市都市計画税条例の一部改正について** **・財産の取得　など**	総務委員会では、「亀山市税条例の一部改正」や、「亀山市都市計画税条例の一部改正」、「財産の取得」など、議案５件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。
	採決の様子	総務委員会 6 月 21 日 **・亀山市税条例の一部改正について** **・亀山市都市計画税条例の一部改正について** **・財産の取得　など** **5 件　全会一致で可決及び承認**	
	請願審査の様子 （大泉局長）	総務委員会 6 月 21 日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願**	続いて、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願１件について審査を行いました。 この請願は、えん罪被害者の救済を速やかに進めるため、刑事訴訟法に定める、再審についての規定が改正されるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
		総務委員会 6 月 21 日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願** えん罪被害者の救済を速やかに進めるため、刑事訴訟法に定める、再審についての規定が改正されるよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの	

	採決の様子	総務委員会 6月21日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願** 全会一致で採択	そして採決の結果、全会一致で採択しました。
	教育民生委員会の様子（6/20）	教育民生委員会 6月20日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について** **・専決処分した事件の承認について**	次に、教育民生委員会では、「亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」、「専決処分した事件の承認」の議案２件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認しました。
	採決の様子	教育民生委員会 6月20日 **・亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について** **・専決処分した事件の承認について** 2件　全会一致で可決及び承認	
	産業建設委員会の様子（6/19）	産業建設委員会 6月19日 **・亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** **・亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について** **・市道路線の認定について　など**	次に、産業建設委員会では、「亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正」や、「亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正」、「市道路線の認定」など、議案１０件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	路線の現場確認の様子 採決の様子	産業建設委員会 6月19日 **・亀山市石水渓キャンプ場施設条例の一部改正について** **・亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について** **・市道路線の認定について　など** 10件　全会一致で可決	

	背景 総務分科会の様子 教育民生分科会の様子 産業建設分科会の様子	予算決算委員会各分科会 3 分科会名を表示（3 分割）	次に、予算決算委員会では、令和６年度各会計補正予算２件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担して、６月１９日から２１日にかけて審査を行いました。
	予算決算委員会の様子		そして、６月２５日に全体審査を行い、各分科会会長から報告を受け、審査を行いました。
		予算決算委員会 6 月 25 日 ・令和 6 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （46 号）	予算決算委員会 6 月 25 日 ・令和 6 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号） **賛成者多数で可決**	
	予算決算委員会の様子	予算決算委員会 6 月 25 日 ・令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第１号）	次に、令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）については、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （45 号）	予算決算委員会 6 月 25 日 ・令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第１号） **全会一致で可決**	
7′ 40″			

7′ 40″	福沢議員 （6/26　反対討論）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **・令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について** 【反対討論】 国民健康保険加入者の保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証に利用するためのシステム修正	６月２６日の閉会日には、「令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」については、国民健康保険加入者の保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証に利用するためのシステム修正委託料であり、マイナンバーカードを持っていない人を含め、全ての人の保険証まで廃止してしまう強引な手法であるなどの理由から反対討論がありました。
		令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **・令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について** 【反対討論】 マイナンバーカードを持っていない人を含め、全ての人の保険証まで廃止してしまう強引な手法である	
	採決の様子 （第46号）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **・令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について** 【議決結果】　賛成者多数で可決	そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり可決しました。

	採決の様子 （6/26　本会議）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 条例改正　6件 令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）　1件 財産の取得、市道路線の認定等、 専決処分した事件の承認　など11件	そのほかの議案１８件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び承認しました。
		令和６年６月定例会 閉会日６月26日 条例改正　6件 令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１号）　1件 財産の取得、市道路線の認定等、 専決処分した事件の承認　など11件 【議決結果】　18件　全会一致で可決及び承認	
	採決の様子 （請願１号）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願**	次に、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願１件については、採決の結果、全会一致で採択となりました。
		令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【請願】** **「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書」採択に関する請願** 【議決結果】全会一致で採択	

	委員会提出議案 （第３号） （提案理由説明） （中島総務委員会委員長）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【委員会提出議案（総務委員会）】** **再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書**	そして、総務委員会の委員会提出議案として、国への意見書１件が提案され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （委員会提出議案３号）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【委員会提出議案（総務委員会）】** **再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書** 【議決結果】全会一致で可決	
	深水委員のカット	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **【追加議案】** **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）**	**深水委員** **また、同じく閉会日には、市長から、追加議案として、令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）１件が提案されました。**
9′ 55″	市長（提案理由説明）	令和６年６月定例会 閉会日６月26日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）** ・住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業 ・定額減税調整給付事業 給付対象者数と給付金額の増加が見込まれることから、交付金や事務費の増額分を計上	深水委員 この補正予算は、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業および定額減税調整給付事業において、給付対象者数と給付金額の増加が見込まれることから、交付金や事務費の増額分を計上するために提案されたものです。

9′ 55″	質疑の様子（岡本議員）	令和 6 年 6 月定例会 閉会日 6 月 26 日 **令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）** 【主な質疑内容】 ■事業の目的と背景 ■対象者への通知方法	この議案に対しては、「事業の目的と背景」や、「対象者への通知方法」などについて質疑がありました。
	採決の様子 （6/26 予算決算委員会）	予算決算委員会 6 月 26 日 **【追加議案】** **令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）**	その後、予算決算委員会に審査を付託して全体審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
		予算決算委員会 6 月 26 日 **【追加議案】** **令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）** 全会一致で可決	
	採決の様子 （6/26　本会議　追加議案　58 号）	令和 6 年 6 月定例会 閉会日 6 月 26 日 **【追加議案】** **令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）**	そして、本会議において、採決の結果、令和６年度亀山市一般会計補正予算（第２号）については、全会一致で原案のとおり可決しました。
		令和 6 年 6 月定例会 閉会日 6 月 26 日 **【追加議案】** **令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）** 【議決結果】全会一致で可決	

	一般質問の様子 6/14： 5名の議員のカット（分割） 6/17： 5名の議員のカット（分割） 6/18： 6名の議員のカット（分割）	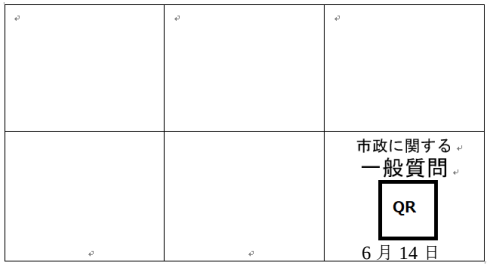 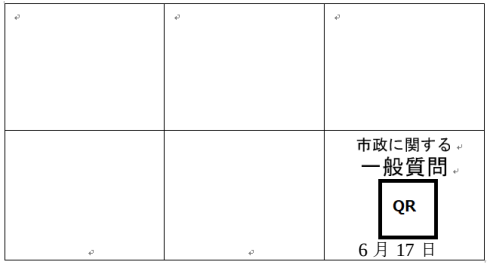 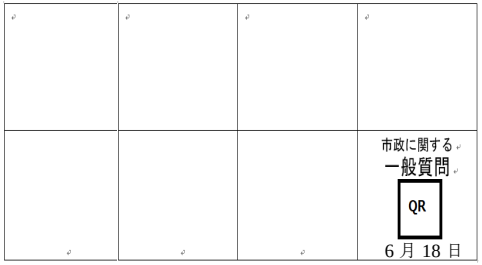	また、６月１４日、１７日、１８日の３日間は、市政に関する一般質問を行いました。

11′ 30″	ホームページの映像 市議会だよりの映像 ケーブルテレビ、インターネット配信のイメージ映像	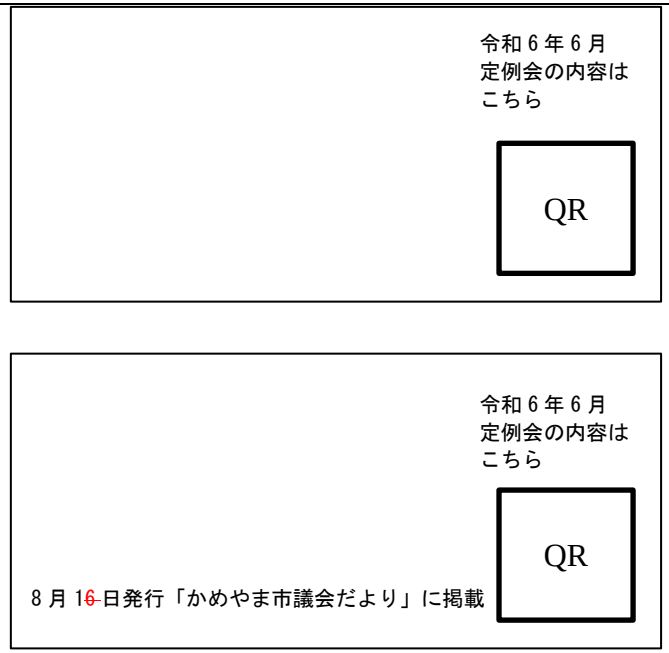	なお、議案の詳細や議決結果、議員別表決結果の一覧、各議員の質疑・質問の内容については、ホームページに掲載しているほか、８月１日発行の市議会だよりにも掲載します。 また、会議の様子はケーブルテレビとインターネットで放送・配信を行っており、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できます。

３：所管事務事業概要説明について			
11′ 30″	撮影場所：議場 深水委員のカット	**所管事務事業概要説明** **総務委員会協議会　教育民生委員会協議会　産業建設委員会協議会を毎年５月に開催**	タイトルテロップ（３秒） **深水委員** **亀山市議会では、毎年５月に総務委員会協議会、教育民生委員会協議会、産業建設委員会協議会を開催し、担当部署から各委員会の所管する事務分掌や主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行っています。**
		所管事務事業概要説明 **担当部署から各委員会の所管する事務分掌や主要事務事業について説明を受け、関係施設等の視察を行う**	
	協議会の様子 （5/15　総務） 協議会の様子 （5/16　教育民生） 協議会の様子 （5/17　産業建設）	３協議会の様子（３分割） 常任委員会協議会 / 総務委員会協議会 教育民生委員会協議会 / 産業建設委員会協議会	総務委員会協議会は５月１５日に、教育民生委員会協議会は５月１６日に、産業建設委員会協議会は５月１７日にそれぞれ開催し、各担当部署から、主要事務事業や新規事業について説明を受けました。

	管内視察の様子 （あいあい）	教育民生委員会協議会 管内視察 5 月 16 日 総合保健福祉センター 子ども未来部　視察の様子	また、管内視察を実施し、教育民生委員会協議会では、子どもに関する施策を総合的に進め、市民に分かりやすく相談しやすい環境を整えるため、新たに設置された「子ども未来部」や、
	管内視察の様子 （亀山森林公園やまびこ）	教育民生委員会協議会 管内視察 5 月 16 日 亀山森林公園やまびこ 加太保育園野外体験保育の様子	豊かな自然環境や魅力的な地域資源を活用した、「加太保育園」の、亀山森林公園やまびこでの野外体験保育の様子などの視察を行いました。
	管内視察の様子 （中の山配水池）	産業建設委員会協議会 管内視察 5 月 17 日 中の山配水池 給水車の応急給水　実演の様子	産業建設委員会協議会では、災害発生時に給水地点となる中の山配水池で、能登半島地震の支援で活用した給水車の応急給水の実演や、
	管内視察の様子 （地蔵院）	産業建設委員会協議会 管内視察 5 月 17 日 市道地蔵院西ノ口線 舗装整備の現況　視察の様子	亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道の舗装の美装化を行う市道地蔵院西ノ口線の現況などの視察を行いました。

13′ 40″	協議会の様子３分割	<table><tr><td>総務委員会協議会</td><td>教育民生委員会協議会</td></tr><tr><td>産業建設委員会協議会</td><td>今後も各常任委員会協議会において 所管事項に関する担当部署からの 報告や説明を受けるなど、 各部署の事務事業の把握に努める</td></tr></table>	今後も各常任委員会協議会において、所管事項に関する担当部署からの報告や説明を受けるなど各部署の事務事業の把握に努めて参ります。

４：さいごに			
13′ 40″	撮影場所：議場 深水委員アップ		**深水委員** **今回は、令和６年６月定例会の経過や所管事務事業概要説明について、ご報告いたしました。**
		今後の会議日程（予定） 令和 6 年 9 月定例会　8 月 30 日～9 月 30 日	**深水委員** 次の本会議は令和６年９月定例会を、８月３０日から９月３０日までの３２日間の会期で開催する予定です。 亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	
	２人のカット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**森委員** **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど、積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。** **（礼）**
15′ 08″			

令和６年１０月１８日～１０月２４日放送

担当： 議会事務局議事調査課

「こんにちは！市議会です」

■収録スケジュール　１０／８（火）

時間	場所	撮影内容
１３：００～１３：３０	委員会室	服部　予算決算委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１３：３０～１３：４０	委員会室	豊田　産業建設委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１３：４０～１３：５０	委員会室	今岡　教育民生委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１３：５０～１４：００	委員会室	中島　総務委員会委員長　　顔出し・ナレーションの撮影
１４：００～１４：３０	議場	福沢　議会改革推進会議検討部会長　顔出し・ナレーションの撮影
１４：３０～１６：１５	議場	新議員、古田議員　　顔出し・ナレーションの撮影

出演：服部予算決算委員会委員長、豊田産業建設委員会委員長、今岡教育民生委員会委員長、中島総務委員会委員長、
　　福沢議会改革推進会議検討部会長、新委員、古田委員

■番組概要

１：はじめに

２：令和６年９月定例会の経過について

３：予算決算委員会における審査の概要について

４：常任委員会所管事務調査の経過と結果について

５：中学生議会について

６：さいごに

１：はじめに			
時間	映像	テロップ	原稿
00′ 00″ 00′ 55″	タイトル映像（10 秒） 撮影場所：議場	こんにちは！市議会です 広聴広報委員会　新委員 広聴広報委員会　古田委員	タイトルテロップ（１０秒） **新委員** **みなさんこんにちは（２人　礼）。** **亀山市議会　広聴広報委員会　委員の新です。** **古田委員** **同じく、委員の古田です。** **秋のさわやかな季節となりましたが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。** **新委員** **今回の番組では、令和６年９月定例会の経過や、常任委員会の所管事務調査の経過と結果について、また８月２７日に開催した「中学生議会」についてご報告いたします。**

２：９月定例会の経過について

00′ 55″	開会日の様子(8/30) 議長アップ 市長アップ 教育長アップ	画面右端：令和６年９月定例会 開会日８月 30 日 森　美和子　議長 櫻井 義之　市長 中原　博　教育長	９月定例会は、８月３０日に開会し、はじめに、櫻井市長から市政の現況報告が、中原教育長から教育行政の現況報告がありました。
	市長（提案理由説明）	令和６年９月定例会 開会日８月 30 日 【開会日に提案された議案】 条例改正　５件 令和６年度各会計補正予算　２件 令和５年度各会計決算　７件 三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議１件 議案　15 件 報告　９件	そして開会日には、市長から、条例の改正５件、令和６年度各会計補正予算２件、令和５年度各会計決算７件、三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議１件、合わせて議案１５件と、報告９件が提案されました。
	森議長（請願上程）	令和６年９月定例会 ９月 11 日 教育関係の請願　４件 自動車関係諸税に係る請願　１件 請願　５件	また、９月１１日には、教育関係の請願など５件の請願が上程されました。

	閉会日の様子(9/30)	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 【閉会日に提案された議案】 市長提出議案 工事請負契約の締結　１件 教育委員会委員の任命同意　１件 人権擁護委員の候補者の推薦同意　１件 議案　３件	９月３０日の閉会日には、追加議案として、市長から、工事請負契約の締結、教育委員会委員の任命同意、人権擁護委員の候補者の推薦同意が提案されました。
		令和６年９月定例会 閉会日９月30日 【閉会日に提案された議案】 議会提出議案 委員会提出議案（国への意見書）　５件 議員提出議案（国への意見書）　１件 議案　６件	また、議会からは、委員会提出議案として国への意見書５件、議員提出議案として国への意見書１件が提案されました。
	議案質疑の様子 （9/10　代表質疑） 櫻井議員 森議員 服部議員 新議員 岡本議員	令和６年９月定例会 議案質疑９月10日・11日	開会日に上程された議案については、９月１０日と１１日に議案質疑を行い、活発な議論を交わしました。
		令和６年９月定例会 議案質疑９月10日・11日 **【代表質疑】** **令和５年度各会計決算（一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** 【主な質疑内容】 ■決算の総括 ■自主財源と依存財源 ■義務的経費の推移　　など	中でも、代表質疑では、令和５年度各会計決算について、各会派の議員から「決算の総括」や「自主財源と依存財源」、「義務的経費の推移」などについて質疑がありました。

	各常任委員会の様子 （4 分割）	総務委員会 / 教育民生委員会 産業建設委員会 / 予算決算委員会	それぞれの議案及び請願については、所管する各常任委員会に審査を付託しました。
	総務委員会の様子 （9/20）	総務委員会 9 月 20 日 **亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正** **亀山市手数料条例の一部改正**	総務委員会では、「亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」と「亀山市手数料条例の一部改正」について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子	総務委員会 9 月 20 日 **亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正** **亀山市手数料条例の一部改正** 2 件　全会一致で可決	
	総務委員会の様子 （9/20）	総務委員会 9 月 20 日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願**	続いて、「自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願」について審査を行いました。
	請願審査の様子 （大泉局長）	総務委員会 9 月 20 日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願** 地方の財源に影響を与えないことを前提に、自動車に関係する様々な税金を見直すことについて、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの	この請願は、地方の財源に影響を与えないことを前提に、自動車に関係する様々な税金を見直すことについて、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
	採択の様子	総務委員会 9 月 20 日 **【請願】** **自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願** 全会一致で採択	そして採決の結果、全会一致で採択しました。

	教育民生委員会の様子 （9/19）	教育民生委員会 9 月 19 日 **亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正** **三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議**	次に、教育民生委員会では、「亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」、「三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」の議案２件について審査を行いました。 そして「三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」については反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で、また「亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」については、全会一致で原案のとおり可決しました。
	福沢委員：反対討論 （9/19）	教育民生委員会 9 月 19 日 **三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議** 【反対討論】	
	採決の様子 （73 号）	教育民生委員会 9 月 19 日 **三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議** 賛成者多数で可決	
	採決の様子 （59 号）	教育民生委員会 9 月 19 日 **亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正**	
		教育民生委員会 9 月 19 日 **亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正** 全会一致で可決	

	請願審査の様子 （大泉局長）	教育民生委員会 9月19日 【請願】 **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件**	続いて、「義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書」など教育関係の請願４件について審査を行いました。 これらの請願は、教育予算の拡充や防災対策の充実等を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。
		教育民生委員会 9月19日 【請願】 **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件** 教育予算の拡充や防災対策の充実等を図るよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるもの	
	採決の様子	教育民生委員会 9月19日 【請願】 **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願４件** 4件　全会一致で採択	そして、採決の結果、いずれも全会一致で採択しました。
	産業建設委員会の様子 (9/18)	産業建設委員会 9月18日 **亀山市営住宅条例の一部改正** **亀山市公共下水道条例の一部改正**	次に、産業建設委員会では、「亀山市営住宅条例の一部改正」、「亀山市公共下水道条例の一部改正」の議案２件について審査を行い、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
		産業建設委員会 9月18日 **亀山市営住宅条例の一部改正** **亀山市公共下水道条例の一部改正** 2件　全会一致で可決	

07′ 00″	背景 総務分科会の様子 教育民生分科会の様子 産業建設分科会の様子 予算決算委員会の様子 （9/24 総括質疑） 議員全景 撮影場所：議場	<table><tr><td>予算決算委員会 分科会</td><td>総務分科会</td></tr><tr><td>教育民生分科会</td><td>産業建設分科会</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>予算決算委員会 9 月 24 日・25 日</td></tr><tr><td>令和 5 年度各会計決算</td><td>7 件</td></tr><tr><td>令和 6 年度各会計補正予算</td><td>2 件</td></tr><tr><td></td><td>議案　9 件</td></tr></table>	次に、予算決算委員会では、令和６年度各会計補正予算の議案２件について、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会を設置し、各分科会に分担して、９月１８日から２０日にかけて審査を行いました。 また、９月２４日と２５日に、令和５年度各会計決算７件及び令和６年度各会計補正予算２件の合わせて議案９件について全体審査を行いました。 **新委員** **それでは、予算決算委員会における審査の概要について、服部孝規委員長からご報告いたします。**

３： 予算決算委員会における審査の概要について			
07′ 00″	背景 市庁舎 撮影場所：委員会室 服部委員長 予算決算委員会の様子 （9/24 総括質疑） 櫻木議員 櫻井議員 鈴木議員	予算決算委員会 予算決算委員会 服部　孝規　委員長 前年度の決算は、毎年９月定例会に提案され、予算決算委員会において審査 予算決算委員会 9 月 24 日・25 日 令和 5 年度各会計決算　7 議案 【主な質疑内容】 ■決算の評価 ■各種基金の運用 ■歳入の確保　など	～予算決算委員会～（テロップ 3 秒） **服部委員長** **予算決算委員会委員長の服部孝規です。（礼）** **前年度の決算については、毎年９月定例会に提案され、予算決算委員会において審査を行っています。** ９月２４日、２５日に開催した予算決算委員会では、令和５年度各会計決算について、「決算の評価」や「各種基金の運用」、「歳入の確保」などについて、質疑がありました。

	（9/25 反対討論） 福沢議員	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 5 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** **反対討論**	そして、令和５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり認定しました。
	採決の様子 （第 66 号）	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 5 度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定**	
		予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 5 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** 賛成者多数で認定	
	採決の様子 （その他一括 6 件）	予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 5 年度各会計決算** **（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）**	また、そのほかの各会計決算の議案６件については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定しました。
		予算決算委員会 9 月 25 日 **令和 5 年度各会計決算** **（国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）** 6 件　全会一致で可決及び認定	

	撮影場所：委員会室 服部委員長 （背景） 予算決算委員会の質疑の様子（委員長、全体）（9/24、25）	**令和５年度決算** **【予算決算委員会　意見】** **◆審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。** **令和５年度決算** **【予算決算委員会　意見】** **◆財政調整基金残高が年々減少し財政状況が厳しい中、特定財源の確保や公有財産の有効活用などによる歳入確保、及び事業の選択と集中による歳出削減に加え基金の有効活用を図るなど、財政調整基金の確保に努めるとともに、同基金の繰入れに依存する財政構造の早急な立て直しを図られたい。**	**服部委員長** **なお、予算決算委員会では、令和５年度各会計決算に対する意見として、次の２点を申し添えました。** 一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。 一つ、財政調整基金残高が年々減少し財政状況が厳しい中、特定財源の確保や公有財産の有効活用などによる歳入確保、及び事業の選択と集中による歳出削減に加え基金の有効活用を図るなど、財政調整基金の確保に努めるとともに、同基金の繰入れに依存する財政構造の早急な立て直しを図られたい。

	予算決算委員会各分科会の様子（３分割） ３分科会会長報告（中島、今岡、豊田）	予算決算委員会 ９月 25 日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）** **令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第１号）**	続いて、令和６年度各会計補正予算の議案２件について、各分科会会長から審査報告を受けました。
	（9/25 反対討論） 櫻井議員	予算決算委員会 ９月 25 日 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）** 反対討論	令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）については、反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （64 号）	予算決算委員会 **令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）** 賛成者多数で可決	
	採決の様子 （65 号）	予算決算委員会 ９月 25 日 **令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第１号）** 全会一致で可決	次に、令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第１号）については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
10′ 05″	撮影場所：委員会室 服部委員長	予算が適切に執行され、さらなる市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努める	**服部委員長** **今後も、予算が適切に執行され、さらなる市民サービスの向上が図られるよう、議会の重要な責務である「監視及び評価」に努めてまいります。（礼　次回から）**

10′ 05″	撮影場所：議場		**古田委員** **９月３０日の閉会日には、開会日に提案された議案などの審議等を行いました。**
	閉会日（9/30） 反対討論　福沢議員	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **・令和５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** 【反対討論】 中学校給食を目の行き届く直営の給食センターで行う計画を立てなかったなど、切実な市民要求に十分応えていない	まず、令和５年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、中学校給食を目の行き届く直営の給食センターで行う計画を立てなかったことなど、切実な市民要求に十分応えていないとの理由から、反対討論がありました。
	反対討論　福沢議員	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **・三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議** 【反対討論】 任意であるマイナ保険証を進めるため現行の保険証を廃止することに係る規約の変更であるが、現行の保険証は残すべきである	次に、三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、任意であるマイナ保険証を進めるため現行の保険証を廃止することに係る規約の変更であるが、現行の保険証は残すべきであるとの理由から、反対討論がありました。
	反対討論　櫻井議員	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **・令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）** 【反対討論】 中学校全員喫食制給食実施事業の減額理由について明確な答弁が得られない　など	また、令和６年度亀山市一般会計補正予算（第３号）については、中学校全員喫食制給食実施事業の減額理由について明確な答弁が得られないなどの理由から、反対討論がありました。

	採決 （第 64, 66, 73 号）	令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **・令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）** **・令和 5 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** **・三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議**	討論のあった議案については、採決の結果、賛成者多数で、いずれも原案のとおり可決及び認定しました。
		令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **・令和 6 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）** **・令和 5 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定** **・三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議** 【議決結果】3 件 賛成者多数で可決及び認定	
	採決 （その他一括）	令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 条例改正　5 件 令和 6 年度亀山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）　1 件 令和 5 年度各会計決算　6 件	そのほかの議案１２件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決及び認定しました。
		令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 条例改正　5 件 令和 6 年度亀山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）　1 件 令和 5 年度各会計決算　6 件 【議決結果】12 件 全会一致で可決及び認定	

	採決の様子 （請願 2～6 号）	令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願　1 件**	次に、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書などの教育関係の請願４件と、自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願の合わせて５件の請願については、いずれも全会一致で採択となりました。
		令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【請願】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書　など** **教育関係の請願　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求める請願　1 件** 【議決結果】5 件 全会一致で採択	
	委員会提出議案 （2～6 号） （提案理由説明） （今岡教民委員長） （中島総務委員長）	令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【委員会提出議案（国への意見書）】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出など　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出　1 件**	そして、これらの請願の採択に伴い、委員会提出議案として、国への意見書の提出５件が提案され、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （委員会提出議案）	令和 6 年 9 月定例会 閉会日 9 月 30 日 **【委員会提出議案（国への意見書）】** **■義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出　など　4 件** **■自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出　1 件** 【議決結果】5 件 全会一致で可決	

	提案理由説明 市長	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 工事請負契約の締結 教育委員会委員の任命同意 人権擁護委員の候補者の推薦同意	また、市長から追加議案として、工事請負契約の締結、教育委員会委員の任命同意、人権擁護委員の候補者の推薦同意が提案されました。
		令和６年９月定例会 議案質疑９月30日 **工事請負契約の締結**	追加議案のうち、「工事請負契約の締結について」は、防災情報伝達システム整備工事について、令和６年９月１９日付けで仮契約したため、議会の議決を求めるもので、この議案に対しては、「入札の経緯」について質疑がありました。
		令和６年９月定例会 議案質疑９月30日 **工事請負契約の締結** 防災情報伝達システム整備工事について、令和６年９月１９日付けで仮契約したため、議会の議決を求めるもの	
	質疑の様子 （今岡議員）	令和６年９月定例会 議案質疑９月30日 **工事請負契約の締結** 【質疑】 ■入札の経緯について	
	総務委員会の様子 （9/30）	総務委員会 ９月30日 **工事請負契約の締結**	この議案については、同日、総務委員会に審査を付託し、審査においては、市民に分かりやすく、競争性が担保できる入札制度であるべきとの議論があり、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。
	採決の結果 （9/30）	総務委員会 ９月30日 **工事請負契約の締結** 全会一致で可決	

	本会議の様子 （9/30） 採決の様子 （追加議案）	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 工事請負契約の締結 人権擁護委員の候補者の推薦同意 令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 工事請負契約の締結 人権擁護委員の候補者の推薦同意 【議決結果】2 件 全会一致で可決 令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 教育委員会委員の任命同意 令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【市長から閉会日に提案された議案】** 教育委員会委員の任命同意 【議決結果】賛成者多数で可決	そして、本会議では、採決の結果、「工事請負契約の締結」、「人権擁護委員の候補者の推薦同意」については全会一致で、「教育委員会委員の任命同意」については、賛成者多数で可決しました。

	提案理由の説明 （服部議員）	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【議会から閉会日に提案された議員提出議案】** **健康保険証の継続を求める意見書の提出**	続いて、議会から議員提出議案として、健康保険証の継続を求める意見書の提出が提案されました。
	質疑の様子 （鈴木議員）	令和６年９月定例会 議案質疑９月30日 **健康保険証の継続を求める意見書の提出** 【質疑】 ■意見書の趣旨について	この議案に対しては、「意見書の趣旨」について質疑がありました。
	反対討論 （鈴木議員）	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **健康保険証の継続を求める意見書の提出** 【反対討論】 マイナ保険証は行政手続きの簡素化、経費の削減、利便性の確保のため前向きに利活用していくべきである　など	そして、この議案については、マイナ保険証は行政手続きの簡素化、経費の削減、利便性の確保のため前向きに利活用していくべきであるなどの理由から、反対討論がありました。
	賛成討論 （福沢議員）	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **健康保険証の継続を求める意見書の提出** 【賛成討論】 国民皆保険制度を守り、不安払拭のために最も大切なことは、現行の健康保険証を継続することである　など	また、国民皆保険制度を守り、不安払拭のために最も大切なことは、現行の健康保険証を継続することであるなどの理由から、賛成討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決しました。
	採決の様子 （議員提出議案）	令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【議会から閉会日に提案された議員提出議案】** **健康保険証の継続を求める意見書の提出**	
		令和６年９月定例会 閉会日９月30日 **【議会から閉会日に提案された議員提出議案】** **健康保険証の継続を求める意見書の提出** 【議決結果】賛成者多数で可決	

一般質問の様子
（9/12・9/13・9/17）

14 名の議員のカット
（分割）

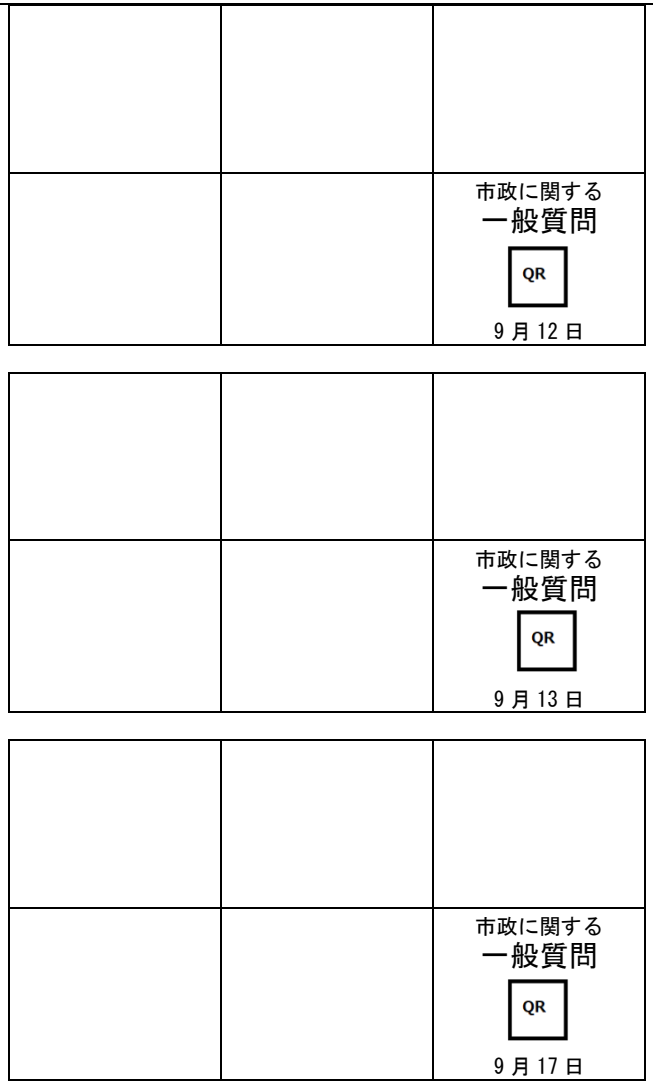

９月１２日、１３日及び１７日の３日間は、市政に関する一般質問を行いました。

	ホームページの映像	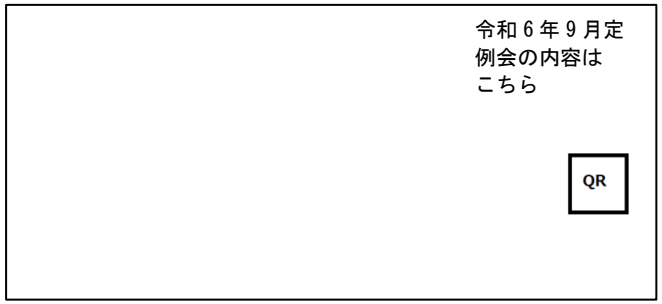	
	市議会だよりの映像	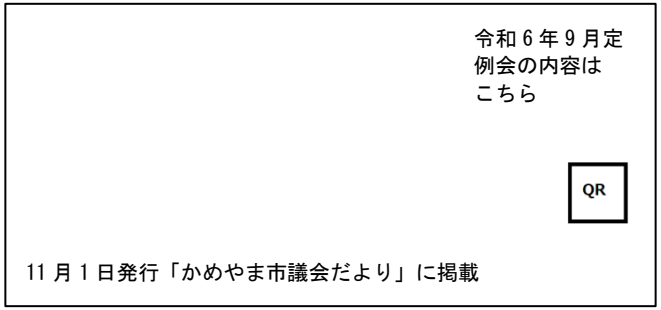	なお、議案の詳細や議決結果などの内容については、ホームページに掲載しているほか、１１月１日発行の市議会だよりにも掲載します。
	ケーブルテレビ、インターネット配信のイメージ映像	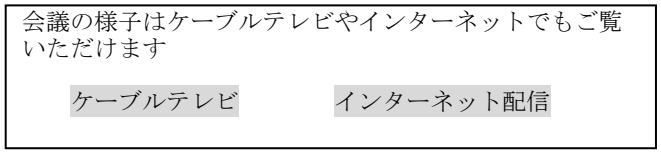	また、会議の様子はケーブルテレビとインターネットで放送・配信を行っています。
15′ 35″			

例年、所管事務調査報告については、もう少し詳しく紹介しているが、
中学生議会の紹介を入れたので、短くした。

４：常任委員会所管事務調査の経過と結果について

15′ 35″	撮影場所：議場 古田議員	常任委員会所管事務調査の経過と結果について 所管事務調査 総務委員会　教育民生委員会　産業建設委員会 **委員会の活性化と機能充実のため、毎年、『所管事務調査』を実施**	タイトルテロップ（３秒） ～常任委員会所管事務調査の経過と結果について～ **古田委員** **亀山市議会では総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の常任委員会が、委員会の活性化と機能の充実のため、所管事務調査として、毎年、それぞれの所管に関するテーマを設定し、調査・研究を行っています。** **それでは、今回の調査・研究の経過と結果についてご報告いたします。** 【総務委員会】（テロップ） **中島委員長** **総務委員会委員長の中島雅代です。（礼）** **総務委員会では、「公共交通政策」についてをテーマとし、現行の市コミュニティバスや乗合タクシーの利便性の向上と、将来的な地域コミュニティバス運行の可能性について調査・研究を行いました。**
	撮影場所：委員会室 中島委員長	所管事務調査 総務委員会 中島　雅代　委員長 所管事務調査 **総務委員会** 委員長　中島　雅代　　副委員長　深水　隆司 委　員　草川　卓也　　髙島　真　服部　孝規　　小坂　直親 **「公共交通政策」** 現行の市コミュニティバス及び乗合タクシーの利便性の向上と、将来的な地域コミュニティバス運行の可能性について調査・研究	

	執行部からの聞き取り さわやか号の様子 視察の様子 撮影場所：委員会室 今岡委員長	所管事務調査 所管事務調査 **総務委員会【提言】** 1．コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、地域住民と交通事業者、行政の三者が連携して運行協議会等を設置するなど、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること など　４点について提言 詳しくは、こちら⇒ 総務委員会所管事務調査報告　QR 所管事務調査 教育民生委員会 今岡　翔平　委員長 所管事務調査 **教育民生委員会** 委員長　今岡　翔平　　副委員長　櫻木　善仁 委　員　森　英之　　新　秀隆　福沢　美由紀　櫻井　清蔵 **「スポーツによる健康づくり」** スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について調査・研究	執行部からの現状の聞き取りや、乗降調査、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「コミュニティバスのルートやダイヤ等を利便性の高いものとするため、地域住民と交通事業者、行政の三者が連携して運行協議会等を設置するなど、住民が利用しやすい公共交通として維持・発展させていく仕組みを構築すること。」など４点について提言しました。 【教育民生委員会】（テロップ） **今岡委員長** **教育民生委員会委員長の今岡翔平です。（礼）** **教育民生委員会では、「スポーツによる健康づくり」をテーマとし、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について調査・研究を行いました。**

	執行部からの聞き取り	所管事務調査	執行部からの現状の聞き取りや、市民との意見交換会、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「地域でスポーツ活動を行う団体を効果的に支援するために、庁内連携を図るとともに、スポーツ活動を行う団体と情報交換を行うなど、その活動内容や課題、ニーズを的確に把握できる仕組みを構築すること」など５点について提言しました。
	意見交換の様子 視察の様子	所管事務調査 **教育民生委員会【提言】** １．地域でスポーツ活動を行う団体を効果的に支援するために、庁内連携を図るとともに、スポーツ活動を行う団体と情報交換を行うなど、その活動内容や課題、ニーズを的確に把握できる仕組みを構築すること など　５点について提言 詳しくは、こちら⇒ 教育民生委員会所管事務調査報告　QR	
	撮影場所：委員会室 豊田委員長	所管事務調査 産業建設委員会 豊田　恵理　委員長	【産業建設委員会】（テロップ） **豊田委員長** **産業建設委員会委員長の豊田恵理です。（礼）** **産業建設委員会では、「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」についてをテーマとし、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について調査・研究を行いました。**
		所管事務調査 **産業建設委員会** 委員長　豊田　恵理　　副委員長　古田　吉昭 委　員　鈴木　達夫　　岡本　公秀　　伊藤　彦太郎 **「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」** 新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について調査・研究	
	執行部からの聞き取り	所管事務調査	執行部からの現状の聞き取りや、市民との意見交換会、行政視察などを行い、協議を重ねた結果、「現在の溶融施設のように、コークスを大量に使用し、エネルギーを浪費する処理方式については見直し、コストやエネルギーに配慮した処理方式について検討に加えること」など５点について提言しました。
	意見交換の様子 視察の様子	所管事務調査 **産業建設委員会【提言】** １．現在の溶融施設のように、コークスを大量に使用し、エネルギーを浪費する処理方式については見直し、コストやエネルギーに配慮した処理方式について検討に加えること など　５点について提言 詳しくは、こちら⇒ 産業建設委員会所管事務調査報告　QR	

19′ 40″	議長へ報告の様子 （正副議長室） 市長へ提言の様子 （応接室）	**9 月 30 日　各委員長から議長へ報告書提出** **10 月 1 日　市長へ提言**	**古田委員** これらの委員会での検討結果については、各委員長から議長へ報告し、議長がそれらの報告を集約した上で、今後の市政に反映されるよう市長に対して提言しました。

５：中学生議会について			
19′ 40″	撮影場所：議場 新委員	令和６年度亀山市中学生議会を開催	新委員 亀山市議会では、８月２７日、「令和６年度亀山市中学生議会」を開催しました。 その概要について、議会改革推進会議検討部会の福沢美由紀部会長よりご報告します。
	撮影場所：議場 福沢部会長	議会改革推進会議検討部会 福沢美由紀　部会長 議会改革推進会議検討部会 福沢美由紀　部会長 「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和６年度亀山市中学生議会」を開催	福沢部会長 議会改革推進会議検討部会　部会長の福沢美由紀です。 （礼） 亀山市議会では、「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、「令和６年度亀山市中学生議会」を開催しました。

	中学生議会の様子 （後方から全景）	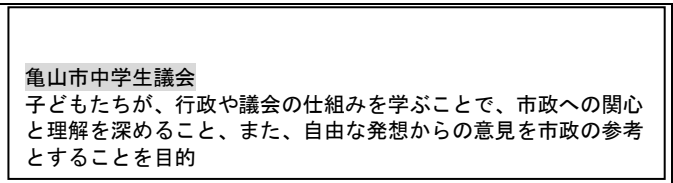 	中学生議会は、子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで、市政への関心と理解を深めること、また、自由な発想からの意見を市政の参考とすることを目的とし、子どもたちの意見を表明する機会を保障するものとして開催したものです。
	検討部会の様子		開催に当たっては、市長部局や教育委員会事務局、各学校関係者と調整し、議会改革推進会議検討部会で協議を重ねました。
	中学生議会学校説明会の様子（関中） 資料の表紙	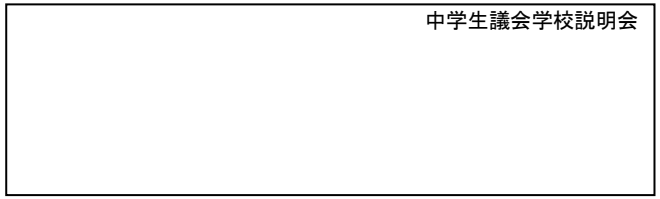	まず、各中学校を議員が訪問し、亀山市の概要のほか、市・市議会・議員の仕事や二元代表制について、また、中学生議会の内容や一般質問について、３年生全員に説明しました。
	中学生議会の様子 （前方から全景）		その後、各校から参加を希望する中学生を募ったところ、３年生１９人が参加することになり、一般質問の内容等について、各学校で準備を進めていただきました。
	水野議長アップ （冒頭のあいさつ）	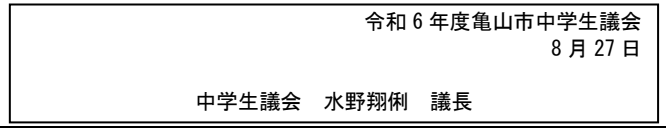	当日は、議長を務めた中部中学校の水野翔俐さんの開会の宣告により、中学生議会がスタートしました。

開催の様子

令和６年度亀山市中学生議会
８月 27 日

質問、答弁の様子
（亀山中学校アップ）
１大原、草川、加藤
２山下、千種、清木

大原　昊輝　議員	亀山中学校
草川　みなみ　議員	加藤　純和　議員

山下　琥珀　議員	亀山中学校
千種　杏実　議員	清木　陽彩　議員

一般質問では、自分たちが思い描く亀山市の未来やまちの姿について考えていることや感じていることを市長や教育長に質問し、また、市の取組について意見を表明しました。

亀山中学校の生徒からは、「亀山市における少子高齢化対策」をテーマとし、高齢化や子育て支援、移住支援などについて質問がありました。

	質問、答弁の様子 （中部中学校アップ） １磯貝、清水、田中 ２富田、山田		次に、中部中学校の生徒からは、空き家等の活用やインクルーシブな視点で設計された公園、防犯カメラの設置などについて質問がありました。

	質問、答弁の様子 （関中学校アップ） １西川、二見 ２新、林、雲 ３北嶋、北嶋	西川　天　議員 関学中校 二見　咲翔　議員 新　楓蓮　議員 関中学校 林　響空　議員 雲　遼太郎　議員 北嶋　寛　議員 関中学校 北嶋　蒼　議員	次に、関中学校の生徒からは、学校の特別教室や体育館の空調整備について、また、リニア中央新幹線についてなど、質問がありました。

24′ 05″	水野議長アップ 集合写真、終わってからの様子など 撮影場所：議場 福沢部会長 中学生議会のページ 撮影場所：議場 福沢部会長	令和６年度亀山市中学生議会 ８月 27 日 中学生議会 ホームページは こちら QR 今後も子どもから大人まで幅広い世代の方から、ご意見を伺い、市民の皆さんが住みやすい魅力のある亀山市となるよう市議会として取り組んでいきます	そして中学生議会は、水野議長の議会運営のもと、スムーズに進行し、閉会を迎えました。 **福沢部会長** **中学生の皆さんからいただいた貴重なご意見は、議会からの政策提言などにつなげていきたいと考えています。** なお、中学生議会の内容については、市議会ホームページのほか、１１月１日発行の議会だよりでご覧いただけます。 **福沢部会長** **今後も子どもから大人まで幅広い世代の方から、ご意見を伺い、市民の皆さんにとって住みやすい魅力のある亀山市となるよう市議会として取り組んでいきたいと思います。（礼　次回から）**

６：さいごに			
24′ 05″	撮影場所：議場		**古田委員** **今回は、９月定例会の経過や常任委員会所管事務調査の経過と結果、中学生議会についてご報告いたしました。**
	議場の様子	今後の会議日程（予定） 令和６年第１回臨時会　11 月 13 日・14 日 令和６年 12 月定例会　11 月 29 日～12 月 23 日	次の本会議は、令和６年第１回臨時会を１１月１３日、１４日の２日間、令和６年１２月定例会を１１月２９日から１２月２３日までの２５日間の会期で開催する予定です。
	傍聴席の様子	**亀山市議会の本会議や常任委員会などの会議は、傍聴することができます**	亀山市議会の本会議や常任委員会などの傍聴を希望される方は、会議の当日、議会事務局で受け付けていますので、ぜひ、お越しください。
	２人のカット	議会へのご意見をお寄せください 亀山市議会事務局 〒519-0195　三重県亀山市本丸町 577 番地 TEL：0595-84-5059(直通)　FAX：0595-83-2203 E-mail：gijichousa@city.kameyama.mie.jp	**新委員** **市議会では、分かりやすく、身近に感じていただける議会を目指して、議会報告番組や議会だより、ホームページなど積極的な情報発信に取り組んでいます。** **ぜひ、議会についてのご意見を、お寄せください。（礼）**
25′ 30″			

（３）議会映像等インターネット配信アクセス件数について

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成25年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会映像録画配信トップページ	185	107	316	201	101	331	205	127	282	122	117	282	2,376
各議員の映像配信ページ	1,436	1,108	1,768	1,482	501	2,305	2,983	2,179	1,894	1,207	717	2,802	20,382
報告番組配信ページ	189	848	202	398	91	83	175	167	151	261	296	163	3,024

平成26年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	―	―	85	1,158	―	255	538	―	97	793	2,926
パソコン					54	965	―	207	455		83	728	2,492
スマートフォン					31	193	―	48	83		14	65	434
議会映像録画配信トップページ	127	173	375	143	550	1,862	1,153	534	956	286	374	1,016	7,549
各議員の映像配信ページ	1,999	693	4,022	1,552	1,555	7,549	3,043	2,678	3,725	3,199	392	5,561	35,968
パソコン						5,450	2,760	2,302	3,304	3,164	291	4,527	21,798
スマートフォン						2,099	283	376	421	35	101	1,034	4,349
報告番組配信ページ	270	375	497	709	318	552	994	162	883	1,324	303	79	6,466
パソコン							792	121	842	772	216	39	2,782
スマートフォン							202	41	41	552	87	40	963

平成27年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	761	―	120	2,094	―	358	1,524	―	99	2,130	7,086
パソコン			677		103	1,871		313	1,357		78	1,920	6,319
スマートフォン			84		17	223		45	167		21	210	767
議会映像録画配信トップページ	184	98	1,139	310	324	2,699	273	642	1,891	199	211	2,342	10,312
各議員の映像配信ページ	1,172	954	6,739	5,932	1,998	13,473	4,957	3,542	7,392	2,191	697	9,651	58,698
パソコン	919	900	5,866	3,969	1,763	9,658	3,246	2,896	6,391	1,427	657	7,147	44,839
スマートフォン	253	54	873	1,963	235	3,815	1,711	646	1,001	764	40	2,504	13,859
報告番組配信ページ	845	110	189	1,092	520	610	949	338	778	459	185	353	6,428
パソコン	654	79	165	921	412	597	641	319	761	320	149	333	5,351
スマートフォン	191	31	24	171	108	13	308	19	17	139	36	20	1,077

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成28年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	1,204	―	250	2,510	―	528	1,915	―	166	3,135	9,708
パソコン			1,069		200	2,292		467	1,734		98	2,870	8,730
スマートフォン			135		50	218		61	181		68	265	978
議会映像録画配信トップページ	304	156	1,791	242	479	2,676	415	707	2,110	322	537	3,075	12,814
各議員の映像配信ページ	3,562	1,049	7,295	2,770	1,790	10,948	9,467	3,812	6,498	2,515	1,813	9,555	61,074
パソコン	3,506	837	6,641	1,917	1,579	8,745	6,005	2,967	4,483	1,413	947	5,227	44,267
スマートフォン	56	212	654	853	211	2,203	3,462	845	2,015	1,102	866	4,328	16,807
報告番組配信ページ	447	339	189	566	247	93	977	197	333	576	81	24	4,069
パソコン	394	332	165	494	204	88	744	102	305	414	59	8	3,309
スマートフォン	53	7	24	72	43	5	233	95	28	162	22	16	760

平成29年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	2,255	―	115	2,296	―	263	1,669	―	141	2,089	8,828
パソコン			2,104		96	2,094		227	1,494		124	1,880	8,019
スマートフォン			151		19	202		36	175		17	209	809
議会映像録画配信トップページ	224	191	2,563	175	282	2,708	225	516	2,071	155	326	2,398	11,834
各議員の映像配信ページ	3,421	1,556	6,854	2,669	2,232	5,479	1,785	3,704	4,550	1,214	675	7,269	41,408
パソコン	2,840	994	4,756	2,097	1,476	4,287	1,382	2,554	3,209	878	475	4,521	29,469
スマートフォン	581	562	2,098	572	756	1,192	403	1,150	1,341	336	200	2,748	11,939
報告番組配信ページ	426	83	219	521	101	237	797	236	66	924	188	37	3,835
パソコン	262	63	219	309	61	210	663	219	44	495	168	28	2,741
スマートフォン	164	20	0	212	40	27	134	17	22	429	20	9	1,094

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	1,328	―	105	1,867	―	499	1,793	―	124	2,418	8,134
パソコン			1,180		105	1,672		455	1,625		124	2,181	7,342
スマートフォン			148		0	195		44	168		0	237	792
議会映像録画配信トップページ	197	173	1,992	183	282	2,552	301	1,165	2,639	237	421	2,878	13,020
各議員の映像配信ページ	2,009	867	9,866	6,002	1,533	10,539	2,272	3,704	10,703	5,285	2,645	10,324	65,749
パソコン	1,257	202	7,647	4,830	733	8,350	1,383	2,468	7,565	2,154	1,559	5,819	43,967
スマートフォン	752	665	2,219	1,172	800	2,189	889	1,236	3,138	3,131	1,086	4,505	21,782
報告番組配信ページ	286	342	283	928	214	795	1,150	236	475	937	280	319	6,245
パソコン	165	237	227	764	198	562	909	206	423	687	194	306	4,878
スマートフォン	121	105	56	164	16	233	241	30	52	250	86	13	1,367

令和元年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	―	1,177	―	94	4,080	―	173	2,280	―	204	4,072	12,166
パソコン		73	1,031		94	4,080		173	2,280		204	4,072	12,007
スマートフォン		13	146										159
議会映像録画配信トップページ	211	342	1,865	253	135	2,652	228	522	1,723	340	560	2,944	11,775
各議員の映像配信ページ	3,767	1,549	7,535	3,993	1,268	13,333	7,115	3,124	7,732	2,980	5,646	10,666	68,708
パソコン	2,625	1,150	4,031	2,219	570	5,176	1,293	1,767	4,257	1,716	1,744	3,800	30,348
スマートフォン	1,142	399	3,504	1,774	698	8,157	5,822	1,357	3,475	1,264	3,902	6,866	38,360
報告番組配信ページ	1,327	157	395	755	34	538	1,080	234	254	685	58	100	5,617
パソコン	1,226	41	375	387	24	400	962	196	173	495	50	91	4,420
スマートフォン	101	116	20	368	10	138	118	38	81	190	8	9	1,197

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	1,714	3,325	―	263	6,081	―	991	3,771	―	781	5,005	21,931
パソコン		1,714	3,325		263	6,081		991	3,771		781	5,005	21,931
議会映像録画配信トップページ	667	1,146	2,218	226	306	2,972	299	736	1,913	167	544	2,770	13,964
各議員の映像配信ページ	13,034	3,788	9,318	2,336	986	6,039	2,891	3,166	2,989	1,163	1,359	7,729	54,798
パソコン	4,617	1,417	4,617	2,169	811	5,012	1,481	1,687	1,989	796	667	4,894	30,157
スマートフォン	8,417	2,371	4,701	167	175	1,027	1,410	1,479	1,000	367	692	2,835	24,641
報告番組配信ページ	1,075	219	332	174	65	51	325	108	180	423	36	61	3,049
パソコン	937	168	62	132	54	42	298	92	148	411	29	59	2,432
スマートフォン	138	51	270	42	11	9	27	16	32	12	7	2	617

令和3年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	―	0	4,010	―	281	5,149	―	758	4,229	157	283	5,912	20,779
パソコン			4,010		281	5,149		758	4,229	157	283	5,912	20,779
議会映像録画配信トップページ	367	211	2,350	430	434	3,060	200	719	2,486	404	368	2,855	13,884
各議員の映像配信ページ	8,599	938	4,319	3,435	2,433	4,147	2,806	1,601	2,880	1,637	893	1,706	35,394
パソコン	5,183	594	3,404	2,427	1,218	2,655	2,170	1,128	656	214	114	355	20,118
スマートフォン	3,416	344	915	1,008	1,215	1,492	636	473	2,224	1,423	779	1,351	15,276
報告番組配信ページ	212	21	50	1,236	22	143	503	106	28	147	17	48	2,533
パソコン	181	0	45	1,196	17	106	465	100	2	88	3	42	2,245
スマートフォン	31	21	5	40	5	37	38	6	26	59	14	6	288

インターネット映像配信のアクセス集計方法の変更について

(旧)～R2.6月分　映像ファイルに1アクセスあるごとに、1アクセスとして集計。

(新)R2.7月分～　同一の映像ファイルに同一IPアドレスから30秒以内に連続アクセスがあった場合、複数アクセスとは集計せず、1アクセスとして集計。

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	6,917	0	336	6,873	0	999	4,884	193	381	6,426	27,009
議会映像録画配信トップページ	345	357	3,623	379	446	3,473	339	889	2718	628	621	2944	10,211
各議員の映像配信ページ	1,473	1,807	1,030	2,392	770	1,500	2,239	1,268	2,702	1,905	956	1,828	19,870
報告番組配信ページ	208	125	15	145	33	34	109	37	178	200	36	29	1,149

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	3,807	0	273	7,603	0	619	5,490	0	433	7,778	26,003
議会映像録画配信トップページ	328	256	2,553	307	418	4,346	559	998	3,257	347	600	3,504	17,473
各議員の映像配信ページ	3,069	1,612	1,601	1,646	501	4,098	1,721	1,030	5,048	1,593	911	2,994	25,824
報告番組配信ページ	193	21	46	86	13	69	78	88	128	139	58	123	1,042

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	190	5,762	0	273	7,280							13,505
議会映像録画配信トップページ	479	1,009	3,208	386	499	3,539							9,120
各議員の映像配信ページ	1,802	1,654	2,765	2,165	601	2,950							11,937
報告番組配信ページ	103	450	34	94	9	18							708

インターネット映像配信のアクセス集計方法の変更について

～R2.6月分　映像ファイルに1アクセスあるごとに、1アクセスとして集計。

R2.7月分～　同一の映像ファイルに同一IPアドレスから30秒以内に連続アクセスがあった場合、複数アクセスとは集計せず、1アクセスとして集計。

R4.4月分～　PC・スマホの別を閲覧するファイル形式により行っていたため（PCはwmv、スマホはmp4）、昨今の機器の実態と異なることが分かったため、その別を無くした。

５　参考資料

（１）　議会改革の取り組みについて

（２）　議会改革推進会議の取り組みについて

（３）　広聴広報の取り組みについて

（４）　タブレット端末導入の経過について

議会改革の取り組みについて

平成１６年度～平成２２年度　Ｐ２～Ｐ６

平成２２年度（議会基本条例制定後）～　Ｐ７～Ｐ５４

◆*平成16年5月*

次の事項を6月定例会から実施することを決定。

①議案質疑及び一般質問について対面式を導入する。

②6月定例会からケーブルテレビの行政チャンネルを利用してテレビ放映する。(一般質問)
テレビ放映は、生中継及び録画放送とし、録画放送は土曜・日曜の日中時間帯に行う。

③答弁の順序を傍聴者等にも分かりやすいよう、質疑・質問の議題順に行う。

◆*平成16年5月*

9月定例会から議案質疑については、一問一答方式を導入し、質疑の回数制限を廃止することを決定。

◆*平成18年11月*

①委員会傍聴の原則公開(最初の委員会で一年間を通して許可を行う。)

②審議の効率化のため議案朗読を省略

◆*平成19年2月*

3月定例会から議案質疑もケーブルテレビ生放送を開始。

◆*平成19年5月*

6月定例会から議案質疑について録画放送を開始。

◆*平成19年9月*

9月定例会から一般質問についても一問一答方式とし、質問回数は3回までとする。(試行)

◆*平成20年2月*

①3月定例会から会派に属さない議員の一般質問の持ち時間を15分以内から20分以内に改める。

②3月定例会において、議会のあり方等検討特別委員会及び公営企業経営問題特別委員会を設置することを決定。

◆*平成20年3月*

議会のあり方等検討特別委員会、公営企業経営問題特別委員会の設置及びそれぞれの委員11名と10名を決定。

◆*平成20年8月*

9月定例会から一般質問の回数制限3回までを議長の許可を得て4回までできるように変更。(試行)

◆*平成21年3月*

平成21年3月定例会から、開会日もケーブルテレビ生放送・録画放送を開始。

◆*平成21年8月*

①9月定例会から本会議の録画映像をインターネットでも配信することを決定。
②「災害及び新型インフルエンザ等の発生時における議会の対応に関する申し合わせ」を決定。
③議案に対する各議員の賛否状況を「議会だより」で公表を開始。

◆*平成21年9月*

9月定例会から本会議の録画映像をインターネットで配信。

◆*平成21年10月*

会派の構成要件を3名から2名とする。(ただし、議会運営委員会及び会派代表者会議については、2名会派は委員外議員扱い)

◆*平成22年2月*

3月定例会と9月定例会は、議案質疑1.5日、一般質問2.5日の4日間とすることを決定。

◆*平成22年6月*

6月定例会から、閉会日についてもケーブルテレビによる生中継・録画放送及びインターネットによる録画配信を開始。

議会基本条例制定後の取り組み

◆*平成22年6月*

議会基本条例に関する例規等の見直し

平成22年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会会議規則の一部改正
　地方自治法第１００条第１２項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会、常任委員会協議会、正副委員長会議を位置づけ

○亀山市議会委員会条例の一部改正
　委員会の原則公開を明記

○亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

○亀山市議会議員政治倫理条例の制定
　従来の要綱から条例に改める

◆*平成22年7月*

①専決処分の取扱いについては、事前に議長へ報告する。

◆*平成22年8月*

①議会基本条例の市民へのPR（議会だよりへの掲載、リーフレットの作成、行政情報番組でのPR等）

②9月定例会から、議案質疑の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分とすることを決定。（平成23年9月定例会から決定事項となる）

③9月定例会から決算特別委員会の映像をインターネットで録画配信することを決定。

◆*平成22年9月*

9月定例会の最終日に、「分権型社会における議会のあり方 等（議会基本条例の制定）に関する答申」を議長に提出し、議会のあり方等検討特別委員会を廃止

◆*平成22年12月*

①12月からホームページにて政務調査費の収支報告書を公表。

②各常任委員会の「所管事務調査」として、12月から各常任委員会でテーマを設定し、調査・研究を行い、その結果は、平成23年9月定例会で報告し、10月には議長から市長に政策提言。

【総務委員会】
テーマ　「消防・救急体制」について
意見交換会　自治会連合会、北東部まちづくり推進協議会、安心を備える女性の会ＣＥＦ
視察先　延岡市、東広島市

【教育民生委員会】
テーマ　「保育所」について
意見交換会　保育園園長会、保育園保護者会
視察先　市内公立保育園（９園）

【産業建設委員会】
テーマ　「農業」について
意見交換会　農業委員会、ＪＡ鈴鹿
視察先　岡崎市、掛川市、豊田市、松川町

◆*平成23年3月*

3月定例会から予算特別委員会の映像をインターネットで録画配信を開始。

◆*平成23年4月*

4月からホームページにて議長交際費の支出状況を公表。

◆*平成23年6月*

①6月定例会から、一般質問の一人当たりの持ち時間を試行的に答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃。（平成24年6月定例会から決定事項となる）

②議会基本条例に関する例規等の見直し

平成23年6月定例会で可決（全会一致）

○亀山市議会基本条例の一部改正

平成２３年５月２日に公布された地方自治法の一部改正に基づき、議会基本条例の一部改正を行う

◆*平成23年6月*

定例会の閉会日に上程される人事案件の追加議案については、一般質問の最終日に本会議終了後、会派代表者会議において市長 から説明を受ける。

◆平成23年8月

①議会基本条例に基づき、議員全員で構成する「議会改革推進会議」及び補助機関として議員7名で構成する「検討部会」を設置。

②平成22年9月定例会から試行となっていた議案質疑の一人当たりの持ち時間（答弁を含め30分とし、決算に係る代表質疑は答弁を含め50分）を平成23年9月定例会から決定事項とする。

③平成23年9月定例会における決算特別委員会での議案質疑については、通告制とする。
また、決算特別委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

◆平成23年10月

①各常任委員会における調査・研究結果をまとめ、議長から市長に提言書を提出。

②9月定例会から議会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

【放 送 日】 平成２３年１０月１４日～１０月２６日
【放送内容】 ８分間番組、１日５回放送
- ９月定例会の経過について
- 可決された議案の概要について
- 各常任委員会所管事務調査の結果報告について
- 次期定例会の日程等について

◆平成23年12月

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です。」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に改める。

◆平成24年2月

3月定例会の開会日に、委員会条例の一部改正を行い、常任委員会として、議長を除く議員21名で構成する予算決算委員会を設置。

【予算決算委員会の審査事項】

- 当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査。
- 補正予算に関する議案ついては、委員会に分科会を置き、分科会へ分担して審査。

平成24年3月定例会における予算決算委員会での議案質疑については、通告制とする。
また、予算決算委員会での質疑時間については、答弁を含め20分とし、再度の質疑については、残時間を再度の質疑者数で考慮して決定する。

◆平成24年3月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「安全・安心なまちづくり」について ～ 防災体制の充実について ～
意見交換会	自主防災組織連絡協議会、防災ネットワーク、安心を備える女性の会ＣＥＦ、ＰＴＡ連合会
視察先	富士市、藤枝市

【教育民生委員会】

テーマ	「子育て支援」について ～ 学童保育所の位置付けについて ～
意見交換会	学童保育所連絡協議会、連合三重亀山地域協議会ＰＴＡ連合会
視察先	松本市、長久手市「ゴジカラ村」、市内各学童保育所

【産業建設委員会】

テーマ	「これからのゴミ処理」について
意見交換会	自治会連合会、地区コミュニティ連絡協議会、老人クラブ連合会、ＰＴＡ連合会、婦人会連絡協議会、地区衛生組織連合会、食生活改善推進協議会、国際交流の会、各清掃業者
視察先	吉野川市、鳴門市、上勝町

◆*平成24年3月*

請願の紹介議員については、所管の正副委員長は紹介議員とならない。

◆*平成24年5月*

平成23年6月定例会から試行となっていた一般質問の一人当たりの持ち時間を、答弁を含め45分とし、回数制限を撤廃することを平成24年6月定例会から決定事項とする。

◆*平成24年6月*

①本会議での採決の方法について、全て原則起立により採決を行う。

②議会からの行政改革推進委員会委員に副議長を派遣していたが、条例にも規定されていないことから派遣しないことで決定。
なお、各種審議会・委員会等への議会からの派遣については、現在議会改革推進会議「検討部会」において協議中。

◆*平成24年8月*

議会事務局の機能強化と検討部会をサポートするため、コンサルタントの活用

「議会の調査研究運営支援業務委託」を契約

契約内容
- 議会が行う調査・研究に関する資料の収集
- 亀山市議会基本条例の改正等に伴う調査及び専門的助言等

契約方法
- 随意契約

契約先
- 株式会社ぎょうせい

◆平成24年9月

議会ホームページにて「議案の内容」を公開

・議案の公開

議案名と議案書、関連資料として、条例の制定・改廃の背景及び趣旨、予算書・決算書、報告書等を公開。

◆平成24年11月

・各種審議会、委員会等への議員の派遣について

議会改革推進会議「検討部会」において、基本的には議員を派遣をしないこととした。ただし、条例に委員として市議会議員と明記されているものは、執行部側と調整する。

・正副議長の選挙について

正副議長の被推薦者については、全員協議会において、1人10分以内で所信及び抱負を述べる。また、被推薦者が1名の場合でも、本会議において投票による選挙を行うものとする。

◆平成24年11月

・議員定数条例の制定について

平成24年第1回臨時会（11月9日）において、現行の22名から4名削減し、議員定数を18名とした。次回の選挙から実施する。

これまでの告示から条例に変更するためには、定数を変更しなければ制定できないことから、今回、さまざまな議論を経て、議員定数を削減し、条例を制定した。

なお、議会基本条例において、議会機能の強化を掲げていることから、今後、18名体制での委員会のあり方等の議論が必要。

◆平成24年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「補助金制度のあり方」について
視察先　深谷市、印西市

【教育民生委員会】
テーマ　「学校等における防災教育」について
意見交換会　教育委員会委員、市内中学生代表
視察先　神戸市、兵庫県、南あわじ市立阿万小学校

【産業建設委員会】
テーマ　「地域における産業振興」について
意見交換会　商工会議所
視察先　岡谷市、駒ヶ根市

◆*平成25年1月*

- 市長より、審議会等への議会の議員の派遣については、議会の意見を尊重する旨の回答を受ける。
- 平成25年第1回臨時会の生放送を開始

◆*平成25年2月*

○議員定数条例制定に伴う条例の一部改正について
　議会基本条例の一部改正（第17条　議員定数）
○地方自治法の一部改正に伴う条例等の一部改正について
　議会基本条例の一部改正
　（第8条　市民と議会の関係、　第15条　政務活動費）
　会議規則の一部改正
　委員会条例の一部改正
　政務調査費の交付に関する条例の一部改正

◆平成25年3月

審議会等への議員の派遣を行わないこととしたことから、亀山市住居表示審議会条例、亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、亀山市水道水源保護条例の一部改正を行う。（3つの審議会と7つの委員会等に議員を派遣しないこととする。）

◆平成25年4月

広聴広報委員会規程を制定し、広聴広報委員会を議会運営に関し、協議又は調整を行うための場として会議規則に位置付ける。

◆平成25年8月

・議会改革推進会議において、1年間の活動報告の場を設けるため、議会改革推進会議規程を改正。

・平成25年9月定例会から予算決算委員会の予算・決算審査の様子を玄関ロビーにおいて放映を開始。

◆平成25年9月

本会議の討論の時間は、議案1件に対して5分程度とし、複数議案の場合は、10分程度とする。

◆平成25年10月

・議案の議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書を議会ホームページにて公開。

・議会改革の年間報告として、議会改革推進会議において「議会改革白書2013」を作成、全議員及び執行部に配布。（今回は、平成22年6月の議会基本条例制定以後3年分を整理）

◆平成25年12月

・議会改革白書2013を議会ホームページで公開するとともに、議会図書室にて自由に閲覧できるようにした。

・議長が議会の同意を得て常任委員会委員を辞任。

・予算決算委員会に、委員長、副委員長及び各会派1人で構成する理事会を設置。

・常任委員会の所管事務調査について、これまで定例会毎に継続調査の申し出を行っていたが、申出書に調査期間を記載することで、初回時のみ継続調査を本会議で諮ることとした。

◆平成25年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「まちづくり基本条例の検証と新たな取り組み」について
意見交換会　まちづくり基本条例推進委員会、まちづくり協議会
視察先　鳥取市

【教育民生委員会】
テーマ　「スポーツ振興と施設の充実」について
意見交換会　各種スポーツ団体（6団体）
視察先　東員町、長浜市、あわら市

【産業建設委員会】
テーマ　「空き家・空き地対策」について
意見交換会　自治会連合会・コミュニティ、三重県宅地建物取引業協会
視察先　名張市、野洲市、坂井市

◆平成26年2月

当初予算の説明会の場を全員協議会から予算決算委員会協議会に改めるとともに、当初予算説明会実施要領を制定。

◆平成26年3月

予算決算委員会の質疑時間については、総括質疑は1人15分、個別質疑については1人25分とし、再度の質疑については、残時間を勘案して、1人10分から15分とする。

◆平成26年6月

6月からホームページにて政務活動費の会計帳簿を公表。

◆平成26年7月

20歳以上の市民1，000人を対象に、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施。

◆平成26年9月

①平成26年9月定例会から、本会議と予算決算委員会のインターネットによるライブ配信を開始するとともに、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにする。

②各会派室及び事務局に、無線LANの環境を整備。

③議会基本条例の一部改正について
議長及び委員長の責務を明確にするため、それぞれの責務を議会基本条例に規定。

④委員会条例の一部改正について
・議長は常任委員にならないことを規定。
・議会運営委員会委員の定数を6人に改める。
（委員の選出方法は、案分方式から会派人数固定方式とする。
・委員会数（予算決算委員会を除く）は現行の3委員会とするため、委員の定数をそれぞれ総務委員会は6人、教育民生委員会は6人、産業建設委員会は5人に改める。また、予算決算委員会を17人に改める。

◆平成26年10月

・先例・申し合わせ等を見直した新たな「議会要覧」及び「議会改革白書2014」を作成し、全議員に配布。

・議会事務局において、タブレットを1台購入し、活用シーンの検討を開始

◆平成26年11月

議会運営委員会及び会派代表者会議については、これまで2人会派は委員外議員扱いであったが、議会運営委員会は2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じ選出し、会派代表者会議は、議長、副議長及び2人以上の議員が所属する会派の代表者をもって組織することとする。

◆平成26年12月

各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「収納率向上対策」について
意見交換会	公益社団法人亀山市地域社会振興会
視察先	野洲市

【教育民生委員会】

テーマ	「まちづくり観光」について
意見交換会	亀山市観光協会、亀山商工会議、ＮＰＯ東海道関宿、関宿案内ボランティアの会、石水渓観光協会、亀山宿語り部の会
視察先	小浜市、若狭町、南丹市

【産業建設委員会】

テーマ	「下水道事業の公営企業会計」について
勉強会	三重県
視察先	美濃加茂市、伊那市

◆平成27年1月

・議会ホームページをリニューアル

・総合計画審議会への委員の派遣については、委員を派遣しないことを決定。

◆平成27年3月

議案の審査方法については、1議案ごとに審査することを決定し、平成27年3月定例会より実施。

◆平成27年5月

・重要な政策等への議論や議員提出議案、政策提言等を議論する場として全員協議会を活用すること、その補助機関として政策検討部会を設置することを決定し、協議事項の見直しとともに全員協議会規程を改正。
・かめやま市議会だよりを親しみやすく、分かりやすいものとするために、5月16日号からリニューアル。

・議場のカメラシステム、委員会室のマイクシステムの更新及び委員会のカメラシステムの新設について、平成27年9月定例会から稼動させること、また、新たに常任委員会の審査の様子をインターネット(ライブ・録画)で配信することを決定。

◆平成27年6月

・議会基本条例に関する例規等の見直し

平成27年6月定例会で可決（全会一致）

〇亀山市議会基本条例の一部改正
平成23年の地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務が撤廃されたが、市が今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定することから、議会基本条例の議決事件の規定を改正する。

〇亀山市議会会議規則の一部改正
全員協議会の補助機関として、平成27年5月22日に設置した政策検討部会について、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場として位置づける。

◆平成27年8月

- 平成27年度分からホームページにて政務活動費の領収書を公表することを決定。
- 議会運営委員会において、緊急質問の申し合わせを決定。
- 議場のカメラシステムを更新するとともに、委員会室のカメラシステムの新設、併せてマイクシステムを更新。

◆平成27年9月

- 平成27年9月定例会から、議案審査の様子についてインターネットによりライブ、録画配信を開始。
- 平成27年9月定例会の予算決算委員会における決算審査について、試行的に総括質疑を廃止し、個別質疑の質疑時間を答弁を含め30分と改める。なお、2順目の質疑は委員長の判断とする。

◆平成27年10月

- 議決を要しない計画等への議会の意見反映について、原則パブリックコメントを実施する計画について、所管の常任委員会において骨子の段階と最終段階の2回説明を受け、それぞれ委員会から意見を提出し、執行部から回答を受けることとする。なお、関与する計画について、毎年提出される各種計画一覧をもとに執行部と協議して決定することとする。

◆平成27年12月

- 女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化するために、会議規則を改正し、会議又は委員会への欠席に関する規定に議員が出産により出席できない場合を追加。

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「防災対策の充実・強化」について
意見交換会	かめやま防災ネットワーク
視察先	豊岡市、養父市

【教育民生委員会】

テーマ	「学童保育所」について
意見交換会	亀山市学童保育連絡協議会
視察先	篠山市、守山市

【産業建設委員会】

テーマ	「獣害対策」について
意見交換会	亀山猟友会、城北サルの会、 関南部地区地域まちづくり協議会
視察先	美作市、 西日本農業研究センター

◆*平成28年1月*

・平成28年3月定例会の予算決算委員会における予算審査について、試行的に総括質疑を行うものは答弁を含め40分（各会派1人）、他の委員は答弁を含め30分に改める。なお、2順目の質疑は廃止する。

◆*平成28年3月*

・平成28年3月定例会から、2人以上の会派にも代表質疑を認め、持ち時間については暫定的に答弁を含め45分とする。

◆*平成28年5月*

・ホームページにて平成27年度分の政務活動費の領収書を公表。
・公開するすべての会議においてタブレット端末の本格運用を開始。

◆*平成28年9月*

・予算決算委員会の質疑は、各会派の代表1人が総括質疑を行う場合は答弁を含めて1人40分とし、個別質疑のみを行う場合は、答弁を含めて1人30分とする。なお、総括質疑に個別質疑を含むことを可とするため、同じ委員が総括質疑と個別質疑の両方を行うことは不可とする。また、2順目の質疑は行わないこととする。

◆*平成28年10月*

・定例会及び委員会の配布資料のうち、ペーパレス化することが可能な資料を抽出し、 12月定例会からペーパレス化することを確認。

◆*平成28年11月*

・反問権については、執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑・質問の時間に含めず、回数制限は設けないこととする。
また、反問権を行使できる人の範囲は部長級までとする。

・代表質問については、3月定例会で施政方針や改選時の市長の所信表明について行うこととし、質問時間は答弁を含めて40分＋（会派人数×5分）以内とする。
また、質疑・質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順に行うこととする。

◆*平成28年12月*

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「指定管理者制度」について
意見交換会	亀山市地域社会振興会
	三幸・スポーツマックス共同事業体
	各放課後児童クラブ運営委員会
視察先	尾道市、三次市

【教育民生委員会】

テーマ	「図書館の充実」について
意見交換会	亀山市立図書館運営委員会
視察先	岐阜市、小布施町

【産業建設委員会】

テーマ	「定住促進」について
意見交換会	亀山市に移住・定住された方々
視察先	福知山市、西脇市

◆平成29年5月

・政務活動費に係る視察報告書・研修報告書について、議会図書室での閲覧を開始。

・平成29年6月定例会から「請願者による趣旨説明制度」の運用を開始し、請願者が希望する場合で請願を審査する委員会が認めたとき、又は委員会から説明を求めた場合は、委員会に出席して請願の趣旨を説明することができることとした。

◆平成29年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「新たな財源確保に向けた取り組み」について
視察先　愛知県蒲郡市

【教育民生委員会】
テーマ　「地域包括ケアシステム」について
意見交換会　田中内科医院院長、
地域包括ケアに関わる多職種の方々
視察先　岡山県津山市、兵庫県小野市

【産業建設委員会】
テーマ　「都市計画」について
意見交換会　中心市街地活性化推進域外大規模商業施設開発抑制
亀山市商業団体期成会
視察先　香川県高松市、香川県坂出市、岡山県津山市

◆平成30年1月

・歳入の審査について

これまで当初予算・補正予算・決算の審査では、歳入は全て財務部の所管としていたが、平成30年3月定例会からは歳入と歳出を一体的に審査することとし、歳出を所管する部署が歳入（財源）に関する説明及び答弁を行うこととする。

なお、運用は2月16日に開催される予算決算委員会協議会の当初予算説明会から開始する。

◆平成30年3月

・都市マスタープランを議会の議決事件に追加するため議会基本条例の一部改正を行う。

◆平成30年6月

・亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例を制定。

◆平成30年8月

・改選後の議長の任期については申し合わせで2年、副議長は1年とし、常任委員会委員の任期については、現行どおり条例で1年とすることを確認。

◆平成30年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「働き方改革」について
意見交換会　市職員組合
視察先　大阪府四條畷市、和歌山県橋本市

【教育民生委員会】
テーマ　「青少年の自立支援」について
意見交換会　NPO法人フリースクール三重シューレ理事長、NPO法人亀っ子サポート・ＫＨＪ三重県支部みえオレンジの会
視察先　神奈川県川崎市、東京都日野市

【産業建設委員会】
テーマ　「災害に対応できるインフラ整備」について
意見交換会　椋川改修促進期成同盟会、三重県宅地建物取引業協会：鈴鹿亀山支部
視察先　愛知県みよし市、静岡県伊豆市

◆令和元年5月

・議会傍聴規則の一部改正を行うとともに、「委員会の傍聴取扱いに関する内規」を廃止し、会派代表者会議を除く全ての公開会議に適用する「委員会等の傍聴取扱いに関する内規」を新規制定。

◆令和元年6月

・9月定例会における代表監査委員による決算審査結果報告については、これまで予算決算委員会の審査の日の冒頭に報告を受けていたが、令和元年9月定例会から、開会日の本会議終了後に予算決算委員会を開催し、報告を受けることとする。

◆令和元年8月

・令和元年9月定例会から、予算決算委員会の補正予算の全体審査における分科会長報告の内容は、すべての質疑・答弁から主な質疑・答弁を抽出したものとすることとし、内容を補完するために、委員全員に各分科会の会議録を配付することとした。

◆令和元年9月

・令和元年9月定例会から、常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会（各分科会を含む））及び議会運営委員会に市長及び副市長の出席は原則求めないこととする。（必要に応じ出席を求めることも可）

◆令和元年10月

・議会報告会については、各常任委員会の所管事務調査における市民・団体との意見交換会を位置付けるものとする。

◆令和元年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「火災の被害拡大防止」について

【教育民生委員会】
テーマ　「青少年の自立支援亀山市立医療センターの可能性」について

【産業建設委員会】
テーマ　「これからの道路管理」について

※意見交換会及び視察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行っていない。

◆令和元年11月

・所管事務調査の意見交換会の実施手法について、相手方となる団体等に意見交換ができる場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととし、また、意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるよう、あらかじめ日時等について周知を図ることとする。

◆令和2年4月

・予算決算委員会内規第7条第3項（補正予算は分科会審査により行う）に「委員会が全体審査の必要があると認めた場合は、この限りではない」とするただし書きを加えることとした。

◆令和2年9月

・市の実施機関が執行する事務に関する請願について、地方自治法第125条及び会議規則第136条の規定により市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決した場合についてはこれを請求することとした。また、処理経過及び結果報告の期限は、まずは次期定例会までに一度状況を確認し、一定の方向性が定まった段階で次の報告を求めるという2段階の手順で進めることとした。

◆令和2年11月

・各会計補正予算の審査を各分科会に分担せずに全体審査とする場合は、これまでその都度委員会に諮って決定していたが、会議の日程、議案の内容等により、委員長が必要があると認めるときは、議長と協議の上、全体審査とすることができるよう予算決算委員会内規を一部改正した。

◆令和2年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「消防力の強化」について
現場確認　亀山消防署北東分署等
視察先　岐阜県高山市（オンライン視察）

【教育民生委員会】
テーマ　「環境への配慮とコスト削減を踏まえた将来のごみ処理のあり方」について
意見交換会　ごみダイエットサポーター
視察先　四日市市（オンライン視察）

【産業建設委員会】
テーマ　「次世代の公共交通政策」について
意見交換会　関南部地区まちづくり協議会
視察先　度会郡玉城町（オンライン視察）

◆令和3年3月

・新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難な場合には、オンライン会議を開催できるよう、委員会条例を改正した。

・本会議又は委員会の欠席の届出に係る規定に、欠席の事由として「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」を加えるとともに、議員又は委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長又は委員長に欠席届を提出することができることとした。

◆令和3年5月

・議員に一人一台配布しているタブレット端末を更新し、電子会議システム「SideBooks」を導入した。

◆令和3年6月

- 亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、亀山市議会全員協議会規程等の一部を改正する規程、亀山市議会予算決算委員会内規、災害及び感染症等の発生時等における議会の対応に関する申し合わせを一部改正することにより、オンライン会議の開催を可能とした。
- 定例会中の常任委員会におけるインターネット配信について、これまでは議案の審査、もしくは請願の審査までとしていたが、6月定例会から、提出資料の説明及び一般質問も含め、委員会終了まで配信範囲を拡大することとした。

◆令和3年9月

- 議会資料のペーパーレス化の本格運用に向け、令和3年9月定例会以降の各種会議は、紙資料の配布は希望者のみとした。

◆令和3年12月

- 各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「市の情報発信のあり方」について
アンケート調査「市の情報発信」について
視察先　千葉県千葉市、東京都三鷹市、神奈川県川崎市（オンライン視察）

【教育民生委員会】
テーマ　「児童発達支援センターの整備」について
意見交換会　児童発達支援施設関係者、施設を利用している児童の保護者
視察先　伊勢市　おおぞら児童園

【産業建設委員会】
テーマ　「社会インフラ管理のＤＸ化と市民参画」について
意見交換会　天神・和賀地区まちづくり協議会
視察先　愛知県半田市（オンライン視察）

◆令和3年12月

・令和3年12月に執行部がタブレット端末を導入したことに伴い、12月定例会以降、一部資料を除く全ての資料について、原則ペーパーレスで対応することとした。

◆令和4年2月

・副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様に、副議長及び常任委員会の任期は1年とし、常任委員会は、総務・教育民生・産業建設の3委員会の構成を変更しないこととした。

◆令和4年4月

・政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとした。

◆令和4年6月

・亀山市議会議員政治倫理指針について見直しを行った結果、指針は廃止して、現在の規定内容を条例や規則、申し合わせ等で整理することとなり、亀山市議会議員政治倫理条例及び、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに、亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定を行った。

◆令和4年10月

・亀山市議会基本条例について、条例1条ずつについて評価・検証を行った結果、条例改正は行わないこととなったが、検証結果からさらに取組が必要な事項等についても議論し、災害や感染症拡大等の危機管理の対応や障がい者への合理的配慮等の現条例に規定されていない事項について、今後の検討課題として取り組むこととした。今回行った検証については、「亀山市議会基本条例検証結果報告書」としてまとめた。

◆令和4年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】
テーマ　「歳入確保の推進」について
意見交換会　市行政改革推進委員会委員
視察先　福井県福井市、三重県桑名市

【教育民生委員会】
テーマ　「学校給食センター」について
意見交換会　栄養教諭、給食調理員
視察先　三重県四日市市、志摩市

【産業建設委員会】
テーマ　「中山間地域の振興」について
意見交換会　野登、白川、加太地区まちづくり協議会
視察先　長野県松本市、長野市、伊那市、岐阜県下呂市

◆令和5年8月

・議員が婚姻や養子縁組等の理由により旧姓等を使用できるよう議員の通称等の使用に関する規程を制定した。

◆令和5年9月

・会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局　の業務効率化を目的に議会グループウェアシステム「LINEWORKS」を導入することとした。

◆令和5年11月

・ 特別職の委員会への出席については、市長、副市長と同様に、地域医療統括官は、定例会の常任委員会は基本的には出席しないこととする。なお、委員会で質疑・質問がある場合は、市長等と同様に、その旨をあらかじめ伝えて委員会に出席するものとする。ただし、3月と9月の予算決算委員会の総括質疑には、市長・副市長とともに出席するものとする。

◆令和5年12月

・各常任委員会の「所管事務調査」として、テーマを設定し、閉会中の継続調査の申出を行い、各常任委員会で調査・研究を実施。

【総務委員会】

テーマ	「公共交通政策」について
書面調査	バス事業者及びタクシー事業者
視察先	岐阜県岐阜市、三重県名張市

【教育民生委員会】

テーマ	「スポーツによる健康づくり」について
意見交換会	市スポーツ協会、ＮＰＯ法人Let’ｓスポーツわくわくらぶ及び亀山市スポーツ少年団
視察先	三重県松阪市、愛知県美浜町、三重県熊野市

【産業建設委員会】

テーマ	「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について
意見交換会	亀山市環境未来創造会議　快適部会、循環部会
視察先	城南衛生管理組合、株式会社エコマスター、香川県三豊市、徳島県鳴門市、奈良県葛城市

◆令和6年2月

・令和6年度の子ども議会については、「中学生議会」を開催することとする。

◆令和6年8月27日

・「もっと好きになれる！亀山市の未来について考える」をテーマとし、令和6年度亀山市中学生議会を開催した。

議会改革推進会議の取り組みについて

議会基本条例（平成22年8月20日施行）

（議会改革推進会議）

第２１条　議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

平成23年8月19日に「議会改革推進会議」及びその補助機関として「議会改革推進会議検討部会」を設置

議会改革推進会議 → 議員全員で構成

推進会議は、亀山市議会が継続的に議会改革を推進するため、次の事項を所掌する。

（１）地方分権の時代にふさわしい議会の在り方の調査及び研究に関すること。

（２）社会情勢や他市の状況等議会を取り巻く環境の調査及び研究に関すること。

（３）条例における目的の達成の検証に関すること。

（４）検討部会の部会員の選出に関すること。

（５）亀山市議会「議会改革推進会議規程」に関すること。

（６）その他推進会議の目的の達成に必要な事項に関すること。

議会改革推進会議検討部会 →

議員6名で構成（各会派から1名を選出、議長が必要と認めた場合は会派に属さない議員を部会員とすることができる）

【当初】平成２２年９月　議長に提出した議会のあり方等検討特別委員会の答申に基づき、検討課題を協議。

【現在】議会基本条例の各条文ごとに抽出した検討課題を協議。

議会改革推進会議及び検討部会の開催状況

【議会改革推進会議】

第1回	平成23年 8月19日	議会改革推進会議の設置
第2回	平成23年11月11日	検討部会員の変更について
第3回	平成24年10月19日	議員定数について
第4回	平成24年12月 4日	検討部会員の選任について 検討部会における協議結果について
第5回	平成25年1月 21日	検討部会員の選任について 各種審議会等への議員の派遣について 検討部会における協議経過及び執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告
第6回	平成25年2月19日	地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について ・委員会条例の一部改正 ・会議規則の一部改正 ・政務調査費の交付に関する条例の一部改正 ・議会基本条例の一部改正 ・広聴広報委員会規程の制定

第7回　平成25年8月20日　　平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
・予算決算委員会（当初予算・決算）の映像のロビー放映
・委員会視察報告書のホームページへの公開
・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
・予算内示会の場の検討
・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置

第8回　平成25年10月21日　　議会改革の取り組みのまとめについて
「亀山市議会・議会改革白書2013」の作成

第9回　平成25年11月28日　　検討部会員の選任について
議会改革白書について
・「亀山市議会・議会改革白書2013」のホームページへの掲載及び取り扱いについて

第10回　平成26年9月19日　　議員定数18名での議会運営について

第11回　平成26年10月8日　　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2014」の作成

第12回　平成26年11月14日　　亀山市議会議会改革推進会議規程の一部改正について
検討部会員の選任について

第13回　平成27年5月22日　　委員会の運営方法について
政策検討会議（仮称）の設置について
議会だよりのリニューアルについて
議会の情報化について
第2次総合計画策定に伴う議会基本条例の改正について

第14回　平成27年8月20日　　請願者の説明機会について
公聴会制度及び参考人制度について
長期欠席者への対応について
議会提出議案への市長等の意見表明について
委員会の運営方法について
議会の情報化について
公開内容の検討について
議会基本条例の改正に伴う逐条解説の改正について
かめやま市議会だよりのリニューアルについて

第15回　平成27年10月20日　　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2015」の作成

第16回　平成28年 3月25日　　議会の情報化について

第17回　平成28年 6月 3日　　亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせの一部改正について

第18回　平成28年10月21日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2016」の作成

第19回　平成28年11月8日　　反問権の取り扱いについて
代表質問について

第20回　平成29年5月19日　　請願者による請願の趣旨説明について

第21回　平成29年10月17日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2017」の作成

第22回　平成30年　2月20日　新たな議決項目の必要性について

第23回　平成30年　5月18日　長期欠席者への対応について

第24回　平成30年 8月17日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について

第25回　平成30年10月10日　議会改革の取り組みの報告について
「亀山市議会・議会改革白書2018」の作成

第26回　令和元年5月20日　　通年議会制について
議会改革推進会議規程の一部改正について

第27回　令和元年10月23日　　議会改革の取り組みの報告について
・監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
・議会報告会の開催
・新たな議決項目の必要性について（議会の議決事件）
・機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
（議長、常任委員会委員の任期について）
「亀山市議会・議会改革白書2019」の作成
・検討課題一覧・スケジュールについて
・各種委員会・会議の決定事項について
議会改革推進会議規程の一部改正について

第28回　令和2年10月20日　　議会改革の取り組みの報告について
- 広聴広報機能の充実（議会報告会）について
- 議会提出議案への市長等の意見表明について
- 議会の情報化について
- 所管事務調査結果の報告について
- 子ども議会の実施について
- 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

議会改革白書2020の作成について
- 検討課題一覧・スケジュールについて
- 各種委員会・会議の決定事項について

第29回　令和3年 6月15日　　オンライン会議の実施について
議会の情報化について

第30回　令和3年 8月27日　　議会の情報化について

第31回　令和3年10月19日　　議会改革の取り組みの報告について
- 議会の情報化について
- オンライン会議の実施について
- 議員の政治倫理への対応について

議会改革白書2021の作成について
- 検討課題一覧・スケジュールについて
- 各種委員会・会議の決定事項について

第32回　令和4年4月20日　　議員の政治倫理への対応について
公開内容の検討について

第33回　令和4年10月7日　議会改革の取り組みの報告について
- 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
- 議会の情報化について
- 所管事務調査の報告について
- 公開内容の検討について
- 監視及び評価をどのように行っていくのかについて
- 議員の政治倫理への対応について
- 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

第34回　令和5年8月18日　　議会改革推進会議規程の一部改正について
第35回　令和5年9月25日　　議会の情報化について
第36回　令和5年10月19日　　議会改革の取組の報告について
・新たな議決項目の必要性について
・議会の情報化について
・旧姓使用について
議会改革白書2023の作成について
第37回　令和6年2月20日　　子ども議会の実施について
第38回　令和6年4月23日　　子ども議会の実施について
第39回　令和6年7月19日　　子ども議会の実施について
第40回　令和6年8月20日　　子ども議会の実施について
第41回　令和6年10月21日　　議会改革の取組の報告について
・子ども議会の実施について
議会改革白書2024の作成について

【議会改革推進会議　検討部会】

第1回　平成23年9月1日　　正・副部会長の選任
第2回　平成23年10月28日　　検討部会の運営について
第3回　平成23年11月22日　　検討課題及び今後の進め方について
第4回　平成24年 1月20日　　総合計画後期基本計画の審査の方法について
→予算決算常任委員会の設置と審査のフローについて
第5回　平成24年 4月20日　　検討課題の取り組みの経緯について
これからの検討課題について
・重要な政策の定義について
・各種計画、答申、意見書等への議会の関与について
・各種審議会等への議員の派遣について
第6回　平成24年5月25日　　重要な政策の定義及び各種審議会等への議員の派遣等に関して
執行部との意見交換会について
第7回　平成24年8月30日　　調査研究運営支援業務について、コンサルタントと委託契約
重要な政策の定義について
→　市が掲げる政策・施策を重要な政策の定義とする。
各種計画策定への議会の関与について
各種審議会等への議員の派遣について

第8回　平成24年11月2日　　各種審議会等への議員の派遣について

→　上位法令等で規定されているもの以外は、基本的に議員を派遣しないこととする。（平成24年11月12日に議長より市長へ口頭にて申し入れる。）

→　11月20日付で執行部（総務部長）より議会からの各種審議会等へ議員を派遣しないこととする旨の申し入れに対する検討結果意見書が提出される。

→　1月10日に11月20日付の執行部からの検討結果意見書に対し、議会の意見を送付

各種計画への議会の関与について

議会改革推進会議の会議録の公開について

→　ホームページへ掲載することとする。

地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正について

第9回　平成25年1月18日　　各種審議会等への議員の派遣について

・執行部から派遣についての意見書に対する議会として回答した内容の報告

→　1月29日付で、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」という議会の意見を基本的に尊重する旨の回答あり。

議会基本条例の一部改正（案）について説明

第10回　平成25年2月18日　　地方自治法の改正に伴う条例等の一部改正について

・委員会条例の一部改正

・会議規則の一部改正

・政務調査費の交付に関する条例の一部改正

・ 議会基本条例の一部改正

・広聴広報委員会規程の制定

第11回　平成25年4月19日　　平成22年9月に議長に提出した答申に基づく検討課題

・議会基本条例に伴う検討課題について【平成25年3月末版】

平成25年度より新たに取り組む検討課題

・議会基本条例に伴う検討課題について 【平成25年度版】

第12回　平成25年5月31日　　平成25年度より新たに取り組む検討課題について

・課題ごとに取り組む時期をランク付け

・検討手法として、課題ごとにカルテを作成

第13回　平成25年7月26日　　平成25年度より新たに取り組む検討課題の内、平成25年度中に着手すべきものの現状分析及び優先順位について

第14回　平成25年8月19日　　平成25年度に最優先に取り組む検討課題について
・予算決算委員会（当初予算・決算）の映像のロビー放映
・委員会視察報告書のホームページへの公開
・議案に対する議員別賛否状況のホームページへの掲載
・予算内示会の場の検討
・議会改革推進会議に1年間の報告の場を設置

第15回　平成25年8月20日　　正副部会長の互選について

第16回　平成25年10月15日　　議会改革の取り組みの報告について
・「亀山市議会・議会改革白書」の作成について

第17回　平成25年12月26日　　完了した検討課題の整理について
平成26年10月までに取り組む検討課題の優先順位とスケジュールについて

第18回　平成26年1月27日　　検討課題について
・議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについて
・議決を要しない計画等への議会の意見反映はどうするのか
・議会報告会の開催
・常任委員会年間スケジュールについて
新たに追加する検討課題について
・政策の立案及び提言のあり方について

第19回　平成26年2月18日　　検討課題に対する意見の集約について
議会報告会の県下13市の状況について
議員定数18名での議会運営について
・議会運営委員会の在り方の検討

第20回　平成26年5月1日　　検討課題に対する意見の集約結果について
検討課題への取り組みのスケジュールについて
市民アンケートについて

第21回　平成26年5月29日　　市民アンケートについて
政務活動費の会計帳簿の公開について
常任委員会の年間スケジュールについて
全員協議会調査結果について
議会基本条例の基本理念の抽出について
議会の情報化について
議会基本条例逐条解説の改訂について
今後の取り組みについて
・議会要覧の確認、見直し
・議長、委員長の責務について

第22回　平成26年7月2日　　市民アンケートについて
議長、委員長の責務について
議会基本条例逐条解説の改訂について
議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例の基本理念の抽出について
本会議、委員会のライブ中継について

第23回　平成26年7月25日　　議員定数18名での運営について
市民アンケートについて
議会基本条例逐条解説の改訂について

第24回　平成26年8月21日　　議員定数18名での運営について
議会要覧の見直しについて
議会基本条例逐条解説の改訂について
市民アンケートについて
議会事務局の機能強化について
検討スケジュールの進捗と新規項目について
議会改革白書2014について

第25回　平成26年10月7日　　検討課題について
・市民アンケートについて
・議会要覧の見直しについて
・議会基本条例逐条解説の改訂について
・議会の情報化について
・委員会の運営方法について
・かめやま市議会だよりのリニューアルについて
・請願者の説明機会について
・議会提出議案の市長の意見表明について
検討課題スケジュールについて
議会改革白書2014について
議会の調査研究運営支援業務委託について

第26回　平成26年11月14日　　正副部会長の互選について

第27回　平成27年1月28日	検討課題スケジュールについて
	議会報告会の開催について
	委員会の運営方法について
	政策検討会議（仮称）の設置の検討について
	議会の情報化について
第28回　平成27年2月18日	議会報告会の開催について
	委員会の運営方法について
	政策検討会議（仮称）の設置の検討について
第29回　平成27年4月14日	議会報告会の開催について
	委員会の運営方法について
	政策検討会議（仮称）の設置の検討について
	議会の情報化について
	検討課題一覧・スケジュールについて
第30回　平成27年4月28日	議会報告会の開催について
	委員会の運営方法について
	政策検討会議（仮称）の設置の検討について
	議会の情報化について
	検討課題一覧・スケジュールについて

第31回　平成27年6月5日	政策検討会議（仮称）の設置の検討について
	条例の改正の検討（議会の議決事件について）
	委員会の運営方法について
	議会報告会の開催について
	議会の情報化について
	公開内容の検討について
第32回　平成27年7月21日	請願者の説明機会について
	公聴会制度及び参考人制度について
	長期欠席者への対応について
	議会提出議案への市長等の意見表明について
	議会報告会の開催について
	議会の情報化について
	委員会の運営方法について
	議会基本条例の逐条解説の改正について
第33回　平成27年8月18日	議会報告会の開催について
	議会の情報化について
	委員会の運営方法について
	派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について
	議決を要しない計画等への議会の意見反映について
	かめやま市議会だよりのリニューアルについて

第34回	平成27年10月14日	議会報告会の開催について 議会の情報化について 派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について 議決を要しない計画等への議会の意見反映について 請願者の説明機会について 公聴会制度及び参考人制度について 長期欠席者への対応について 議会提出議案への市長等の意見表明について 議会改革白書2015について
第35回	平成27年11月25日	検討課題スケジュールについて 議会の情報化について 長期欠席者への対応について
第36回	平成28年1月22日	通年議会について 派遣廃止後の各関連団体との議論の場の調整について 議決を要しない計画等への議会の意見反映について 長期欠席者への対応について 議会の情報化について
第37回	平成28年2月15日	議会の情報化について

第38回	平成28年 3月11日	議会の情報化について 反問権の取り扱いについて 請願者の説明機会について 公聴会制度及び参考人制度について 長期欠席者への対応について
第39回	平成28年 4月11日	反問権の取り扱いについて 代表質問について 質問者の制限について
第40回	平成28年 5月25日	反問権の取り扱いについて 代表質問について 議会の情報化について
第41回	平成28年 7月12日	代表質問について 請願者の説明機会について 公聴会制度及び参考人制度について
第42回	平成28年 8月 9日	請願者の説明機会について 議会の情報化について

第43回　平成28年10月12日　　議会の情報化について
公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
議決を要しない計画等への議会の意見反映について
公開内容の検討について（政務活動費の視察報告書及び研修報告書）
議会改革白書2016について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第44回　平成29年1月25日　　公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
議会報告会の開催について
タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について

第45回　平成29年2 月21日　　公聴会制度及び参考人制度について
請願者の説明機会について
機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第46回　平成29年4月11日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第47回　平成29年5月9日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について

第48回　平成29年7月18日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について

第49回　平成29年10月4日　　機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
長期欠席者への対応について
新たな議決項目の必要性について
議会改革白書2017について

第50回　平成30年 1月17日	新たな議決項目の必要性について検討 長期欠席者への対応について
第51回　平成30年 2月14日	新たな議決項目の必要性について 長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
第52回　平成30年 4月17日	長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
第53回　平成30年 7月24日	長期欠席者への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 議会改革白書2018の作成について
第54回　平成30年11月12日	正副部会長の互選について
第55回　平成31年 2月6日	議会報告会の開催 監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 新たな議決項目の必要性について検討（議会の議決事件） 議長及び常任委員会委員の任期について

第56回　平成31年 4月10日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について （議長、常任委員会委員の任期について） 監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について）
第57回　令和元年 5月10日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会改革推進会議規程の一部改正について
第58回　令和元年 8月20日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会改革推進会議規程の一部改正について
第59回　令和元年10月11日	監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会について） 議会報告会の開催 議会改革白書2019について
第60回　令和元年11月21日	議会基本条例の制定の経緯について 議会改革推進会議及び検討部会の位置づけについて 議会改革の取り組みについて
第61回　令和2年　1月21日	検討課題について スケジュールについて

第62回　令和2年2月17日	議会提出議案への市長等の意見表明について 議会の情報化について 子ども議会の実施について 所管事務調査の報告について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第63回　令和2年10月12日	広聴広報機能の充実（議会報告会）について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について） 議会の情報化について 所管事務調査の報告について 子ども議会の実施について 公聴会制度について 議会提出議案への市長等の意見表明について 新たな議決項目の必要性について 議会事務局の機能強化について 議員の政治倫理への対応について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について 議会改革白書2020について

第64回　令和3年　1月25日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について） 議会の情報化について 所管事務調査の報告について 子ども議会の実施について 公聴会制度について 新たな議決項目の必要性について 監視及び評価をどのように行っていくのかについて 議会事務局の機能強化について 議員の政治倫理への対応について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第65回　令和3年　3月　2日	オンライン会議の実施について
第66回　令和3年　3月18日	オンライン会議の実施について
第67回　令和3年　5月28日	オンライン会議の実施について 議会の情報化について タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について 今後の検討課題への取り組みについて

第68回	令和3年 6月 4日	オンライン会議の実施について 議会の情報化について タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について 今後の検討課題への取り組みについて
第69回	令和3年 6月28日	タブレット端末に係るアプリケーションソフトの追加申請について
第70回	令和3年 8月25日	議員の政治倫理への対応について
第71回	令和3年10月15日	議員の政治倫理への対応について 議会改革白書2021について
第72回	令和3年11月25日	議員の政治倫理への対応について 今後の検討課題への取り組みについて
第73回	令和4年 1月13日	議員の政治倫理への対応について 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 所管事務調査の報告について 政務活動費を使用して参加した研修等の研修報告書のホームページへの掲載について

第74回	令和4年 2月 7日	議員の政治倫理への対応について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について 議会の情報化について
第75回	令和4年 5月13日	機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について 所管事務調査の報告について 議会の情報化について 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第76回	令和4年 5月26日	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について
第77回	令和4年10月 3日	本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について 検討課題及びスケジュールについて 議会改革白書2022について
第78回	令和4年11月11日	正副部会長の互選について

第79回　令和5年　2月　7日　　議会改革の取り組みについて
今後の進め方について

第80回　令和5年　5月26日　　検討課題一覧スケジュールについて
新たな議決項目の必要性について
子ども議会の実施について
議会の情報化について
旧姓使用について

第81回　令和5年　8月16日　　議会改革推進会議規程の一部改正について
通称又は旧姓の使用に係る規程について

第82回　令和5年　8月18日　　議会の情報化について
新たな議決項目の必要性について

第83回　令和5年　9月15日　　議会の情報化について
新たな議決項目の必要性について

第84回　令和5年　10月16日　　新たな議決項目の必要性について
議会改革のまとめについて
議会改革白書2023について

第85回　令和6年　1月18日　　子ども議会の実施について
本条例の目的達成の検証について

第86回　令和6年　2月15日　　子ども議会の実施について

第87回　令和6年　4月19日　　子ども議会の実施について

第88回　令和6年　7月9日　　子ども議会の実施について

第89回　令和6年　8月18日　　子ども議会の実施について

第90回　令和6年　8月26日　　子ども議会の実施について

第91回　令和6年　8月27日　　子ども議会の実施について

広聴広報の取り組みについて

◆目次

1．広　　報　議会だよりの発行・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～４

議会映像の放送とインターネット配信・・・Ｐ５

ケーブルＴＶによる議会中継・・・・・・・Ｐ６

インターネット配信業務・・・・・・・・・Ｐ７～１０

ケーブルＴＶにて「こんにちは！市議会です」の放送 ・・Ｐ１１～１５

議会ホームページの掲載経過・・・・・・・Ｐ１６～２０

市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）・・・・Ｐ２１

議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧・・・Ｐ２２

２．規　　程　広聴広報委員会規程・・・・・・・・・Ｐ２２～２３

1. 広報

◆議会だよりの発行

◎発行回数　　定例会４回、新年号（臨時会含む）１回

◎発行部数　　令和６年度　　１７，９００部

◎印刷製本費　　１ページ当たり　　１９，１７０円（税別）
（令和６年度予算　　年間２，７３６，０００円）

◎編　　集　　広聴広報委員会

◆議会だよりの発行　（平成２７年５月１６日号からリニューアル）

◎掲載内容

- 表紙に写真を掲載
  - 写真を一般公募
  - 市の 花シリーズ
  - 市の文化財シリーズ
  - 三重県立飯野高校応用デザイン科で学ぶ市内在住の高校生の作品
- 定例会のあらまし
- 定例会に提案された議案と議決結果
- 議案に対する各議員の賛否状況
- 議案質疑の質疑及び答弁の概要
- 一般質問の質問及び答弁の概要
- とぴっくす
- 議会の主な動き
- 次回定例会の日程

◆議会映像の放送とインターネット配信一覧

会議名			インターネット		ケーブルテレビ		ロビー放送
			ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ
本会議			○	○	○	○［臨時会を除く］	○
常任委員会	総務委員会		○	○			○
	教育民生委員会		○	○			○
	産業建設委員会		○	○			○
	予算決算委員会	予算決算委員会全体審査	○	○			○
		総務分科会	○	○			○
		教育民生分科会	○	○			○
		産業建設分科会	○	○			○

◆ケーブルテレビによる議会中継

◎平成１６年６月定例会から、ケーブルテレビの行政チャンネルを利用して一般質問の生放送及び録画放送を開始。(録画放送は本会議が開催された週の土曜 ・日曜の日中時間帯に行う）

◎平成１９年３月定例会から、議案質疑の生放送を開始。

◎平成１９年６月定例会から、議案質疑の録画放送を開始。

◎平成２１年３月定例会から、開会日の生放送及び録画放送を開始。

◎平成２２年６月定例会から、閉会日の生放送及び録画放送を開始。

◎平成２５年第１回臨時会から、臨時会の生放送を開始。

◎平成２５年９月定例会から、予算決算委員会の当初予算・決算審査について、玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。
（ケーブルテレビではなく、委員会映像を直接放映）

◎平成２７年９月定例会から、総務委員会・教育民生委員会・産業建設委員会の各常任委員会、予算決算委員会及び各分科会の審査の様子を玄関ロビーのテレビにて生放送を開始。

◆インターネットによる録画配信

◎平成２０年８月、議会運営委員会で先進地視察

◎平成２１年９月定例会から、開会日、議案質疑、一般質問の録画配信を開始。

◎平成２２年６月定例会から、閉会日の録画配信を開始。

◎平成２２年９月定例会から、決算審査の録画配信を開始。

◎平成２３年３月定例会から、予算審査の録画配信を開始。

◎平成２４年第１回臨時会から、臨時会の録画配信をスタート。

◎平成２６年９月定例会から、録画映像をスマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎平成２７年９月定例会から、常任委員会の録画配信を開始。

◎令和元年7月から、MAC OS端末でも視聴できるようシステムを改修。

◆インターネットによるライブ配信

◎平成２６年９月定例会から、全ての本会議（臨時会を含む）及び予算決算委員会の当初予算・決算審査について、ライブ配信を開始。（スマートフォン、タブレット端末でも視聴可）

◎平成２７年９月定例会から、常任委員会のライブ配信を開始。

◎令和元年９月定例会から、MAC OS端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎令和３年６月定例会から、常任委員会の閉会まで配信範囲を拡大。これまでは、常任委員会の開会から議案質疑まで配信しており、その後の資料説明や一般質問は配信していなかった。

◆議会映像インターネット録画配信業務

本会議・4常任委員会のインターネットライブ映像から、受託者は順次編集作業に取り掛かる

本　会　議
予算決算委員会

編集作業

総務委員会
教育民生委員会
産業建設委員会

受託者は、会議が開催された日の翌週火曜日に品質確認用サイトに配信用データを登録

受託者は、会議が開催された日の3日後に品質確認用サイトに配信用データを登録

議会事務局で内容を確認し、水曜日（午前9時）に配信開始

議会事務局で内容を確認し、会議が開催された日の4日後（午前9時）に配信開始

◆議会映像等インターネット配信業務経費

【ランニングコスト／年】（本会議・委員会のライブ・録画配信）

◎インターネット光回線使用料

◎インターネットプロバイダー利用料

◎サーバー利用料

◎編集作業　　等

約2，５００千円

◆ケーブルＴＶにて「こんにちは！市議会です」の放送

【取り組みの経緯】

亀山市では、ケーブルテレビ導入後、１チャンネルを借りて行政情報番組を放送しており、この行政チャンネルを活用して定例会の内容を報告する番組が作成できないかと議会改革推進会議検討部会長から提案があった。

会派代表者会議で確認後、事務局にて番組原稿の作成、議会活動の映像を撮影し、番組制作をケーブルテレビ会社へ委託し、平成２３年９月定例会より放送をスタートした。（最初の番組は、検討部会長と事務局で内容を確認）

その後、番組の監修については、すでに設置されていた『議会だより編集委員会』を発展させ、新たに『広聴広報委員会』と名称を変更して、平成２３年１２月定例会より番組づくりを行い、現在に至っている。

◎番組監修 ⇨ 広聴広報委員会

「議会だより編集委員会」は、「市議会だより」の発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です」の監修、並びに広聴機能の充実を図るため、「市議会広聴広報委員会」に名称を変更。

（平成２３年１２月設置　委員７名　副議長が委員長）

・委員会の役割

放送に向けたスケジュールの調整

放送する原稿及び映像のチェック（監修）

◎番組制作経費

【令和６年度契約額】

８９０，０００円（税別）

１５分番組（６月定例会、１２月定例会）１本 １９０，０００円

２０分番組（３月定例会、９月定例会）　１本 ２５５，０００円

（ケーブルテレビ放送及びインターネット配信は、１週間　）

◆「こんにちは！市議会です」の制作から配信までの流れ

議会開会後、事務局にてTV原稿素案作成。番組制作業者と撮影日と放送日について協議。また、行政番組担当部署と放送日について協議。

↓

定例会閉会日の3日後に広聴広報委員会を開催。 事務局作成のTV原稿について協議。

↓

委員会開催の3日後に広聴広報委員会を開催。前回の協議内容により修正したTV原稿について確認。

↓

番組収録　カメラマン1名（1日）
広聴広報委員会委員2名（ナレーション・顔出し）
事務局職員1名（収録補助）、その他出演議員

R6.3　定例会分から、進行を事務局職員ではなく、委員に変更

↓

事務局が収録スタジオ（関支所内に設置）にて番組内容を確認。修正箇所等協議し、その場で修正。

広聴広報委員会の開催し、番組内容を最終確認。

広聴広報委員会による番組内容の確認の様子

↓

番組内容確認日の2日後、番組制作業者より、DVD納品

↓

すぐに事務局から配信委託業者へ映像データを送付。

↓

配信委託業者にて番組映像を確認用サイトへ登録。事務局にて確認。

↓

番組放送とともに配信開始。

◆「こんにちは！市議会です」の放送

◎平成２３年１０月から、定例会の内容を報告する議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送を開始。

- H23.10月～　１日６回（8:00～21:00）、２週間放映
- H24.10月～　１日９回（6:00～21:00）、２週間放映
- H25.4月～　１日１８回（６：００～２４：００の間、毎時００分から）、１週間放映

【番組名】令和５年第２回臨時会・１２月定例会ダイジェスト
【放送日】令和６年１月１９日～１月２５日
【放送内容】◆第２回臨時会の経過について
◆亀山市議会の新体制について
◆１２月定例会の経過について

【番組名】令和６年３月定例会ダイジェスト
【放送日】令和６年４月１９日～４月２５日
【放送内容】◆令和６年３月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について
◆常任委員会の所管事務調査における提言に対する市の対応について

【番組名】令和６年６月定例会ダイジェスト
【放送日】令和６年７月１９日～ ７月２５日
【放送内容】◆令和６年６月定例会の経過について
◆所管事務事業概要説明について

【番組名】令和６年９月定例会ダイジェスト
【放送日】令和６年１０月１８日～１０月２４日
【放送内容】◆令和６年９月定例会の経過について
◆予算決算委員会における審査の概要について
◆常任委員会所管事務調査の経過と結果について
◆令和６年度亀山市中学生議会について

◎ 平成２３年１１月からインターネットでの配信を開始。

◎ 平成２５年６月定例会から議員が出演。
～【議会改革について】議長・議会改革推進会議検討部会長が出演～

◎平成２５年７月から亀山市facebookにて「こんにちは！市議会です」の放送とインターネット配信をＰＲ。

◎ 平成26年9月からインターネットでの配信について、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようシステムを改修。

◎ 平成26年10月からインターネット配信については、ケーブルテレビの放送開始日からに改める。

◎番組のナレーション等を事務局職員が行ってきたが、令和６年３月定例会分から、広聴広報委員会委員により行うこととした。

◆ホームページについて

◎平成21年9月定例会から議会映像の録画配信をスタート

◎平成22年8月　議会基本条例に関するページを開設

◎平成22年9月定例会から決算特別委員会の録画配信をスタート

◎平成22年12月から、政務調査費の収支報告書を公開

◎平成23年4月から、議長交際費の支出状況を公開

◎平成23年１０月から、各常任委員会における所管事務調査を公開

◎平成23年11月から、「こんにちは！市議会です」の映像配信を開始

◎平成２４年９月から、上程議案の内容を公開

◎平成２５年度にホームページのリニューアルの検討

◎平成２５年７月に、ホームページのリニューアルと議会の情報化に関する議員アンケートを実施。

◎平成２５年９月定例会から、議員別賛否一覧、常任委員会行政視察報告書をホームページにて公開。

◎平成２５年１２月から、議会改革白書2013をホームページにて公開。

◎平成２６年６月から、政務活動費の会計帳簿を公開。

◎平成２６年７月、「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施するが、ホームページからも回答が出来るようにする。

◎平成２６年１０月、議会改革白書2014をホームページにて公開。

◎平成２７年１月、ホームページをリニューアル

◎平成２７年１０月、議会改革白書2015をホームページにて公開。

◎平成２８年５月から、政務活動費の領収書を公開。

◎平成28年１０月、議会改革白書2016をホームページにて公開。

◎平成29年１０月、議会改革白書2017をホームページにて公開。

◎平成30年１０月、議会改革白書2018をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。

◎令和元年１０月、議会改革白書2019をホームページにて公開。

◎令和２年１０月、議会改革白書2020をホームページにて公開。

◎令和3年１０月、議会改革白書2021をホームページにて公開。

◎令和4年１０月、議会改革白書2022をホームページにて公開。
亀山市議会に関する市民意識調査を実施。

◎令和5年１０月、議会改革白書2023をホームページにて公開。

◎令和６年１０月、議会改革白書2024をホームページにて公開。

◆*ホームページのリニューアルの方向性*

- 利用者の視点に立ち、分かりやすく、使いやすい構成及びデザインとする。
- 議員活動に活用できるよう、議案や関係資料等を掲載し内容の充実に努める
- 操作性の向上

◆*リニューアル後のホームページの特徴*

- カテゴリー別に分類
  ①市議会の活動　②議員紹介　③市議会の情報　④広聴広報
  ⑤市議会データベース　⑥インターネット配信
- カレンダーによるスケジュール掲載
- ＰＲ用にトピックスを活用
- 議会活動に必要な情報（定例会の議案資料等）の掲載
- 各種会議の経過及び資料の掲載
- キッズページを掲載

◎市議会に関する市民意識調査（市民アンケート）

目的

亀山市議会では、平成２２年６月に議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げた「亀山市議会基本条例」を施行し、開かれた議会の実現に向けて議会改革に取り組んでいます。継続的な議会改革を推進するため、市議会に対する市民の率直な意見・要望を把握し、市民の意見を改革に反映することを目的として「亀山市議会に関する市民意識調査」を実施しています。

【令和４年度調査】

調査区域：亀山市全域

調査対象：市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人

回答率　：34.8%(348人)

調査項目：年齢、地区、職業等の基本的事項、議会の活動、
議会基本条例、議会改革の取組、ホームページ、
議会報告番組、議会だより、政策提言等

業務委託契約額：９００，０００円（税別）

効果：　議会だよりや議会報告番組のリニューアル

◎議会映像等のインターネット配信アクセス件数一覧

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	6,917	0	336	6,873	0	999	4,884	193	381	6,426	27,009
議会映像録画配信トップページ	345	357	3,623	379	446	3,473	339	889	2718	628	621	2944	10,211
各議員の映像配信ページ	1,473	1,807	1,030	2,392	770	1,500	2,239	1,268	2,702	1,905	956	1,828	19,870
報告番組配信ページ	208	125	15	145	33	34	109	37	178	200	36	29	1,149

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
議会中継ライブ配信ページ	0	0	3,807	0	273	7,603	0	619	5,490	0	433	7,778	26,003
議会映像録画配信トップページ	328	256	2,553	307	418	4,346	559	998	3,257	347	600	3,504	17,473
各議員の映像配信ページ	3,069	1,612	1,601	1,646	501	4,098	1,721	1,030	5,048	1,593	911	2,994	25,824
報告番組配信ページ	193	21	46	86	13	69	78	88	128	139	58	123	1,042

2. 規程

亀山市議会広聴広報委員会規程

（趣旨）
第１条　この規程は、亀山市議会会議規則（平成１７年亀山市議会会議規則第１号）第１５７条第４項の規定に基づき、亀山市議会広聴広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次の事項を所掌する。
（１）市民の多様な意見の集約に関すること。
（２）「かめやま市議会だより」に関すること。
（３）ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。
　ア　「こんにちは！市議会です」の企画・制作・監修に関すること。
　イ　議会映像の配信に関すること。
　ウ　その他ケーブルテレビ又はホームページを活用した広聴広報に関すること。
（４）議会のホームページに関すること。
（５）議会と市民との意見交換会の開催に関すること。
（６）その他議会の広聴及び広報に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、副議長をもって充てる。
３　副委員長は、委員の互選により定める。
４　委員は、副議長の属する会派以外の各会派から１人ずつ選出された議員とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会派に属さない議員を委員とすることができる。

（委員の任期）
第４条　委員会の委員の任期は、亀山市議会委員会条例（平成１７年亀山市条例第１５１号）に定める常任委員の任期の例による。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
３　委員会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延防止の観点等から、委員会の会議の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により行うことができる。
４　前項の規定により行う会議の運営については、亀山市議会委員会の例による。
（会議の公開）
第６条　委員会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、出席委員の半数以上の同意があったときは、公開しないことができる。
（会議の傍聴）
第７条　委員会の傍聴に関し必要な事項は、亀山市議会傍聴規則（平成１７年亀山市議会規則第２号）を準用する。
（記録）
第８条　委員長は、職員をして会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。
（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月１４日議会規程第２号）

この規程は、公表の日から施行する。

附　則（平成２９年１０月２７日議会規程第２号）

この規程は、公表の日から施行する。

附　則（平成３０年１１月１２日議会規程第４号）

この規程は、平成３０年１１月１２日から施行する。

附　則（令和３年６月１５日議会規程第１号）

この規程は、令和３年６月１５日から施行する。

附　則（令和５年１０月１９日議会規程第４号）

この規程は、令和５年１０月１９日から施行する。

タブレット端末導入の経過について

タブレット導入の経過

H25. 5	議員に対して議会の情報化に関するアンケートを実施
H26. 4	会派室使用のインターネットの通信速度を４０Mから１６０Mにアップ
H26. 5	議会改革推進会議検討部会において、議会活動等へのタブレット端末の導入について検討を開始
H26. 9	無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を会派室、事務局、議会図書室等 に整備
H26.10	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）１台購入、議会事務局で活用シーンを検討
H27.10	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）10台購入、内部会議での活用シーンを検討
H27.11	議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置、タブレットの運用・使用基準の検討
H27.12	タブレット（Microsoft　Surface　Pro3）10台追加購入
H28. 3	「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を施行

H28. 4	議場、委員会室に無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を整備 議員全員にタブレットを配付、研修会を2度開催
H28. 5	タブレットの本格運用開始
H28. 6	「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ」を改正
H28.12	定例会及び委員会の配付資料について、出来るところからペーパレス化に取り組むこととし、１２月定例会から実施
R2. 1	議会改革推進会議検討部会にプロジェクトチームを設置、次期タブレット端末の仕様等について協議を開始
R 2.10	更新するタブレット端末の機種は「ipadpro12.9」とし、電子会議システムは「sidebooks」を導入することを確認
R 3. 4	タブレット（ipadpro12.9） 22台購入
R 3. 5	議員全員にタブレットを配付、操作研修会を開催
R 3. 6	「亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱」及び「亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ 」を改正 議場、委員会室の無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境を改善
R3. 12	執行部が導入したことにより、予算書、決算書を除き、 資料の完全ペーパーレス化を実施

R5. 10	会議日程の調整や議員相互の情報共有等を円滑に進め、議会運営の効率化を推進するとともに、議会事務局の業務効率化を目的に議会グループウェアとしてLINEWORKSを導入

タブレット端末導入（Surface pro3）【H27年度】

初期導入費

・議場・委員会室の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　４台　　71,496円
　電源工事、配線工事　　228,960円

・備品購入費
　タブレット端末（Microsoft Office、キーボード等含む）２１台
　3,149,820円
　レーザー複合機（カラー）１台　72,576円、（モノクロ）１台　24,084円

ランニングコスト

・タブレット端末通信費
　月額3,027円×18人×12ヶ月＝653,832円
　※通信費月額3,027円の内、1,000円は各議員が政務活動費で負担

・ウイルスバスター更新費（18台分）48,180円

運用システム

・ Microsoft　OneDrive

タブレット端末（ipadpro12.9）に更新【令和３年５月】

導入費

・議場・委員会室の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　４台更新（業務用無線ＬＡＮ機器）

・各会派室内の無線ＬＡＮ環境整備
　無線ルーター　　５台（追加）

・通信運搬費
　タブレット端末（ipadpro）２２台　147,032円/月
　（毎月の通信費と合わせて割賦払い）

・消耗品費　キーボード２２台　533,852円　ペンシル２２本　343,640円

・委託料
　議会負担分のみで会議システム初期設定料金及び講習会料金　506,000円

ランニングコスト

・タブレット端末通信費（タブレット端末代3,820円を含む）
　月額6,354円×22人×12ヶ月＝1,677,456円
　※通信費月額6,354円の内、2,000円は各議員が政務活動費で負担

・会議システム利用料金※ライセンス数に応じて執行部と按分　執行部75：議会25
　全体費用1,254,000円／年のうち313,500円/年（議会負担分のみ）

運用システム

- SideBooks（電子会議システム）
  クラウド本棚を利用
  【月額費用】
  基本料金（ファイル容量１ＧＢを含む）　費用20,000円／月
  クライアントライセンス１５０名まで（現在：議会２５、執行部７５）
  　　費用30,000円／月
  オプション　ファイル容量追加１０ＧＢ　費用45,000円／月
  【システム管理】
  情報政策部署が管理者
  なお、議員や委員会委員の変更は議会事務局で対応
- ＳＭＳＭ（KDDI Smart Mobile Safety Manager）
  タブレット端末２２台を一括で管理するシステム
  通信会社ＫＤＤＩのアプリであり、遠隔で各端末のアプリの追加・変更が可能、各端末にApple IDを使用せずにログイン

運用システム

- Microsoft 365 app for business
  ５ライセンス（２５台分）　費用59,400円／年
  タブレット端末でのワード、エクセル、パワーポイントの利用に対応

- LINE WORKS with KDDI（年額プラン月払い）
  プラン：スタンダード　単価495円×27ID＝13,365円／月（税込み）
  議員１８人＋事務局８人＋管理者１人＝２７人分
  会議日程の調整やトークによる各種連絡に活用

タブレットの活用

目的
- 情報伝達の迅速化
- ペーパーレス化

→ 効率的な議会活動、議員活動及び政務活動

使用用途

議会活動、議員活動及び政務活動において使用

①公開する会議での使用のほか議会活動全般

②政務活動

③議会事務局との連絡手段

効果
- ペーパーレス化　約31,000枚削減（令和３年１２月－令和４年６月）